

各府省におけるR I Aの実施状況（個表）

< 目 次 >

1. 公正取引委員会におけるR I Aの実施状況	1
2. 国家公安委員会・警察庁におけるR I Aの実施状況	3
3. 金融庁におけるR I Aの実施状況	14
4. 総務省におけるR I Aの実施状況	18
5. 法務省におけるR I Aの実施状況	30
6. 外務省におけるR I Aの実施状況	35
7. 財務省におけるR I Aの実施状況	36
8. 文部科学省におけるR I Aの実施状況	37
9. 厚生労働省におけるR I Aの実施状況	48
10. 農林水産省におけるR I Aの実施状況	58
11. 経済産業省におけるR I Aの実施状況	78
12. 国土交通省におけるR I Aの実施状況	116
13. 環境省におけるR I Aの実施状況	148

表 R I A - 1 公正取引委員会における R I A の実施状況（3 件）

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
1	公正取引委員会 事務総局 経済取引局 総務課 企画室	独占禁止法違反行為に対する課徴金賦課（規制の追加、強化、拡充） 【R I A の対象とした法令】 ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	平成 17 年 3 月（当該法律案の国会提出後、公布時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 平成 16 年 5 月	【目的】 現在、我が国においては、市場原理・自己責任原則に立脚した経済社会の実現のために抜本的な経済構造改革を推進することが喫緊の課題となっている。また、そのためには、カルテル・入札談合等の独占禁止法違反行為に対する執行力・抑止力を十分なものにしていく必要がある。 また、従来みられた価格カルテル行為に加えて、供給量、市場占有率、取引先等を制限するカルテル行為等がみられるなど違反行為の態様も多様化してきている。特定の有力な事業者が他の事業者に対価・供給量・供給先等を指示するなどその事業活動を支配して、市場全体の価格・供給量のコントロールを図る私的独占については、他の事業者の事業活動の排除を併せて行っている場合も含めて、経済実態として価格カルテル等と変わらないと評価できる。 カルテル禁止規定等の実効性を確保することにより、公正かつ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進するという独占禁止法の目的に資する。 【内容】 上記措置を導入するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に所要の改正を行う。	過去のカルテル・入札談合を分析・推計すると、平均 16.5%（約 9 割の事案で 8%以上）の不当利得があるとみられるため、課徴金算定率を 6%から 10%に引き上げる（違反行為を繰返した場合は、15%）ことにより、独占禁止法違反行為が抑止される。 購入カルテルについては、価格カルテルと同様、経済的利得を得ているとみられ、課徴金の対象とすることで違反行為の抑止が図られる。 対価、供給量、市場占有率又は取引先を制限する私的独占については、違反事業者が他の事業者を支配しているだけで、価格カルテルと同様の経済実態が存在するため、課徴金の対象とすることで、違反行為の抑止が図られる。	【行政コスト】 購入カルテル及び対価、供給量、市場占有率又は取引先を制限する私的独占事件における課徴金を算定するために要するコスト。 【遵守コスト】 課徴金対象行為の違反事業者については、課徴金の負担の増加が見込まれる。また、購入カルテル、対価、供給量、市場占有率又は取引先を制限する私的独占を行った事業者については、新たに課徴金の負担が生じる。ただし、課徴金制度は、独占禁止法違反行為を行った事業者に対し、課されるものであり、違反行為を行っていない事業者に対して、新たな負担を強いるものではない。	代替手段としては、現状維持があるが、その場合、過去のカルテル・入札談合を分析・推計すると、平均 16.5%（約 9 割の事案で 8%以上）の不当利得があるとみられながら、現行制度で対応するとすれば、違反行為を繰返す事業者が跡を絶たない状況が改善されない。 また、対価、供給量、市場占有率又は取引先を制限する私的独占については、違反事業者が他の事業者を支配しているだけで、価格カルテルと同様の経済実態が存在するにもかかわらず、課徴金の適用対象外であれば、違反行為の抑止が働かない。購入カルテルについても同様である。 さらに、独占禁止法違反行為による価格の上昇・硬直化等に伴う経済厚生への低下が生じる。	「独占禁止法研究会報告書」（平成 15 年 10 月公表）の提言事項 【R I A 結果の活用状況】 平成 17 年 4 月 20 日、独占禁止法改正法案成立 平成 18 年 1 月 4 日、施行	改正法 施行後 5 年以内 を行う。
2	公正取引委員会 事務総局 経済取引局 総務課 企画室	課徴金減免制度（規制の新設） 【R I A の対象とした法令】 ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	平成 17 年 3 月（当該法律案の国会提出後、公布時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 平成 16 年 5 月	【目的】 カルテル・入札談合は、密室の行為であり、発見・解明が困難であることを踏まえ、違反行為の摘発により、事案の真相究明、違法状態の解消及び違反行為の防止を十分に図るためには、違反行為を自ら報告してきた事業者に対して、措置を減免する制度を導入することが適当であるとの認識から、欧米やアジアの各国において、いわゆるリ	課徴金減免制度を導入することにより、密室の行為であるカルテル・入札談合の発見・解明に資する。 また、違反行為から離脱するインセンティブを与え、企業の法令遵守の取組を後押しすることに資する。	【行政コスト】 減免申請の窓口等の体制整備。 【遵守コスト】 課徴金減免制度は、違反事業者に対して課される課徴金を減免するものであり、事業者に対して、新たな負担を強いるものではない。	代替手段としては、現状維持があるが、その場合、カルテル・入札談合は、密室の行為であることから、発見・解明が困難であり、違法状態の解消及び違反行為の防止を十分に図ることができない。また、独占禁止法違反行為が排除されないこと等による価格の上昇・硬直化等に伴う経済厚生への低下が生じる。 カルテル・入札談合は、密室の行為で	「独占禁止法研究会報告書」（平成 15 年 10 月公表）の提言事項 【R I A 結果の活用状況】 平成 17 年 4 月 20 日、独占禁止法改正法案成立	改正法 施行後 5 年以内 を行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				<p>ニエンシー制度が導入されている。同制度は、多くの国際カルテル事件等の調査において有効に機能しており、OECDも同制度が違反行為の摘発、抑止に大きな成果をあげているとして、加盟国政府に同制度の導入を推奨している。</p> <p>【内容】 上記措置を導入するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に所要の改正を行う。</p>				<p>あり、課徴金減免制度を導入することにより、違反行為の発見・解明に資するため、現状が改善される効果があるものと思料される。</p>	<p>平成18年1月4日、施行</p>
3	公正取引委員会 事務総局 経済取引局 総務課 企画室	<p>価格の同調的引き上げに関する報告の徴収制度(規制の廃止)</p> <p>【RIAの対象とした法令】 ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律</p>	<p>平成17年3月(当該法律案の国会提出後、公布時まで)</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 平成16年5月</p>	<p>【目的】 年間国内総供給価額が600億円超で、かつ、上位3社の市場占拠率の合計が70%超という市場構造要件を満たす同種の商品又は役務につき、首位事業者を含む2以上の主要事業者(市場占拠率が5%以上であって、上位5位以内である者をいう。)が取引の基準として用いる価格について、3か月以内に、同一又は近似の額又は率の引き上げをしたときは、公正取引委員会は、当該主要事業者に対し、当該価格の引き上げ理由について報告を求めることができる。</p> <p>意思の連絡なく価格を一斉に引き上げる行為に対してはカルテル規制では捕捉できないことから、価格の同調的引き上げが行われた場合に値上げ理由の報告を求め、国会への年次報告でその概要を示すこととすることにより、企業の価格決定が慎重になり、公正かつ自由な競争の促進に資することになることを期待して設けられたもの。</p> <p>【内容】 上記規制を廃止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に所要の改正を行う。</p>	<p>事前に限定的な業種かつ価格の引き上げにのみ規制の網をかけておくのではなく、競争政策上望ましくないと考えられる同調的行為があれば、個別に理由を求めるなどの調査をすることにより、効果的に摘発に力を注ぐことができる。</p>	—	<p>代替手段としては、報告の徴収制度の維持があるが、報告の徴収制度は、導入当初期待されていた価格の同調的引き上げ行為に対して十分に抑止力を発揮しているとはいえない。また、監視対象品目及び周辺の品目について、監視対象に該当するか否かの視点から市場規模やシェアの調査を継続的にを行い、これを踏まえて監視対象リストの改定を定期的に行うこととなるとともに、企業は、ビジネス上正当な行為を行っている場合であっても、価格引き上げの理由について報告書を提出する作業が生じる。</p> <p>価格の同調的引き上げは、①巧妙に意思の連絡を明らかにせず、意思の連絡がないかのようにみえるカルテル行為、②実際にも意思の連絡の一切ない同調行為に理論上区別できるが、運用状況や企業の意識の変化、運用改善等による対応についての検討を踏まえれば、政策的には、独占禁止法上は理由の報告等の特別の対応を行うよりも、上記①に向けたカルテルの効果的な摘発に力を注ぎ、同②のために用いているリソースを振り向けていくことが適当であると思料される。</p>	<p>独占禁止法研究会報告書(平成15年10月公表)の提言事項</p> <p>【RIA結果の活用状況】 平成17年4月20日、独占禁止法改正法案成立 平成17年5月27日、同制度の廃止</p>	—

表 R I A - 2 国家公安委員会・警察庁における R I A の実施状況（23件）

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
4	警察庁 生活安全 局生活環 境課	デリバリーヘル ス営業関係 ・ デリバリー ヘルス営業に係 る受付所及び待 機所を届出対象 に追加 ・ 受付所に対 する店舗型ファ ッションヘルス と同様の営業禁 止区域等の規制 の適用 ・ 警察職員に よる立入りの対 象施設にデリバ リーヘルス営業 に係る事務所、 受付所及び待機 所を追加 (規制の追加、強 化、拡充) 【R I A の対象 とした法令】 ・ 風俗営業等の 規制及び業務の 適正化等に関する法律第 31 条 の 2 第 1 項、第 31 条の 3 第 2 項、第 37 条第 2 項	平成 17 年 2 月 (当該法律案の 国会提出時ま で) 【パブリック・ コメント実施時 期】 -	【目的】 デリバリーヘルスの営業について、店 舗型ファッションヘルスの営業所類似 の受付所が多数出現し、善良の風俗と 清浄な風俗環境を害しているほか、同 営業においては、年少者使用が後を絶 たず、また、人身取引の被害者が接客 業務に従事している可能性もある。 したがって、当該営業に係る受付所及 び派遣従業員の待機所を届出事項に追 加するとともに、受付所については、 店舗型ファッションヘルスに対する規 制を適用し、その設置地域、営業時間、 客引き行為等を規制し、また、各種規 制の遵守状況を確認するため、デリバ リーヘルス営業の本拠となる事務所、 受付所及び待機所を警察職員の立入対 象とすることにより、善良の風俗と清 浄な風俗環境の保持等に資する。 【内容】 上記措置を実施するため、風俗営業等 の規制及び業務の適正化等に関する法 律に所要の改正を行う。	【社会的便益】 受付所や待機所を立入りの対象とする ことにより、デリバリーヘルス営業に よる年少者使用、年少者を受付所に客 として立ち入らせること等の各種違法 行為が防止されるほか、受付所の設置 を抑制することにより、脱法的な店舗 型ファッションヘルスを抑制するな ど、善良の風俗、清浄な風俗環境の保 持、少年の健全育成に資する。	【行政コスト】 届出事項の追加による営業管理システ ムの整備に要する費用及び立入事務の 増加。 【遵守コスト】 届出書の記載事項及び添付書類の増加 に伴い負担が増加する。立入りについ ては、恒常的なものではなく、必要な 限度においてのみ行われるものである から、負担は少ない。	代替手段としては、現状維持が考えら れるが、その場合、受付所及び待機所 における各種違法行為を防止すること が困難となり、取締り等に要する負担 が増加する。また、受付所が無制限に 設置されることにより、善良の風俗、 清浄な風俗環境を害し、少年の健全育 成に悪影響を及ぼす。	有識者で構成さ れる風俗行政研 究会において、 効果が期待でき る対策とされ た。 【R I A 結果の 活用状況】 規制制定過程に おける客観性と 透明性の向上を 図るため公表。 平成 17 年 2 月 25 日、第 162 回 国会に改正法律 案提出	平成 23 年 5 月 頃まで
5	警察庁 生活安全 局生活環 境課	広告規制関係 ・ 性風俗関連 特殊営業を営む 者による人の住 居へのビラ等の 頒布、広告制限 区域等における 広告物の表示等 の直罰化及び無 届業者の広告宣	平成 17 年 2 月 (当該法律案の 国会提出時ま で) 【パブリック・ コメント実施時 期】 -	【目的】 性風俗関連特殊営業については、一般 家庭の郵便受け等にビラを投げ込んだ り、広告制限区域等において広告物を 表示することが禁止されており、これ らの違反行為は行政処分の対象とされ ているが、行政処分のみでは状況が改 善されなかった。 したがって、これらの違反行為を直罰 化する。また、一般家庭の郵便受け等	【社会的便益】 風俗関連特殊営業に係るビラ等のはん 濫が防止され、善良の風俗と清浄な風 俗環境の保持、青少年の健全育成に資 する。 【関連業界への便益】 法の規定に従って届出をしている業者 にとっては、競争関係にある無届業者 が排除される利益がある。 【国民への便益】	【行政コスト】 取締りの負担は増加するが、従来に比 べて効率的な取締りが可能となる。	代替手段としては、現状維持が考えら れるが、その場合、性風俗関連特殊営 業に係るビラ等のはん濫を十分に抑止 できない現状が改善されない。	有識者で構成さ れる風俗行政研 究会において、 効果が期待でき る対策とされ た。 【R I A 結果の 活用状況】 規制制定過程に	平成 23 年 5 月 頃まで

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		伝等の禁止 (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 27 条の 2、第 28 条第 5 項、第 31 条の 2 の 2 等		に投げ込まれたビラや新聞、雑誌等に掲載されている店舗型、無店舗型の性風俗特殊営業に係る広告宣伝の多くが無届営業によるものであることから、無届業者による広告宣伝を禁止することにより、善良の風俗と清浄な風俗環境の保持等に資する。 【内容】 上記措置を実施するため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に所要の改正を行う。	客となる意思のない者の住居に性風俗関連特殊営業に係るビラ等が投げ込まれることを防止でき、住居の平穏が守られる。			おける客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成 17 年 2 月 25 日、第 162 回国会に改正法律案提出	
6	警察庁 生活安全局生活環境課	客引き規制関係 ・客引きをするための立ちふさがり、つきまとい行為の禁止 (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 22 条、第 28 条第 12 項、第 31 条の 3 第 2 項等	平成 17 年 2 月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 最近、風俗営業等を営む者が、客引きの規制から逃れるため、店の名前や具体的な文言を言わないまま、相手の前に立ちふさがったり、相手につきまといながら声を掛け、相手に関心を示してから客引きに移行する形態が増加している。これらの行為は、外形上は客引きに類似し、客引き行為と同様に善良の風俗と清浄な風俗環境を害している。 したがって、これらの「立ちふさがり」や「つきまとい」行為を禁止することにより、善良の風俗と清浄な風俗環境の保持等に資する。 【内容】 上記措置を実施するため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に所要の改正を行う。	【社会的便益】 善良の風俗と清浄な風俗環境の保持が図られる。 【国民への便益】 風俗営業等の客となる意思のない一般の通行人に対する「立ちふさがり」や「つきまとい」行為が防止でき、一般の通行人が不快な思いをしなくなる。	【行政コスト】 従来の客引きの取締りの延長で行うことができる事務であり、特に取締りの負担は増加しない。	代替手段としては、現状維持が考えられるが、その場合、客引き類似の「立ちふさがり」、「つきまとい」行為が取り締まれないことにより、善良の風俗と清浄な風俗環境が害される現状が改善されない。	有識者で構成される風俗行政研究会において、効果が期待できる対策とされた。 【R I A結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成 17 年 2 月 25 日、第 162 回国会に改正法律案提出	平成 23 年 5 月頃まで
7	警察庁 生活安全局生活環境課	風俗営業許可の欠格事由等関係 ・風俗営業の許可の欠格事由等の追加 (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 ・風俗営業等の規制及び業務の	平成 17 年 2 月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 人身取引の被害者が風俗営業、性風俗関連特殊営業において稼働している実態がある。 したがって、刑法に新設される人身売買に関する罪等を、風俗営業の許可の欠格事由及び性風俗関連特殊営業の営業停止等命令の事由に追加することにより、これらの営業が人身取引の温床となることを防止する。 【内容】 上記措置を実施するため、風俗営業等	【社会的便益】 人身売買に関する罪を犯したブローカー等が風俗営業及び性風俗関連特殊営業から排除され、人身取引の防止が図られる。	【行政コスト】 風俗営業の許可や性風俗関連特殊営業の営業停止等命令の制度は、従来からあり、行政の負担が増加するものではない。	代替手段としては、現状維持が考えられるが、その場合、①人身売買の罪等を犯した者であっても、風俗営業や性風俗関連特殊営業を営むことが可能となるが、このような者による営業を認めることに社会的利益はない、また、②人身取引のブローカー等が風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営むことが可能となり、これらの営業が人身取引の温床となるおそれが高まる。	有識者で構成される風俗行政研究会において、効果が期待できる対策とされた。 【R I A結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を	平成 23 年 5 月頃まで

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		適正化等に関する法律第4条第1項、第30条第1項等		の規制及び業務の適正化等に関する法律に所要の改正を行う。				図るため公表。 平成17年2月25日、第162回国会に改正法律案提出	
8	警察庁 生活安全局生活環境課	接客従業者の在留資格関係 ・ 風俗営業者等に対する接客従業者の在留資格等の確認の義務付け (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第36条の2	平成17年2月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 風俗営業等に不法就労する外国人(特に女性)が後を絶たず、人身取引及び売春等の違法行為の温床となっている。 したがって、接待飲食等営業、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業及び夜間における酒類提供飲食店営業を営む者は、その営業に関し客に接する業務に従事する者の在留資格、在留期間等を確認し、確認の記録を作成・保存しなければならないこととすることにより、風俗営業に係る不法就労の防止対策を強化し、風俗営業等に関する外国人に係る人身取引及び売春等の違法行為を防止する。 【内容】 上記措置を実施するため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に所要の改正を行う。	【社会的便益】 人身取引の被害者が風俗営業等に不法に就労することが防止され、人身取引の防止が図られる。	【行政コスト】 特別な負担は増加しない。 【遵守コスト】 就労資格の確認記録の作成及び保存の負担が増加する。ただし、現行法においても、従業者名簿(労働者名簿)の作成・保存が義務付けられていることから、実際の負担は、それほど増加しないと見込まれる。	代替手段としては、現状維持が考えられるが、その場合、風俗営業及び性風俗関連特殊営業が外国人の不法就労、人身取引の温床となり、各種違法行為や人権侵害が行われやすくなる。	有識者で構成される風俗行政研究会において、効果が期待できる対策とされた。 【R I A結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成17年2月25日、第162回国会に改正法律案提出	平成23年5月頃まで
9	警察庁 生活安全局生活環境課	届出受理書関係 ・ 性風俗関連特殊営業を営む者に対する届出受理書の備付け及び提示義務 (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第27条第4項・第5項、第31条の2第4項・第5項等	平成17年2月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 各種犯罪の温床となっている無届の性風俗関連特殊営業を排除するためには、届出書を提出した業者であるか否かを外形的に判断することができる仕組みを構築する必要性が高い。 したがって、公安委員会は、性風俗関連特殊営業を営もうとする者から届出書の提出があったときは、当該届出書の提出者に届出受理書を交付することとし、性風俗関連特殊営業を営む者は、当該届出受理書を、その営業所等に備え付けるとともに、関係者から請求があったときは提示しなければならないこととすることにより、無届の性風俗関連特殊営業を排除する。 【内容】 上記措置を実施するため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に所要の改正を行う。	【社会的便益】 無届業者が排除され、無届業者による年少者使用、ビラ頒布、売春の周旋等の各種違法行為が防止される。 【関連業界への便益】 法の規定に従って届出をしている業者にとっては、競争関係にある無届業者が排除される利益がある。 【国民への便益】 客又は従業者となろうとする者、広告宣伝業者、営業所等の場所を提供している者等が、無届業者による違法行為に巻き込まれたり、無届営業を助長することが防止される。	【行政コスト】 届出受理書を交付する事務が増加する。ただし、届出の受理は従来から行っており、事務量の増加はそれほど大きくないと見込まれる。 【遵守コスト】 関係者から請求があったときは、届出受理書を提示しなければならない。	代替手段としては、「公安委員会が届出書を提出した業者の一覧表を作成し、公表する」ことが考えられるが、その場合、届出受理書の交付と同様に、届出書を提出した業者であるか否かを外形的に判断できるが、関係者にとって、公安委員会に赴いて一覧表を閲覧することやホームページ上で届出書を提出した業者を検索することは、性風俗関連特殊営業を営む者に届出受理書の提示を求めることに比べて負担が重く、また、ホームページの更新等の行政コストも届出受理書の交付に比べて大きい。	有識者で構成される風俗行政研究会において、効果が期待できる対策とされた。 【R I A結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成17年2月25日、第162回国会に改正法律案提出	平成23年5月頃まで

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
10	警察庁 交通局交通企画課	中型自動車による違反行為に対する使用制限命令の期間を3月とする (規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 ・道路交通法施行令第26条の7、第26条の8	平成17年3月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年4月	【目的】 大型化が進化した貨物自動車による交通事故を防止するため、平成16年の道路交通法改正により、新たに自動車の種類として中型自動車(車両総重量5トン以上11トン未満)が設けられた。 上記の趣旨に照らすと、中型自動車による違反行為が、交通の危険を生じさせ又は交通の妨害となるおそれは、大型自動車による違反行為と同様であることから、中型自動車の運転者が常習的に違反行為をした場合における使用制限命令の期間を大型自動車と同じ3月とすることにより、これを抑止する。 【内容】 上記措置を実施するため、道路交通法施行令に所要の改正を行う。	【社会的便益】 中型自動車の使用者に対する使用制限命令の感銘力が高められ、常習的な違反行為が抑止され、交通の危険を生じさせ又は交通の妨害となるおそれが少なくなる。	【行政コスト、遵守コスト、社会的コスト】 特別の負担の増加は生じない。	代替手段としては、「中型自動車の運転者が違反行為をした場合における使用制限命令の期間を大型自動車に係るものよりも短縮する」ことが考えられるが、その場合、中型自動車による違反行為が、交通の危険を生じさせ又は交通の妨害となるおそれは、大型自動車による違反行為と同様であるにもかかわらず、常習的な違反行為の抑止が不十分となる。	－ 【R I A結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成17年5月27日、政令改正	平成24年6月頃
11	警察庁 交通局運転免許課	中型免許を受けた者に対する運転制限 (規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 ・道路交通法施行令第32条の3	平成17年3月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年4月	【目的】 平成16年の道路交通法改正により、中型免許を受けた者で、21歳未満のもの又は中型免許等を受けていた期間が3年未満のものは、政令で定める中型自動車(車両総重量5トン以上11トン未満)を運転することができないこととされた。 緊急自動車については、公益性の高い緊急用務のために道路を迅速に通行する必要性が高いことにかんがみ、通行区分等の特例が認められており、このような自動車を安全に運転するためには、通常の自動車の運転に比べてより高度な技能及び知識が必要とされることから、この政令で定める中型自動車を緊急自動車(公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。)とすることにより、緊急自動車である中型自動車の交通事故の防止を図る。 【内容】 上記措置を実施するため、道路交通法施行令に所要の改正を行う。	【社会的便益】 緊急自動車である中型自動車の交通事故の防止が図られる。	【行政コスト】 審査事務が増加する。ただし、平成16年改正前も同様の運転制限があり、審査に関する規定も設けられていたことから、実際の事務量が増加することはないと見込まれる。 【遵守コスト】 中型免許を受けてから一定の条件を満たすまでは、公安委員会が行う審査を受けなければ緊急自動車を運転することができなくなる。	代替手段としては、「中型免許を受けた者が運転することができない自動車として、緊急自動車を定めない」ことが考えられるが、その場合、緊急自動車である中型自動車の事故防止を図ることができない。	－ 【R I A結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成17年5月27日、政令改正	平成24年6月頃
12	警察庁 生活安全局生活安全企画課	警備業者が書面交付に代えて情報通信の技術を利用する方法を用いる場合の手	平成17年6月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで)	【目的】 電磁的方法を用いる場合には、あらかじめ、一定の手続を経て依頼者の承諾を得ることを条件とするなどにより依頼者の保護を図る。	【国民への便益】 依頼者の希望する方法により、一定の事項の通知を受けることができる。	【行政コスト】 特別な負担の増加は生じない。 【事業者コスト】 警備業者は、あらかじめ、書面又は電磁的方法による依頼者の承諾を得なけ	代替手段としては、「警備業者は、あらかじめ、書面又は電磁的方法によらない口頭等による承諾さえ得られれば、書面の交付に代えて、電磁的方法を利用することができることとする」	－ 【R I A結果の活用状況】 規制制定過程に	平成22年11月ごろ

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		続 (規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 警備業法施行令第1条第1項、第2項	【パブリック・コメント実施時期】 平成17年6月	【内容】 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）により、警備業務の契約を締結する際に、依頼者に対して一定の事項を記載した書面を交付することが警備業者に義務付けられるとともに、書面の交付に代えて、依頼者の承諾を得て、情報通信の技術を利用する方法を用いて書面に記載すべき事項を提供することができることとされた。 この場合には、警備業者は、あらかじめ、依頼者に対し、その用いる情報通信技術を利用する方法（電磁的方法）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこととする。また、依頼者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、依頼者に対し、電磁的方法を用いてはならないこととする。		れば、書面の交付に代えて、電磁的方法を利用することができない。 【社会的コスト】 特別な負担の増加は生じない。	が想定されるが、その場合、より迅速な契約締結手続を図ることができる一方、承諾が本人の確定した意思に基づくものであることを担保できなくなるため、警備業者と依頼者の間で後日のトラブルが生じるおそれがある。	おける客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成17年7月15日、政令改正	
13	警察庁 生活安全局生活安全企画課	登録講習機関の登録の有効期間を3年とする (規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 警備業法施行令第2条	平成17年6月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年6月	【目的】 登録講習機関が登録基準に適合しているかを確認し、登録講習機関の公正性及び講習会の水準を確保する。 【内容】 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）により、国家公安委員会の登録を受けた登録講習機関が行う講習会の課程を修了した者については、警備員等の検定の試験を免除することとされたところであるが、その登録の有効期間を3年とする。	【社会的便益】 登録講習機関の公正性及び講習会の水準を確保することにより、警備員等の検定に合格した者の知識及び能力の水準を確保する。	【行政コスト】 登録講習機関の登録の更新申請を3年ごとに審査する事務が発生する。 【事業者コスト】 登録講習機関は、3年ごとに登録の更新を受ける必要がある。 【社会的コスト】 特別な負担の増加は生じない。	代替手段としては、「登録講習機関の登録の有効期間を10年とする」が想定されるが、その場合、登録講習機関の登録の更新のための事務量が軽減されるとともに、行政の審査事務も軽減される一方、登録講習機関の登録基準への適合性が10年に1度しか確認できないため、結果的に登録基準に適合しない登録講習機関を長期間にわたって放置し、登録講習機関の公正性や講習会の水準を確保できなくなるおそれがある。	－ 【R I A結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成17年7月15日、政令改正	平成22年11月ごろ
14	警察庁 生活安全局生活環境課	接客業務受託営業の営業停止事由となる重大な不正行為の追加 (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第15条の2	平成17年11月7日 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年11月	【目的】 【内容】 接客業務受託営業に関して行われる人身取引事犯や年少者使用事犯等の防止を図るため、接客業務受託営業の営業停止事由となる重大な不正行為に、刑法、労働基準法等に規定されている人身取引や年少者使用等に関する罪を追加する。	【社会的便益】 接客業務受託営業に関して行われる人身取引事犯や年少者使用事犯等を防止できる。	【行政コスト】 接客業務受託営業の営業停止命令の制度は、従来からあり、行政の負担が増加するものではない。	【想定できる代替手段】 人身取引や年少者使用等に関する罪を接客業務受託営業者の重大な不正行為として追加しない（現状維持）。 【代替手段を用いた場合の期待される効果】 なし。 【代替手段を用いた場合の想定される負担】 接客業務受託営業に関して行われる人身取引や年少者使用等を防止しなければ、風営法の改正により風俗営業や性風俗関連特殊営業を営む者に対する規制を強化しても、善良な風俗、清浄な	－ 【R I A結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成17年12月16日、政令改正	平成23年5月ころまで。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
							風俗環境及び少年の健全育成を害する行為の防止に万全を期することができない。		
15	警察庁 生活安全 局生活環 境課	準空気銃（圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であって空気銃に該当しないものうち、人を傷害し得るものをいう。以下同じ。）の所持の禁止（規制の新設） 【R I Aの対象とした法令】 銃砲刀剣類所持等取締法第 21 条の 3	平成 18 年 3 月 1 日 （当該法律案の国会提出時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 －	【目的】 【内容】 空気銃に改造されたエアソフトガンを使用して走行中の車に対して弾丸が発射される（平成 17 年 9 月、和歌山）など、準空気銃を使用した犯罪が大きな社会問題となっている実態にかんがみ、準空気銃による危害の発生を防止するため、法令に基づき職務のため所持することができる公務員等を除き、準空気銃の所持を禁止する。	【社会的便益】 今回の規制により、準空気銃を使用した犯罪の発生が抑止され、国民の身体に対する危害の発生が防止される。	【行政コスト】 取締りの負担が増加する。また、上記の公務員への譲渡し等を目的として準空気銃の製造等を業とする者（使用人を含む。以下「業者」という。）が業務のため準空気銃を所持するための届出を受理する事務が増加するが、同様の届出の受理は従来から行っており、事務量の増加はそれほど大きくないと見込まれる。 【遵守コスト】 現に準空気銃を所持している者は、当該準空気銃を準空気銃に該当しないものに改造するなどの必要が生じるが、その改造は容易に行えるものであり、過重な負担を強いるものではない。また、業者が上記業務のため準空気銃を所持する場合には、あらかじめ事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届出を行う必要が生じるため、これに係る届出の負担は増加するが、恒常的なものではなく、その負担も少ない。	【想定できる代替手段】 準空気銃の所持を禁止しない（現状維持）。 【代替手段を用いた場合の想定される効果】 現に準空気銃を所持している者が、当該準空気銃を準空気銃に該当しないものに改造するなどの必要がなくなる。 【代替手段を用いた場合の想定される負担】 準空気銃を使用した犯罪による国民の身体に対する危害の発生を防止を図ることができない。	－ 【R I A結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成 18 年 3 月 7 日、第 164 回国会に改正法律案提出	平成 23 年 8 月ころまで。
16	警察庁 生活安全 局生活環 境課	猟銃の所持許可の欠格事由の追加（規制の追加、強化、拡充） 【R I Aの対象とした法令】 銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条の 2 第 2 項	平成 18 年 3 月 1 日 （当該法律案の国会提出時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 －	【目的】 【内容】 準空気銃を使用した犯罪が大きな社会問題となっている実態にかんがみ、準空気銃を使用して人の生命又は身体を害する罪その他の凶悪な罪に当たる違法な行為をした日から起算して 10 年を経過していないこと（以下「準空気銃犯罪歴」という。）を、猟銃の所持許可の欠格事由に追加する。	【社会的便益】 準空気銃犯罪歴を有する者に対して猟銃の所持許可を与えないこととすることが可能になるため、これらの者による猟銃を使用した犯罪の発生が抑止され、国民の生命又は身体に対する危害の発生が防止される。	【行政コスト】 猟銃の所持許可の欠格事由は従来からあるものであり、行政の負担が増加するものではない。	【想定できる代替手段】 準空気銃犯罪歴を、猟銃の所持許可の欠格事由に追加しない。（現状維持） 【代替手段を用いた場合の想定される効果】 なし。 【代替手段を用いた場合の想定される負担】 準空気銃犯罪歴を有する者による猟銃を使用した犯罪が抑止されず、国民の生命又は身体に対する危害の発生を防止を図ることができない。	－ 【R I A結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成 18 年 3 月 7 日、第 164 回国会に改正法律案提出	平成 23 年 8 月ころまで。
17	警察庁 刑事局組 織犯罪対 策部企画 分析課	疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務（以下、「届出・通知義務」という。）についての報告徴求、立入検査及び是正	平成 19 年 2 月 2 日 （当該法律案の国会提出時まで） 【パブリック・コメント実施時期】	【目的】 G 8 サミットにより設置された FATF（金融活動作業部会）による勧告を履行する必要がある。また、業法上の監督を受けていない特定事業者については、疑わしい取引の届出義務の履行が確保されないおそれがあること、業法上の監督を受けている特定事業者については、業法上の監督や行政処分が本	【社会的便益】 特定事業者による届出・通知義務の履行が確保され、効果的な捜査に資するものとなる。また、特定事業者への犯罪による収益の移転への関与を防止することで、特定事業者の業の健全性・信頼性を確保することができる。	【行政コスト】 特定事業者が届出・通知義務に違反している疑いがある場合、当該特定事業者についての報告徴求、立入検査に関する事務が生じる。また、特定事業者が届出・通知義務に違反していた場合、是正命令等行政処分を行う事務が生じる。 【遵守コスト】	【想定できる代替手段】 特定事業者に対する届出・通知義務についての報告徴求、立入検査及び是正命令等行政処分を行わない（現状維持）。 【代替手段を用いた場合の期待される効果】 行政庁は、特定事業者に対する届出・通知義務についての報告徴求、立入検査及び是正命令等行政処分を行う事務	－ 【R I A結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成 19 年 2 月	平成 24 年 10 月ころまで。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		命令制度の創設 (規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 犯罪による収益の移転防止に関する法律第13条、第14条、第16条並びに第17条第2項及び第3項	—	法の趣旨目的と合致するとは限らないことから、届出・通知義務についての報告徴求、立入検査及び是正命令規定を整備する必要がある。 【内容】 特定事業者に対する届出・通知義務についての報告徴求、立入検査及び是正命令規定の創設。		特定事業者が届出・通知義務に違反している疑いがある場合、事業所管行政庁若しくは国家公安委員会による報告徴求又は事業所管行政庁若しくは国家公安委員会の指示を受けた都道府県警察による立入検査が行われる。また、当該特定事業者が届出・通知義務に違反していた場合、事業所管行政庁により是正命令等行政処分がなされる。ただし、疑わしい取引の届出義務は主観的要素が大きく、十分な体制・経験を有しない特定事業者にとっては、罰則で担保された是正命令まで行政措置が全く行われない場合には過酷となるおそれがあるため、行政庁による指導、助言及び勧告の制度を設け(法第15条)、法令遵守に関する誘導的措置をとることとしている。	が生じない。また、特定事業者は報告徴求、立入検査及び是正命令等行政処分を受ける負担が生じない。 【代替手段を用いた場合の想定される負担】 犯罪による収益の移転が義務不履行特定事業者を利用して行われ、犯罪収益対策に抜け穴が生じ、国民生活の安全と平穏が脅かされ、経済活動の健全な発展が阻害される。また、F A T Fによる相互審査で低評価を受け、将来的にF A T Fが我が国に対し勧告不履行に対する警告通知や除名処分等を行う可能性がある。	13日、第166回国会に改正法律案提出	
18	警察庁 刑事局組織犯罪対策部企画分析課	金融機関以外の特定事業者に対する顧客等の本人確認、取引記録等の保存及び疑わしい取引の届出義務規定の創設 (規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 犯罪による収益の移転防止に関する法律第2条第2項第34号から第43号まで、第4条第1項から第3項まで、第6条、第7条、第8条及び第9条	平成19年2月2日 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 G8サミットにより設置されたFATF(金融活動作業部会)による勧告を履行する必要がある。また、近年の犯罪による収益の移転の情勢が複雑・巧妙化している現況にかんがみ、犯罪による収益の移転に利用されるおそれのある金融機関以外の事業者に対しても、適正な顧客管理措置を講じることにより、そのリスクを抑制するとともに、これに係る犯罪が行われた場合に効果的な追跡を可能とし、当該犯罪の実態解明や検挙に資する枠組みを構築する必要がある。 【内容】 ファイナンスリース業者、クレジットカード業者、宅地建物取引業者、貴金属等取引業者、郵便物受取・電話受付サービス業者(以下「一般新規事業者」という。)に対する顧客等の本人確認、取引記録等の保存及び疑わしい取引の届出義務規定の創設。司法書士、行政書士、公認会計士、税理士等(以下「士業者」という。)に対する顧客等の本人確認及び取引記録等の保存義務規定の創設(弁護士及び弁護士法人に関しては特例措置を設ける)。	【社会的便益】 犯罪による収益の移転が防止され、暴力団、テロ組織その他の犯罪組織が経済的利益を不正な目的・手段で獲得すること、将来の犯罪活動・経済活動の資金源にすることを防止することになり、国民生活の安全と平穏が確保され、経済活動の健全な発展に寄与することができる。また、特定事業者への犯罪による収益の移転への関与が防止されることで、特定事業者の業の健全性・信頼性を確保することができる。さらに、FATF勧告を履行することにより、犯罪による収益の移転防止に関する国際的な連携を確保することができる。	【行政コスト】 一般新規事業者による顧客等の本人確認、取引記録等の保存及び疑わしい取引の届出義務並びに士業者による顧客等の本人確認及び取引記録等の保存義務を監督する事務が増加する。また、疑わしい取引の届出を受理する事務が増加する。なお、インターネットによる国家公安委員会への届出を受理するシステムを整備する予定であり、行政庁の疑わしい取引の届出の受理負担を最小限のものとする。 【遵守コスト】 一般新規事業者は顧客等の本人確認、取引記録等の保存及び疑わしい取引の届出義務の、士業者は顧客等の本人確認及び取引記録等の保存義務の履行に係る書類等の作成・保存費用等の負担が生じる。ただし、本法における規制は国際的な要請に基づくものであり、対象事業者及び対象義務は必要最低限のものである。なお、インターネットによる国家公安委員会への届出を受理するシステムを整備する予定であり、疑わしい取引の届出義務履行負担を最小限のものとする。	【想定できる代替手段】 金融機関以外の特定事業者に義務を課さない(現状維持)。 【代替手段を用いた場合の期待される効果】 行政庁は、金融機関以外の特定事業者に対する監督事務及び一般新規事業者からの疑わしい取引の届出受理事務が生じない。また、一般新規事業者は顧客等の本人確認、取引記録等の保存及び疑わしい取引の届出義務を、士業者は顧客等の本人確認及び取引記録等の保存義務を遵守する負担が生じない。 【代替手段を用いた場合の想定される負担】 犯罪による収益の移転が金融機関以外の特定事業者を利用して行われ、犯罪収益対策に抜け穴が生じ、国民生活の安全と平穏が脅かされ、経済活動の健全な発展が阻害される。また、F A T Fによる相互審査で低評価を受け、将来的にF A T Fが我が国に対し勧告不履行に対する警告通知や除名処分等を行う可能性がある。	— 【R I A結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成19年2月13日、第166回国会に改正法律案提出	平成24年10月ころまで。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
19	警察庁 刑事局組織犯罪対策部企画分析課	外国為替取引に係る通知制度の創設 (規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 犯罪による収益の移転防止に関する法律第 10 条	平成 19 年 2 月 2 日 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 業として為替取引を行う特定事業者が、外国為替取引を行うときに顧客の本人特定事項等を通知する(以下「通知義務」という。)規定の創設。 【内容】 テロ資金供与に関するFATF特別勧告VIIを履行する必要がある。また、国際金融取引が犯罪による収益の移転に利用されやすいことから、国際間の資金移転を追跡し、犯罪による収益の出所を明らかにするために、通知義務規定を創設する必要がある。	【社会的便益】 犯罪による収益の移転が外国為替取引により行われた場合、効果的な追跡が可能となり、ひいては外国為替取引における犯罪収益の移転を防止し、業として為替取引を行う特定事業者及び国際金融システムの健全性、信頼性を確保することができる。また、FATFによる勧告を履行することにより、犯罪による収益の移転防止に関する国際的な連携を確保することができる。	【行政コスト】 業として為替取引を行う特定事業者による通知義務を監督する事務が増加する。 【遵守コスト】 通知義務の履行に係る書類等の作成・保存費用等の負担が生じる。ただし、当該義務については、犯罪による収益の移転への対策、特にテロ資金対策に係る国際協力が喫緊の課題であること、及び情報通信によるネットワークを用いる国内外の為替取引においての当該義務の不履行は為替取引制度全体への影響が多大であることから、必要最低限の負担である。	【想定できる代替手段】 業として為替取引を行う特定事業者に通知義務を課さない(現状維持)。 【代替手段を用いた場合の期待される効果】 行政庁は、業として為替取引を行う特定事業者による通知義務を監督する負担が生じない。また、業として為替取引を行う特定事業者は、通知義務を遵守する負担が生じない。 【代替手段を用いた場合の想定される負担】 仕向先が外国所在為替取引業者である場合、取引を拒絶されるおそれがある。また、犯罪による収益の移転が国際金融システムを利用して行われ、犯罪による収益の収集や出所の隠匿等がなされることにより、国民生活の安全と平穏が脅かされるとともに、国際金融システムの健全性、信頼性が損なわれ、経済活動の健全な発展が阻害される。さらに、F A T Fによる相互審査で低評価を受け、将来的にF A T Fが我が国に対し勧告不履行に対する警告通知や除名処分等を行う可能性がある。	— 【R I A結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成 19 年 2 月 13 日、第 166 回国会に改正法律案提出	平成 24 年 10 月ころまで。
20	警察庁 交通局交通企画課	安全運転管理者制度の対象の拡大 (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 道路交通法(昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号)第 7 4 条の 3 第 1 項	平成 19 年 2 月 23 日 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 近年、バイク便事業者数が増加しており、事業用の総排気量 2 5 0 cc を超える自動二輪車が第一当事者となる交通事故も増加していることから、その交通安全対策を強化する必要がある。 【内容】 総排気量 2 5 0 cc を超える自動二輪車を使用して運送事業を行う貨物軽自動車運送事業者は、一定の要件に該当しなければならぬこととする。	【社会的便益】 現在、安全運転管理者の選任が義務付けられていない総排気量 2 5 0 cc を超える自動二輪車を使用して運送事業を行う貨物軽自動車運送事業者について、より適切な安全運転管理がなされることとなり、同事業者の使用する自動二輪車に係る交通事故が減少する。	【行政コスト】 新たに総排気量 2 5 0 cc を超える自動二輪車を使用する貨物軽自動車運送事業者に安全運転管理者選任義務を課すことにより、安全運転管理者選任の届出の受理、安全運転管理者講習の実施等に係る事務が増加する。ただし、現在制度の対象となっている事業所数に比較して、新たに制度の対象となる事業所数が小さいことから、事務量の増加は大きくないと見込まれる。 【遵守コスト】 総排気量 2 5 0 cc を超える自動二輪車を使用する貨物軽自動車運送事業者は、一定の要件に該当する場合、安全運転管理者を選任しなければならず、違反した場合、罰則が適用される。	【想定できる代替手段】 総排気量 2 5 0 cc を超える自動二輪車を使用する貨物軽自動車運送事業者について、安全運転管理者の選任を義務付けない(現状維持)。 【代替手段を用いた場合の期待される効果】 行政庁は、安全運転管理者制度の対象の拡大に伴う事務の増加が生じない。また、総排気量 2 5 0 cc を超える自動二輪車を使用する貨物軽自動車運送事業者は、安全運転管理者を選任する負担が生じない。 【代替手段を用いた場合に想定される負担】 総排気量 2 5 0 cc を超える自動二輪車を使用する貨物軽自動車運送事業者に係る交通安全対策を十分に図ることができない。	— 【R I A結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成 19 年 3 月 2 日、第 166 回国会に改正法律案提出	平成 25 年 6 月ころまで。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
21	警察庁 交通局交通企画課	シートベルト装着義務の拡大 (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 道路交通法(昭和35年法律第105号)第71条の3第2項	平成19年2月23日 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 後部座席におけるシートベルトの着用については、これまで努力義務とされてきたところであるが、その着用率は運転席及び助手席に比べ低いことから、シートベルト着用の被害軽減効果(交通事故の際の後部座席シートベルト非着用の場合の致死率は着用の場合の致死率の約4倍)にかんがみ、後部座席におけるシートベルトの着用を義務付ける必要がある。 【内容】 自動車の運転者は、自動車の後部座席にシートベルトを着用していない者を乗車させて自動車を運転してはならないこととする。	【社会的便益】 交通事故の際の後部座席同乗者本人の被害が軽減されるほか、後部座席同乗者の前席乗員への衝突等が防止され、助手席同乗者及び運転者の被害が軽減される。	【行政コスト】 現在も、シートベルトの着用に関する指導・取締りを行っており、負担の増加はそれほど大きくないと見込まれる。 【遵守コスト】 自動車の運転者は、後部座席にシートベルトを着用しない者を乗車させて自動車を運転してはならないこととなる。運転者が義務に違反した場合には、運転者に行政処分の点数が付されることとなる(当面は高速道路においてのみ)。	【想定できる代替手段】 後部座席におけるシートベルトの着用について、努力義務のままとする(現状維持)。 【代替手段を用いた場合の期待される効果】 行政庁は、後部座席同乗者のシートベルト着用義務に関する指導・取締りの負担が増加しない。また、運転者は後部座席同乗者のシートベルト着用を義務付けられる負担が生じない。 【代替手段を用いた場合に想定される負担】 交通事故の際の後部座席同乗者、助手席同乗者及び運転者の被害軽減を十分に図ることができない。	— 【R I A結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成19年3月2日、第166回国会に改正法律案提出	平成25年6月ころまで。
22	警察庁 交通局交通企画課	75歳以上の高齢運転者に対する普通自動車運転時の高齢運転者標識の表示義務付け (規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 道路交通法(昭和35年法律第105号)第71条の5第2項	平成19年2月23日 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 現在、70歳以上の高齢運転者が加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときに高齢運転者標識を表示するよう努めることとされているが、75歳以上の高齢運転者に係る免許保有人口当たりの死亡事故件数が74歳以下と比べ2.7倍と著しく高くなっていることから、高齢運転者に対して慎重な運転を求めるとともに、周囲の運転者に高齢運転者であることを知らせ、保護義務を課すことにより、75歳以上の高齢運転者の交通事故防止を図る必要がある。 【内容】 75歳以上の高齢運転者が普通自動車を運転する場合には、高齢運転者標識を表示しなければならないこととする。	【社会的便益】 高齢運転者標識を表示した普通自動車に対する幅寄せや割り込みを防止し、高齢運転者の安全確保等が図られる。	【行政コスト】 現在も、初心運転者標識の表示義務違反に対する指導・取締りを行っており、これと同時に指導・取締りが可能であることから、負担の増加はそれほど大きくないと見込まれる。 【遵守コスト】 75歳以上の高齢運転者が普通自動車を運転する際、高齢運転者標識を表示しなければならず、違反した場合には、罰則が科されることとなる。	【想定できる代替手段】 75歳以上の高齢運転者の普通自動車運転時における高齢運転者標識の表示について努力義務のままとする(現状維持)。 【代替手段を用いた場合の期待される効果】 行政庁は、75歳以上の高齢運転者の普通自動車運転時における高齢運転者標識の表示義務違反に関する指導・取締りの負担が生じない。また、75歳以上の高齢運転者は、普通自動車運転時の高齢運転者標識の表示を義務付けられる負担が生じない。 【代替手段を用いた場合に想定される負担】 高齢運転者標識を表示しない普通自動車については、安全確保等を十分に図ることができない。	— 【R I A結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成19年3月2日、第166回国会に改正法律案提出	平成25年6月ころまで。
23	警察庁 交通局交通企画課	免許証提示義務の拡大 (規制の追加・強化・拡充) 【R I Aの対象とした法令】 道路交通法(昭和35年法律第105号)第95条第2項	平成19年2月23日 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 近年の行政処分の強化により、運転免許を取り消される者の数が増加しており、また、今回の改正において飲酒運転対策の一つとして欠格期間の延長等行政処分を強化することから、運転免許を取り消された者が更に増加し、これらの者による無免許運転が増加することが懸念されるため、違反行為等を行った運転者に運転を継続させることができるかどうかを警察官が確認でき	【社会的便益】 運転を継続させることができない者について、道路交通の場からの排除が徹底され、無免許運転が減少する。	【行政コスト】 現在も、免許証提示義務違反に対する指導・取締りを行っており、負担の増加はそれほど大きくないと見込まれる。 【遵守コスト】 運転者が違反行為等をしたことにより警察官から運転免許証の提示を求められた場合、免許証を提示しなければならず、これに違反した場合には罰則が科されることとなる。	【想定できる代替手段】 現在免許証提示義務が課されている運転者以外については、免許証提示義務を課さないこととする(現状維持)。 【代替手段を用いた場合の期待される効果】 行政庁は、現在免許証提示義務が課されていない運転者に対する違反に関する指導・取締りの負担が生じない。また、現在免許証提示義務が課されている運転者以外については、免許証を提示す	— 【R I A結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成19年3月2日、第166回国会に改正法律	平成24年9月ころまで。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				<p>るようにする必要がある。</p> <p>【内容】 警察官は、違反行為等を行った運転者に運転を継続させることができるかどうかを確認するため運転免許証の提示を求められることができることとし、提示を求められた運転者は、免許証を提示しなければならないこととする。</p>			<p>る負担が生じない。</p> <p>【代替手段を用いた場合に想定される負担】 運転を継続させることができない者を道路交通の場から排除することができず、道路交通の安全と円滑の確保に支障が生ずる。</p>	案提出	
24	警察庁 交通局運転免許課	<p>75歳以上の高齢運転者に対する認知機能検査の導入 (規制の新設)</p> <p>【R I Aの対象とした法令】 道路交通法(昭和35年法律第105号)第101条の4第2項</p>	<p>平成19年2月23日 (当該法律案の国会提出時まで)</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 —</p>	<p>【目的】 75歳以上の高齢運転者について、記憶力、判断力等の認知機能の低下による運転行動の特徴を調査した結果、これらの機能の低下した者は、そうでない者と比べて信号無視や一時不停止、不適切な運転操作による蛇行等の危険な運転行動をとる割合が高くなっており、75歳以上の運転者による交通事故の特徴として、出会い頭の事故や一時不停止による事故、正面衝突や道路の通行区分違反による事故等の割合が高いことと照らし合わせると、記憶力、判断力等の認知機能の低下が事故の発生に影響を及ぼしていると考えられる。</p> <p>そのため、75歳以上の高齢運転者については、免許証更新時に認知機能検査を導入し、その結果に基づいた高齢者講習を実施すること、また、検査の結果、認知症の疑いがある場合には臨時適性検査を実施することにより、これらの者に係る交通事故防止を図る必要がある。</p> <p>【内容】 75歳以上の高齢運転者の免許証更新時に認知機能検査を導入することとする。</p>	<p>【社会的便益】 認知機能検査の結果に基づいた高齢者講習を実施すること、また、検査の結果、認知症の疑いがある場合には臨時適性検査を実施することにより、75歳以上の高齢運転者に係る交通事故防止が図られる。</p>	<p>【行政コスト】 認知機能検査に係る事務及び臨時適性検査に係る費用の負担の増加が生じることとなる。</p> <p>【遵守コスト】 免許証更新時に認知機能検査を受けなければならなくなる。検査の結果認知症の疑いがある場合には臨時適性検査を受けなければならなくなる。</p>	<p>【想定できる代替手段】 認知機能検査の導入を行わないこととする(現状維持)。</p> <p>【代替手段を用いた場合の期待される効果】 行政庁は、認知機能検査に係る事務の増加及び臨時適性検査に係る費用の負担の増加が生じない。また、75歳以上の高齢運転者は、それらの検査を受ける負担が生じない。</p> <p>【代替手段を用いた場合に想定される負担】 75歳以上の高齢運転者に係る交通事故防止を十分に図ることができない。</p>	<p>「高齢運転者に係る記憶力、判断力等に関する検査の導入等についての提言」 (運転免許制度に関する懇談会)</p> <p>【R I A結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成19年3月2日、第166回国会に改正法律案提出</p>	平成26年6月ころまで。
25	警察庁 交通局交通企画課	<p>聴覚障害者に対する普通自動車運転時の聴覚障害者標識の表示義務付け (規制の新設)</p> <p>【R I Aの対象とした法令】 道路交通法(昭和35年法律第</p>	<p>平成19年2月23日 (当該法律案の国会提出時まで)</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 —</p>	<p>【目的】 現在は運転免許を取得することができない聴覚障害者について、ワイドミラーを装着すること等を条件として普通自動車免許を取得することができることに伴い、周辺の運転者に聴覚障害者であることを知らせ、保護義務を課すことにより、交通事故防止を図る必要がある。</p> <p>【内容】 聴覚障害者が普通自動車を運転する場</p>	<p>【社会的便益】 聴覚障害者標識を表示した普通自動車に対する幅寄せや割り込みを防止し、聴覚障害者の安全確保等が図られる。</p>	<p>【行政コスト】 現在も、初心運転者標識の表示義務違反に関する指導・取締りを行っており、これと同時に指導・取締りが可能であることから、負担の増加はそれほど大きくないと見込まれる。</p> <p>【遵守コスト】 聴覚障害者が普通自動車を運転する際、聴覚障害者標識を表示しなければならず、違反した場合には、罰則が科されることとなる。</p>	<p>【想定できる代替手段】 聴覚障害者の普通自動車運転時における聴覚障害者標識の表示について努力義務とする。</p> <p>【代替手段を用いた場合の期待される効果】 行政庁は、聴覚障害者の普通自動車運転時における聴覚障害者標識の表示義務違反に関する指導・取締りの負担が生じない。また、聴覚障害者は、普通自動車運転時の聴覚障害者標識の表示</p>	—	平成25年6月ころまで。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		105号) 第71条の6第1号		合には、聴覚障害者標識を表示しなければならないこととする。			を義務付けられる負担が生じない。 【代替手段を用いた場合に想定される負担】 聴覚障害者標識を表示していない普通自動車については、安全確保等を十分に図ることができない。	案提出	
26	警察庁生活安全局生活環境課	銃砲刀剣類所持等取締法における両罰規定対象犯罪の拡大(規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第37条	平成19年9月27日 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 けん銃の使用及びその背景となっているけん銃の所持の抑止を図るため。 【内容】 けん銃等に係る違反行為であって現在は両罰規定の対象となっていないものうち、これを両罰規定の対象として実行行為者のみならず監督義務者をも処罰の対象とすることにより銃器を使用した犯罪の抑止に資することができると認められるものについて、新たに両罰規定の対象とするもの。	【社会的便益】 本規制により、けん銃等を使用した犯罪が抑止され、国民の生命及び身体に対する危害の発生を予防することができる。	【行政コスト】 従来からの実行行為者に対する取締りの延長で行うことができる事務であり、行政の負担が特に増加するものではない。 【遵守コスト】 業務主たる法人又は人は、今回新たに両罰規定の対象となるけん銃に係る違反行為の防止に関し、その従業者に対する刑事上の監督責任を負うが、既に他の銃砲刀剣類所持等取締法上の違反行為について監督責任を負っており、新たに過重な負担が生じるものではない。 【社会的コスト】 特別な負担の増加はない。	【想定できる代替手段】 両罰規定の対象を拡大しない(現状維持)。 【代替手段を用いた場合の期待される効果】 なし。 【代替手段を用いた場合の想定される負担】 けん銃等を使用した犯罪による国民の生命及び身体に対する危害の発生が更に増加するおそれがある。	- 【R I A結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成19年10月16日、第168回国会に改正法律案提出	平成24年12月ころまで。

表 R I A - 3 金融庁における R I A の実施状況 (3 件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
27	金融庁 総務企画 局企画課 保険企画 室	保険契約の申込みの撤回等（クーリング・オフ）の適用除外に係る規定 （規制の追加・強化・拡充） 【 R I A の対象とした法令】 保険業法施行令第 45 条	平成 19 年 3 月 30 日 （パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 平成 19 年 3 月 31 日～ 5 月 1 日	【目的】 制度施行後における保険商品の多様化、保険販売チャネルの拡大といった状況の変化を踏まえ、保険契約者等の保護の実効性を確保すること。 【内容】 現状、保険契約の申込みの撤回等（クーリング・オフ）の適用除外に係る規定により、保険会社等の営業所等において保険契約の申込みをした場合や、第 1 回保険料（一時払保険料）が保険会社等の口座への振込みにより払い込まれた場合等は、クーリング・オフができないこととなっている。 今回、当該規定を改正し、以下の場合について、クーリング・オフをすることができることとする。 (1) 保険会社等の営業所等において保険契約の申込みをした場合であっても、 ① 保険会社等が顧客に対し保険募集目的を告げずに来店を要請し、当該顧客が当該要請に応じて赴いたその日に当該営業所等において申込みをしたとき ② 顧客が専ら保険会社等の保険募集以外の業務に関連した目的で当該営業所等に赴いたその日に当該営業所等において申込みをしたとき (2) 第 1 回保険料（一時払保険料）が保険会社等の口座への振込みにより払い込まれた場合であっても、当該手続が顧客の居宅において行われたとき	【国民への便益】 契約者保護の観点から、一定の熟慮期間を設けることが望ましいと考えられる左記「規制の内容」欄(1)及び(2)に掲げる場合について、クーリング・オフができるようにすることによって、保険の加入時における保険契約者等の保護の水準が向上する。 【関連業界への便益】 保険会社等において、該当する場合に、申込者等との間でクーリング・オフをめぐる紛争等が生じなくなることが見込まれる。 【社会的便益】 保険募集の公正確保の程度が向上することにより、国民の保険会社及び保険商品に対する信頼が高まり、保険制度の本来有する機能が活用される機会が保障されて、国民経済の健全な発展に資することが見込まれる。	【行政コスト】 遵守コスト(2)のとおり事業方法書等の変更が行われる場合に、その審査の負担が生じる。 【遵守コスト】 (1) クーリング・オフの範囲拡大に対応するための事務コスト、教育コスト等が生じることが想定される。 (2) 変額年金保険等のクーリング・オフに伴う運用リスク等を回避するため、事業方法書等の変更コスト、システム対応コスト等が生じることが想定される。 【社会コスト】 クーリング・オフに備えるため、申込後一定期間、リスク性資産による保険料の運用が留保される可能性があり、一定のリスクとリターンを求める投資機会の縮小につながる可能性がある。	拡大によって新たに生じる保険会社等の負担や契約者の便益の減少と、拡大によって得られる契約者の保護水準の上昇とを、行政コスト等も勘案しつつ比較考量すると、現状維持より当規制がより適切かつ効果的と考えられる。	－ 【 R I A 結果の活用状況】 パブリック・コメント時の資料として活用	平成 24 年 5 月末までに実施する予定。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
28	金融庁 総務企画 局信託法 令準備室	自己信託の登録 が必要となる多 数の者が受益権 を取得する場合 を新たに規定す る。 (規制の新設) 【R I Aの対象 とした法令】 信託業法施行令 第15条の2	平成 19 年 4 月 4 日 (パブリック・ コメント手続に おける意見の募 集開始時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】 平成 19 年 4 月 4 日～平成 19 年 5 月 4 日	【目的】 自己信託に係る登録制度が新設された ことに伴い、自己信託の受益権を 50 名 以上の者が取得する場合、及びその可 能性がある場合に内閣総理大臣の登録 が必要になることとし、受益者保護の 実効性を担保する。 【内容】 自己信託により多数の者が受益権を取 得することができ内閣総理大臣の登録 が必要になる場合として、50 名以上の 者が受益権を取得できる場合等を規定 する。	【国民への便益】 受益者が 50 名以上となる場合等につい て登録が必要となり、合理的な範囲で 受益者保護が徹底され、自己信託に対 する信頼性が高まることにより、その 利用が期待される。 【関連業界への便益】 受益者が 50 名以上となる場合等につい て登録が必要となり、合理的な範囲で 受益者保護が徹底され、自己信託に対 する信頼性が高まることにより、その 利用が期待される。 【社会的便益】 受益者が 50 名以上となる場合等につい て登録が必要となり、合理的な範囲で 受益者保護が徹底され、自己信託に対 する信頼性が高まることにより、その 利用が期待される。	【行政コスト】 登録を必要とする自己信託について、 検査・監督コストが発生する。 【遵守コスト】 登録を必要とする自己信託について、 設定者の遵守コストが発生する。 【社会コスト】 信託業法の登録条件が課されるため、 自由に自己信託を行える範囲が縮小す る。	当規制の場合、合理的な範囲で受益者 保護が徹底され、自己信託に対する信 頼性が高まることにより、その利用が 期待される一方で、新たな規制に伴う コストが発生する。 代替手段の場合、自己信託についてよ り利用者の選択の幅が広がる一方で、 自己信託に対する信頼性が低下し、受 益者保護の不徹底による紛争コスト等 が発生するおそれがある。 証券取引法上の有価証券の「募集」「売 出し」の規制を参考とし、以上の選択 肢を比較考量した結果、当規制がより 適切かつ効果的な規制と考えられる。	金融審議会金融 分科会第二部会 報告「信託法改 正に伴う信託業 法の見直しにつ いて」(平成 18 年 1 月 26 日)で は、以下のとお り提言頂いた。 ○信託宣言にか かる信託業法上 の規制の対象範 囲については、 現行の通常の信 託の規制対象の 考え方に沿っ て、不特定多数 の受益者を予定 しているかどう かによって判断 することが適当 である。この場 合、不特定多数 とは、具体的 には、一定の人数 を超える受益者 を予定している かどうかによっ て判断すること が考えられる。 【R I A結果の 活用状況】 パブリック・コ メント時の資料 として活用	平成 24 年 9 月 末まで に実施 する予 定。
29	金融庁 総務企画 局企画課 信託法令 準備室	信託業の定義か ら除外する行為 を明確化する。 (規制の追加・ 強化・拡充) 【R I Aの対象 とした法令】 信託業法施行令 第 1 条の 2	平成 19 年 4 月 4 日 (パブリック・ コメント手続に おける意見の募 集開始時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】	【目的】 ・信託業の定義から除外する委託者・ 受益者の保護に支障のない行為を明確 化する。 【内容】 ・弁護士等がその行う弁護士業務に必 要な費用に充てる目的で依頼者から金 銭の預託を受ける行為 ・請負契約における請負人がその行う 仕事に必要な費用に充てる目的で注文	【国民への便益】 委託者保護・受益者保護上問題のない 範囲で信託行為が明確化される。 【関連業界への便益】 委託者保護・受益者保護上問題のない 範囲で信託行為が明確化され、リーガ ルリスクが減少する。 【社会的便益】 委託者保護・受益者保護上問題のない 範囲で信託行為が明確化される。	【行政コスト】 信託業の定義をめぐる解釈に関する行 政コストが減少する。 【遵守コスト】 委託者保護・受益者保護上問題のない 範囲が明確化されるため、遵守コスト が減少する。 【社会コスト】 委託者保護・受益者保護上問題のない 範囲で、信託業法の規制の対象外とな	当規制の場合、委託者保護・受益者保 護上問題のない範囲で信託行為の自由 度が増すとともに、検査・監督コスト、 遵守コスト、社会コストが減少する。 現状維持の場合、信託業法上の適用範 囲が不明確となり、信託の利用が阻害 される反面、検査・監督コスト、遵守 コスト、社会コストが従来から変わら ないこととなる。 以上の選択肢の効果と負担を比較考量	金融審議会金融 分科会第二部会 報告「信託法改 正に伴う信託業 法の見直しにつ いて」(平成 18 年 1 月 26 日)で は、以下のとお り提言頂いた。 2. 新しい形態	平成 24 年 9 月 末まで に実施 する予 定。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
			平成 19 年 4 月 4 日～平成 19 年 5 月 4 日	者から金銭の預託を受ける行為等を信託業の定義から除外する旨規定する。		るため、信託業務の効率化が促進され、受益者へ転嫁されるコストが減少する。	した結果、当規制がより適切かつ効果的な規制と考えられる。	の信託類型に対する信託業法上の規制の対象範囲 (2) 預かり金等に対する規制の範囲 弁護士の預かり金、工事代金の前払い等、他の取引に付随して決済用の金銭の管理を行う形態が信託法上の信託と認められる場合(※)における、信託業法の適用の可否については、信託業法による顧客保護の必要性を踏まえて判断することが適当である。すなわち、これらの形態の中でも、他の取引契約や規制に基づき受託者義務の適切な遂行が確保し得る場合や、他の取引に基づく業者と顧客の関係を踏まれば情報量・交渉力に差が生じるような関係とは考えられない場合については、信託業法による顧客保護が必要とされないことから、信託業法の適用の対象外とすることも差し支えないと考えられる。	

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
								<p>※ こうした形態の中には、従来より判例上、信託法理を適用し倒産隔離の効果は認めるものの、信託業法の適用対象外とされてきたものもある。</p> <p>【R I A結果の活用状況】 パブリック・コメント時の資料として活用</p>	

表 R I A - 4 総務省における R I A の実施状況 (1 9 件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
30	総務省 消防庁危 険物保安 室	水素供給スタン ドの給油取扱所 への併設 (規制の追加、強 化、拡充) 【 R I A の対象 とした法令】 ・危険物の規制 に関する政令	平成 17 年 1 月 (パブリック・コ メント手続にお ける意見の募集 開始時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】 平成 17 年 1 月	【目的】 燃料電池自動車に水素を供給するスタ ンド (以下「水素スタンド」という。) は、給油取扱所内に設置することが認 められていない施設であるが、今回の 改正により技術基準の特例を設け、必 要な安全対策を施すことにより、給油 取扱所内に水素スタンドを併設するこ とを可能とし、今後の水素スタンドの 効率的な普及に資する。 【内容】 水素スタンドを給油取扱所内に併設す るに際し、必要な安全対策を施すため、 危険物の規制に関する政令に所要の改 正を行う。	給油取扱所内に水素スタンドを併設す る場合、以下のような危険要因が想定 されるが、技術基準を満たすことによ り、これらの危険性を防止 (低減) す ることができる。 ① 水素スタンド設備について、その 構造等の技術上の基準を遵守し、定期 的な点検を行っても、材料劣化等によ るガス漏えいが発生し、給油取扱所内 の立地という特殊性から生じる他の危 険物への引火による火災の危険 ② 車両の増加、輻輳により給油のた めの車両が水素スタンド内に進入し衝 突 ③ 水素改善装置の原燃料タンクへの 荷卸し中等に発生した原燃料の漏えい 火災が給油取扱所の固定給油設備等に 影響を及ぼす。	技術基準により付加される付加基準は 給油取扱所と水素スタンドの間のレイ アウトの基準程度であり、追加の設備 はほとんどない。	代替手段としては、技術基準の未設定 が考えられるが、給油取扱所内に水素 スタンドを併設することができる規定 を整備し、さらに給油設備と水素スタ ンド設備を併設させる場合の危険要因 に対応した技術基準を導入することに より、双方の間の危険性が影響しあう ことを最小限にすることができ、安全 性を確保しつつ給油取扱所内に水素ス タンドを併設することができる。	— 【 R I A 結果の 活用状況】 パブリック・コ メントの資料と して活用 危険物の規制に 関する政令の一 部を改正する政 令 (平成 17 年政 令第 23 号)、平 成 17 年 4 月 1 日施行	—
31	総務省 消防庁危 険物保安 室	地下貯蔵タンク 本体の構造等の 技術基準に係る 性能規定化 (規制の緩和) 【 R I A の対象 とした法令】 ・危険物の規制 に関する政令	平成 17 年 1 月 (パブリック・コ メント手続にお ける意見の募集 開始時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】 平成 17 年 1 月	【目的】 危険物を地下に貯蔵する地下タンク貯 蔵所については、タンク本体、タンク 専用室の構造等に関する技術上の基準 について、具体的に仕様が定められて いるため、技術の進歩による新たな材 料・技術によって、現在規定されてい る仕様規定と同等以上の性能を持つも のが開発されても、技術基準に規定さ れた仕様に合致しないと使用すること ができなかった。そこで、技術基準に 性能規定を導入し、新技術・新素材の 円滑な導入の促進を図る。 【内容】 技術基準に性能規定を導入するため、 危険物の規制に関する政令に所要の改 正を行う。	地下貯蔵タンク本体の構造等について 性能規定化された技術上の基準を定め ることにより、タンク本体に係る周囲 の土圧、内容危険物の液荷重、地震の 影響等に耐え得る構造となるため、地 下タンク貯蔵所の安全性が確保され る。	地下貯蔵タンク本体の構造等について 性能規定化された技術基準に適合する 強固なタンク等を設置する必要がある ため、遵守コストの発生が予想される。	代替手段としては、「性能規定化しな い」が考えられるが、地下タンク貯蔵 所の構造等の技術基準を性能規定化す ることにより、新技術・新素材の導入、 安全対策に関する選択の幅の拡大とな る。	— 【 R I A 結果の 活用状況】 パブリック・コ メントの資料と して活用 危険物の規制に 関する政令の一 部を改正する政 令 (平成 17 年政 令第 23 号)、平 成 17 年 4 月 1 日施行	—

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
32	総務省 消防庁危険物保安室	危険物地下貯蔵タンク（二重殻タンク等を除く。）に係るタンク専用室以外の設置方法の廃止（規制の追加、強化、拡充） 【R I Aの対象とした法令】 ・危険物の規制に関する政令	平成17年1月（パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年1月	【目的】 現在、危険物の規制に関する政令に基づき、地下に埋設する危険物タンクについては、危険物の漏えい防止及び漏えい拡大防止上の目的から、コンクリート等により造られたタンク専用室内に設けることが原則とされているが、一定の条件により、当該タンク専用室の省略が認められている。 しかし、近年、タンク専用室を省略した地下貯蔵タンク（二重殻タンク等を除く。）における危険物の漏えい事故が増加傾向にあることから、地下貯蔵タンク（二重殻タンク等を除く。）について当該タンク専用室の省略を禁止し、危険物の漏えい事故に対する安全性の向上を図る。 【内容】 地下貯蔵タンクに係るタンク専用室の省略を禁止し、危険物の漏えい事故に対する安全性の向上を図るため、危険物の規制に関する政令に所要の改正を行う。	タンク専用室内設置又は二重殻タンクの場合、タンク本体（内殻）から危険物が漏えいした場合でも、タンク専用室内又は外殻内で漏えい物が留まるため、タンク専用室外又は外殻外に危険物が漏えいする危険性が少ない。 さらに二重殻タンクの場合、タンク本体で漏えいが発生した場合、内殻と外殻の間にある漏えい検知設備によって、より確実にかつより速やかに漏えいを発見できる。 また、タンク本体が直に土砂と接触していないため、腐食等による劣化が発生しにくい。 以上の理由により、漏えい等の危険性（事故発生率）がさらに低減する。 （参考） 過去5年間（平成10年～14年）の施設1万件あたりの年間事故発生率 ・タンク専用室または二重殻タンクに設置したもの：0.00 ・タンク専用室以外の方法で設置したもの：0.34	【遵守コスト】 タンク室省略工事と比較して、概ね、タンク室設置工事は1.5～2.0倍、二重殻タンク（SF）にあつては1.05倍～1.2倍の工事費が必要となる。 （参考） 設置費用の例 二重殻タンク 約550万円 専用タンク室設置地下貯蔵タンク 約750万円 【遵守コスト】 二重殻タンクについては、危険物の規制に関する規則第62条の5の2により、その外殻を3年に1回、漏れの点検を実施することが必要。 （参考） 設置30年後までの点検コスト ・二重殻タンク 3万円×（30年÷3年）＝30万円 ・二重殻タンク以外 5万円×（15年÷3年）＋5万円×15年＝100万円 ※二重殻タンクの方が約70万円程度の負担の軽減が得られる。	代替手段としては、現状維持があるが、タンク専用室省略基準を廃止することは、事故発生防止上、危険物の漏えい拡散量の抑制上、さらに今後の維持管理に係る負担などを考慮すれば、十分効果のあることと史料する。	－ 【R I A結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成17年政令第23号）、平成17年4月1日施行	－
33	総務省 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課	工事担任者資格者証の種類の見直し（見直し） 【R I Aの対象とした法令】 ・工事担任者規則	平成17年2月（パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年2月	【目的】 近年のIP化の進展に伴う電気通信回線設備及び端末設備の変化・発展を受け、資格者証の種類を見直すとともに、試験科目の内容等について充実を図る。 【内容】 現在のアナログ種及びデジタル種に分かれている資格者証の種類を、電話系サービス（アナログ電話及び総合デジタル通信サービス（ISDN））に係るもの及びデジタルデータ系サービス（ブロードバンドインターネット等）に係るものに見直すとともに、試験科目の内容等について、基本的なセキュリティ技術に関する知識、その他IP技術等の進展に応じ必要とされる関連知識の充実を図ることとする。	工事担任者が有すべき知識及び技能に関して、最近の技術動向を踏まえより適切なものとする事ができる。 基礎的な電話サービスと考えられるISDNサービスに係る工事で、ISDN1回線を超えるものの場合、実質的に難易度の最も高いデジタル第一種を取得しないと工事ができないといった問題があるが、改正により、施工工事の規模内容に応じ、希望者が適切な資格種別を選択できるようになる。 また、アナログ電話及びISDNといった電話系サービスに係る工事を一つの資格区分で工事できるようになり、資格の効力及び工事の実態をより適切にリンクできる。 特にデジタル第二種等工事の実態に対応していないこと等により受験者数が激減している区分について、見直しを行うことにより資格区分毎の受験者数格差が是正され、ひいては適切な制度運用が可能となる。	改正前の資格は改正後においても効力を有するものとしており、既資格者において追加的に発生するコストはない。 資格者証の種別の見直しにより、各種別において必要とされる知識及び技能についても見直しが必要があり、それに伴い工事担任者養成課程においては、設備・講師等の追加調達の可能性があるものの、制度の基本的枠組みを変えるものではないため、現状で必要とされるコストに比較してそれほど大きなコストが発生するとは考えにくい。	代替手段としては、現状維持（制度改革を実施しない）が考えられるが、制度改革により新たに大きな追加コストは発生しない反面、期待される効果が大きいことから制度改革を行うことが適切と考えられる。	－ 【R I A結果の活用状況】 平成17年4月22日、省令等改正	－

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
					(デジタル第二種の受験者数の最近5年間の状況) 3,159→2,750→1,869→1,360→1,158				
34	総務省 総合通信 基盤局電 気通事 業部料 金サー ビス課	工事担任者養成課程の認定基準の緩和(規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 ・工事担任者規則	平成17年2月(パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年2月	【目的】 工事担任者養成課程の授業方法について、従来の面接授業によるもののほかに多様なメディアを利用した授業についても認め、資格取得希望者の利便性を向上させる。 【内容】 資格取得希望者の利便性を向上させるため、工事担任者規則に規定する当該養成課程の授業方法について、従来の面接授業によるもののほかにインターネット等多様なメディアを利用した授業についても認めることとし、同規則及び関連法令を改正する。	総務大臣が認定した養成課程については短期集中型の面接授業によるものとされているが、履修希望者によっては、まとまった時間を履修に割けない等当該者に応じて様々な環境が想定される。履修者自らの事情に応じて時間のあるときに在宅で履修ができるような授業形態を養成課程として認めることにより、資格を希望する履修者の利便性を向上することができる。 多様なメディアを利用して行う授業においては、調達する設備の種類及びその調達期間等が面接授業による場合と異なること及び履修者を受講させるための土地建物が不要であること等の特色がある。養成課程を実施しようとする者は、それぞれの状況に応じて、当該多様なメディアを利用して行う授業若しくは従来の面接授業のいずれか適したものを選択することができるようになる。	養成課程実施者において、多様なメディアを利用した授業に必要な設備等の調達経費が必要。媒体、機器構成等により変動すると思われるが、仮にインターネットを利用して行う場合の初期コストは2億円程度と考えられる。	代替手段としては、現状維持(制度改正を実施しない)が考えられるが、制度改正により、 ① 多様なメディアを利用した授業による養成課程には当該授業形態による提供に必要なコストが発生するものの、面接授業による養成課程に必要な設備・土地等に係るコストは削減される、 ② 養成課程実施者にとっては、どちらを選択するかをそれぞれの事情に応じて選択可能である、 ③ 養成課程履修者においても、その事情に応じて、従来の面接授業による課程に加え多様なメディアを利用した課程も選択可能になる 等、選択の幅が拡大されることから制度改正を行うことが適当である。	— 【R I A結果の活用状況】 平成17年4月22日、省令等改正	—
35	総務省 総合通信 基盤局電 気通事 業部消 費者行 政課	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく表示義務等の適用範囲の拡大等(規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 ・特定電子メールの送信の適正化等に関する法律	平成17年3月(当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 電子メールの送信による被害を軽減する。 【内容】 最近における送信手法の巧妙化・悪質化に鑑み、①「特定電子メール」の定義の拡大、②架空電子メールアドレスによる送信禁止の範囲拡大、③送信者情報を偽った送信に対する直罰化等の措置を講じ、これらの電子メールの送信による被害を軽減する。	企業や団体等に対して送信される、事前の承諾を得ない広告・宣伝メールに対しても表示義務や再送信禁止の義務等が課され、電子メールの利用について一層の良好な環境の整備が図られることが期待される。 送信者情報を偽って送信する行為を直接刑事罰の対象とすることで、抑止効果や警察等の捜査機関による取締りが行われることにより法の執行がより効果的に担保できるようになることが期待されるほか、フィルタリング等の電気通信事業者及び利用者における迷惑メール対策の効果向上等が見込まれる。 架空電子メールアドレスによる送信禁止の範囲拡大により、電気通信事業者等に対する架空電子メールアドレスあてメール送信件数が減少し、電子メールサービスの円滑な提供が確保されることが期待される。	架空電子メールアドレスによる送信禁止の範囲拡大など、行政処分の対象となる禁止行為の拡大により、総務大臣が行政処分のための調査等をするためのコストが増加する。 新たに刑事罰の対象となる送信者情報を偽った送信行為について捜査等をするためのコストが発生する。 新たに禁止範囲に含まれることとなる手法により電子メールの送信を行っている者等には、当該手法を中止又は変更するコストや、そのために営業が一部できなくなるなどのコストが生じると考えられる。 また、企業や団体等に対して、事前の同意を得ずに広告宣伝メールを送信する場合に、「未承諾広告※」と表示する義務等を新たに遵守するためのコストが生じる。	代替手段としては、現状維持が考えられるが、当該規制を選択した場合、 ①行政コストが発生するのは捜査機関等に限られること、 ②遵守コストについても、企業や団体等に対して事前同意を得ずに広告宣伝メールを送信する場合には現在個人に対して送信する場合と同様の表示をすれば足りること、 ③架空電子メールアドレスによる送信や送信者情報を偽った送信のような手法は正当な広告宣伝メールの送信を行う場合には想定されないそもそも悪質な行為であること などから、想定される負担については限定的なものであると考えられる。 一方、期待される効果については、広く電子メールを利用している者一般に見込まれ、直罰化による抑止効果も期待される。 したがって、当該規制を選択した場合のコストと効果を比較すると、効果の方が大きいと判断される。	— 【R I A結果の活用状況】 平成17年3月11日、第162回国会に改正法律案提出。5月13日成立、5月20日、平成17年法律第46号として公布、平成17年11月1日施行。	—

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
36	総務省 情報通信 政策局放 送政策課	電波法及び放送 法の一部を改正 する法律案に基 づく間接出資規 制の導入 (規制の新設) 【R I Aの対象 とした法令】 ・電波法	平成 17 年 4 月 (当該法律案の 国会提出時ま で) 【パブリック・ コメント実施時 期】 —	【目的】 最近における放送事業をめぐる対内投 資の増大等社会経済情勢の変化に的確 に対応し、放送に係る外資規制の実効 性を確保する。 【内容】 「外国人、外国法人等が議決権の一定 割合以上を占める日本の法人又は団 体」(外資系日本法人)が地上放送の 業務を行おうとする者の議決権の一定 割合以上を占めていることを放送局の 免許の欠格事由とする(外資に係る間 接出資規制の導入)。規制の対象とし ては、言論報道機関として大きな社会 的影響力を有し、災害情報をはじめと して国民生活に不可欠な情報を国民・ 視聴者に伝達するという大きな役割を 担っている地上放送に限るもの。	我が国の政治、文化、社会等に大きな 影響力を有する言論報道機関として重 要な役割を担う地上放送について、外 資系法人による影響が制限される。	【行政コスト】 地上放送事業者を監督する総務省にお いて、地上放送事業者に対し間接出資 規制の法令を遵守させるためのコスト が発生する。 【遵守コスト】 地上放送事業者が自らの株主の株主構 成について把握するためのコストが生 じるが、証券取引法上の大量保有報告 書、会社四季報等の市販資料等により 株主の株主構成について把握が可能で あることから、想定される負担は限定 的であると考えられる。また、外資系 日本法人が地上放送事業者の株式を取 得した場合に、株主名簿等の名義書換 の拒否又は議決権の制限を受けるコス トが発生する。一方で、地上放送事業 者の株主自身にとっても地上放送事業 者が放送局免許の取消しをされないこ とが利益となり、当該株主の積極的な 協力も期待できることから、想定され る負担は限定的であると考えられる。	当該規制を選択した場合、当該法令を 遵守する地上放送事業者等に生じるコス トは限定的であり、一方、大きな社会 的影響力を有する言論報道機関であ り、国民の生命・財産の保護の上で重 要な役割を担っている地上放送に関し て、外資系法人による影響が排除され、 自国民の電波の優先利用を確保する大 きな効果が期待される。 代替手段としては、現状維持が考えら れるが、当該規制を選択した場合のコ ストと効果を比較すると、期待される 効果の方が大きいと判断される。	— 【R I A結果の 活用状況】 平成 17 年 4 月 19 日、第 162 回 国会提出、廃案。 平成 17 年 9 月 30 日、第 163 回 国会に提出。10 月 26 日成立。11 月 2 日法律第 107 号として公 布。	—
37	総務省 総合通信 基盤局電 波部衛星 移動通信 課	海上における高 速・大容量衛星 通信システムを 行う携帯移動地 球局に対する技 術的条件 (規制の緩和) 【R I Aの対象 とした法令】 電波法施行規則 等	平成 17 年 10 月 12 日 (パブリック・コ メント手続にお ける意見の募集 開始時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】 平成 17 年 10 月	【目的】 2003 年世界無線通信会議におい て、運航中の船舶内において、海上・ 陸上間の高速かつ大容量の通信を行う ことができる「船上地球局」について検 討を行い、固定衛星業務の人工衛星局 と通信することが可能となった。この ような経緯を踏まえ、我が国において も海上における高速・大容量通信の行 う携帯移動地球局を開設する際の技術 的条件を明確化する。 【内容】 上記措置を導入するため、国内法令等 を整備する。	海上における高速・大容量衛星通信シ ステムを行う携帯移動地球局に対する 技術基準を設定する場合 無線機器の標準化による電波の能率的 利用については、 ・各無線局のシステムが同一なもの としてとらえられることにより、必要と なる設備等が明確化される。 ・技術基準を設定することにより、技 術的条件の異なる無線システムの混在 が避けられることになり、電波の能率 的な利用に資するとともに、他局への 混信妨害の発生可能性を低減すること もできる。 ・個別に技術的な審査を行う必要がな くなり、審査時間等が軽減化される。 ・技術基準適合証明を受けている設備 については検査不要となり、また包括 して無線局の申請が可能となる。	【行政コスト】 技術的条件について個別に審査を行う 必要がないため、審査に係る負担が減 少する。技術適合基準証明制度を活用 により、検査を実施する負担が減少す る。包括免許制度を利用することによ り、免許申請の審査に係る負担が減少 する。 【遵守コスト】 申請にあたって技術基準や運用条件等 が明確になっているため、申請に係る コストが軽減される。包括免許制度を 活用することにより、個別に申請を行 う必要がなくなることから、申請に係 るコストが軽減される。 【社会コスト】 申請から免許までの手続きが簡素化さ れることにより迅速な事業展開が可能 となり、サービス享受者が本システム を導入することが容易になる。	当該技術基準を設定した場合、電波の 能率的な利用を図りつつ、固定衛星業 務の人工衛星局と通信でき、これまで の海上移動衛星業務を行う他の無線局 に比べて情報速度が格段に速く、海上 において高速ブロードバンドでインタ ーネット等を快適な環境で利用するこ とができるようになる。 代替手段としては、当該技術基準を設 定しないことが考えられるが、当該技 術基準を設定した場合のコストと効果 を比較すると、期待される効果の方が 大きいと判断される。	第 29 回情報通 信審議会情報通 信技術分科会 (H16.11.29)に おいて「船上地 球局による高 速・大容量衛星 通信システムの 技術的条件(諮 問第 2016 号)」 を答申 【R I A結果の 活用状況】 平成 18 年 1 月 24 日、省令等改 正	—
38	総務省 消防庁危 険物保安 室	給油取扱所の設 備及び構造の技 術基準に係る性 能規定化 (規制の緩和)	平成 17 年 12 月 8 日 (パブリック・コ メント手続にお ける意見の募集	【目的】 給油取扱所については、火災・漏えい 事故防止の目的から、その位置、構造 及び設備の技術上の基準が定められて いる。これまでの給油取扱所の整備及	給油取扱所の設備及び構造について性 能規定化された技術基準を設定する場 合 給油取扱所の安全性の確保については 給油取扱所の設備及び構造について必	【遵守コスト】 これまで法令に具体的に規定されてい なかつた新しい材料や構造が開発され た場合、市町村等がその安全性を判断 するために、必要な性能を有している	代替手段としては、給油取扱所の設備 及び構造について性能規定化されてい ない技術基準を設定することが考えら れるが、性能規定化された技術基準を 設定することにより、安全対策の選択	— 【R I A結果の 活用状況】 パブリック・コ	—

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		【R I Aの対象とした法令】 危険物の規制に関する政令	開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年12月	び構造に関する技術上の基準について、具体的に仕様を定めているため、技術の進歩による新たな材料・技術によって、現在規定されている仕様規定と同等以上の性能を持つものが開発されても、技術基準に規定された仕様に合致しないと使用することができなかつた。 そこで、当該技術基準に性能規定を導入により、安全対策の選択の幅が広がり、新技術・新素材の円滑な導入が促進される。 【内容】 上記措置を導入するため、当該技術基準に性能規定を導入する。	要とされる性能を明示し、かつ、そのレベルを規定していることにより、安全性は確保される。 給油取扱所の安全対策に係る選択肢の拡大については、給油取扱所の設備及び構造を性能規定化することにより、安全対策の選択の幅が広がり、新技術・新素材の円滑な導入が促進される。	ことを示すデータを容易する必要がある。	の幅が広がり、新技術・新素材の円滑な導入が促進される。	メントの資料として活用 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第6号)、平成18年4月1日施行	
39	総務省 総合通信 基盤局電 波部基幹 通信課	K a 帯 V S A T システムの地球局に対する技術的条件(規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 電波法施行規則等	平成18年3月15日 (パブリック・コメント手続きにおける意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成18年3月	【目的】 今後、衛星通信の利用は、放送のデジタル化に伴うHDTVによるイベント中継など広帯域の映像伝送需要が増大するとともに、ルーラル地域等(離島、山間部)における超高速インターネットアクセス需要が拡大すると見込まれており、これらのユーザーの要望に対し、衛星通信事業者が事業展開を計画しているところである。このような背景を踏まえ、ブロードバンドサービスが可能及び設備の小型化が可能といった特長を有するK a 帯(30/20GHz)を利用した V S A T (Very Small Aperture Terminal) システムの地球局を開発する際の技術的要件を明確化する。 【内容】 上記措置を導入するため、国内法令等を整備する。	K a 帯 V S A T システムの地球局に対する技術基準を設定する場合 高速・大容量衛星通信システムの技術基準の制定については、 ・各無線局をシステムが同一なものとしてとらえることにより、必要となる設備等が明確化される。 ・技術基準を設定することにより、他局への妨害の可能性を制限することが出来ることにより、電波の能率的な利用に資することができる。 特定無線設備・特定無線局への追加については、 ・技術基準適合証明を受けている設備については検査不要となり、また包括して無線局の申請が可能となる。	【行政コスト】 個別に技術基準について審査を行う必要がないため、審査に係る負担が減少する。技術基準適合証明制度を活用することにより、検査を実施する負担が減少する。包括免許制度を利用することにより、免許申請の審査に係る負担が減少する。 【遵守コスト】 追加的機能が必要となるが、そのほとんどが他のシステムと周波数を共用するためには不可欠であるため、許可することが出来る無線局の機能としては、追加的コストはほとんど発生しない。包括免許制度を活用することにより、個別に申請を行う必要はなくなることから、申請に係るコストが軽減される。 【社会コスト】 申請から免許までの手続きが簡素化されることにより迅速な事業展開が可能となり、サービス享受者が本システムを導入することが容易になる。	当該技術基準を設定することにより、電波の能率的な利用を図りつつ、Ku 帯(14/11-12GHz)の V S A T システムでは対応が困難な広帯域の映像伝送やデータ伝送の増大に応えるシステムを利用することが出来るようになる。 代替手段としては、当該技術基準を設定しないことが考えられるが、当該技術基準を設定した場合のコストと効果を比較すると、期待される効果の方が大きいと判断される。	第38回情報通信審議会(H.18.1.23)において「Ka 帯 V S A T システムの技術的条件(諮問第2018号)」を答申 【R I A結果の活用状況】 平成18年5月31日、省令等改正	—
40	総務省 政策統括 官(統計 基準担 当)付統 計法制度 改革担当	統計データの二次利用の拡大(二次利用の規制の緩和) (規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】	平成19年2月7日 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時	【目的】 従来、統計調査の調査票の目的外使用は原則として行政機関等に限定されていたが、民間研究者等の統計利用のニーズに応えるため、匿名化措置を講じた新たな統計データの利用形態として、匿名データの作成・提供、各統計調査を行った各府省等(調査実施者)	匿名性の確保措置を講じた新たな統計データの利用形態を導入することにより、行政機関等以外の民間研究者等による統計データの利用を促進し、学術研究の発展等に資する。	【行政コスト】 匿名データの作成・提供、一般からの委託に応じた統計の作成等の実施、手数料の徴収等に係る事務が発生する。 【遵守コスト】 ・調査票情報等の適正管理義務、守秘義務等の規定の趣旨に適合するように、調査票情報等を取り扱うことが求	統計データの利用の拡大に伴い、調査票情報等の取扱いに関して負担を課すこととなり、また、利用者に手数料の金銭負担が発生することとなるが、社会の基本的な秩序を維持するための必要最小限度の規律を定めるとともに、負担の公平化を図るためのやむを得ない負担である。また、一般からの委託	— 【R I A結果の活用状況】 統計法(平成19年2月13日第166回国会に提出、5月16日成	—

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		統計法第32条～第43条	期】 —	<p>が一般からの委託に応じて統計の作成等を行い得ることを規定するとともに、以下の措置を講ずることによって、行政機関以外の主体が統計データの二次利用を行えるようにする。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関等から調査票情報等の取扱いに関する業務の委託を受けた者及び行政機関等から調査票情報等の提供を受けた者に対して、個人情報の保護、統計調査に対する国民の信頼確保の観点から、当該情報の適正管理の義務付け、守秘義務、目的外利用禁止を規定。 統計の作成等を各統計調査の調査実施者に委託をする者及び匿名データの提供を受ける者から、政令で定める額の手数料を徴収。 各統計調査の調査実施者が、一般からの委託に応じた統計の作成等及び匿名データ提供に係る事務の全部を他に委託する場合には、政令で定める独立行政法人等に委託しなければならないこととする。 		<p>められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各統計調査の調査実施者に統計の作成等の委託をする者及び匿名データの利用者に手数料の金銭的負担が生じる。 一般からの委託に応じた統計の作成等及び匿名データの提供の事務の全部に関しては、独立行政法人等以外の者は委託を受けることができない。 	<p>に応じた統計の作成等及び匿名データの作成・提供の業務の実施体制を確保するため、各調査実施者は、事務を外部に委託して実施することが考えられるが、このうち、一般からの委託に応じた統計の作成等又は匿名データの提供の受付から提供までの事務の全部を委託する場合には、基本的に行政機関自ら行うべきものである利用の申込みに対する判断（学術研究目的等の公益性の有無に係る判断）も含むこととなることから、これらの事務の全部を委託する場合には、政府の一部を構成すると考えられる独立行政法人等に限り、委託することができることとしている。社会の情報基盤としての統計に対する多様なニーズに応えるため、統計データの利用の促進を図ることが必要であり、これらの負担を考慮しても、当該施策の導入が適当である。</p>	立、5月23日法律第53号として公布)	
41	総務省 総合通信 基盤局電 波部移動 通信課	400MHz帯を利用した体内無線設備に対する技術的条件（規制の緩和） 【R I Aの対象とした法令】無線設備規則等	平成19年2月7日 【パブリック・コメント実施時期】平成19年2月	<p>【目的】</p> <p>近年、体内に埋め込まれた無線設備（体内無線設備）を使い、心臓の活動状況等に関する情報を外部の受信機で受信し、当該情報を電気通信回線を介して病院の医師等へ定期的に伝送するシステムが諸外国において導入されている。我が国においても、このような機能を有する体内無線設備が利用できるようにする。</p> <p>【内容】</p> <p>上記措置を導入するため、技術的条件を明確化し、国内法令等を整備する。</p>	無線機器の標準化による電波の能率的利用、許認可手続きの合理化	<p>【行政コスト】</p> <p>技術基準の制定を図るためには、電波利用システムの動向調査、新たな電波利用システムに必要な要件の検討及び導入に必要な周波数の確保等所要の制度整備に係る調査研究コストが必要となる。</p> <p>一方、空中線電力10mW以下等の要件に適合する特定小電力無線局は、適合表示無線設備を使用する場合、免許を要しないため、審査に係る負担が発生しない。</p> <p>【遵守コスト】</p> <p>適合表示無線設備の証明の範囲を逸脱しない限り、コスト等の負担は発生しない。</p> <p>【社会コスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> 用途や目的に応じた無線設備の標準化を行うことによって電波の能率的利用が実現できる。 無線局の許認可手続きの合理化が図られ、体内無線設備利用の普及が図られる。又、諸外国と技術的条件の整合性を図ることで、外国メーカーの機器 	<p>技術基準の制定は、無線システムの用途毎に適した送信方式や電力に関し、必要最小限の内容を定めることによって電波の能率的な利用を図るものであることから、適正と判断される。</p> <p>また、技術基準によって各無線局（当該体内無線設備）のシステムを同一なものとしてとらえられることで、適合表示無線設備を使用した無線局を開設することができることとなり、無線局免許手続きに係る検査や特定小電力無線局においては免許手続きそのものを省略することができるなど、利用者の負担軽減や迅速な使用開始が可能となるとともに、電波監理事務等行政コストの低減が図られる。</p> <p>したがって、当規制のコストと効果を比較すると、期待される効果の方が大きいと判断される。</p>	— 【R I A結果の活用状況】平成19年6月28日、省令等改正	—

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
						<p>であっても、適合表示無線設備とすることで利用することが可能となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準適合証明を受ける場合においては登録証明機関に対する手数料の負担が発生するが、個別の使用に対し無線局の免許申請等の手続きが不要となる。 			
42	総務省 総合通信 基盤局電 波部電波 環境課	相互承認協定に 基づき登録外国 適合性評価機関 から認証等を受 けた者及び機器 に対する電波法 及び電気通信事 業法の義務・監 督規定の適用 (規制の新設)	平成19年3月27 日 (当該法律案の 国会提出後、公 布時まで)	【目的】【内容】 特定機器(通信端末機器等)に係る適 合性評価手続の結果の相互承認にあた って、特定機器の原産地及び供給者の 所在地を問わず他方の締約国の適合性 評価機関が実施する適合性評価の結果 を受け入れるという義務を履行するた め、総務大臣は協定締結国における登 録外国適合性評価機関から認証等を受 けた者に対して報告徴収及び立入検査 等できることとする。	基準に適合しない製品の流通・使用が 発生した場合、改善命令や回収命令等 の措置を講ずることにより、電気通信 回線設備の損傷、他の利用者への迷惑 の防止、無線通信への混信・妨害の防 止が確保される。また、義務・監督規 定の適用を規定することで、基準を満 たさない製品の製造・取扱を事前に抑 止する効果が期待できる。	【行政コスト】 国内で使用する特定機器について、現 行の電波法及び電気通信事業法の義 務・監督規定の適用対象を登録外国適 合性評価機関から認証等を受けた者及 び機器にまで拡大するものであり、新 たなコストは発生しない。 【遵守コスト】 登録外国適合性評価機関から認証を受 けた設計に基づき機器を製造する場 合、当該機器が設計に合致しているか 検査する義務及び当該検査の記録を保 存する義務が、認証を受けた者に課さ れることとなり、これを履行するため のコストが生じる。	当該法令を遵守する登録外国適合性評 価機関から認証等を受けた者に係る新 たなコストは、機器が設計に合致して いるか検査する義務及び当該検査の記 録を保存する義務を履行するためのも ので限定的である。一方、規制を設け ることにより電気通信回線設備の損 傷、他の利用者への迷惑の防止、無線 通信への混信・妨害の防止が確保され るという大きな効果が期待されること から、当規制を採用するのが適当であ ると考えられる。	— 【R I A結果の 活用状況】 特定機器に係る 適合性評価の欧 州共同体及びシ ンガポール共和 国との相互承認 の実施に関する 法律の一部を改 正する法律(平 成19年3月6 日、第166回国 会に提出。6月 14日成立。6月 20日法律第92 号として公布。)	—
43	総務省 情報通信 政策局放 送政策課	認定放送持株会 社制度の導入 (規制の新設) (規制の緩和)	平成19年3月23 日 (当該法律案の 国会提出時ま で)	【目的】【内容】 放送のデジタル化や通信と放送の融合 が進展する中、地上デジタルテレビジ ョン放送の中継局整備等についての多 額の資金調達や、競争激化による経営 の一層の効率化等の課題への対応とし て、持株会社によるグループ経営を放 送事業経営の選択肢とするため、その 子会社である地上系一般放送事業者 に対するマスメディア集中排除原則(複 数の放送事業者の支配を禁止する旨の 原則)の適用の緩和や認定放送持株会 社に対する外資規制の直接適用等を内 容とする認定放送持株会社制度を導入 する。新設の規制は、以下のとおり。 ア 認定放送持株会社の認定(第5 2条の30第1項)(外国法人でない こと等を審査=外資規制の直接適用) イ 申請書記載事項等の変更の届出 (第52条の31) ウ 地位の承継の認可(第52条の	【経営の基盤強化・効率化】 ・資金調達の容易化、経営資源の効率 的運用、連携ニーズへの柔軟な対応、 放送事業経営の安定性確保、競争力の 強化が図られる。 【放送の多元性等への配慮】 ①認定放送持株会社の一の株主に対す る議決権保有制限により、放送の多元 性を確保することが可能となる。 ②認定放送持株会社の子会社である地 上系一般放送事業者に対する地域向け 番組の提供努力義務による放送の地域 性の確保が可能となる。	【行政コスト】 ・法改正を実施するコスト及び新制度 運用体制の整備コストが発生する。 【遵守コスト】 ・認可申請手続に要するコストが発生 する。	認定放送持株会社制度を導入した場合 には、放送事業経営の基盤強化・効率 化、放送の多元性・地域性等の確保に 大きな効果が期待される一方、その行 政コスト、遵守コスト等は限定的と考 えられる。 他方、現状維持とした場合には、持株 会社によるグループ経営を行うことが 困難であり、放送のデジタル化や通信 と放送の融合の進展に伴う諸課題への 対応が十分に図られないおそれがあ る。	通信・放送の在 り方に関する政 府与党合意(平 成18年6月2 0日)において、 「マスメディア 集中排除原則 を、自由度の高 い形で早急に緩 和する」とされ、 「経済財政運営 と構造改革に関 する基本方針 2006」(平成1 8年7月7日閣 議決定)におい て、同合意に基 づいた改革の推 進が決定される とともに、「デ ジタル化の進展	—

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				36第1項) エ 資料提出義務(第53条の8)				と放送政策に関する調査研究会最終報告」において、「放送持株会社によるグループ経営を新たな経営の選択肢として加えるため、放送持株会社を制度化することは、放送を取り巻く経営環境が大きく変化中、有意義であると考えられる」とされている。 また、「規制改革・民会開放の推進に関する第3次答申」(平成18年12月25日)において、「民放の経営基盤を強化するため、『政府与党合意』に基づき、一定の範囲で複数の放送事業者を子会社とする放送持株会社を活用することを可能とするための制度整備等を行うべきである」とされている。 【RIA結果の活用状況】 平成19年4月6日、第166回国会に改正法律案を提出(継続審議)。	

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
44	総務省 情報通信 政策局放 送政策課	有料放送の料金 に関する規制緩和 (規制の緩和) 【R I Aの対象 とした法令】 放送法	平成19年3月23 日 (当該法律案の 国会提出時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】 —	【目的】【内容】 放送の多チャンネル化の進展等を踏ま え、放送事業者における柔軟な事業展 開を可能とするため、地上放送の料金 の制定等について、総務大臣の認可制 を届出制に改める。	【柔軟な事業展開】 ・視聴者ニーズへの迅速かつ柔軟な対 応が可能となる。 【視聴者の利益確保】 ・視聴者の利益を阻害していると認め られるときの変更命令(第52条第2 項)により、必要最小限の利益確保が 可能。	【行政コスト】 ・法改正を実施するためのコストが発 生する。 【遵守コスト】 ・事前届出に要するコストが発生 する。	放送事業は有限希少な電波を使用する 等のため免許・認定の参入手続等が必 要であり、有料放送サービスについて は、事業の迅速かつ柔軟な対応を可能 としつつ、同サービスを国民に最大限 に普及させるため、その料金を、でき る限り多くの視聴者が利用可能な水準 とすることが必要である。 現状維持を採用した場合、不当な料金 設定により視聴者の利益が阻害される おそれを事前に排除することができる が、事業の迅速かつ柔軟な対応を可能 とする可能性は現状と変わらない。こ のため、視聴者利益の確保に留意しつ つ、事業者負担を最大限軽減するため には、現在認可制とされている地上放 送(多重放送以外のもの)による有料 放送の料金設定を届出制に移行し、全 ての有料放送の料金設定を一律に届出 制とすることが適切である。	「デジタル化の 進展と放送政策 に関する調査研 究会最終報告」 (平成18年1 0月6日)にお いて、「サーバ ー型サービスに ついて、今後、 視聴者ニーズに 迅速かつ柔軟に 対応するととも に、その普及・ 発展を図ってい くためには、視 聴者利益の確保 に十分留意しつ つ、有料放送に ついての料金認 可制を届出制に 改める等の規制 緩和を行うこと が適当である」 とされている。 【R I A結果の 活用状況】 平成19年4月 6日、第166 回国会に改正法 律案を提出(継 続審議)。	—
45	総務省 情報通信 政策局放 送政策課	委託放送事業の 譲渡に伴う地位 の承継規定の整 備 (規制の緩和) 【R I Aの対象 とした法令】 放送法	平成19年3月23 日 (当該法律案の 国会提出時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】 —	【目的】【内容】 CS放送分野における事業再編の円滑化 に資し、視聴者ニーズに的確に応える ため、委託放送業務を行う事業を譲り 受けた者は、総務大臣の認可を受けて 委託放送事業者の地位を承継できるこ ととする。	【CS放送分野の事業再編の円滑化】 ・従来の合併・分割による地位の承継 に加え、事業譲渡でも地位の承継を可 能とすることにより、事業譲渡による CS放送事業の再編の円滑化が図れ る。	【行政コスト】 ・法改正を実施するためのコストが発 生する。 【遵守コスト】 ・認可申請手続コスト(現状では認可 申請手続コストと廃止手続コストが発 生しており、現状より負担コストは軽 減される。) ・現状に比べ、短期で手続が完了する。	現状維持の場合、事業の譲受人が譲渡 人と同一の番組を同一の周波数を用い て放送するためには、譲渡人による業 務の廃止手続と譲受人による委託放送 業務の認定申請手続を併せ行う必要が あり、電波監理審議会への諮問等を経 た手続の完了までの期間が、地位の承 継手続(合併等に伴う承継手続と同程 度の所要期間を想定)と比べて長期と なり、事業者の負担が相対的に大きく なる。事業の譲受人に既存番組の継続 を認めることとする場合、事業の譲渡 人及び譲受人に最小の負担でこれを認 めることが企業の組織再編の円滑化に 資することになることから、事業譲渡	「衛星放送の将 来像に関する研 究会報告書」(平 成18年10月 19日)におい て、「東経11 0度CSデジタル 放送等の委託 放送業務を行う 事業について、 周波数の有効利 用を図り、デジ タル放送の特徴 をできるだけ活 かしたHD番組	—

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
							に伴う委託放送事業者の地位の承継規定の整備を採ることが適切である。	等の多彩なサービスを視聴者ニーズに応じ迅速かつ柔軟に提供できるようにするためには、事業譲渡に伴う地位の承継を可能とする手続を早急に検討し、所要の制度整備を行うことが必要である」とされている。 【R I A結果の活用状況】 平成19年4月6日、第166回国会に改正法律案を提出（継続審議）。	
46	総務省 情報通信 政策局放 送政策課	有料放送管理業 務の制度化 (規制の新設) 【R I Aの対象 とした法令】 放送法等	平成19年3月23 日 (当該法律案の 国会提出時ま で) 【パブリック・ コメント実施時 期】 -	【目的】【内容】 相当数の有料放送契約を代理等するいわゆるプラットフォーム業務の影響力が增大してきていることを踏まえ、視聴者保護を図るため、有料放送の役務の提供に関し、契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行うとともに、当該契約により設置された受信設備によらなければ当該有料放送の受信ができないようにすることをを行う業務（「有料放送管理業務」という。）を行おうとする者は、その旨を総務大臣に届け出なければならないこととするとともに、関連の規制を新設する。新設の規制は、以下のとおり。 ア 有料放送管理業務の届出（第52条の6の2第1項） イ 届出事項の変更の届出（第52条の6の2第2項） ウ 地位の承継の届出（第52条の6の3第2項） エ 業務の廃止の届出（第52条の6の4第1項） オ 法人の解散の届出（第52条の6の4第2項）	【視聴者利益の保護】 ・いわゆるプラットフォーム事業者を制度上に位置づけることにより、視聴者に対する責任に係る放送事業者との分担の明確化等が図れる。	【行政コスト】 ・法改正を実施するためのコストが発生する。 【遵守コスト】 ①届出等の手続に要するコスト及び②プラットフォーム業務についての指針を策定する等のための事務コストが発生する。	現状維持を採用することにより、CS放送を視聴する場合、視聴者はプラットフォーム事業者を窓口として、複数の有料放送事業者と一括して契約するという形態が取られており、誰と契約しているのか、視聴者にとって分かり難い等の問題点がある。制度化により、有料放送分野におけるプラットフォーム事業者の位置づけが明確となるとともに、業務の適正かつ確実な運営を確保するための措置義務により、契約締結の代理を行う際の提供条件の説明の充実等、視聴者保護が図られることとなる。	「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会最終報告」（平成18年10月6日）において、「プラットフォーム事業について、（中略）CS放送の健全な発達を図るため、自主ガイドラインを客観的に担保する仕組みとして、CSプラットフォーム事業を制度上位置づけ、所要の規律を課すことが考えられる」とされ、「衛星放送の将来像に関する研究会報告書」（平成18年10月	-

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				カ 業務の適正運営確保措置義務（第52条の6の5） キ 業務改善命令（第52条の7第3項） ク 資料提出義務（第53条の8）				19日）において、「優越的地位にあるプラットフォーム事業者については、その業務の公正性、中立性、透明性等を確保するための措置を講ずることが必要であると考えられる」とされ、また、「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（平成18年12月25日）において、「プラットフォーム事業者の制度上の位置づけを明確化すること等を検討すべきである」とされている。 【RIA結果の活用状況】 平成19年4月6日、第166回国会に改正法律案を提出（継続審議）。	
47	総務省 情報通信 政策局放 送政策課	再発防止計画の 提出の求めに係 る制度の導入 (規制の新設) 【RIAの対象 とした法令】 放送法等	平成19年3月23 日 (当該法律案の 国会提出時ま で) 【パブリック・ コメント実施時 期】 -	【目的】【内容】 視聴者保護を図るため、虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させるような放送により、国民生活に悪影響を及ぼすおそれ等がある場合、総務大臣は、放送事業者に対し再発防止計画の提出を求めること等ができることとする。	【事実を曲げた報道の再発防止】 ・再発防止計画の提出を求め、これに総務大臣の意見を付した上で公表し、国民の判断を仰ぐこととすることにより、再発防止が期待できる。	【行政コスト】 ・法改正を実施するためのコストが発生する。 【遵守コスト】 ・再発防止計画を作成するための事務コストが発生する。	放送事業者が放送法等の違反をした場合には、従来、総務省の行政指導による再発防止計画の提出の求め等の措置がとられてきたところ。しかし、現状維持による対応は、当該放送事業者の再発防止には一定の効果が認められるが、その事案に対する視聴者への説明責任の履行や放送に対する信頼回復の点で一定の限界があった。 このため、国民生活に悪影響を及ぼす場合等には、再発防止計画の提出を法律に基づき透明な形で求め、その計画を総務大臣の意見とともに公表することにより、国民の判断を仰ぐこととす	- 【RIA結果の活用状況】 平成19年4月6日、第166回国会に改正法律案を提出（継続審議）。	-

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
							る。再発防止計画提出の求めが制度上位置づけられることにより、放送事業者には、従来の行政指導の場合以上に真摯な対応が期待されることとなる。		
48	総務省 総合通信 基盤局電 波部電波 政策課	無線局の運用者 の変更制度の創 設に関する事後 届出の導入 (規制の新設) (規制の緩和) 【R I Aの対象 とした法令】 電波法	平成19年3月30 日 (当該法律案の 国会提出時ま で) 【パブリック・ コメント実施時 期】 -	【目的】 適正な電波利用のための無線局監理を 確保しつつ、簡易な手続での無線局運 用者の変更が可能となる。 【内容】 無線局の免許人等が、一定の条件の下、 自己以外の者に無線局を運用させるこ とを可能とし、当該運用させた者の氏 名、運用期間等の無線局監理上必要な 事項について、総務大臣への届出等 を行わなければならないこととする。	【電波の公平かつ能率的な利用の確 保】 運用者の変更に関する届出手続を設け た場合、運用している者を随時把握で き、適正な電波利用が確保できること から、無線局の運用者の変更制度の創 設ができる。 その結果、簡易かつ迅速な手続での無 線局の運用が可能となり、無線通信の 新しいサービスや利用形態が実現され る。	【行政コスト】 無線局を運用するために、これまで免 許・登録の手続を要していたものが、 届出のみで可能となり、処理時間等の 負担が軽減される。 届出に関する電子システムの改修をし なければならないが、制度導入局面に 限られているものであり、行政コスト の増加は限定的である。 総合的に行政コストは軽減される。 【遵守コスト】 無線局を運用するために、これまで免 許・登録の手続を要していたものが、 届出のみで可能となり、書類作成や手 数料の負担が軽減される。	無線局の運用者の変更制度の創設に関 する事後届出を導入する場合、電波の 公平かつ能率的な利用の確保という効 果が期待される上に、全体として想定 される負担も軽減されることから、無 線局の運用者の変更制度の創設に関 する事後届出を導入することが適切と考 えられる。	「通信・放送の 総合的な法体系 に関する研究会」の報告書「通信・放送の新展 開に対応した電 波法制の在り方 ～ワイヤレス・ イノベーション の加速に向けて ～」において、 制度創設を提 言。 【R I A結果の 活用状況】 平成19年4月 6日、第166 回国会に改正法 律案を提出（継 続審議）。	-

表 R I A－5 法務省における R I A の実施状況（8 件）

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
49	法務省 入国管理局入国管理企画官室	学校の夏期休暇等を活用して外国語講師等を行う外国人大学生に対する在留資格の付与（規制の緩和） 【R I A の対象とした法令】 ・出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（告示）	平成 16 年 12 月（パブリック・コメント手続における意見の募集後、当該規制措置決定まで） 【パブリック・コメント実施時期】 平成 16 年 12 月	【目的】 地域再生本部において決定された「地域再生推進のためのプログラム」において、全国で講じる支援措置として、学校の夏期休暇等を活用して外国語講師等を行う外国人大学生に対し、在留資格を付与し、地方公共団体が実施する国際文化交流を目的とした事業の推進を図る。 【内容】 出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動に係る告示について所要の改正を行う。	国際文化交流に係る講義を行う人材の確保が容易となる。 小学校の生徒等が外国語や異文化を体験する機会が広がり、語学力の向上や国際化へ対応し得る人材育成が図られる。 また、相互理解の促進や地域社会の活性化に資する。	通常の入国審査、在留審査等に係る費用であり、行政コスト及び遵守コストの増加は生じない。 当該外国人が不法滞在者となる可能性はゼロではない。	代替手段としては、規制の全廃が考えられるが、その場合、国際文化交流に係る講義を行う人材の確保の容易化は予想されるが、不法就労の増加等による行政コストの増加などの悪影響が予想され、不法滞在外国人が問題化している現状においては、当該規制を採用することによって適切な受入れを図っていくことが妥当である。	－ 【R I A 結果の活用状況】 平成 17 年 2 月 17 日、告示改正（法務省告示第 104 号）	平成 21 年 12 月末
50	法務省 入国管理局入国管理企画官室	在留資格「興行」に関する上陸許可基準の見直し（規制の追加、強化、拡充） 【R I A の対象とした法令】 ・出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令	平成 16 年 12 月（パブリック・コメント手続における意見の募集後、当該規制措置決定まで） 【パブリック・コメント実施時期】 平成 16 年 12 月	【目的】 「興行」の在留資格に関する上陸許可の基準から、外国の国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公私の機関が認定した資格を有することとする規定を削除することで、「興行」の在留資格が人身取引に利用されることの防止を図る。 【内容】 出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令に所要の改正を行う。	適切な入国が確保され、不法就労者や人身取引の被害者の数が減少する。 地域社会における風紀や治安が改善する。また、適切な文化交流の機会が増進され、外国の文化に対する理解が深まる。	通常の入国審査、在留審査等に係る費用であり、行政コスト及び遵守コストの増加は生じない。 当該外国人が不法滞在者となる可能性はゼロではない。	代替手段としては、現状維持が考えられるが、その場合、芸能人としての能力を有していることの確認の強化や適切な芸能活動が行われているかの調査等に係る行政コストの増加などが予想され、「興行」の在留資格の人身取引への利用が問題化している現状においては、当該規制を採用することによって適切な受入れを図っていくことが妥当である。	－ 【R I A 結果の活用状況】 平成 17 年 2 月 15 日、省令改正（法務省令第 16 号）	平成 21 年 12 月末
51	法務省 入国管理局入国管理企画官室	在留資格「定住者」の項の下欄に掲げる地位を定める件の一部を改正する告示（定住者告示の一部改正）（規制の緩和） 【R I A の対象とした法令】 出入国管理及び難民認定法第 7	平成 17 年 7 月（パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 平成 17 年 7 月	【目的】 現行の出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件（平成 2 年法務省告示第 132 号。以下「定住者告示」という。）においては、中国残留邦人の実子については、「日本人の配偶者等」に該当する場合を除き、本邦上陸時に 6 歳以上であっても定住者の項の下欄に掲げる地位が定められている（同告示第 3 号）ところ、中国残留邦人の養子及び中国残留邦人の配偶者の子について	【国民への便益】 個別に特別な事情を検討することを要しないことから、円滑な受入れが可能となるほか、中国残留邦人がその家族とともに、日本で安定的な生活を営むことができる。 【社会的便益】 より適正かつ円滑な受入れ、地域社会の活性化に資する。	【行政コスト】 通常の入国審査に係る費用（特別な支出は必要としない）。 【遵守コスト】 通常の在留審査に係る調査、審査等の費用（特別な支出は必要としない）。不法滞在者等に係る通常の退去強制手続に要する費用（特別な支出は必要としない）。 【社会コスト】 本件措置を実施したとしても、不法滞在者が発生する可能性がゼロではないこと。	代替手段としては、「中国残留邦人の養子又は中国残留邦人の配偶者の婚姻前の子であれば、定住者の項の下欄に掲げる地位に該当（規制の全廃）。」が想定されるが、その場合、養子等を偽装して入国を図る者のスクリーニングの困難化による費用の増加（行政コスト）、外国人が養子等を偽装して不法入国した場合の退去強制手続に係る費用の増加（遵守コスト）、正規滞在を偽装する不法滞在者の増加（社会コスト）等の増加が考えられる。したがって、中国残留邦人をめぐる歴	－ 【R I A 結果の活用状況】 平成 17 年 9 月 28 日、告示改正（法務省告示第 496 号）	平成 22 年 7 月末まで

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		条第1項第2号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件（告示）		<p>は、一部を除き、該当する規定が同告示には存しない。</p> <p>そこで、法務省においては、邦人が中国に残留することとなった歴史的経緯にかんがみ、定住者告示を改正し、中国残留邦人の養子及び中国残留邦人の配偶者の婚姻前の子についても一定の要件に該当するものについては、実子と同様に定住者の項の下欄に掲げる地位に該当することとするための所要の規定の整備を行う。</p> <p>【内容】 中国残留邦人の養子又は中国残留邦人の配偶者の婚姻前の子で、6歳に達する以前から中国残留邦人と同居し扶養されていた者については、定住者の項の下欄に掲げる地位に該当するよう定住者告示を改正する。</p>			<p>史経緯にかんがみ、その養子の受入れを可能とするとともに、中国残留邦人の配偶者の子であっても、実質上の親子関係を形成していると考えられる外国人の入国を可能とするため、本規制案を採用することによって適切な受入れを図っていくことが妥当と考えられる。</p>		
52	法務省 入国管理局 入国管理企画官室	<p>在留資格「技能」に関する上陸許可基準の見直し（規制の緩和）</p> <p>【R I Aの対象とした法令】 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令</p>	<p>平成17年8月（パブリック・コメント手続きにおける意見の募集後、当該規制措置決定まで）</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 平成17年8月</p>	<p>【目的】 在留資格「技能」については、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（以下「上陸許可基準」という。）において、航空運送事業の用に供する航空機に乗り組む機長に関し、2,500時間以上の飛行経験を要件として定めているが、当該飛行時間は、大型航空機の機長のレベルに合わせたものであり、今後は、中型機等の需要の拡大が見込まれるなど、その操縦者について、外国人の受入れを行っていく必要があると考えられる。そこで、こうした状況に対応するため、「技能」の在留資格をもって上陸しようとする航空機の外国人操縦者に係る上陸許可基準のうち、2,500時間以上の飛行経験を要件としている部分を1,000時間以上にするとともに、乗り組むことのできる航空機についても大型機に限定しないこととする。</p> <p>【内容】 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の改正を行う。</p>	<p>【関連業界への便益】 適正な能力を有する航空機の外国人操縦者の確保が容易になる。</p> <p>【国民への便益】 適正な能力を有する外国人操縦者の操縦による航空機の利便性向上につながる面がある。</p> <p>【社会的便益】 適正な能力を有する外国人操縦者の操縦による航空機を利用する観光客等の増加に伴い、地域社会の活性化等につながる面がある。</p>	<p>【行政コスト】 新たな負担は生じない。</p> <p>【遵守コスト】 新たな負担は生じない。</p> <p>【社会コスト】 不法滞在者等が発生する可能性がある。</p>	<p>代替手段として、在留資格「技能」に関する上陸許可基準の要件を撤廃する（規制の全廃）が考えられるが、中型機等の需要の拡大に対応し、適正な能力を有する航空機の外国人操縦者の受入れを促進するため、本件措置を採用することが妥当と考えられる。</p>	<p>—</p> <p>【R I A結果の活用状況】 平成17年9月28日、省令改正（法務省令第95号）</p>	<p>平成22年8月末までに行う。</p>

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
53	法務省 入国管理局入国管理企画官室	在留資格「興行」に関する上陸許可基準の見直し(規制の追加、強化、拡充)(規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	平成17年11月(パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年12月	【目的】 「興行」の在留資格により我が国に入国・在留する外国人については、以前から、風俗営業店においてホステス等として不法就労している者が少なくなく、中には近年国際的に問題となっている人身取引の被害に遭っている者も存在するという指摘がなされており、平成16年12月に政府が策定した「人身取引対策行動計画」において、興行活動を行おうとする外国人本人の要件を見直すべきとされ、これを受けて平成17年2月、省令の一部改正を行ったところであるが、同行動計画では、さらに在留資格「興行」のその他の基準についても抜本的な見直しを行うこととされていることから、外国人芸能人の受入れ機関の要件を厳格化する。一方で、適正な受入れ機関によって受け入れられ、不法就労や人身取引の問題が生ずるおそれの少ない興行については、より円滑な外国人芸能人の受入れが行われるようにする。 【内容】 前者の目的のため、外国人芸能人の受入れ機関の要件を厳格化する措置を講ずる。 後者の目的のため、外国人芸能人の受入れ要件を緩和する措置を講ずる。	【関連業界への影響】 不法就労や人身取引等の問題が改善される。また、不法就労等の問題の少ない適正な興行活動に従事しようとする外国人の受入れが容易になる。以上により、業界の健全化、適正化に資する。 【国民への影響】 適正な興行活動に従事しようとする外国人の受入れが進み、適切な文化交流の機会が増進され、外国の文化に対する理解が深まる。また、日本国民が外国から、「人身取引の加害者」として非難されることが少なくなる。 【社会的影響】 不法就労や人身取引等の問題が改善され、地域社会における風紀や治安が改善する。	【行政コスト】 新たな負担は生じない。 【遵守コスト】 新たな要件に適合しない一部の受入れ機関(人身取引を行った者が経営するもの、外国人に報酬を支払っていないもの等)については負担が生じる可能性がある。他方、適正な興行活動を行おうとする外国人の受入れに関しては、要件緩和により負担が軽減される。 【社会コスト】 新たな負担は生じない。	代替手段として、在留資格「興行」に関する上陸許可基準を撤廃する(規制の撤廃)場合及び在留資格「興行」に関する上陸許可基準の見直しを行わない(現状維持)が考えられるところ、新たな要件に適合しない一部の受入れ機関についてのみ負担が生じうるが、不法就労者や人身取引等の問題を改善しつつ適正な興行活動に従事しようとする外国人の円滑な受入れが促進されるという大きな効果が期待されるため、本件措置を採用することが妥当と考えられる。	－ 【R I A結果の活用状況】 平成18年3月13日、省令改正(法務省令第21号)	平成22年11月末までに行う。
54	法務省 入国管理局入国管理企画官室	在留資格「医療」に関する上陸許可基準の見直し(規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	平成18年2月(パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成18年2月	【目的】 「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日及び平成17年3月25日閣議決定)を踏まえ、医療の在留資格に係る上陸許可基準(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令)の改正を行う。 (1)医師としての業務に従事しようとする場合 ・本邦の大学において医学の課程を修めて卒業することとされている要件、業務形態を研修に限定するという活動制限、年数制限(本邦の大学卒業後6年以内)及び就労可能な地域についての制限を撤廃する。 (2)歯科医師として業務に従事しようとする場合 ・本邦の大学において歯学の課程を修	【国民への影響】 日本で就労する外国人医師、看護師等の増加が見込まれるので、高度な人材の受入れが促進される。 【関連業界への影響】 医療分野に従事する外国人の受入れが進むので、医療サービスを受ける機会が増進される。 【社会的影響】 医療分野における外国人の高度人材の受入れが促進される。日本人のみならず、日本で就労する他業種の外国人が母国語で医療サービスを受ける機会が増加し、当該外国人等の生活環境の改善に資する。	【行政コスト】 新たな負担は生じない 【遵守コスト】 新たな負担は生じない 【社会コスト】 新たな負担は生じない	代替手段として規制の撤廃が考えられるが、行政コスト、遵守コスト及び社会コストに新たな負担がかからず、医療サービスの質を維持しつつ、高度人材の受入れが促進されるという大きな効果が期待されるため、本件措置を採用することが妥当と考えられる。	－ 【R I A結果の活用状況】 平成18年3月30日、省令改正(法務省令第29号)	平成23年2月末までに行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				<p>めて卒業することとされている要件を撤廃する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本邦の大学卒業後6年以内とされている研修期間を、歯科医師免許を受けた後6年以内とする。 <p>(3)保険師、助産師又は准看護師として業務に従事しようとする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本邦の保険師、助産師又は准看護師の業務に関する学校等を卒業又は修了することとされている要件を撤廃する。 ・保険師、助産師又は准看護師の業務に関する学校等を卒業又は修了後4年以内とされている研修期間を、当該免許を受けた後4年以内とする。 <p>(4)看護師としての業務に従事しようとする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本邦の看護師の業務に関する学校等を卒業又は修了することとされている要件を撤廃する。 ・看護師の業務に関する学校等を卒業又は修了後4年以内とされている研修期間を、看護師の免許を受けた後7年以内とする。 <p>【内容】 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の改正を行う。</p>					
55	法務省 入国管理局入国管理企画官室	在留資格「留学」に関する上陸許可基準の見直し(規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	平成18年2月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成18年2月	<p>【目的】 「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府方針」(平成17年2月9日構造改革特別区域推進本部決定)を踏まえ、留学の在留資格に係る上陸許可基準を改正し、本邦の大学に入学して、夜間において授業を行う大学院の研修科において専ら夜間通学して教育を受ける活動を行う者が、「留学」の在留資格により、本邦に入学できるようにする。</p> <p>【内容】 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の改正を行う。</p>	<p>【関連業界への影響】 我が国への留学の幅が広がり、受入れ機関としては人材の確保が容易になる。</p> <p>【国民への影響】 大学院留学生を受け入れることにより、外国語や異文化に接する機会が広がることにより、国際化への対応し得る人材の育成が図れる。</p> <p>【社会的影響】 海外の優秀な人材である大学院留学生の受入れを促進し、我が国の教育・研究活動が活性化される。</p>	<p>【行政コスト】 新たな負担は生じない。</p> <p>【遵守コスト】 受入れ側である大学が、当該研究科において、教育を受ける外国人の出席状況及び入管法第19条第1項の規定の遵守状況を十分に管理する体制を整備するための負担が生じる可能性がある。</p> <p>【社会コスト】 新たな負担は生じない。</p>	<p>規制の全廃の場合、受入れに係る要件が撤廃され、受入れ機関としては学生の確保が容易になることが予想されるが、偽装の留学生による不法就労等の悪影響が予想され、不法滞在外国人が問題化している現状においては、本件措置を採用することによって適正な受入れを図っていくことが妥当である。</p>	<p>—</p> <p>【R I A結果の活用状況】 平成18年3月30日、省令改正(法務省令第29号)</p>	平成23年2月末までに行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
56	法務省 入国管理局入国管理企画官室	特定活動告示の一部を改正する告示 (規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄(ニに係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件(平成2年法務省告示第131号)	平成19年1月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成19年1月	【目的】 内閣に設置されている構造改革特別区域推進本部は、平成18年2月15日に本部決定した「構造改革特区の第8次提案に対する政府の対応方針」において、構造改革特別区域法に規定されている外国人研究者受入れ促進事業及び外国人情報処理技術者受入れ促進事業については全国展開の措置をとるところ、同措置の対象となる外国人研究者及び外国人情報処理技術者の扶養を受け同居するものであって、自己で収入を得て生活することができない親について一定の要件の下に入国できるよう法務省告示を改正する検討を行い、平成18年度中に措置すべきものとしたことを受けて、所要の整備を行う。 【内容】 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄(ニに係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件(平成2年法務省告示第131号)の改正を行う。	【関連業界への影響】 優秀な外国人研究者及び外国人情報処理技術者の受入れが容易になり、高度人材の受入れが促進される。 【国民への影響】 優秀な外国人研究者及び外国人情報処理技術者の受入れが容易になることにより、新たな技術・サービスを受けることが可能となる。 【社会的影響】 優秀な外国人研究者及び外国人情報処理技術者の受入れが促進され、我が国の研究活動等が活性化し、研究の効率的推進又は産業の高度化につながる。	【行政コスト】 新たな負担は生じない 【遵守コスト】 新たな負担は生じない 【社会コスト】 新たな負担は生じない	行政コスト、遵守コスト及び社会コストに新たな負担がかからず、高度人材の受入れが促進され、産業の高度化につながるという大きな効果が期待されるため、(本件措置)を採用することが妥当と考えられる。	— 【R I A結果の活用状況】 平成19年3月23日、告示改正(法務省告示第124号)	平成24年1月末までに行う。

表 R I A－6 外務省における R I A の実施状況（1 件）

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
57	外務省 領事局旅 券課	紛焼失旅券に関 する届出による 失効制度の導入 (旅券名義人が 紛焼失を届け出 る際の出頭の義 務付け) (規制の新設) 【R I A の対象 とした法令】 ・旅券法	平成 17 年 5 月 (当該法律案の 国会提出後、公 布時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】 －	【目的】 現行の旅券法では、紛焼失した旅券は、 当該旅券の再発給申請に係る旅券が再 発行され、又は、紛焼失した旅券に代 えて帰国のための渡航書が発行されな い限り失効しない。これらの紛焼失し た旅券が第三者に悪用されることを防 止する。 【内容】 紛焼失の届出に基づき当該旅券を迅速 に失効させることとした（なお、旅券 の紛焼失の際の届出義務自体について は、法律改正前と同様である）。 国際的にも見ても、2004 年 6 月のシー アイランド・サミットにおける「安全 かつ容易な海外渡航イニシアチブ」の 合意に基づき、国際刑事警察機構（I C P O）を經由して紛失・盗難旅券に 係るリアルタイムな情報提供が開始 (同年 11 月)されるなど、紛失・盗難 旅券の悪用防止の強化が図られている ところであり、本制度は、右動きを具 体化するものでもある。	【国民に対する利益】 本人出頭を厳格に行い、不正な失効を 防止することで、正当な旅券を所持す る日本国民の出入国が拒否されず、国 民が円滑かつ安全に海外渡航し様々な 活動を行う機会を守ることができる。 【社会的利益】 第三者による旅券の不正失効を防止し 旅券犯罪を未然に防ぎ、旅券の信頼性 を確保することができる。 【その他の利益】 盗難・紛失旅券情報の提供が国際的に リアルタイムで行われているため、出 頭義務をかけることにより、第三者に よる不正失効を防ぎ、日本国旅券の信 頼性を維持することができる。	【行政コスト】 特別な支出は必要としない。 【遵守コスト】 出頭する手間とコスト。	代替手段としては、「届出の際の出頭 を義務付けず、郵送やオンラインでの 届出を認める」が考えられる。その場 合でも、紛焼失旅券を失効できるが、 第三者による届出による不正失効の可 能性があり、旅券の正当な所持人の出 入国が阻害され海外における諸活動に 重大な支障を及ぼす可能性がある。 そこで、不正な届出を防止し、日本旅 券の国際的信用を維持し、もって国民 の円滑かつ安全な海外渡航を確保す るためには、出頭を義務付けて厳格な本 人確認を実施する必要があるため、本 件規制を採用することで適切な失効措 置を講じることが妥当と考える。	平成 16 年 10 月 の海外交渉審議 会答申におい て、渡航文書に 関わる犯罪防止 への国際的取組 みに貢献し、日 本旅券の信頼性 を高め、もって 国民の円滑な海 外渡航を確保す ることとなっている。 【R I A 結果の 活用状況】 平成 17 年 6 月 10 日、改正法公 布 平成 18 年 3 月 20 日、改正法 施行	平成 22 年 5 月 末まで

表 R I A－7 財務省における R I A の実施状況（1 件）

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
58	財務省 理財局総務課たばこ塩事業室	未成年者喫煙防止の観点からの自動販売機を店舗に併設していない製造たばこ小売販売業者に対する許可条件の付与（規制の追加、強化、拡充） 【R I A の対象とした法令】 たばこ事業法第 24 条	平成 17 年 3 月 【パブリック・コメント実施時期】 平成 17 年 6 月（H17.6.13～H17.7.13）	【目的】 早期に是正すべき対象者を特定して、順次、通達に基づき、各財務局で自動販売機を店舗に併設する条件を付すことにより、未成年者喫煙防止に資する。 【内容】 平成元年 6 月以前の申請により製造たばこ小売販売業の許可を受けた自動販売機を店舗に併設する条件が付されていない者のうち、財務局の指導後においても、店舗に併設しない自動販売機の設置を継続し、かつ、 ① 当該自動販売機に「未成年者の喫煙禁止」を主旨とした表示を行わない者、 ② 自動販売機の深夜稼働停止等の適正な管理措置を講じず、若しくは当該管理措置の内容を当該自動販売機に表示しない者、 又は、 ③ 日本たばこ協会等が平成 20 年を目途として製造たばこの購買者の年齢を確認し、当該購買者が未成年者と判断される場合に製造たばこを販売しない機能（以下「成人識別機能」）を付した自動販売機を全国一斉に導入する予定であることを踏まえ、その設置する自動販売機について成人識別機能を遅滞なく稼働させる予定を明らかにしない者を早期に是正すべき対象者として特定する。 なお、財務局の指導後に、店舗併設以外の指導内容に応じている者への対応については、平成 20 年を目途とする成人識別機能付自動販売機の導入後の客観的な評価を踏まえ検討する。	【関連業界への便益】 指導の結果、店舗併設に移行した者に加え、順次、条件を付与した是正対象者について、平成元年 7 月以降の申請により製造たばこ小売販売業の許可を受けた者との権衡が確保される。また、各小売販売事業者の成人識別装置導入への参加を促進する効果も期待される。 【国民への便益・社会的便益】 指導の結果、店舗併設に移行した者に加え、順次、条件を付与した是正対象者が自動販売機の店舗併設を実施すること、及び、小売販売事業者の成人識別装置導入への参加が促進されることによる未成年者喫煙防止上の効果が期待される。	【行政コスト】 財務局等において指導に加え、未成年者喫煙防止の観点から早期に是正すべき対象者に、順次、許可条件の付与等を行うための事務量が生じる。 【遵守コスト】 条件の付与は、未成年者喫煙防止の観点から早期に是正すべき対象者に、併設状態とするための建物の建築、店舗の開設等の費用の支出、又は自主的廃業若しくは許可取消しによる負担をもたらす。 【社会コスト】 是正対象者以外への対応は、現時点では確定されないが、成人識別装置に関する業界の試行状況及び同装置導入への参加を促進する効果も併せて考慮することが適当である。	代替手段としては、「自動販売機を店舗に併設する条件を付与しない（文書指導を実施する）」及び「早期に是正すべき対象者を特定せず、順次、自動販売機を店舗に併設する条件を付与する」が考えられるが、当該小売販売業者に新たに生じる経済的負担と、それによって得られる未成年者喫煙防止の徹底という公益性とを、業界における成人識別機能付自動販売機に関する取組みを踏まえつつ比較考慮すると、本件措置が適切かつ効果的と考える。	たばこ事業法第 24 条に基づく条件付与については、財政制度等審議会たばこ事業等分科会（平成 17 年 3 月 29 日開催）で意見聴取を行い、本件措置について了承。関係通達について、今後のパブリック・コメント及び業界における成人識別機能付自動販売機に関する取組の動向を踏まえつつ発遣予定。 なお、本件措置は、同分科会の「健康と喫煙の問題等に関する中間報告」（平成 14 年 10 月 10 日）に基づき、社会的規制措置の一環として行うもの。 【R I A 結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用。関係通達を平成 17 年に整備済。	平成 20 年を目途とする成人識別機能付自動販売機の導入後の評価と併せ実施する予定。

表 R I A－8 文部科学省における R I Aの実施状況（12件）

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
59	文部科学省 文化庁長官官房著作権課	著作権等の管理業務を行う承認 T L O等に対する著作権等管理事業法に基づく規制 (規制の追加、強化、拡充) 【 R I Aの対象とした法令】 ・著作権等管理事業法施行規則	平成 16 年 11 月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成 16 年 12 月	【目的】 一任型により行われるプログラム著作物等に係る著作権等の管理業務を著作権等管理事業に該当することとし、著作権等管理事業法に基づく管理事業者に対する各種の義務を課すことにより、著作権又は著作隣接権の管理を委託する者を保護するとともに、著作物等の利用の円滑化を図る。 【内容】 一任型により行われるプログラム著作物等に係る著作権等の管理業務を、著作権等管理事業法に基づく登録の対象とし、同法に基づく義務を課すため、著作権等管理事業法施行規則に所要の改正を行う。	著作権等管理事業法に基づく義務が課されること、及び文化庁長官による適切な指導が実施されること等により、以下の便益が見込まれる。 ① 著作権等を委託する者のリスク低下 ② 著作物等の利用の円滑化	登録対象事業者が拡大したことによる行政コスト、事業者の遵守コストの発生が見込まれるが、それらのコストは低いものと考えられる。 また、社会コストは上昇しないものと考えられる。	代替手段としては、現行制度の維持があるが、現行制度を維持する場合には、登録のための遵守コストは発生しない一方、登録制を取ることにより社会的便益は得られる。登録の際の行政コストと社会コストは大きくなく、現行制度の維持の場合とそれほど差異はないと考えられることから、登録による遵守コストと社会的便益を比較考量し、文化庁長官への登録を要することが合理的である。	－ 【 R I A結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成 16 年 12 月 28 日、省令改正	施行から 3 年後
60	文部科学省 科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室	医療分野における規制の合理化(規制の緩和) 【 R I Aの対象とした法令】 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令	平成 17 年 3 月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成 17 年 3 月	【目的】 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の適用対象から、以下を除外する。 ① 医薬品の原料又は材料(薬事法の製造所に存するもの) ② 病院又は診療所において行われる治験の対象とされる薬物 ③ これらの他に病院又は診療所において医療を受ける者に投与されるもの(院内製剤) 【内容】 放射性同位元素の規制対象下限値の変更(国際原子力機関(IAEA)等が定めた国際標準に準拠するものへの変更)に伴う規制の合理化等を行うために改正した放射線障害防止法を施行するため、所要の規定の整備を行う。	医薬品の原料又は材料を放射線障害防止法の対象から除外することにより、同法と薬事法の二重規制を解消することができる。(受益者:放射性医薬品製造事業所3事業所、このほか海外からの放射性医薬品輸入事業者も放射線障害防止法の許可が不要となる。) 治験薬、院内製剤の人への投与について、放射線障害防止法から除外し、医療法での関係規定を整備することにより、医療法の下で一元的に規制を受けることとなる。なお、医療法では、現在、診療用放射性同位元素について、国の許可制ではなく、都道府県知事への届出により規制している。(今回の改正の施行は、医療法で関係規定が整備された後に行うこととする。) 放射性物質を用いた治験は、放射性医薬品のみならず、一般の医薬品の開発においても、薬物の人体中の挙動を知るために有効である。放射性物質を用いた治験は、我が国の企業が必要とするものであっても、現在、外国で実施されている。企業の動向、関係法令の規定整備等次第では、我が国における治験の増加が期待される。 今回の改正により、放射性医薬品を含め、医療目的での放射性物質の人への	【行政コスト】 放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律の適用対象から除外することにより、規制対象となる事業所が減少し、許可審査、施設検査、定期検査等に必要コストの減少が期待される。薬事法との二重規制及び新たに放射線障害防止法から移管されることとなる事業者の遵守コストは、薬事法との二重規制となっている事業者については放射線障害防止法における手続き等に係る人件費等が解消されることとなるが、その他のコスト(施設の技術基準の遵守のためのコスト等)については現状でも同様な基準が二重で課されていることから、放射線障害防止法の適用がなくなったとしても、今までと変わらないものと考えられる。 【遵守コスト】 治験薬の人への投与を行う医療機関については、放射線障害防止法の許可を要しないことに伴うコストの低減が考えられる。医療機関における院内製剤の人への投与については、放射線障害防止法の許可を要しないものの、院内での薬剤の製造に放射線発生装置又は放射性同位元素を使用する場合には、引き続き放射線障害防止法の許可が必	代替手段としては、現行制度の維持が考えられるが、本制度改正は一定の便益が期待される一方、費用面では少なくとも現行より上昇することがない。一方、現行制度が維持された場合、費用面では変わらないが、制度改正による便益が得られないこととなる。そのため、医療分野における規制の合理化をすることは妥当と判断した。	－ 【 R I A結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成 17 年 5 月 20 日、政令改正 平成 17 年 6 月 1 日、省令改正	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行後 10 年以内

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
					<p>投与については、放射線障害防止法では規制せず、医療法による規制に一元化されることとなる。これにより、放射線障害防止法と医薬関係法令の役割の区分が明確化する。(潜在的事業者：医療機関約 800 事業所)</p>	<p>要となるため、放射線障害防止法について、全体としては遵守コストは変わらないものと考えられる。</p> <p>【社会コスト】 事業者が規制を受ける根拠となる法令の変更(移管)であるため、社会が新たなコストを負担するものではない。また、規制の内容が変更されるものではないことから放射線利用に係る安全性は維持されるため、事故等による周辺住民への影響等の潜在的リスクとしての社会的コストに変更はない。</p>			
61	文部科学省 科学技術・学術政策局 原子力安全課放射線規制室	<p>放射性同位元素等の移動使用の対象と使用目的の追加 (規制の緩和)</p> <p>【R I Aの対象とした法令】 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令</p>	<p>平成 17 年 3 月 (パブリック・コメント手続きにおける意見の募集開始時まで)</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 平成 17 年 3 月</p>	<p>【目的】 放射性同位元素等の使用の場所の変更の都度、許可を要さず、届出で足りることとする放射性同位元素等の範囲、使用目的を拡大する。 この改正では、管理区域の設定や放射線管理等の安全確保の措置は、従来どおり義務付けられる。ただし、許可を受けた使用施設外で使用できる対象機器の範囲が広がるため、この改正によって、放射線利用の安全性が損なわれることのないよう、使用の基準に以下の事項を追加する。 ① 400GBq 以上の放射性同位元素を装備する放射性同位元素装備機器の移動使用をする場合には、当該機器に放射性同位元素の脱落を防止するための装置が備えられていること。 ② 放射性同位元素又は放射線発生装置の移動使用をする場合には、放射線発生装置については第 1 種放射線取扱主任者免状を有する者を、放射性同位元素装備機器については第 1 種放射線取扱主任者免状又は同項第 2 号の第 2 種放射線取扱主任者免状を有する者の指示の下で行うこと。(当分の間は、370GBq 以下の放射性同位元素については、第 3 種放射線取扱主任者免状を有する者又はガンマ線透過写真撮影作業主任者の指示でもよいこととする。)</p> <p>【内容】 放射性同位元素の規制対象下限値の変更(国際原子力機関(IAEA)等が定めた国際標準に準拠するものへの変更)に伴う規制の合理化等を行うために改</p>	<p>移動使用の目的として「物の組成の調査」を追加することにより、蛍光 X 線分析装置を許可を要さずに移動して使用できることが法令上明確になり、放射線の利用の多様化に対応することができる。また、移動使用できる放射性同位元素の数量を拡大することにより、非破壊検査について、検査に要する時間の短縮や線源の調達のための平均コストが低減すること、さらには海外で使用されている検査用の機器の利用が可能となることから、事業者の負担を軽減することができる。 また、従来は届出による移動使用が認められていなかった放射線発生装置について、今回、届出により移動使用できる対象として追加することにより、地下検層等の放射線利用の多様化に対応することができる。(受益者：約 50 事業所(非破壊検査事業者)非破壊検査件数年間約 2,000 件)</p>	<p>【行政コスト】 移動使用について、許可を要さず、届出のみで足りるため、審査等は要しない。したがって、対象機器が拡大し、届出件数が増加したとしても、人件費等のコストの上昇はないと考えられる。</p> <p>【遵守コスト】 新たに、移動使用に当たって、放射線取扱主任者免状を有する者(以下「有資格者」という。)の指示の下で行うことを義務付けたため、一定数の有資格者を確保する必要があり、人件費の上昇の可能性がある。(この人件費の上昇は、既に社内を選任はされていない有資格者が多数いる場合、新たに外部から有資格者を雇用する場合、従業員を有資格者に養成する場合など多様な場合が想定されるため定量的な評価はできないが、今回の改正では、経過措置として、当分の間は従来から使用されている 370GBq 以下の放射性同位元素については、第 3 種放射線取扱主任者免状を有する者(講習のみで取得可能)又はガンマ線透過写真撮影作業主任者(現在も労働安全衛生法により配置)の指示でもよいこととするため、現在移動使用に用いている機器の使用に係る人件費については、ほぼコスト上昇はないものと考えられる。)また、放射性同位元素装備機器については、線源の脱落防止機構の装備を義務づけるが、400GBq 上の機器が対象であり、現在許可を要しない移動使用に使われている 370GBq 以下の機器につい</p>	<p>代替手段としては、現行制度の維持があるが、現行制度を維持する場合には遵守コストが発生しない一方、今回改正案のとおり移動使用の対象を拡大して、同時に安全のための措置を講じる場合には、非破壊検査等の事業の効率化や安全性の向上という便益が期待できる。それに伴うコストも、現在移動使用に使われている機器については当分の間は、より簡便な措置を講じれば良いこととされており、実質的に現行制度の維持の場合と、それほど差異がないものと考えられる。そのため、移動使用の対象を拡大と安全のための措置を同時に講じることが妥当と判断した。</p>	<p>－</p> <p>【R I A結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成 17 年 5 月 20 日、政令改正 平成 17 年 6 月 1 日、省令改正</p>	<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行後 10 年以内</p>

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				正した放射線障害防止法を施行するため、所要の規定の整備を行う。		てはコストの上昇はない。 【社会コスト】 移動使用の対象と使用の目的を追加・新設するものであり、これにより、新たな社会的なコストの上昇は考えられない。 また、今回、移動使用できる放射性同位元素の数量の拡大及び放射線発生装置の移動使用を可能とすることにより移動使用中に放射線障害が発生する潜在的风险が増加するとの指摘もあるが、今回の改正は、簡素な手続きを適用できる範囲を拡大するのみであり、管理区域の設定や放射線管理等の安全確保の措置は、従来どおり義務付けられる。さらに、今回新たに線源の脱落防止機構を備えること、移動使用は放射線取扱主任者免状を有する者等の指示の下で行わなければならないこととすることとしており、法的義務を新設し、取扱いに対する安全性の確保のための措置を強化していることから、放射線利用の安全性の観点から、事故等による周辺住民への影響等の潜在的风险としての社会的コストは、従来から使用されている370GBq以下の機器については低減し、新たに届出により移動使用できることとなる機器については現在と同等であると考えられる。			
62	文部科学省 科学技術・学術政策局 原子力安全課 放射線規制室	特定設計認証制度の対象となる放射性同位元素装備機器の指定(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に	平成17年3月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年3月	【目的】 昨年6月に公布された放射線障害防止法一部改正法において新設された特定設計認証制度に関して、特定設計認証を受けることができる機器として以下のものを指定する。 ① 煙感知器 ② レーダー受信部切替放電管 ③ その他その表面から10cm離れた位置における最大線量当量率が1μSv/h以下のものであつて文部科学大臣が指定するもの(集電式電位測定器及び熱粒子化式センサ) 放射線障害防止法の規制対象下限値を、国際原子力機関(IAEA)等が定めた国際標準に準拠したものに変更したことに伴い、従来、規制の対象となっていなかった放射性同位元素の数量の	昨年6月に公布された放射線障害防止法一部改正法により放射性同位元素の規制対象下限値を変更したことにより、以下の参考に示すような放射性同位元素の数量の少ない放射性同位元素装備機器が新たに規制対象となる。これらは社会で広く利用されていることから、これらの機器を新設された特定設計認証制度の対象として指定することにより、放射線利用の安全性を損なうことなく、新たに規制の対象となった当該機器を使用する個々の使用者の法的義務を最低限に留めることができるという大きな便益がある。これらの放射性同位元素装備機器で製造業者等が特定設計認証を取得したものについては、使用者及び販売業者は、機器の廃棄については留意する必要がある。	【行政コスト】 特定設計認証制度の実施により、個々の設計に対する審査業務が新たに発生するが、昨年6月に公布された放射線障害防止法一部改正法により、登録認証機関制度が導入されており、実際の審査業務は当該機関に委ねることとしているため審査のための直接的な行政コストの上昇はないと考えられる。(登録認証機関は関係法令及び文部科学大臣の認可を受けた「設計認証業務規程」に基づき、申請者から手数料を徴収して審査業務を実施するものであり、経理的に国と独立している。国からの審査のための委託費あるいは役務費等の直接的な行政コストは発生しない。) 【遵守コスト】 特定設計認証制度の実施により、製造	特定設計認証制度の代替手段としては、今回放射線障害防止法施行令において放射性同位元素装備機器の指定を行わないことにより、昨年6月に公布された放射線障害防止法一部改正法によって取り入れられた特定設計認証制度の規定を実質的に空文化させ、新たに規制対象となる機器についても、現行の規制を全て適用させ他の放射性同位元素装備機器と同様の法的義務を課す手段があり得る。(そもそもそうした選択肢は、昨年6月の法律改正の主旨に反するため選択し得ない。)その場合、個々の使用者は届出等の行政手続きを行い、使用に際しては帳簿を作成しなければならない等の利便性が低下するばかりでなく、放射線障害防止法を遵守するために必要な知見を得る必	— 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年5月20日、政令改正 平成17年6月1日、省令改正	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行後10年以内

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		関する法律施行規則の一部を改正する省令		<p>少ない放射性同位元素を装備した機器についても、規制の対象となることとなった。これらの機器は、一般の建物、船舶、航空機等に用いられており、安全に使用されてきた実績等を踏まえ、特定設計認証制度を新たに導入した。</p> <p>【内容】 放射性同位元素の規制対象下限値の変更（国際原子力機関（IAEA）等が定めた国際標準に準拠するものへの変更）に伴う規制の合理化等を行うために改正した放射線障害防止法を施行するため、所要の規定の整備を行う。</p>	<p>あるものの、国へ届出を行う必要もなく、他の一般の放射性同位元素の使用等に課されている使用等の帳簿の作成、放射線等の測定、定期的な健康診断の実施や国への報告等、種々の放射線障害防止法上の義務の適用がなくなるため、使用者等の負担が大幅に軽減されるものである。</p> <p>（参考：国内使用台数（概数）） 煙感知器：数百万台 レーダー受信部切替放電管：10,000 台 集電式電位測定器：4,000 台 熱粒子化式センサ：5,000 台</p>	<p>業者等が個々の設計について、特定設計認証を取得するための新たなコストが発生する。しかしながら、特定設計認証の登録認証機関への申請に伴う手数料は、登録認証機関が国の認可を受けて定めることとなっており、登録機関制度により、複数の機関の参入が可能であるため、手数料が不当に高いものに硬直化することはないと考えている。</p> <p>なお、特定設計認証を受けた機器の廃棄については、放射線障害防止法の許可届出使用者、許可廃棄業者への委託を求めることとしている。規制対象ではない現在も製造者等による自主的な回収が行われているものであり、大きなコスト増をもたらすものではない。</p> <p>【社会コスト】 特定設計認証制度の実施により、従来から使用されている放射性同位元素の数量の少ない放射性同位元素装備機器が、安全性が損なわれることなく、引き続き使用できるものであるため、新たな社会的コストは発生しない。</p>	<p>要が生じるため、大きな負担を要することとなり、社会的混乱を招くおそれがあるという点で問題がある。</p> <p>特定設計認証制度は、放射線利用の安全性を損なうことなく、同時に個々の使用者の利便性も損なわないで、従来どおり放射性同位元素装備機器を使用できるようにするため導入された制度である。</p> <p>今回の放射線障害防止法施行令の改正において、当該制度の主旨を貫徹して、放射性同位元素装備機器の指定を行うことで、適切に特定設計認証制度の運用が行われていくものであり、その便益は非常に大きいものである。</p> <p>以上から当該制度を適切に履行するため具体的機器の指定をすることが妥当と判断した。</p>		
63	文部科学省 科学技術・学術政策局 原子力安全課 放射線規制室	<p>施設検査、定期検査の対象の見直し等（規制の追加、強化、拡充）</p> <p>【RIAの対象とした法令】 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令</p>	<p>平成17年3月（パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで）</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 平成17年3月</p>	<p>【目的】 施設検査及び定期検査の対象を以下のように見直す。 （密封された放射性同位元素） ・1個（1台）で10TBq以上 ・貯蔵能力が10TBq以上 （密封されていない放射性同位元素） ・下限数量の10万倍以上</p> <p>【内容】 放射性同位元素の規制対象下限値の変更（国際原子力機関（IAEA）等が定めた国際標準に準拠するものへの変更）に伴う規制の合理化等を行うために改正した放射線障害防止法を施行するため、所要の規定の整備を行う。</p>	<p>施設検査及び定期検査の対象の見直しは、最新の科学的知見に基づいて、検査対象を適正化するものであり、規制の一層の合理化が図られるという便益がある。</p> <p>特に、今回の密封された放射性同位元素に関する検査対象の見直しにより、最近、国際原子力機関（IAEA）が定めた放射線源の安全上の分類において最も潜在的な危険性が大きいとされるカテゴリ1に分類される機器等が検査対象となる。このことにより、事故等による放射線障害等の潜在的リスクを低減することができる。</p>	<p>【行政コスト】 登録認証機関と同様に、実際の検査業務は、登録検査機関に委ねることとしているため直接的な行政コストの上昇はないと考えられる。</p> <p>なお、登録検査機関は、対象事業者からの手数料の徴収により運営するものであり、国と経理的に独立している。定期検査業務に関する国からの委託費、役務費の支出も予定されていない。</p> <p>【遵守コスト】 新たに検査の対象となる事業者の検査のためのコストは増加する。施設検査、定期検査の1回当たりの手数料は、国が直接検査を実施した場合の現行の手数料に照らせば、25万円程度となる。登録検査機関制度では複数の機関の参入が可能であるため、手数料の適時の見直しや定期確認と同時に受ける場合等の弾力的な料金設定が想定される。これらにより、実際の手数料は適正な価格に収束していくものと考えられる。</p>	<p>代替手段としては、現行制度の維持があるが、この場合、国際的な最新の科学的知見に基づいて、機器等の危険性に相応した検査対象の設定がなされていないこととなり、数量の小さな機器のみを多数使用している者が検査対象となるなど個々の事業者によっては不当に厳しい規制が課され無駄なコストを強いることとなるおそれがある。</p> <p>一方、検査対象を見直した場合、新たに検査対象となる事業者はコストが発生するが、このコストは使用している放射性同位元素の潜在的危険性に応じた安全性の確保のための必要的コストであると考えられる。</p> <p>以上から、検査の対象を見直さずに、現行制度のままとすることにより、得られる便益は無く、現状の規制の合理性の確保の観点から見直しを行うことが必要と考えられる。</p> <p>また、検査対象を見直すことで、比較的危険性の高い事業所が検査の対象となることから、放射線利用の安全性が</p>	<p>－</p> <p>【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年5月20日、政令改正 平成17年6月1日、省令改正</p>	<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行後10年以内</p>

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
						<p>【社会コスト】</p> <p>今後検査の対象でなくなる事業者は、施設検査、定期検査に係るコストが解消されることとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 密封された放射性同位元素について、従来検査対象ではなく、新たに検査対象となる放射性同位元素を使用している使用者 約40事業所 ○ 密封されていない放射性同位元素について、従来検査対象ではなく、新たに検査対象となる貯蔵能力を有している使用者 約140事業所 ○ 従来検査対象であり、改正後は検査対象ではない貯蔵能力等の使用者約40事業者 <p>検査対象の見直しに係る変更であり、手数料は事業者が負担するものであるため、これにより、新たな社会コストは生じないものと考えられる。また、検査の対象を、国際原子力機関（IAEA）が定めた放射線源の安全上の分類に基づいて適正化するものであることから、安全上重要な施設に対して検査が実施されることとなり、放射線利用の安全性が向上し、事故等による周辺住民への影響等の潜在的リスクとしての社会的コストが低減することとなる。</p>	向上し、事故等による周辺住民への影響等の潜在的リスクとしての社会的コストが低減することからも、検査対象の見直しをすることは妥当であると判断した。		
64	文部科学省 科学技術・学術政策局 原子力安全課 放射線規制室	定期確認の期間（規制の追加、強化、拡充） 【RIAの対象とした法令】 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令	平成17年3月（パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年3月	<p>【目的】</p> <p>昨年6月に公布された放射線障害防止法一部改正法において新設された定期確認制度に関して確認を受けなければならない期間を定期検査と同じ期間に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 密封された放射性同位元素を使用する特定許可使用者 5年ごと ○ 放射線発生装置を使用する特定許可使用者 5年ごと ○ 密封されていない放射性同位元素を使用する特定許可使用者 3年ごと ○ 許可廃棄業者 3年ごと <p>【内容】</p> <p>放射性同位元素の規制対象下限値の変更（国際原子力機関（IAEA）等が定めた国際標準に準拠するものへの変更）に伴う規制の合理化等を行うために改正した放射線障害防止法を施行するため、所要の規定の整備を行う。</p>	近年の事故の事例においては、施設・設備の不備（ハード面）を原因とするものではなく、ずさんな管理、誤操作等（ソフト面）に起因しているものが約8割を占めている。このため、従来の施設検査、定期検査（ハード面の検査）に加え、新たに安全管理の状況（ソフト面）を確認する制度を創設したものである。この定期確認により事業者の意識の向上を含めた安全管理の向上が期待される。	<p>【行政コスト】</p> <p>登録認証機関と同様に、実際の確認業務は、登録定期確認機関に委ねることとしているため直接的な行政コストの上昇はないと考えられる。</p> <p>なお、登録定期確認機関は、対象事業者からの手数料の徴収により運営するものであり、国と経理的に独立している。定期確認業務に関する国からの委託費、役務費の支出も予定されていない。</p> <p>【遵守コスト】</p> <p>定期確認制度の新設により確認の対象となる事業者（約1,100事業所）のコストが増加する。国が確認を実施する場合、定期確認1回あたり、定期検査と同程度の遵守コストが発生すると想定される。ただし、施設検査、定期検査と同様に登録定期確認機関の制度を設けており、これらの機関が認可を受</p>	代替手段としては、より長期に期間を設定することが考えられるが、昨今の放射線利用に係る事故の事例では、施設自体の健全性（ハード面）に起因したもののよりも、ずさんな管理など取扱い（ソフト面）の安全性に起因したものが増加しており、このことからより頻繁に個々の事業者の取扱いについて、その遵守状況を確認することが必要と考えられる。他方、個々の事業者に対して定期検査（ハード面）が実施されている現状から、これと同時に定期確認が行えるよう期間を設定することにより、定期確認のためのコストがおさえられ、より少ないコストで効果的に安全性の確保が図られると考えられるため、定期検査と同じ期間とすることが妥当と判断した。	－ 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年5月20日、政令改正 平成17年6月1日、省令改正	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行後10年以内

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
						<p>けて設定した手数料による実施が想定されており、複数機関の参入が可能であるため、手数料が不当に高いものに硬直化されることはないと考えられる。また、定期確認を受けなければならない期間を上記の定期検査と同じ期間に設定したことにより、同時に定期確認を受けることが可能となることから、現場に定期確認員が赴く交通費等のコストの削減が行われコストの増加は必要最小限にとどめられている。</p> <p>【社会コスト】 事業者の定期確認の期間の設定に関することであるため、これにより直接的な新たな社会コストは生じないものと考えられる。また、事業者の安全管理を定期的に確認することによって放射線利用に係る安全性が向上し、事故等による周辺住民への影響等の潜在的リスクとしての社会的コストが低減することとなる。</p>			
65	文部科学省 科学技術・学術政策局 原子力安全課 放射線規制室	<p>定期講習の対象及び期間 (規制の追加、強化、拡充)</p> <p>【RIAの対象とした法令】 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令</p>	<p>平成17年3月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで)</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 平成17年3月</p>	<p>【目的】 昨年6月に公布された放射線障害防止法一部改正法において新設された定期講習制度に関して講習を受けなければいけない対象者と期間を定める。</p> <p>【内容】 放射性同位元素の規制対象下限値の変更(国際原子力機関(IAEA)等が定めた国際標準に準拠するものへの変更)に伴う規制の合理化等を行うために改正した放射線障害防止法を施行するため、所要の規定の整備を行う。</p>	<p>現在、放射線取扱主任者の資質の維持・向上は、各放射線取扱主任者の自発的な研鑽に委ねられている。放射線取扱主任者は、事業所における放射性同位元素等の取扱いの管理・監督を行う指導的な立場の者であり、この者の資質は、放射線利用の安全性の向上・低下に多大な影響を及ぼす。この重要な役割を果たす放射線取扱主任者の資質の維持・向上について、個人の自発的な研鑽のみに期待するのではなく、制度として位置づけることにより、能力の維持・向上を図ることができる。講習の内容は、最近の事故事例から得られた知見や法令改正に伴う実務上の適用例の知見等について各々の放射線取扱主任者が理解を深めることができるものとなっている。</p>	<p>【行政コスト】 登録認証機関と同様に、実際の定期講習の実施については、登録定期講習機関に委ねることとしているため直接的な行政コストの上昇はないと考えられる。なお、登録定期講習機関は、受講者からの受講料の徴収により運営するものであり、国と経理的に独立している。定期講習業務に関する国からの委託費、役務費の支出も予定されていない。</p> <p>【遵守コスト】 事業者の放射線取扱主任者に対する定期講習に係るコストが増加するが、事業者には過大な負担を課さないよう、時間、金額ともに必要最小限となるようおさえることを予定している。前述の施設検査、定期検査と同様に登録定期講習機関の制度を設けていることから、複数機関の参入が可能であるため、受講料が不当に高いものに硬直化されることはないと考えられる。また、期間としては、3年又は5年に1度受講することを義務付けるものがあるが、一方、定期講習によって得ることができるものは、最近の事故事例</p>	<p>代替手段としては、現状のように放射線取扱主任者の資質の維持・向上については、各放射線取扱主任者の自発的な研鑽に委ねることで、特段制度化をしないという方法が考えられるが、放射線取扱主任者は放射性同位元素等の取扱いの管理・監督を行う指導的な立場の者であり、この者の資質は、放射線利用の安全性の向上・低下に多大な影響を及ぼすため、これは個人の自発的な研鑽のみに委ねる性格のものではなく、制度として位置づけることにより、放射線利用の安全性を確保し、社会リスクの軽減を図るべきものであると考えられる。</p> <p>受講期間について異なる設定とする代替案については、次のとおり考える。より長期に設定した場合、期間が空きすぎることにより、事業者及び放射線取扱主任者の意識の向上についての効果が小さいと考えられる。また、より短期に設定した場合、事故や法令の適用等に関して多数の事業者に参加となる新たな事例の蓄積が少なく、結果として同内容の講義を続けて受講することになりかねない。これらに鑑み、今</p>	<p>－</p> <p>【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年5月20日、政令改正 平成17年6月1日、省令改正</p>	<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行後10年以内</p>

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
						<p>から得られた知見や法令改正に伴う実務上の適用例の知見等であり、各々の事業者が自身の放射線利用の安全性の向上や、取扱いの実務に関する合理化等に活かせるものであるため、事業者には過大な負担となるものとは考えられない。</p> <p>【社会コスト】 事業者の講習の受講に関する制度であるため、これにより新たな社会コストは生じないものと考えられる。また、放射線取扱主任者の資質の維持・向上を図ることにより放射線利用に係る安全性が向上し、事故等による周辺住民への影響等の潜在的リスクとしての社会的コストが低減することとなる。</p>	<p>回の改正内容の期間とした。</p> <p>定期講習制度の新設により事業者は放射線取扱主任者を講習へ参加させるための新たなコストが発生するが、講習の対象となる放射線取扱主任者は実際に放射性同位元素を取扱う事業者にのみ限定しており、かつその期間は、必要最低限となるよう設定されていることから、社会全体の放射線利用の安全性の向上という便益と比較して、これらは安全確保のための必要的コストであると考えられることから、当該制度を導入することは妥当と判断した。</p>		
66	文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課	<p>高等学校等における学校外学修等の認定可能単位数拡大 (規制の緩和)</p> <p>【R I Aの対象とした法令】 ・学校教育法施行規則</p>	<p>平成 17 年 3 月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで)</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 平成 17 年 3 月</p>	<p>【目的】 高等学校等の生徒が行う他の高等学校や大学等における学校外の学修について単位認定できる単位数の上限を緩和することにより、生徒の選択の幅を拡大し、多様化する生徒の興味・関心、能力・適性、進路等にきめ細かく対応できる学校づくりの推進に資するものである。</p> <p>本件に関しては、現在、構造改革特別区域における特定事業（804「高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業」）において、上限を 20 単位から 36 単位に拡大しているが、「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針（平成 16 年 9 月 10 日）」において、本特定事業について平成 16 年度中に全国化を措置することとされている。</p> <p>【内容】 学校教育法施行規則第 63 条の 5 を改正し、学校外の学修等により高等学校の単位として認定できる単位数の上限を、20 単位から 36 単位に拡大する。</p>	<p>高等学校の生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化の実態を踏まえた、学習の選択幅が拡大されるとともに、自ら学ぶ意欲の向上が期待される。</p> <p>各高等学校の裁量が拡大されることから、特色ある学校づくりの推進が期待される。</p>	<p>【行政コスト】 高等学校における学校外の学修等の単位認定数の拡大は、現状の体制で対応しているため、制度設計・維持経費・制度運営のための人件費等は現状と同程度と考えられる。</p> <p>【社会コスト】 今回の措置は、生徒の学校外での学修の成果を認定できる枠を拡大することから、本制度の活用については学校長や生徒の判断となる。このため、今回の措置によって、対象者すべてのコストが上昇することはないが、現行以上に学校外での学修を実施する場合には、その内容によっては、例えば、次のようなコストが発生する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒が他の高等学校等に通う際の交通費 ○ 生徒が他の高等学校等において単位認定を受ける教科・科目の授業料 <p>【遵守コスト】 学校外学修等の場として、生徒を受け入れる機関等の負担が考えられるが、今回の措置は、生徒の学校外での学修の成果を認定できる枠を拡大することから、社会全体に影響を与えるものではなく、社会コストは上昇しないものとする。</p>	<p>代替手段としては、現行制度の維持（高等学校における学校外学修等における単位認定数の維持）があるが、生徒の多様化等に対応した、よりきめ細かな教育を行うためには、多様な学修の成果を評価できる仕組みの拡大を図ることが有効である。</p>	<p>－</p> <p>【R I A 結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成 17 年 3 月 31 日、省令改正</p>	平成 21 年

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
67	文部科学省 初等中等教育局初等中等教育企画課	高等学校卒業程度認定試験合格科目の単位認定の対象の拡大(規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 ・学校教育法施行規則	平成17年3月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年3月	【目的】 生徒の能力・適性・興味・関心等の多様化の実態を踏まえ、生徒に目標を与えて意欲を喚起することや学校生活にうまく適応できない生徒への対応が課題となっている。現在、定時制・通信制においては、勤労青年の負担軽減を図る観点から大学入学資格検定の受検及び合格科目の単位認定が認められているが、全日制においても高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定を可能とすることにより、これらの課題解決に資するものである。 なお、本件については、中央教育審議会答申において、全日制高等学校においても高等学校卒業程度認定試験の活用及び合格科目の単位認定を可能とすべき旨の提言がされている。 【内容】 学校教育法施行規則に、新たに、高等学校卒業程度認定試験の合格科目(入学前に合格した科目を含む)について単位認定することができる旨規定する。	生徒の能力・適性・興味・関心等の多様化の実態を踏まえ、生徒に目標を与えて意欲を喚起したり、学校生活にうまく適応できない生徒への対応等の点で効果が期待される。 各高等学校の裁量が拡大されることから、特色ある学校づくりの推進が期待される。	【行政コスト】 現行、定時制・通信制における大学入学資格検定合格科目の単位認定について、現状の体制で対応しているため、制度設計・維持経費・制度運営のための人件費等は現状と同程度と考えられる。 【遵守コスト】 今回の措置は、高等学校卒業程度認定試験の合格科目を単位認定できる対象を拡大するものであることから、本制度の活用については学校長や生徒の判断となる。このため、今回の措置によって、対象者すべてのコストが上昇することはないが、同試験を受験する場合には、例えば、次のようなコストが発生する。 ○ 高等学校卒業程度認定試験の受験料 7科目以上：8000円、 4～6科目：6000円、 3科目以下：4000円 ○ 高等学校卒業程度認定試験合格者等に対する合格証明書交付料等 250円 【社会コスト】 今回の措置は、高等学校卒業程度認定試験の合格科目を単位認定できる対象を拡大するものであることから、社会全体に影響を与えるものではなく、社会コストは上昇しないものとする。	代替手段としては、現行制度の維持があるが、生徒の多様化等に対応した、よりきめ細かな教育を行うためには、多様な学修の成果を評価できる仕組の拡大を図ることが有効である。	中央教育審議会答申において、「全日制高等学校においても高等学校卒業程度認定試験の活用及び合格科目の単位認定をすべき」旨の提言がされている。 【R I A結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年3月31日、省令改正	平成21年
68	文部科学省 初等中等教育局初等中等教育企画課	教頭の資格要件の緩和(規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 学校教育法施行規則	平成18年2月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成18年2月	【目的】 平成12年の省令改正により、校長の資格要件が緩和されて以来、民間人校長の数は年々増加している。教頭についても、校長と同様に管理職としての人材を得ることが期待されるところであり、教頭の資格要件を緩和し、校長と同様に、教員免許状を持たず、「教育に関する職」に就いた経験がない者(以下「民間人等」という)を教頭に登用することを可能とするもの。 【内容】 現在の教頭の資格要因、①教員免許を有し、「教育に関する職」に5年以上あった経験のある者、②教員免許の有無に関わらず「教育に関する職」に	校長と同様に、民間人等を教頭に登用することが可能となり、管理職として民間企業等で培った経営感覚が生かされることを期待される。	【リスクについて】 本規制緩和の実施により、教頭として不的確な者が登用されるのではないかと、というリスクが想定し得る。しかし、「学校の運営上特に必要がある場合」に任命権者が「教員免許を有し教員に関する職に就いた経験がある者」と同等の資質を有すると認める者についてのみ登用を可能とするものであり、これらの条件を十分に踏まえた任用が行われる以上、教員として不的確な者が登用されるリスクは極めて低いと考えられる。また、任用された者が教頭として適格性を欠くと認められるような場合には、地方公務員の分限処分等に基づいて、適切な措置が講じ	代替手段としては、現行制度の維持があるが、学校の管理職である教頭に幅広い人材を登用することができるように、資格要件の緩和を行うことが適切と判断した。 また、教頭の資格要件自体を撤廃することも考えられるが、教頭は学校において必要な職責を担うものであり、教頭の職に就く者には一定の資質を有することが求められていることから、資格要件の撤廃は適切ではないと判断した。	中央教育審議会答申「新しい時代の教育を創造する」においても、「教頭については、管理職として民間企業等で培った経営感覚を生かすことが期待されることから、校長と同様に民間人などを登用できるよう、資格要件を緩和することが適当であ	—

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				10年以上あった者のいずれかに限られているところを、学校教育法施行規則第10条を改正して教頭の資格要件を緩和し、教員免許状を持たない民間人等についても、従来の資格を有する者と同等の資質を有するものとして任命権者が認める場合には、教頭への登用を可能とする。		られることとなる。 【行政コスト】 民間人等を教頭に任用する際には、教員から教頭に任用する場合とは別枠組で選考されるものと考えられるが、その選考のために多額の追加的人件費の行政コストが要するとは想定されない。		る。」との指摘がなされている。 【R I A結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成18年3月31日、省令改正	
69	文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課との共管)	認定こども園に関する認定手続等 (規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な環境の推進に関する法律案	平成18年3月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育への需要が多様なものとなっていることにかんがみ、認定こども園に係る制度を設け、地域において子どもが健やかに育成される環境の整備を図る。 【内容】 幼稚園、保育所等のうち、教育及び保育を一体的に提供(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)、地域における子育て支援(子育て相談や親子の集いの場の提供)の実施の機能を備えるものは、都道府県(一定の場合においては都道府県の教育委員会。)から「認定こども園」としての認定をうけることができる。 認定を受けた施設以外の施設について、「認定こども園」又はこれと紛らわしい名称の使用を制限する。 都道府県知事は認定こども園が要件を欠くに至ったと認めるとき等には、その認定をとりけすことができる。 違反者に対する罰則を設ける (30万円以下の罰金に処する)	地域において子どもが健やかに育成される環境が整備されることが期待される。	【リスクについて】 認定についてサービスの質の確保の観点から国が示す基準を参酌して都道府県が条例で定める基準に適合するものであることを要件としており、認定要件を欠くに至った場合等は、その取り消しが可能である。したがって、サービスの質が一定水準以下の施設が出現するようなリスクはないものと考えられる。 【コストについて】 【行政コスト】 都道府県知事部局又は教育委員会において、こども園の認定及び取消しに係る事務が新たに発生することとなるが、これらは基本的に既存の体制で対応可能であり、人員増等の措置の必要はないものと考えられる。 【遵守コスト】 申請にあたって手数料等を徴収することは特段予定していない	代替手段としては届出制度があるが、こども園において提供されるサービスの質を担保する上で問題があり、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供し得る施設であることを要件とした認定制度とする必要がある。 また、名称の使用制限及び罰則を設けないことも考えられるが、サービスの利用者の信頼を保護するため、これらの制度を設ける必要があると判断した。	— 【R I A結果の活用状況】 平成18年6月15日、公布	法律の施行後5年
70	文化庁 文化財部 伝統文化課	武力紛争の際の文化財の保護に関する条約等の確かな実施の確保のための規制 (規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】	平成19年2月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約等を締結するための所要の規定の整備を行うものであり、当該措置は、条約等により求められている義務を担保するために我が国がとるべき必要最低限のものである。 【内容】	武力紛争の際の文化財の保護に関する条約(仮称)等の確かな実施の確保のための所要の規定の整備をされることが期待される。	【コストについて】 ○被占領地域から流出した文化財の輸入規制等 【行政コスト】 「被占領地域流出文化財」の指定、公示、輸入の承認の決定の業務として、以下の業務が発生すると考えられる。 ・指定・・・(文化庁)外務省からの通知を受け、当該通知された文化財が本法	当該措置は、武力紛争の際の文化財の保護に関する条約(仮称)、議定書、第二議定書により求められている義務を担保するため、我が国がとるべき必要最低限のものである。いずれも条約等に規定されている義務であり、代替手段は存在しない。	— 【R I A結果の活用状況】 平成19年4月27日、公布	条約等の改正時

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		(武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案)		<p>【1 被占領地域から流出した文化財の輸入規制等】</p> <p>武力紛争の際に、他国に占領された地域（被占領地域）から輸出された文化財を管理すべき旨の要請が、締約国（当該占領国又は被占領国）からあった場合、文部科学大臣は当該文化財を「被占領地域流出文化財」として指定し、当該文化財を輸入しようとする者に対して、輸入の承認を受ける義務を課す。</p> <p>【2 武力紛争時における文化財保護の特殊標章の使用の一般的禁止】</p> <p>武力紛争時において、条約に規定する特殊標章等の使用を一般に禁止するとともに、文化財について正当な権原に基づき管理する者に対して特殊標章を使用できるものとする。</p> <p>また、文化財の保護に関する業務を行う国等の職員等に対して、文部科学大臣が特殊標章を表示した腕章及び身分証明書を交付する。</p>		<p>律及び省令に定める規定に該当するかどうかを判断し、経産省に協議して指定を行う業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公示・・・（文化庁）当該指定された文化財を告示にて官報に掲載する業務 ・輸入の承認の決定・・・（税関）輸入される文化財につき、被占領地域流出文化財に該当しないかチェックし、疑わしいものについて文化庁に照会する業務（文化庁）当該文化財が被占領地域流出文化財に該当するかを判断する業務 <p>【遵守コスト】</p> <p>①「被占領地域流出文化財」の輸入者が行う輸入の申請当該文化財が我が国に輸入されようとする可能性は極めて低いと考えられるが、そのような場合には、通信費等が発生することが考えられる。</p> <p>②輸入が承認されなかった場合に輸入者が受ける損害当該文化財が我が国に輸入されようとする可能性は極めて低いと考えられるが、そのような場合には、当該文化財の輸送費や購入代金等が発生することが考えられる。</p> <p>○ 武力紛争時における文化財保護の特殊標章の使用の一般的禁止</p> <p>平時にはコストは発生しないが、武力攻撃事態及び当該事態が予測できる事態においては、以下のコストが発生すると考えられる。</p> <p>【行政コスト】</p> <p>（国内文化財のうち文化財保護法における指定文化財に該当するものについて試算する）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産文化財に対する特殊標章の使用の許可（推計） 人件費：2,100千円 ・特殊標章を表示した腕章及び身分証明書の交付（推計） 物件費：腕章、1,538千円 身分証明書、769千円 <p><上記の合計：4,407千円></p> <p>（国内文化財のうち、今後指定された特定文化財についても同様の行政コストが発生すると想定される。）</p> <p>【遵守コスト】</p>			

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
						武力攻撃事態における国内文化財に対する特殊標章の使用についての申請・・・通信費等が発生する			

表 R I A－9 厚生労働省における R I A の実施状況（11件）

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
71	厚生労働省 職業安定局建設・港湾対策室	建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の新設（許可制） （規制の新設） 【R I A の対象とした法令】 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	平成 17 年 6 月 （当該法律案の国会提出後、公布時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 －	【目的】 建設業務に必要な労働力の確保に資するとともに、建設労働者の雇用の安定を図る。 【内容】 建設業務の有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業を新設し、許可制とする（現在は職業安定法及び労働者派遣法により一律に禁止されている。）。	【国民への便益】 建設業において離職を余儀なくされた労働者の円滑な再就職を促進する効果が見込まれるとともに、建設業における労働力需給調整機能が強まり、受注量の変動に伴う離職を防止する効果が高まる。 【関係業界への便益】 建設業外からの労働力の確保に資するとともに、労働力需給調整機能が強まり、必要な人材についての離職が防止され、建設業内に人材を確保することが可能である。 【社会的便益】 職業訓練や雇用保険に係る支出の減少に資することが期待される。	【行政コスト】 許可に係る手続・審査等が発生する。 【事業者コスト】 今回新設した事業を実施しようとする者が、任意に許可を受け一定の義務に服するものであり、建設業一般に義務を課するものではない。 【社会コスト】 職業訓練や雇用保険に係る支出の減少に資することが期待される。	代替手段としては、現状維持が想定されるが、比較分析を行った結果、許可制が現状維持よりも便益の点で優っており、建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の新設（許可制）が、建設業務に従事する労働者の雇用の安定という政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達した。	労働政策審議会において、許可制の建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業を新設することを内容とする建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案要綱が答申されている。 （平成 17 年 1 月 21 日） 【R I A 結果の活用状況】 平成 17 年 2 月 10 日、第 162 回国会に改正法律案提出 平成 17 年 7 月 15 日公布（平成 17 年法律第 84 号）	平成 22 年 3 月 末まで
72	厚生労働省 職業安定局高齢・障害者雇用対策部企画課、障害者雇用対策課	在宅就業支援団体に関する登録制の導入 （規制の新設） 【R I A の対象とした法令】 障害者の雇用の促進等に関する法律	平成 17 年 6 月 （当該法律案の国会提出後、公布時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 －	【目的】 事業主が在宅就業障害者に仕事を発注した場合に支給される障害者雇用納付金制度の特例である「在宅就業障害者特例調整金・報奨金」について、在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に支払った額も算定対象に加えることができることとするにあたり、在宅就業障害者の福祉、制度の透明性の観点から在宅就業支援団体の適正性を担保する。 【内容】 在宅就業支援団体に関する登録制度を導入する。	【国民への便益】 特例調整金等の支給申請を簡易・迅速に行える。 【関連業界への便益】 障害者福祉に真摯に取り組む優良支援団体が選別され、悪質な業者が排除されることにより信頼性が増し、活動しやすくなる。 【社会的便益】 常用雇用 301 人以上の全企業が負担している障害者雇用納付金が不適正な特例調整金として支給されることを防ぐことができる。在宅就業支援の促進により障害者の就労支援、自立支援が促され障害者の社会参加が進む。	【行政コスト】 登録、登録の更新、登録の取消しの際の審査を行うに当たっての事務コストが発生するが、個別の審査手続等へのコストが抑えられ、実施コストの低減に資することとなる。 【事業者コスト】 業務規程の届出等の義務が課される他、登録免許税が課される。 【社会コスト】 支援団体的な業態を行っている法人が適格性を備えていない場合には受注額が減少する等、淘汰される可能性がある。在宅就業障害者が支援団体を選ぶことが容易となり、悪質業者の参入により障害者が搾取される事態が回避される可能性がある。特例調整金	代替手段としては、「登録制度を導入しない」が想定されるが、①事業主から強制徴収できるとされている納付金を原資とする特例調整金であることから適正性確保の必要性、②障害者福祉の増進というそもそもの政策目的に合致していること、③コストがその効果に比して適正であること等の観点から比較分析を行った結果、在宅就業団体に関する登録制の導入が、政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達した。	労働政策審議会障害者雇用分科会意見書（平成 16 年 12 月 15 日）において「支援団体の在宅就業支援に果たす意義、役割を明確化し、一定の要件等を満たし、障害者の在宅就業支援を適正に実施していると認められる支援団体を通じて仕事を発注した場合にも、障	平成 21 年 3 月 末までの施行の状況を踏まえ行うものとする。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
						の支給申請において複雑な手続きがなく、比較的短時間で支給決定される可能性がある。		害者に直接発注したものと同等に取り扱うようにできることを検討すべきである」とされている。 【R I A結果の活用状況】 平成 17 年 2 月 10 日、第 162 回国会に改正法律案提出 平成 17 年 7 月 6 日公布 (平成 17 年法律第 81 号)	
73	厚生労働省健康局結核感染症課	日本脳炎ワクチンの第 3 期予防接種の廃止 (規制の廃止) 【R I Aの対象とした法令】 予防接種法施行令	平成 17 年 6 月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成 17 年 6 月	【目的】 予防接種による発症予防効果を保ちながら、行政コスト・社会コストの軽減及び副反応による健康被害のリスクを減少させる。 【内容】 予防接種法に基づく日本脳炎の定期の予防接種は、現在第 1 期 (生後 6 月～生後 90 月)、第 2 期 (9 歳～12 歳) 及び第 3 期 (14 歳、15 歳) と行われているが、今般、我が国における日本脳炎の流行状況、第 3 期予防接種の効果等にかんがみ、第 3 期予防接種のみ廃止する。	【国民への便益】 第 3 期予防接種の接種率が 50% と低いにもかかわらず、その対象者である 10 歳台後半の発症者がほとんどいない (22 年間で 1 名) ことから、個人の発症予防効果が下がらない中で、接種機会コストが減少する。 【関連業界への便益】 ワクチンの使用量全体としては減少する (約 65 万件分) と考えられる。 接種のための受診者数は減少する。 【社会的便益】 予防接種による発症予防効果が保たれると考えられることから、変化はない。予防接種の副反応による健康被害が減少することによる医療費等の社会コストが減少する。	【行政コスト】 日本脳炎ワクチンの接種数は減少し、ワクチン及び接種体制を整備・確保するための行政コストが減少する。 【事業者コスト】 日本脳炎ワクチン接種数が減少するため、導入後、一時的には在庫・流通コストが増大する。接種医療機関には全体として大きな変化はないと考えられる。 【社会コスト】 個人の発症予防効果が下がらない中で、副反応による健康被害のリスクが減少する。	代替手段としては、現状維持が想定されるが、比較分析を行った結果、第 3 期予防接種を廃止しても個人の発症予防効果は下がらず、むしろ、予防接種に必要なコストを削減し、予防接種の副反応による健康被害及びこれにかかる医療費等を減少させることができることから、日本脳炎ワクチン第 3 期予防接種の廃止が政策目的を達成する上で適切な手段であるとの結論に達した。	予防接種に関する検討会中間報告書 (平成 17 年 3 月) において、全国一律に第 3 期の接種を継続する必要性は必ずしも高くなく、定期の予防接種の対象から第 3 期を除外しても差し支えないとする意見が多数を占めた旨の報告がされている。 【R I A結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成 17 年 7 月 29 日、公布・施行	平成 22 年 3 月末まで
74	厚生労働省健康局結核感染症課	麻疹及び風疹の 2 回接種の導入 (規制の追加、強化、拡充)	平成 17 年 6 月 3 日 (パブリック・コメント手続における意見の募集)	【目的】 我が国における麻疹及び風疹の根絶のための対策を強化すること。 【内容】 予防接種法に基づく麻疹及び風疹の定期の	【国民への便益】 麻疹・風疹の対策の強化により、麻疹についてはこれによる重症例及び死亡例が減少する。風疹については、発病のリスクが減少するとともに、妊娠	【行政コスト】 接種コストは増加する。接種医療機関の十分でない地域では、接種体制の確保に行政コストを要することが見込まれる。	代替手段としては、麻疹及び風疹の 1 回接種の維持が想定されるが、比較分析を行った結果、2 回接種の導入により、これに必要なコストは増加するものの、麻疹による重症例及び死亡例の	予防接種に関する第 2 回検討会中間報告書 (平成 17 年 3 月) において麻疹・	平成 22 年 3 月末までに行うもの

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		【R I Aの対象とした法令】 予防接種法施行令	開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成 17 年 6 月	予防接種は、現在、生後 1 2 ヶ月～9 0 ヶ月の間にそれぞれ 1 回ずつ行われているところであるが、今般、麻疹及び風疹の 2 回接種の導入を行い、生後 1 2～1 8 ヶ月及び就学前の 6 ヶ月の間にそれぞれ 1 回ずつとする。 (当該内容については、パブリック・コメントを実施したのち、意見を踏まえ 1 2 ヶ月～1 8 ヶ月を 1 2 ヶ月～2 4 ヶ月に、6 ヶ月を 1 年にそれぞれ変更した上で政令を公布している。)	時の感染による先天性風疹症候群の予防となる。接種数が増加するため、接種者及びその保護者の肉体的・精神的及び経済的な負担(まれに生ずる副反応による健康被害を含む。)は増加する。ただし、混合ワクチンを使用した場合には接種数は変わらないため、接種にかかるコストが増加する可能性はあるが、これ以外の負担は変わらない。 【関連業界への便益】 ワクチン製造業界：ワクチンの使用量は大きく増加する。接種医療機関：接種のための受診者数は増加する。 【社会的便益】 小児の重症疾患である麻疹の対策の強化により、この治療にかかる医療費等の社会コストが削減される。風疹については、妊婦への感染に伴う流産数が減少するとともに、先天性風疹症候群の発生が減少する。	【遵守コスト】 ワクチン製造業界：導入後、一時的に単抗原ワクチンの製造量を拡大するコストが必要となる。接種医療機関：医療機関の十分でない地域では、接種医療機関における接種体制の確保に要する負担の増加が予測される。 【社会コスト】 変化なし。	減少並びに風疹による発病リスクの減少及び妊娠時の感染による先天性風疹症候群の予防などの国民への便益が生じ、また、麻疹及び風疹の感染が減少することにより、医療費の削減等の社会的便益も生じることから、麻疹及び風疹の 2 回接種の導入が政策目的を達成する上で適切な手段であるとの結論に達した。	風疹対策の強化のために麻疹風疹混合生ワクチンによる 2 回接種を導入すべき旨の報告がされている。 【R I A 結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成 17 年 7 月 29 日、公布	とする。
75	厚生労働省 医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室	毒物及び劇物指定令等の改正(劇物の指定及び除外) (規制の追加、強化、拡充) (規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 毒物及び劇物指定令	平成 17 年 11 月 30 日 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成 17 年 11 月～平成 18 年 1 月	【目的】 毒物及び劇物取締法においては、人や動物が飲んだ入り、吸い込んだり、あるいは皮膚や粘膜に付着した際に、生理的危険を加えるものについて毒物又は劇物に指定し、保健衛生上の危険防止の観点から、その製造、輸入、販売について登録を義務づける等の規制がかけられている。 【内容】 前回の毒物及び劇物指定令の一部改正(平成 17 年 3 月 24 日)以降、OECD の S I D S 文書等から新たに国において得られた知見について、同法第 23 条の 2 の規定により平成 17 年 9 月 22 日に開催された薬事・食品衛生審議会分科会毒物劇物部会において意見を聴取したところ、同審議会の基準に基づき劇物に指定すること等が適当との回答を得たことから、①劇物として取締りを行う必要が認められるものを劇物に指定するとともに、②劇物として取締りを行う必要性が認められないものについて、劇物の指定を解除することとした。 ※劇物の指定等の根拠となる知見については、薬事・食品衛生審議会分科会毒物劇物部会(公開審議)の会議資料を参照のこと。	【国民への便益】 毒性があると判明した化学物質を規制することで当該物質の適正な流通が確保され、健康被害の防止が図られる。毒性が無いと判明した化学物質を規制対象から除外することで、当該物質の販売等について、規制遵守に係るコストが削減され、当該化学物質を含有する化学商品が安価に購入できるようになることが考えられる。 【関連業界への便益】 毒性があると判明した化学物質を規制することで、末端に至るまで毒性物質の適正な流通が図られ、製造者等が予期しない健康被害等の発生の恐れが減少する。毒性が無いと判明した化学物質を規制対象から除外することで、当該物質の販売等について、規制遵守に係るコストが削減される。 【社会的便益】 毒性があると判明した化学物質を規制することで、毒物及び劇物取締法の適正な制度運用を確保できる。毒性が無いと判明した化学物質を規制対象から除外することで、毒物及び劇物取締法の適正な制度運用を確保できる。	【行政コスト】 今般指定される化学物質の登録、登録の更新等の審査を行うに当たっての事務コストが発生する。除外される化学物質に係る登録等事務コストが今後不要になる。 【遵守コスト】 今般指定される化学物質の販売等について登録等の義務が課される。除外される化学物質に係る遵守コストは、今後不要になる。 【社会コスト】 毒性があると判明した化学物質の適正な流通が図られ、事故や健康被害の可能性を低下させることにつながり、それらが発生した場合の事故対応や治療に要するコストが軽減される。除外される化学物質に係る不必要な規制遵守や管理に係るコストが不要になる。	代替手段としては、劇物の指定及び除外を行わない(現状維持)が想定されるが、比較分析を行った結果、毒性のある化学物質を規制することで、国民等の保健衛生上の危険を防止でき、かつ毒性のある化学物質により発生する事故等の処理に係るコスト等を軽減できるため、毒物及び劇物指定令等の改正(劇物の指定及び除外)が、政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達した。	薬事・食品衛生審議会答申(平成 17 年 9 月 3 0 日)において劇物の指定及び除外について適当とされている。 【R I A 結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成 18 年 4 月 21 日、改正	おおよそ 1 年を目処に、それまでに国において得られた新たな知見に基づき、毒物及び劇物取締法第 23 条の 2 の規定により薬事・食品衛生審議会の意見を聴取し、毒物又は劇物の指定

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
									等を行う。前回の薬事・食品衛生審議会分科会毒物劇物部会は、平成16年10月5日に開催され、毒物及び劇物指定令の一部改正は、平成17年3月24日に行われた。
76	厚生労働省 職業能力開発局総務課	実習併用職業訓練実施計画の認定制度の創設(規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 職業能力開発促進法	平成18年3月27日 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 青少年に実践的な職業能力を習得させ、現場を支えていく人材として育成することを促進するため。 【内容】 事業主の申請に基づき、青少年の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的な職業訓練の内容に関する基準に適合する実習併用職業訓練実施計画(以下「実施計画」という。)を厚生労働大臣が認定し、当該認定を受けた事業主(「認定事業主」という。)は厚生労働大臣の定める表示を労働者の募集の広告等に付することができる制度を設ける。	【国民への便益】 認定事業主のみ、労働者の募集の広告等に、実施計画の認定を受けている旨の表示を行うことを認めることにより、青少年は当該表示を参考に実習併用職業訓練を実施する事業主を選択することができる。 【関連業界への便益】 表示制度の支援措置により、実習併用職業訓練に係る事業主の取組を促進できる。 【社会的便益】 青少年の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的な職業訓練が進むことにより、青少年が安定した雇用につく機会が拡大する。	【行政コスト】 実習併用職業訓練実施計画の認定の審査を行うに当たっての事務コストが発生する。 【遵守コスト】 認定事業主が任意に実施計画の認定の申請を行うものであり、事業主一般に義務を課すものではない。 【社会コスト】 変化なし。	代替手段としては、青少年を対象とした実施計画の認定制度を設けない場合が想定されるが、比較検討を行った結果、本件措置が代替手段よりも便益において優っており、青少年に実践的な職業能力を習得させ、現場を支えていく人材として育成することを促進するという政策目的を達成するために適切な手段であるとの結論に達した。	労働政策審議会建議「今後の職業能力開発の在り方について」(平成17年12月21日)において「『実践型人材養成システム(=実習併用職業訓練)』のうち、訓練期間の期間、時間数、内容等の面で若年求職者の就職促進策として有効であると認められるものについては、これを実施する事業主を対象とする支援策を講じることが適当である。～略～『実践型人材養成シ	平成23年9月末までの施行の状況を踏まえ行うものとする。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
								<p>システム』を実施する事業主を対象に、若年者の受入りに積極的に取り組んでいることを称揚するための表示制度について検討することも求められる。」とされている。</p> <p>【R I A結果の活用状況】 平成18年3月7日、第164回国会に改正法律案提出 平成18年6月21日公布(平成18年法律第81号) 平成18年10月1日施行</p>	
77	厚生労働省 職業能力開発局総務課	<p>実習併用職業訓練実施計画の認定を受けた中小事業主が行う委託募集についての特例制度の創設 (規制の緩和)</p> <p>【R I Aの対象とした法令】 職業能力開発促進法</p>	<p>平成18年3月27日 (当該法律案の国会提出後、公布時まで)</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 -</p>	<p>【目的】 中小事業主における実習併用職業訓練の実施体制を確保できるようにするため。</p> <p>【内容】 現行の規制の職業安定法においては、労働者の募集を自己の労働者以外の者に委託しようとする場合、有償ならば委託者である個々の事業主が厚生労働大臣の許可を受けること、無償ならば委託者である個々の事業主が厚生労働大臣に届け出る必要がある。厚生労働大臣の認定を受けた実習併用職業訓練実施計画(以下「実施計画」という。)に基づく実習併用職業訓練を実施する中小事業主が、その所属する中小事業主団体(一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の承認を受けている団体に限る。)に訓練担当者の募集を委託する場合を委託募集に係る規制の特例が適用される対象・要件とし、現行の規制においては事業主による厚生労働大臣への許可(又は届出)を要するが、当該特例により募集の受託者である中小事業主団体から厚生労働大臣への届出で足りることとする。</p>	<p>【国民への便益】 委託募集を行うのに適当でないものを排除することができ、中間搾取等の被害の発生が防止される。中小事業主団体による共同募集が実施されることにより、求職者にとって求人者に関する情報が得やすくなる。</p> <p>【関連業界への便益】 認定を受けた中小事業主における認定実習併用職業訓練の担当者の確保が容易となる。</p> <p>【社会的便益】 中小事業主における労働力需給のミスマッチの解消に資する。</p>	<p>【行政コスト】 承認に係る手続き、審査が発生するが、許可申請に係る審査が不要になり、全体として負担は増加しない。</p> <p>【遵守コスト】 承認に係る手続き・審査が発生するが、承認を受けるかどうかは各中小事業主団体の任意である。届出義務は受託者(事業協同組合等)にあるため、個々の中小事業主の負担は減少する。(通常)の委託募集の許可等申請者は委託者(中小事業主)</p> <p>【社会コスト】 委託募集を行うのに適当でないものを排除することができ、中間搾取等の被害の発生を防止することができる。</p>	<p>代替手段としては、中小事業主団体が本件措置の厚生労働大臣の承認を受けていなくても委託募集に係る規制の特例を認める場合及び現状維持が想定されるが、比較検討を行った結果、本件措置が、代替手段よりも便益において優っており、また現状維持よりも便益・負担の両面において優っているため、認定中小事業主における実習併用職業訓練の実施の促進という政策目的を達成するために適切な手段であるとの結論に達した。</p>	<p>労働政策審議会建議「今後の職業能力開発の在り方について」(平成17年2月21日)において「現行の『日本版デュアルシステム』のうち訓練生を雇い入れて実習を行っている事業主から『訓練に伴う人的負担(教育担当者の配置の負担)が大きい』という意見が多数示されていることを踏まえ、こうした負担を緩和する方策についての検討が求められる。」</p>	平成23年9月末までの施行の状況を踏まえ行うものとする。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
								とされている。 労働政策審議会 建議「今後の職業能力開発の在り方について」 (平成17年2月21日)において「現行の『日本版デュアルシステム』のうち訓練生を雇い入れて実習を行っている事業主から『訓練に伴う人的負担(教育担当者の配置の負担)が大きい』という意見が多数示されていることを踏まえ、こうした負担を緩和する方策についての検討が求められる。」とされている。 【R I A結果の活用状況】 平成18年3月7日、第164回国会に改正法律案提出 平成18年6月21日公布(平成18年法律第81号) 平成18年10月1日施行	
78	厚生労働省 職業安定局 雇用開発課	雇用管理改善計画の認定を受けた中小企業者が行う委託募集についての特例制度の改正 (規制の緩和) 【R I Aの対象	平成18年3月27日 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】	【目的】 中小企業における労働力確保等に向け、その雇用管理の改善を促進する。 【内容】 現行の規制の職業安定法においては、労働者の募集を自己の労働者以外の者に委託しようとする場合、有償ならば委託者である個々の事業主が厚生労働大臣の許可を受けること、無償ならば委託者である個々の事業主が	【国民への便益】 委託募集を行うのに適当でないものを排除することができ、中間搾取等の被害の発生が防止される。事業協同組合等による共同募集が実施されることにより、求職者にとって求人者に関する情報が得やすくなる。 【関連業界への便益】 認定を受けた中小企業者における労働	【行政コスト】 承認に係る手続き、審査が発生するが、許可申請に係る審査が不要になり、全体として負担は増加しない。 【遵守コスト】 承認に係る手続き・審査が発生するが、承認を受けるかどうかは各事業協同組合等の任意である。届出義務は委託者(事業協同組合等)にあるため、	代替手段としては、事業協同組合等が本件措置の厚生労働大臣の承認を受けていなくても委託募集に係る規制の特例を認める場合及び現状維持が想定されるが、比較検討を行った結果、本件措置が、代替手段よりも便益において優っており、また現状維持よりも便益・負担の両面において優っているため、中小企業における雇用管理	労働政策審議会 建議「中小企業における技能の受け手となる人材の確保に係る支援について」 (平成18年1月27日)において「委託募集	平成23年9月末までの施行の状況を踏まえ行うものとする。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		<p>【とした法令】 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律</p>	—	<p>厚生労働大臣に届け出る必要がある。 また、現行の特例として事業協同組合等が雇用管理改善計画の認定を受けており、その構成員である中小企業者が当該事業協同組合等に労働者募集を委託する場合、委託募集の特例が適用され、募集の受託者である事業協同組合等が厚生労働大臣に届け出ればよい。都道府県知事の認定を受けた雇用管理改善計画（以下「改善計画」という。）に従って雇用管理の改善に関する事業を実施する中小企業者が、その所属する事業協同組合等（一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の承認を受けている組合等に限る。）に労働者の募集を委託する場合を本改正により委託募集の特例が適用される対象・要件とする。 また委託募集の特例の効果として、当該事業協同組合等が計画の厚生労働大臣の認定を受けていない場合であっても委託募集に係る規制の特例を認めることとし、募集の受託者である事業協同組合等から厚生労働大臣への届出で足りることとする。</p>	<p>働力の確保が容易となる。 【社会的便益】 中小企業における労働力需給のミスマッチの解消に資する。</p>	<p>個々の中小企業者の負担は減少する。 （通常の委託募集の許可等申請者は委託者（中小企業者）） 【社会コスト】 委託募集を行うのに適当でないものを排除することができ、中間搾取等の弊害の発生を防止することができる。</p>	<p>の改善の促進という政策目的を達成するために適切な手段であるとの結論に達した。</p>	<p>の活用による効果的な採用に向けたシステムの確立」として「中小企業単独では採用に向けたノウハウや取組が不十分な実態がある中で、円滑な人材の確保を図っていくためには、ノウハウ等を有する事業協同組合等の団体が、これら個々の中小企業に代わり、採用に向けた取組を積極的に推進していくことが適当であり、これを促進するために必要な措置を講ずる。」とされている。</p> <p>【R I A結果の活用状況】 平成18年3月7日、第164回国会に改正法律案提出 平成18年6月21日公布（平成18年法律第81号） 平成18年10月1日施行</p>	
79	厚生労働省 職業安定局 雇用開発課	<p>都道府県知事による雇用管理改善計画の認定制度の見直し（青少年雇用創出計画の追加） （規制の緩和） 【R I Aの対象】</p>	<p>平成18年3月27日 （当該法律案の国会提出後、公布時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 —</p>	<p>【目的】 中小企業における青少年の雇用の安定を図るとともに熟練技能等の円滑な継承等を促進するため。 【内容】 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（以下「中小企業労働力確保法」という。）に関して、中小企業者又</p>	<p>【国民への便益】 青少年にとって良好な雇用の機会が創出される。 【関連業界への便益】 青少年労働者の確保が容易となる。 【社会的便益】 青少年失業者等が減少する。</p>	<p>【行政コスト】 現行の改善計画の類型を見直すものであるため、認定に係る事務手続きに変更はなく、都道府県の事務コストは実質的に増えない。 【遵守コスト】 改善計画を作成し認定を受けることは個別の中小企業者又は事業協同組合等の任意であるため、遵守コストは</p>	<p>代替手段としては現状維持が想定されるが、比較検討を行った結果、本件措置が現状維持よりも便益において優っており、中小企業における青少年の雇用の安定を図るとともに熟練技能等の円滑な継承等を促進するという政策目的を達成するために適切な手段であるとの結論に達した。</p>	<p>労働政策審議会において、青少年雇用創出計画の追加等を内容とする職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用</p>	<p>平成23年9月末までの施行の状況を踏まえ行うものとする。</p>

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		<p>【とした法令】 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律</p>		<p>は事業協同組合等が作成し、都道府県知事の認定を受けることのできる雇用管理改善計画（以下「改善計画」という。）の類型として、実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する雇用管理の改善に関する事業についての計画（以下「青少年雇用創出計画」という。）を加える。 青少年雇用創出計画の認定を受けた者は、中小企業労働力確保法上の各種支援措置（助成措置等）を受けることができることとなる。</p>		<p>発生しない。 【社会コスト】 負担は変わらない。</p>		<p>の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律案要綱が答申されている。（平成18年2月9日）</p> <p>【R I A結果の活用状況】 平成18年3月7日、第164回国会に改正法律案提出 平成18年6月21日公布（平成18年法律第81号） 平成18年10月1日施行</p>	
80	厚生労働省 職業安定局 外国人雇用対策課	<p>外国人雇用状況報告の義務化（規制の新設）</p> <p>【R I Aの対象とした法令】 改正後の雇用対策法第28条</p>	<p>平成19年4月13日 （当該法律案の国会提出後、公布時まで）</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 －</p>	<p>【目的】【内容】 外国人労働者の雇用管理の改善等のために、現行、任意で行っている外国人雇用状況報告の内容を拡充した上で、義務化する。</p>	<p>外国人労働者の雇用管理の改善や、離職した場合の再就職の援助等が図られる。 外国人労働者の雇用管理の改善等に係る事業主の取組を促進できる。 外国人労働者の雇用管理の改善や、再就職の援助等により、労働市場の機能が適切に発揮され、労働力の需給の質量両面にわたる均衡が促進される。</p>	<p>【行政コスト】 報告に係る手続等が発生する。 【遵守コスト】 報告に係る手続等が発生する。 【社会コスト】 外国人労働者の雇用管理の改善や、再就職の援助等により、労働市場の機能が適切に発揮され、労働力の需給の質量両面にわたる均衡が促進されることにより、現状よりも望ましくない影響が軽減される。</p>	<p>代替手段としては現状維持が想定されるが、比較検討を行った結果、選択肢1（当規制）により得られる便益が、コストを上回っており、外国人労働者の雇用管理の改善等といった政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達した。</p>	<p>労働政策審議会において、外国人雇用状況報告の義務化等を内容とする雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案要綱が答申されている（平成19年1月22日）。</p> <p>【R I A結果の活用状況】 平成19年2月13日、第166回国会に改正法律案提出 平成19年6月1日公布（平成19年法律第72号） 外国人部分については平成19年10月1日施行</p>	平成24年9月末までの施行の状況を踏まえ、行うものとする。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
81	厚生労働省 医薬食品 局審査管 理課化学 物質安全 対策室	毒物及び劇物指 定令等の改正 (毒物劇物の指 定及び除外) (規制の新設) 【RIAの対象とし た法令】 毒物及び劇物指 定令	平成19年6月 (パブリック・コ メント手続にお ける意見の募集 開始時まで) 【パブリック・コメ ント実施時期】 平成19年6月～ 7月	【目的】 毒物及び劇物取締法においては、人や動物が飲んだ入り、吸い込んだり、あるいは皮膚や粘膜に付着した際に、生理的危険を加えるものについて毒物又は劇物に指定し、保健衛生上の危険防止の観点から、その製造、輸入、販売について登録を義務づける等の規制がかけられている。 【内容】 前回の毒物及び劇物指定令の一部改正(平成18年4月21日)以降、新規農薬の登録申請文書やOECDのSIDS文書等から新たに国において得られた知見について、同法第23条の2の規定により平成19年3月19日に開催された薬事・食品衛生審議会薬事分科会毒物劇物部会において意見を聴取したところ、同審議会の基 準 (http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/kijun.pdf に公開)に基づき、以下のとおり毒物に指定すること等が適当との回答を得たことから、毒物の指定等を行うこととする。 (1)毒物として取締りを行う必要が認められるものを毒物に指定・・・対象物質Ⅰ (2)劇物として取締りを行う必要が認められるものを劇物に指定・・・対象物質Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ (3)劇物として取締りを行う必要性が認められないものについて、劇物の指定を解除・・・対象物質Ⅴ、Ⅵ (4)農業用品目として追加することが必要と認められるものを追加・・・対象物質Ⅲ (5)農業用品目として指定する必要が認められないものを指定から解除・・・対象物質Ⅴ ※1 対象物質Ⅰ～Ⅵは以下のとおり。 Ⅰ:1-ドデシルグアニジニウム＝アセタート(別名:ドジン)及びこれを含有する製剤。ただし、1-ドデシルグアニジニウム＝アセタート 65%以	【国民への便益】 毒性があると判明した化学物質を規制することで当該物質の適正な流通が確保され、健康被害の防止が図られる。 毒性が無いと判明した化学物質を規制対象から除外することで、当該物質の販売等について、規制遵守に係るコストが削減され、当該化学物質を含有する化学商品が安価に購入できるようになることが考えられる。 【関連業界への便益】 毒性があると判明した化学物質を規制することで、末端に至るまで毒性物質の適正な流通が図られ、製造者等が予期しない健康被害等の発生の恐れが減少する。毒性が無いと判明した化学物質を規制対象から除外することで、当該物質の販売等について、規制遵守に係るコストが削減される。 【社会的便益】 毒性があると判明した化学物質を規制することで、毒物及び劇物取締法の適正な制度運用を確保できる。毒性が無いと判明した化学物質を規制対象から除外することで、毒物及び劇物取締法の適正な制度運用を確保できる	【行政コスト】 今般指定される化学物質の登録、登録の更新等の審査を行うに当たっての事務コストが発生する。除外される化学物質に係る登録等事務コストが今後不要になる。 【遵守コスト】 今般指定される化学物質の販売等について登録等の義務が課される。除外される化学物質に係る遵守コストは、今後不要になる 【社会コスト】 毒性があると判明した化学物質の適正な流通が図られ、事故や健康被害の可能性を低下させることにつながり、それらが発生した場合の事故対応や治療に要するコストが軽減される。 除外される化学物質に係る不必要な規制遵守や管理に係るコストが不要になる。	代替手段としては、劇物の指定及び除外を行わない(現状維持)が想定されるが、比較分析を行った結果、毒性のある化学物質を規制することで、国民等の保健衛生上の危険を防止でき、かつ毒性のある化学物質により発生する事故等の処理に係るコスト等を軽減できるため、毒物及び劇物指定令等の改正(毒物劇物の指定及び除外)が、政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達した。	薬事・食品衛生 審議会答申(平 成19年3月19 日)において毒 物劇物の指定及 び除外について 適当とされてい る。 【RIA結果の活 用状況】 パブリック・コメ ントの資料として活用 改正政令案を平 成19年8月15 日に公布(平成 19年政令第263 号)。 規制の新設部分 については平成 19年9月1日施 行。	おおよそ1年を 目処 に、それ までに 国にお いて得 られた 新たな 知見に 基づき、 毒物及 び劇物 取締法 第23条 の2の 規定に より薬 事・食品 衛生審 議会の 意見を 聴取し、 毒物又 は劇物 の指定 等を行 う。前回 の薬事・ 食品衛 生審議 会薬事 分科会 毒物劇 物部会 は、平成17年

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期	
				<p>下を含有するものを除く。</p> <p>II:3-(アミノメチル)ベンジルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、3-(アミノメチル)ベンジルアミン 8%以下を含有するものを除く。</p> <p>III:O-エチル=S-プロピル=[(2E)-2-(シアノイミノ)-3-エチルイミダゾリジン-1-イル]ホスホノチオアート(別名:イミシアホス)及びこれを含有する製剤。ただし、O-エチル=S-プロピル=[(2E)-2-(シアノイミノ)-3-エチルイミダゾリジン-1-イル]ホスホノチオアート 1.5%以下を含有するものを除く。</p> <p>IV:1-ドデシルグアニジニウム=アセタート(別名:ドジン)65%以下を含有する製剤</p> <p>V:(E)-2-[2-(4-シアノフェニル)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]-N-[4-(トリフルオロメチル)フェニル]ヒドラジンカルボキサミドと(Z)-2-[2-(4-シアノフェニル)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]-N-[4-(トリフルオロメチル)フェニル]ヒドラジンカルボキサミドとの混合物((E)-2-[2-(4-シアノフェニル)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]-N-[4-(トリフルオロメチル)フェニル]ヒドラジンカルボキサミド 90%以上を含有し、かつ、(Z)-2-[2-(4-シアノフェニル)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]-N-[4-(トリフルオロメチル)フェニル]ヒドラジンカルボキサミド 10%以下を含有するものに限る。)(別名メタフルミゾン)及びこれを含有する製剤</p> <p>VI:バリウム=4-(5-クロロ-4-メチル-2-スルホナトフェニルアゾ)-3-ヒドロキシ-2-ナフトアート</p> <p>※2 毒物劇物の指定等の根拠となる知見については、薬事・食品衛生審議会薬事分科会毒物劇物部会(公開審議)の会議資料を参照のこと。</p>						9月30日に開催され、毒物及び劇物指定令の一部改正は、平成18年4月21日に行われた。

表 R I A - 1 0 農林水産省における R I A の実施状況 (3 7 件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
82	農林水産省 経営局協同組織課	農業協同組合法における子会社等調査の対象の拡大 (規制の追加、強化、拡充) 【R I A の対象とした法令】 ・農業協同組合法施行令	平成 16 年 10 月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成 16 年 10 月	【目的】 農業協同組合に対する検査・監査において、被検査・監査組合が実質的に支配する農業協同組合連合会(以下、「実質支配連合会」という。)を含む経営内容の把握を可能とすることにより、農業協同組合の一層の健全性の確保を図る。 【内容】 今回の農業協同組合法の一部改正により、行政庁による検査等の対象が、「組合と特殊の関係にある者」とされたことに伴い、農業協同組合法施行令の一部を改正し、「組合と特殊の関係にある者」として ① 当該組合の子会社 ② 当該組合がその総会員の総議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有する農業協同組合連合会を定める。	① 農業協同組合の実質支配連合会を通じた不正行為等の防止 ② 農業協同組合の経営の健全性の確保 ③ 組合員の保護を図ることができる。	被検査・監査対象組合の業務及び会計の状況等を検証する上で必要な限度で、実質支配連合会は検査等を受ける義務が生じる。(検査官等 3 人×5 日程度)	代替手段としては、既存の手法(任意の情報提供)の活用が考えられるが、信頼性に欠ける場合があることから、信頼性の高い検査・監査が難しくなるおそれがある。	— 【R I A 結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成 16 年 11 月 25 日、政令改正	平成 22 年 3 月頃
83	農林水産省 水産庁資源管理部 管理課資源管理推進室	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 2 条第 7 項の第 2 種特定海洋生物資源の指定(対象の追加) (規制の追加、強化、拡充) 【R I A の対象とした法令】 ・海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令	平成 16 年 10 月 【R I A の実施時期の別】 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成 16 年 10 月	【目的】 我が国の排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理のため漁獲努力量の管理に係る所要の措置を講ずることにより、漁業法による措置等と相まって、排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、あわせて海洋法に関する国際連合条約の的確な実施を確保し、もって漁業の発展と水産物の供給の安定に資する。 【内容】 変動が大きい水産資源や資源悪化により精度の高い資源予測が困難な水産資源を早急に回復させるために行う漁獲努力量の総量管理制度の対象資源(第 2 種特定海洋生物資源)として、「いかなご」及び「やりいか」を新たに指定する。	漁獲努力量の過剰等により状況が悪化している「いかなご」及び「やりいか」に投入される漁獲努力量を適正に管理することにより、その維持及び回復を図ることができる。	特定海洋生物資源をとることを目的として採捕活動を行う漁業者は、農林水産大臣又は都道府県知事から漁労作業の停止命令や停泊命令を受ける可能性があるとともに、漁獲努力量を報告する義務が生じる。	代替手段としては、第 1 種特定海洋生物資源に指定し漁獲量を削減する方法が考えられるが、「いかなご」及び「やりいか」のように資源量の変動が激しい魚種又は推定資源量に相当な幅が出る魚種については、過剰に漁獲を抑制したり、過剰に漁獲してしまう可能性がある。	— 【R I A 結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成 16 年 11 月 25 日、政令改正	平成 22 年 1 月頃
84	農林水産省 水産庁漁政部水産経営課	水産業協同組合法施行令に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合の常勤監事の設置基	平成 17 年 2 月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで)	【目的】 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」において、協同組織金融機関について「監査機能の強化を図るため、外部監査の実施対象の拡大等について検	内部監査機能の強化を図ることにより、漁協等の経営の健全性が確保され、貯金者等の保護に資する。	新たに常勤監事の設置が義務付けられる漁協等において、次の遵守コストの発生が予想される。 常勤監事の設置に要する年間経費増加額: 約 500 万円(全 34 信漁連の平成 15 年度の常勤監事に対する報酬の平均	代替手段としては、外部監査機能の強化が考えられるが、外部監査機能の強化については、既に、平成 16 年 4 月 1 日に実施基準の厳格化を実施しているところであり、外部監査と内部監査の実施水準のバランスを図ることが適当	— 【R I A 結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料と	平成 22 年 3 月

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		準 (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 ・水産業協同組合法施行令	【パブリック・コメント実施時期】 平成17年2月	討する」とされており、信用事業を行う漁協等についても、経営の健全性の確保の観点から、他の協同組織金融機関と同様に監査機能の強化を図る必要があるため。 【内容】 漁協等の自らの経営に対するチェック機能（内部監査機能）を高める観点から、常勤監事の設置を義務付ける基準を現行の貯金等の合計額500億円以上から200億円以上に厳格化する。		値) なお、 ① 平成17年4月1日において当該基準に新たに該当することとなる見込みの漁協等の数：2漁協 ② ①以降、平成19年度までに当該基準に新たに該当することとなる見込みの漁協等の数：2～3漁協	であると考えられることから、今回、内部監査の機能強化を図るものである。	して活用 平成17年3月18日、政令改正	
85	農林水産省 消費・安全局畜水産安全管理課	水産動物の輸入防疫（対象水産動物の拡大） (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 ・水産資源保護法	平成17年4月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 平成8年の水産動物の輸入防疫制度の創設当初は、水産動物の種苗以外のものから伝染性病原体が侵入するリスクは低いと見られてきたが、近年、国際化の進展等に伴い、観賞用の水産動物等、種苗以外の水産動物から伝染性病原体が侵入するリスクが高まりつつあるため、水産動物の種苗に限らず、幅広く水産動物を輸入許可制の対象とする必要がある。 現行水産資源保護法上、輸入許可の対象となっていない観賞用の水産動物等の輸入によって輸入防疫対象疾病が侵入するリスクを低減させる。 【内容】 輸入に際して農林水産大臣の許可が必要となる水産動物等の範囲について、用途や成長段階による限定をなくし、輸入防疫対象疾病にかかるおそれのある水産動物であって農林水産省令で定めるもの及びその容器包装とすることとする。	我が国の水産資源に影響を及ぼすおそれ大きい輸入防疫対象疾病の侵入リスクが低減する。	【遵守コスト】 今回の改正により輸入許可の対象となった種苗以外の水産動物を輸入する者は、輸入の際に、輸出国政府の発行する検査証明書を添付し、農林水産大臣に申請し、許可を受けなければならない負担が生じる。なお、現行の水産動物の種苗の輸入許可の申請から許可までには、通常3日程度を要している。 【行政コスト】 輸入許可の対象に追加された水産動物の輸入許可に係る審査・許可業務	代替手段としては、現行の輸入防疫の対象範囲の維持（現状維持）が考えられるが、その場合、輸入防疫対象疾病にかかるおそれのある水産動物でありながら、現行制度の下では輸入許可の対象とされていない水産動物（例：観賞用のコイ、キンギョ）の輸入量が増加しつつあるところであり、現行制度のままでは、我が国にこれらの疾病の侵入を許すこととなりかねない。 仮に、そうした疾病が国内に侵入した場合、我が国の水産資源や、我が国の養殖業に甚大な被害を及ぼし得ることに加え、国及び都道府県は、持続的養殖生産確保法に基づくまん延防止措置の実施に伴う費用等を支出する必要がある。 以上のことから、当該規制対象を拡大しないことにより生じ得る輸入防疫対象疾病の侵入という重大な社会的なコストと、当該規制対象を拡大することにより生じ得る負担とを比較すると、後者が小さなものにとどまると考えられる。	— 【R I A結果の活用状況】 平成17年2月15日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年4月27日、公布(平成17年法律第36号)	科学的知見の蓄積、疾病の発生状況、国際基準の動向等を踏まえ、随時見直しを行う。
86	農林水産省 消費・安全局畜水産安全管理課	水産動物の輸入防疫（追加的な管理措置の新設） (規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 ・水産資源保護法	平成17年4月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 現行水産資源保護法においては、輸出国の検査証明書のみに基づき輸入許可を行うこととされている。しかしながら、水産動物の場合、個体ごとの検査は不可能であるため、輸出国の検査は、国際獣疫事務局(O I E)の基準に従って、一定の信頼度に基づくサンプル検査により行われており、輸出国における検査のみでは、輸入防疫対象疾病の侵入リスクを排除することができない。このため、輸出国の事情等により、	我が国の水産資源に影響を及ぼすおそれ大きい輸入防疫対象疾病の侵入リスクが低減する。	【遵守コスト】 区分管理期間中の管理コスト（施設使用費、光熱費、餌代等）がかかることとなる。また、区分管理が可能な施設を有しない場合、所要の施設を備えるための負担が生じる。 区分管理期間中、輸入防疫対象疾病の感染が確認された場合、水産動物等の焼却、埋却等を行うための負担が生じる。 【行政コスト】 輸入防疫対象疾病の発生が確認された	代替手段としては、今回の追加的な管理措置の創設を行わないこと（現状維持）が考えられるが、その場合、現行制度を維持して、引き続き検査証明書に基づく許可のみとした場合、輸入量増加による侵入リスクの高まりに適切に対応することができないおそれが大きい。（英国で、輸出国の検査証明書が添付されたキンギョが、コイ春ウイルス血症（我が国でも輸出防疫対象疾病としている）にかかっていた例もある。）	— 【R I A結果の活用状況】 平成17年2月15日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年4月27日、公布(平成17年法律第36号)	科学的知見の蓄積、疾病の発生状況、国際基準の動向等を踏まえ、随時見直しを行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				<p>輸出国の検査証明書のみでは病原体を広げるおそれがないとは認められない場合について、疾病の侵入を防止するための追加的な措置を講じる必要がある。</p> <p>輸入水産動物の区分管理により、輸出国の検査により発見されなかった輸入防疫対象疾病の病原体の侵入・まん延のリスクを低減させる。</p> <p>【内容】 輸出国の事情等からみて、輸出国の政府機関が発行する検査証明書のみによっては、輸入しようとする水産動物が輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合は、輸入後、一定期間、その水産動物を区分管理することを命ずることができることとする。また、当該命令を受けた者は、当該期間内に疾病にかかっていること等を発見したときは、農林水産大臣の行う検査を受けなければならないこととし、当該検査により輸入防疫対象疾病の発生が確認されたときには農林水産大臣は焼却等を命ずることができることとする。</p>		<p>とき、農林水産大臣が検査を行うことに伴うコストがかかることとなる。</p>	<p>仮に、輸入防疫対象疾病が国内に侵入した場合、我が国の水産資源や、我が国の養殖業に甚大な被害を及ぼし得ることに加え、国及び都道府県は、持続的養殖生産確保法に基づくまん延防止措置の実施に伴う費用等を支出する必要があるが生じる。</p> <p>以上のことから、当該規制の新設を行わないことにより生じ得る輸入防疫対象疾病の侵入という重大な社会的なコストと、当該規制の新設を行うことにより生じ得る負担とを比較すると、後者が小さなものにとどまると考えられる。</p>		
87	農林水産省 消費・安全局畜水産安全管理課	<p>養殖水産動植物の国内防疫（特定疾病についての届出義務）（規制の新設）</p> <p>【R I Aの対象とした法令】 ・持続的養殖生産確保法</p>	<p>平成17年4月（当該法律案の国会提出後、公布時まで）</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 —</p>	<p>【目的】 一昨年秋以降、コイヘルペスウイルス病が国内で発生した際の経緯から、都道府県による巡回や報告徴取のみによって、早期にその発生を把握することには限界があることが明らかとなったため、養殖業者等に届出を義務付け、特定疾病のまん延防止措置の初動の迅速化を確実にする必要がある。</p> <p>特定疾病のまん延防止措置の初動を迅速にするため、都道府県知事が特定疾病の発生状況を早期に把握できるようにする。</p> <p>【内容】 養殖業者等は、自己の所有又は管理に係る養殖水産動植物が特定疾病にかかっていること等を発見したときは、都道府県知事にその旨を届け出ることとともに、当該届出を受けた都道府県知事は、検査を受けるべき旨を命ずることができることとする。</p>	<p>特定疾病の発生状況をより迅速に把握することが可能となり、被害が拡大する前の迅速なまん延防止措置が可能となる。</p>	<p>【行政コスト】 養殖業者等から届出を受けた場合に、都道府県知事が検査を行う際のコストがかかることとなる。</p> <p>【遵守コスト】 ただし、①従来から養殖業者等からの自発的な報告を受けた際には、都道府県は検査を実施していたこと、②都道府県職員が養殖場を巡回し、必要に応じて検査を行ってきたこと等から、今回の養殖法の改正による行政コストの大きな増減はないものと想定している。</p> <p>規制の遵守に係る負担については、現在でも法律上の義務ではないものの、疾病発生時にはその旨を報告することを指導してきたところであり、大きな増減はないものと想定している。</p>	<p>代替手段としては、「法律上の義務とはせず、指導等により対応すること」（現状維持）が考えられるが、その場合、これまでも、特定疾病が発生した場合等には、都道府県に届け出るべきことを指導してきたが、先般のコイヘルペスウイルス病の発生の際には、養殖業者等による自主的な届出が必ずしも徹底されないことが明らかとなったところである。また、都道府県知事による立入検査及び報告徴取のみによって域内の特定疾病の発生状況を逐一把握することは難しいことも明らかとなったところである。</p> <p>したがって、現行制度と同様に、法律上の義務とはせず、指導等により対応することとした場合、万が一、新たな特定疾病が国内で発生したとしても、まん延防止措置が早期にとられない可能性があるため、これにより初動が遅れた場合は、国内の養殖業に大きなダ</p>	<p>—</p> <p>【R I A結果の活用状況】 平成17年2月15日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年4月27日公布（平成17年法律第36号）</p>	<p>科学的知見の蓄積、疾病の発生状況、国際基準の動向等を踏まえ、随時見直しを行う。</p>

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
							メージを与えることとなり得ること、まん延防止措置に伴う損失補償等の支出が多額となること等が想定される。以上のことから、当該規制を新設しないことにより生じ得る特定疾病のまん延という社会的なコストと、当該規制を新設することにより生じ得る負担と比較した場合、後者が小さなものにとどまると想定される。		
88	農林水産省 消費・安全局畜水産安全管理課	養殖水産動植物の国内防疫（まん延防止措置の拡充－移動制限命令） （規制の追加、強化、拡充） 【R I Aの対象とした法令】 ・持続的養殖生産確保法	平成17年4月（当該法律案の国会提出後、公布時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 －	【目的】 一昨年コイヘルペスウイルス病が国内で発生した際には、移動制限の対象となり得る「特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがある養殖水産動植物」に当たるかどうかの確認に時間を要したことが、十分な移動制限措置を講ずることができない事態を生じさせ、感染の拡大を許してしまった要因の一つとなったと考えられている。このため、移動制限の対象を拡充し、予防的な移動制限を可能とすることで、まん延防止措置が十分な効果を発揮できるようにする必要がある。 特定疾病発生時の移動制限命令の対象を拡大することで、迅速かつ円滑なまん延防止措置の実施を図る。 【内容】 都道府県知事は、一定区域内において特定疾病にかかるおそれのある養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動植物の移動を制限し、又は禁止することを命ずることができることとする。	特定疾病にかかっているか否かを判断するまでもなく予防的に養殖水産動植物の移動制限を命ずることで、感染の拡大の抑制が容易となり、まん延防止措置の効果を十分に発揮させることが可能となる。	【遵守コスト】 移動制限を命じられた養殖業者等は、一定期間養殖水産動植物の移動制限等を命じられている間は、販売等ができないため、その間の維持コスト（施設使用費、光熱費、餌代等）がかかることとなる。 ただし、検査の結果等に応じて、適宜、移動制限等を解除していくことを想定しているため、想定される負担は、必要最小限度のものと考えられる。	代替手段としては、「移動制限命令の対象を拡充しないこと」（現状維持）が考えられるが、その場合、現行制度における移動制限命令の対象では、万が一、新たな特定疾病が国内で発生したとしても、先般のコイヘルペスウイルス病の発生例と同様に、対象となるかどうかの確認に時間を要した場合、都道府県知事によるまん延防止措置の効果が十分に発揮されない可能性が否定できない。 先般のコイヘルペスウイルス病の発生時には、発生当初、養殖業者が自主的に移動制限を行うことを県が要請したが、徹底して実施させることは困難であり、移動制限の効果が十分に得られなかった。 したがって、現行制度のままでは、移動制限措置による特定疾病のまん延が効果的に抑えられない可能性が否定できず、国内の養殖業に大きなダメージを与えることとなり得ること、また、まん延防止措置に伴う損失補償等の支出が多額となること等が想定される。以上のことから、当該規制を新設しないことにより生じ得る特定疾病のまん延という社会的なコストと、当該規制を新設することにより生じ得る負担と比較した場合、後者が小さなものにとどまると想定される。	－ 【R I A結果の活用状況】 平成17年2月15日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年4月27日、公布（平成17年法律第36号）	科学的知見の蓄積、疾病の発生状況、国際基準の動向等を踏まえ、随時見直しを行う。
89	農林水産省 消費・安全局畜水産安全管理課	養殖水産動植物の国内防疫（まん延防止措置の拡充－検査、注射、薬浴又は投薬の命令） （規制の新設）	平成17年4月（当該法律案の国会提出後、公布時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 －	【目的】 現在、コイヘルペスウイルス病等の特定疾病に対して有効なワクチンの研究及び開発が進められているところであり、これが実用化された場合には、ワクチン接種をまん延防止措置の一手段としてとることも可能とするため、ワ	特定疾病に対して有効なワクチン等が開発された場合、ワクチンの接種等を、既存の移動制限等のまん延防止措置と組み合わせて実施することで、まん延防止措置の効果を十分に発揮させることが可能となる。また、ワクチン接種の効果が発揮されれば、焼却等の処分	【遵守コスト】 ワクチン接種により、当該養殖水産動植物が疾病の耐性を持つようになり、経済的な価値が上がることも期待されるため、養殖業者にとっては、むしろメリットとなる側面を有する措置であると考えている。	代替手段としては、「注射等の命令の規定を新設しないこと」（現状維持）が考えられるが、その場合、有効な特定疾病のワクチン等が開発されたとしても、ワクチン接種等を強制的に行うことができれば、所有者等の自発的な使用に任せざるを得ず、特定疾	－ 【R I A結果の活用状況】 平成17年2月15日、第162回国会に改正法律	科学的知見の蓄積、疾病の発生状況、国際基準の動

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		【R I Aの対象とした法令】 ・持続的養殖生産確保法	期】 ー	クチンの接種等を命ずることができるようにしておく必要がある。 特定疾病に対して有効なワクチン等が開発された場合には、まん延を未然に防止するための有効な手段として、都道府県知事が注射等を命ずることができるようにする。 【内容】 都道府県知事は、特定疾病のまん延を防止するため必要があるときは、養殖水産動植物の所有者等に対し、都道府県知事の行う検査、注射、薬浴又は投薬をうけるべき旨を命ずることができることとする。	対象となる養殖水産動植物を最小限に くい止め、疾病発生によって養殖業者 等が受ける被害を抑えることが可能と なる。	【行政コスト】 注射等を命令した際、その薬剤代等。	病のまん延防止を効果的に行うことが できない可能性が否定できない。 特定疾病のまん延が効果的に抑えられ ない場合は、国内の養殖業に大きなダ メージを与えることとなり得ること、 また、まん延防止措置に伴う損失補償 等の支出が多額となることが想定され る。 以上のことから、当該規制を新設しな いことにより生じ得る特定疾病のまん 延という社会的なコストと、当該規制 を新設することにより生じ得る負担と 比較した場合、後者が小さなものと どまると想定される。	案を提出 平成 17 年 4 月 27 日、公布（平 成 17 年法律第 36 号）	向 等 を 踏まえ、 随 時 見 直 し を 行 う。
90	農林水産省 経営局構 造改善課	措置命令等 (規制の新設) 【R I Aの対象 とした法令】 ・農業経営基盤 強化促進法	平成 17 年 5 月 (当該法律案の 国会提出後、公 布時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】 ー	【目的】 農業者の高齢化、不在村農地所有者の 増加等による遊休農地の増大等に対処 し、遊休農地の農業上の利用の確保等 を図る。 【内容】 我が国において耕作放棄されている農 地の面積は 34.3 万 ha となっており(平 成 12 年)、この 15 年間で約 3 倍と急 増している。 遊休農地については、雑草の繁茂など により、周辺農地の営農条件に著しい 支障が生ずる場合があり、このような 場合、現在は、行政指導により農地の 権利者に対し草刈り等の措置を求めて いるところである。 しかしながら、現行の措置は、相当の 時間と段階をかけて講じられるもので あり、緊急に対応が必要な場合に的確 に対応できる仕組みとはなっていない こと、また、近年、相続等による不在 村の農地所有者で所在が判明しないな ど、農地管理の責任者が把握できない 場合が増加しており、このような遊休 農地における雑草の繁茂などにより、 周辺農地の営農条件に著しい支障を及 ぼしている場合に的確に対応できる仕 組みとはなっていないことから、今後 遊休地の急増により見込まれるこのよ うな事態に的確に対処するための実効 性の高い対応策を構築することが必要 となっている。	遊休農地は病虫害の発生や雑草の繁茂 の原因となり、周辺農地の営農条件に 著しい支障を及ぼし、周辺農地の効率 的な利用を阻害することがあり得る。 この場合、仮に、本措置が講じられな ければ、周辺農地の所有者等は自らの 負担により、その支障の除去等の措置 を講じなければならなくなるが、本措 置により、本来、農地を適正に管理・ 耕作すべき遊休農地の所有者等の責任 において、当該遊休農地に起因する支 障の除去等の措置が講じられることと なり、周辺農地の営農条件が確保され ることが期待される。 また、これにより、農業生産にとって 最も基礎的な資源である農地が最大限 に利用され、国民に対する食料の安定 供給の確保を図ることが可能となる。	措置命令に基づく遊休農地に対する支 障の除去等の措置については、農地所 有者等の負担となる。	特になし。	ー 【R I A結果の 活用状況】 平成 17 年 2 月 18 日、第 162 回 国会に改正法律 案提出 平成 17 年 6 月 10 日、公布（平 成 17 年法律第 53 号）	平成 22 年度

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				このため、遊休農地が原因となって周辺の農用地の営農条件に重大な支障が生じた場合（又は生ずるおそれがある場合）においては、緊急の対応として市町村長が農地所有者等に対し当該支障の除去等の措置（例：草刈り、害虫駆除）を命ずるとともに、当該措置が講じられないとき等は自ら当該措置を行えることとしたものである。					
91	農林水産省 農村振興局農村政策課	特定農地貸付けの実施主体の拡大（規制の緩和） 【R I Aの対象とした法令】 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律	平成17年6月（当該法律案の国会提出後、公布時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 近年の自然志向の高まりを背景に市民農園を利用したいという人々が増えてきており、また、遊休農地の有効利用の一方策としても、市民農園の活用に期待が高まっていることから、このようなニーズに的確に対応していくため、市民農園の開設主体の拡大を図る必要がある。 市民農園の開設を促進し、多様な農地利用の需要に適切に対応できるようにする。 【内容】 地方公共団体又は農業協同組合のみが特定農地貸付けを実施することができるとする制限を撤廃し、これら以外の者でも市民農園を開設できることとする。	構造改革特別区域を設定することなく、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園を開設することが可能となることから、市民農園の開設が促進される。	【遵守コスト】 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園を開設する場合は、市町村等との間で適切な農地利用を確保するための「貸付協定」の締結が義務付けられる。 【行政コスト】 地方公共団体及び農業協同組合以外の農地を所有していない者が市民農園を開設する場合は、地方公共団体又は農地保有合理化法人を介して農地を借り受けることとしていることから、市町村において、農地の確保や貸付の義務を行う必要が生じる。	特になし。	— 【R I A結果の活用状況】 平成17年2月18日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年6月10日、公布（平成17年法律第52号）	平成22年度
92	農林水産省 林野庁経営課	森林組合法における行政庁による報告徴収・検査の対象の拡大（規制の追加、強化、拡充） 【R I Aの対象とした法令】 森林組合法施行令	平成17年5月（パブリック・コメント手続きにおける意見の募集開始時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年5月	【目的】 行政庁による適正な監督機能の確保と組合員等からの請求に基づく検査による森林組合等の内部けん制機能の強化により、森林組合等の適切な運営の確保を図ることを目的とする。 【内容】 行政庁は、森林組合等に対してその業務・会計状況に関する報告徴収・検査を行うことができるとされていたが、今回の森林組合法の一部改正により、これらの報告徴収・検査の対象が「組合と特殊の関係にある者」に拡大されたことに伴い、森林組合法施行令の一部を改正し、「組合と特殊の関係にある者」として、 ① 組合の子会社 ② 組合がその総会員の総議決権の	森林組合等の経営の健全性の確保、森林組合等の内部けん制機能の強化による組合員等の利益の保護を図ることができる。	【事業者コスト】 森林組合等の業務・会計状況を把握するのに特に必要があると認められる場合に、子会社や実質支配連合会は報告徴収・検査（財務諸表等の検査）を受ける義務が生じる。 【行政コスト】 森林組合等の業務・財産状況を把握するため、特に必要があると認める場合に、行政庁が報告徴収又は検査を行うことに伴うコストがかかることとなる。	代替手段としては、「子会社や実質支配連合会に対して任意の情報提供を求める手法」が想定されるが、任意では、その情報の信頼性に欠ける場合があることから、報告徴収・検査を通じた行政庁による適正な監督機能を確保できず、森林組合の適正な運営に支障を来すおそれがある。	— 【R I A結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年6月17日政令改正	平成22年4月頃

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				100分の50を超える議決権を有する森林組合連合会を定めることとする。					
93	農林水産省 消費・安全局 表示・規格課	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の登録認定機関及び登録外国認定機関の登録有効期間(規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 J A S法施行令	平成17年6月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年6月	【目的】 国際的なガイダンスとの整合性を図ることにより、登録認定機関及び登録外国認定機関による認定の信頼性を高め、もってJ A S規格による格付及びJ A Sマーク製品の一層の普及を図る。 【内容】 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(J A S法)の一部を改正する法律による改正後のJ A S法(以下「改正J A S法」という。)に基づき農林水産大臣により登録される登録認定機関及び登録外国認定機関の登録の有効期間を4年とする。	国際的なガイダンスへの整合を図ることにより、基準認証制度としてのJ A S制度の信頼性が国内外ともに高まることから、J A S認定の取得が促進され、消費者へのJ A Sマーク品の供給が進む。	【事業者コスト】 登録認定機関の登録を受ける者は、4年が経過する日前に農林水産大臣に対し、登録更新申請を行わなければならない。 【行政コスト】 登録認定機関の登録を行ってから4年を経過しない間に更新審査に係る事務を行わなければならない。	代替手段としては、「4年より短くする」及び「4年より長くする」が考えられるが、4年より短く設定すると制度の信頼性は高まるものの、登録の更新審査に係る行政側及び登録認定機関及び登録外国認定機関側双方のコストは増大する。他方、4年より長く設定すると、更新審査に係るコストは低減するものの、不適切な認定をするリスク等が高まり、制度の信頼性が低下し、事後措置に伴うコストが増加する恐れがある。	— 【R I A結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年7月29日、政令改正	平成22年度中
94	農林水産省 林野庁経営課	森林組合法における行政庁による報告徴収・検査の対象の拡大(規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 森林組合法	平成17年5月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 行政庁による適切な監督機能の強化と組合員等からの請求に基づく検査を通じた森林組合等の内部けん制機能の強化により、森林組合等の適切な運営の確保を図ることを目的とする。 【内容】 行政庁は、森林組合等に対してその業務・財産状況に関する報告徴収・検査を行うことができることとされているが、これらに加え、報告徴収・検査の対象を「組合の子会社その他のその組合と政令で定める特殊の関係のある者」にまで拡大することとする。	森林組合等の経営の健全性の確保、森林組合等の内部けん制機能の強化による組合員等の利益の保護を図ることができる。	【事業者コスト】 森林組合等の業務・財産状況を把握するのに特に必要があると認められる場合に、子会社等において行政庁による業務・財産の状況に関する報告徴収・検査に対応するための負担が生じる。 【行政コスト】 森林組合等の業務・財産状況を把握するため、特に必要があると認める場合に、行政庁が報告徴収又は検査を行うことに伴うコストがかかることとなる。	代替手段としては、「子会社等に対して任意の情報提供を求める手法」が想定されるが、任意ではその情報の信頼性に欠ける場合があることから、報告徴収・検査を通じた行政庁による適切な監督機能を確保できず、森林組合等の適正な運営に支障を来すおそれがある。	— 【R I A結果の活用状況】 平成17年3月4日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年6月17日、公布(平成17年法律第60号)	平成22年4月頃
95	農林水産省 林野庁経営課	森林組合法における理事に対する事業別損益を明らかにした書面の作成等の義務付け(規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 森林組合法	平成17年5月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 森林組合等における情報開示を促進し、組合員等へ開かれた透明性の高い適切な事業運営の確保を図ることを目的とする。 【内容】 森林組合等の理事に対して、事業年度ごとに、決算関係書類のほか、事業区分ごとの損益の状況を明らかにした書面の作成・通常総会への提出を義務付けることとする。	組合員等が森林組合等の経営状況を正確に認識するための判断材料が提供されることを通じて、情報開示の促進と組合員等の利益の保護を図ることができる。	【事業者コスト】 森林組合等の理事に対して、新たに、事業区分ごとの損益の状況を明らかにした書面の作成及び通常総会への提出が義務付けられるが、通常、事務的には決算の際に事業別に損益を整理しており、当該書面は一連の作業として作成することが可能であることから、過大な負担は生じないものと考えられる。	—	— 【R I A結果の活用状況】 平成17年3月4日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年6月17日、公布(平成17年法律第60号)	平成22年4月頃

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
96	農林水産省 林野庁経営課	森林組合の総代会における合併又は解散の議決後の手続の簡素化 (規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 森林組合法	平成17年5月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 総代会における解散又は合併の議決後の手続の簡素化を図り、合併手続に係る負担を軽減し、広域合併の促進に資することを目的とする。 【内容】 総代会において森林組合の解散又は合併の議決がされたときは、理事は、遅滞なく組合員の投票に付さなければならないとされていたが、これに代えて、組合員へ当該議決の内容を通知しなければならないこととし、併せて解散又は合併反対者に総会招集権を付与することとする。	合併手続に係る負担が軽減することで、大規模組合と小規模組合の合併の進展や広域合併の促進を図ることができる。	-	代替手段としては、「総代会議決後の手続の廃止」が想定されるが、総代会は総会に代わるべき機関であるが、解散又は合併は森林組合の組織の根本に関わる事項であることから、組合員による直接的な意思決定の機会を保障する必要があり、総代会議決後の手続を廃止することは適当でない。	- 【R I A結果の活用状況】 平成17年3月4日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年6月17日、公布(平成17年法律第60号)	平成22年4月頃
97	農林水産省 消費・安全局表示・規格課	登録認定機関制度等(民間の第三者機関に移行) (規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 J A S法	平成17年6月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 平成14年3月の閣議決定「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に即し、J A S規格制度における公益法人改革を推進する。 【内容】 J A Sマークを付することができる製造業者等を認定する登録認定機関及び登録外国認定機関の位置付けを、農林水産大臣の代行機関から、民間の第三者機関に移行するための規定を整備する。 ・登録基準として、認証に係る国際的な基準である「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準」(I S O / I E Cガイド65)等を規定する。 ・業務規程と認定手数料の認可制を届出制に変更するなど、認定業務に関し必要な規定を整備するとともに、農林水産大臣による登録基準への適合命令、業務改善命令等の規定を整備する。これに伴い、登録外国認定機関の登録要件の一つである同等性要件(当該外国にJ A S規格制度と同等の制度を有すること)を廃止する。	登録認定機関や登録外国認定機関の登録基準を法律に明記し、登録に関する規定を整備することにより、登録審査の客観性が確保されることとなる。 登録認定機関や登録外国認定機関は、認定料金の設定等、より自主的・自律的に認定業務を実施していくことが可能となる。 業務規程や認定手数料の認可審査に係る行政の負担がなくなる。 J A S制度と同等の制度を有しない国においてJ A S格付品を生産しようとする事業者は、自国で認定を受けることが可能となる。	【行政コスト】 登録基準への適合命令、業務改善命令等による登録認定機関の事後監視に係る負担が生じる。	代替手段としては、「登録制度を設けず、J A Sマークの表示を付することができる者の認定を民間機関の自由裁量に委ねる」が想定されるが、事業者による不正な格付及びJ A Sマークの表示が行われるおそれが高まり、J A Sマークの信頼性を著しく損ない、消費者の合理的な選択に支障が生じることとなる。 このため、一定の登録基準を満たした登録認定機関が民間機関として認定業務を行う仕組みとすることが適当である。	- 【R I A結果の活用状況】 平成17年2月25日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年6月22日、公布(平成17年法律第67号)	平成23年2月末まで
98	農林水産省 消費・安全局表示・規格課	J A S規格制度(流通J A S規格の導入に伴う措置) (規制の追加、強化、拡充)	平成17年6月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】	【目的】 流通の方法についての基準を内容とするJ A S規格(以下「流通J A S規格」という。)の導入に伴い、格付及びJ A Sマークの表示の適正性を担保するための措置を講じることにより、J A Sマークの信頼性を確保し、消費者の	流通J A S規格の格付及びJ A Sマークの表示の適正性が担保されることにより、J A Sマークの信頼性が確保され、消費者の合理的な選択に資することとなる。	【事業者コスト】 流通J A S規格によるJ A Sマークの表示をしようとする者は、J A S法の規定に従って、認定を受けて適正にJ A Sマークの表示を行う必要がある。 【事業者コスト】 流通J A S規格によるJ A Sマークの	代替手段としては、「流通J A S規格による格付及びJ A Sマークの表示の適正性を確保する規定を整備せず、事業者の任意の取組に任せること」が想定されるが、この場合、事業者による不正な格付及びJ A Sマークの表示が行われるおそれが高まり、J A Sマー	- 【R I A結果の活用状況】 平成17年2月25日、第162回国会に改正法律	平成23年2月末まで

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		【R I Aの対象とした法令】 J A S法	期】 —	合理的な選択に資する。 【内容】 流通J A S規格の導入に伴い、流通J A S規格による格付及びJ A Sマークの表示の適正性を担保するための規定を整備する。 流通行程管理者（農林物資の流通行程を管理し、把握するものをいう。）及び外国流通行程管理者（外国において我が国に輸出される農林物資の流通行程を管理し、把握するものをいう。）は、登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、格付を行い、J A Sマークを表示できることとし、当該認定に関する規定並びに格付及びJ A Sマークの表示の改善命令等に関する規定を整備する。 流通J A S規格が制定されている農林物資について、流通J A S規格に適合しないことが確実となった場合には、生産業者又は販売業者はJ A Sマークを除去等しなければならないこととする。		表示が付してある農林物資を所有する生産業者又は販売業者は、当該農林物資が流通J A S規格に適合しないことが確実となった場合は、J A Sマークを除去する必要がある。 【行政コスト】 流通J A S規格によるJ A Sマークの表示に関する監視コストが増加する。	クの信頼性を著しく損ない、消費者の合理的な選択に支障が生じることとなる。 このため、流通J A S規格による格付及びJ A Sマークの表示の適正性を担保する措置を講じることとすることが適当である。	案提出 平成 17 年 6 月 22 日、公布（平成 17 年法律第 67 号）	
99	農林水産省 消費・安全局 表示・規格課	品質表示基準制度（表示義務者に輸入業者を追加） （規制の追加、強化、拡充） 【R I Aの対象とした法令】 J A S法	平成 17 年 6 月（当該法律案の国会提出後、公布時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 輸入業者に対する品質表示についての責任を明確にする。 【内容】 飲食料品の品質に関する表示に係る基準を守るべき者として、従来の製造業者及び販売業者に加え、新たに輸入業者を追加することとする。	従来、輸入業者が輸入した農林物資を販売する場合には、販売業者として表示責任を問う仕組みとしていたが、輸入業者を飲食料品の品質表示基準を遵守しなければならない者として明確に規定することにより、食品表示に対する輸入業者の意識の向上が図られ、表示の適正化が推進される。	【事業者コスト】 輸入業者は、品質に関する表示の基準を守るべき責任を負う。	代替手段としては、現状維持が想定されるが、現行のまま、輸入業者を販売業者として取り扱うこととした場合、輸入業者の食品表示の適正化に対する意識の向上が図られない懸念が生じる。	— 【R I A結果の活用状況】 平成 17 年 2 月 25 日、第 162 回国会に改正法律案提出 平成 17 年 6 月 22 日、公布（平成 17 年法律第 67 号）	平成 23 年 2 月末まで
100	農林水産省 消費・安全局 表示・規格課	J A S規格制度（J A Sマークを貼付できる者の範囲拡大） （規制の緩和） 【R I Aの対象とした法令】 J A S法	平成 17 年 6 月（当該法律案の国会提出後、公布時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 製品のJ A S規格適合性の検査を行う能力のある販売業者、輸入業者が認定を受け、J A Sマークの表示を行うことを可能とすることにより、生産・流通の実態に即した格付の実施に資する。 【内容】 工場又は事業所ごとに登録認定機関の認定を受けて、自ら格付を行い、J A Sマークを付することができる者として、従来の製造業者に加え、販売業者	製造・加工時の品質管理や最終製品の検査を十分に行う能力のある販売業者や輸入業者は、希望するところにより自ら認定を受けてJ A Sマークの表示を行うことが可能となり、生産・流通の実態に即して格付が効率的に行われるようになる。	【事業者コスト】 認定を受けることができる者の範囲が拡大し、J A Sマークの表示をしようとする販売業者、輸入業者は、J A S法の規定に従って、認定を受けて適正にJ A Sマークの表示を行う必要がある。	代替手段としては、「販売業者又は輸入業者が登録認定機関の認定を受けずに格付及びJ A Sマークの表示ができることとし、格付及びJ A Sマークの表示の適正性の確保をこれらの者の任意の取組に任せる」が想定されるが、この場合、これらの者による不正な格付及びJ A Sマークの表示が行われるおそれが高まり、J A Sマークの信頼性を著しく損ない、消費者の合理的な選択に支障が生じることとなる。 このため、これらの者がJ A Sマーク	— 【R I A結果の活用状況】 平成 17 年 2 月 25 日、第 162 回国会に改正法律案提出 平成 17 年 6 月 22 日、公布（平成 17 年法律第 67 号）	平成 23 年 2 月末まで

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				と輸入業者を追加することとする。			の表示をしようとするときは、登録認定機関の認定を受けて適正にJASマークの表示を行うこととすることが適当である。		
101	農林水産省 農村振興局農村政策課	農林漁業体験民宿業者の登録の対象範囲の拡大(規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	平成17年6月(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 農林漁業者又はその組織する団体以外の者についても、農林漁業体験民宿業者の登録制度の登録対象とすることにより、農林漁業体験民宿業者の登録制度のより一層の活用を図り、農林漁業体験民宿を安心して利用できる環境の整備を図るものである。 【内容】 農林漁業体験活動等のサービスを提供する農林漁業体験民宿業者の登録制度(※)の登録対象範囲については、従来、当該サービスを提供する農林漁業者又はその組織する団体に限定されていたが、今回、これら以外の同様のサービスを提供する者まで拡大する。 ※登録を受けた者は、その宿泊施設の見やすい場所に、農林漁業体験民宿業者であることを示す一定様式の標識を掲示することができる。	地域の農家や農協等と連携して農林漁業体験活動を提供しているN P O法人、第3セクター、一般の旅館・民宿等も登録対象となることから、相当数の農林漁業体験民宿業者が登録されることにより、農林漁業体験民宿を安心して利用できる環境の整備が進むこととなる。	【事業者コスト】 登録制度の登録対象者の範囲拡大に伴い、新規登録に当たっては、現行の登録制度の対象者である農林漁業者等と同じく、登録免許税と登録手数料を納付する必要がある。	代替手段としては、登録制度を廃止するが想定されるが、農林漁業体験民宿業者の登録制度を廃止した場合、現行の登録基準の水準に満たない不適切な営業事例の発生により、近年、漸く定着し始めた農林漁業体験民宿業への信頼が損われる恐れがあり、農山漁村滞在型余暇活動の推進に支障を及ぼすこととなる。このため、農林漁業体験民宿業者を営む者については、登録制とすることが適当である。	— 【R I A結果の活用状況】 平成17年2月25日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年6月29日、公布(平成17年法律第74号)	平成22年度
102	農林水産省 農村振興局農村政策課	農林漁業体験民宿業者の登録基準の追加(規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	平成17年6月(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 登録基準に農林漁業体験活動の利用者の保険に関する事項を追加することにより、農林漁業体験民宿を安全かつ安心して利用できるよう、環境の整備を図るものである。 【内容】 農林漁業体験民宿業者の登録基準に、体験活動中の利用者の事故に備えた保険に関する事項を追加する。 (参考) <現行基準> ・提供する体験活動等に係る役務の内容 ・地域の農林漁業との調和の確保	利用者の安全性が確保された上で農林漁業体験活動に関するサービスが提供され、安心して利用できる環境が整備されることとなる。	【事業者コスト】 保険料については、通常、民宿業者が保険会社に定期的に支払っているが、利用者1人当たりに換算すれば数百円程度の負担となる。	代替手段としては、現状維持が想定されるが、現在の農山漁村滞在型余暇活動を取りまく状況を踏まえれば、保険加入の措置がないまま利用者に事故が生じた場合、農林漁業体験民宿業者と利用者の双方に金銭的・精神的・時間的損失が伴うことが想定され、農林漁業体験民宿業のみならず、農林漁業体験活動自体に対する信頼の喪失にも繋がりがかねない。 このため、農林漁業体験民宿業の健全な発展に当たっては、保険に関する事項を適正営業規程にとどめることなく、法定化することが適当である。	— 【R I A結果の活用状況】 平成17年2月25日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年6月29日、公布(平成17年法律第74号)	平成22年度
103	農林水産省 農村振興局農村政策課	登録実施機関の要件緩和(指定制度から登録制度への移行)(規制の緩和)	平成17年6月(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・	【目的】 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)において、「当該登録制度における国の役割を明確にしつつ、その限定を図るため、登録の実施主体	登録制度への移行に伴い、登録実施機関が複数化することが想定され、これまで以上に、地域に密着した農林漁業体験民宿の情報提供が行われる。また、農林漁業体験民宿業者にとっては、登録実施機関を選択する際の裁量の幅が	【事業者コスト】 登録実施機関に登録免許税の負担が生じる。 【行政コスト】 登録基準への適合命令、業務改善命令等の登録実施機関に対する事後監視に	代替手段としては、「登録制度を設けず、農林漁業体験民宿業の普及・促進を民間想定できる代替手段と機関の自由裁量に委ねる」が想定されるが、その場合、不適切な事例の発生により、近年、漸く定着し始めた農林漁業体験	— 【R I A結果の活用状況】 平成17年2月25日、第162回	平成22年度

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		【R I Aの対象とした法令】 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	コメント実施時期 —	の見直しに併せ、平成17年度までに登録機関の国による指定制度を廃止する。」とされたことを受け、同法の登録制度について公益法人改革を推進する。 【内容】 農山漁村滞在型余暇活動促進法における農林漁業体験民宿業者の登録を受け付ける登録実施機関について、国が全国で一つの公益法人を指定する制度から、法律で定める基準を満たす者であれば登録実施機関となることのできる制度とする。	広がる。 さらに、登録実施機関の国への登録基準を法律に明記し、登録実施機関が農林漁業体験民宿業者の登録実施事務に関する規程を整備することにより、登録審査の客観性が確保され、農林漁業体験民宿業者の登録手数料の設定等、より自主的・自立的に登録業務を実施することが可能となる。	係る負担が生じる。	民宿業への信頼が損われる恐れがあり、農山漁村滞在型余暇活動の推進に支障を及ぼすこととなる。このため、一定の登録基準を満たした登録実施機関が民間機関として登録業務を行う仕組みとすることが適当である。	国会に改正法律案提出 平成17年6月29日、公布（平成17年法律第74号）	
104	農林水産省 生産局特産振興課	輸入でん粉等の（独）農畜産業振興機構への義務売渡し（規制の新設） （規制の廃止） 【R I Aの対象とした法令】 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律	平成18年6月（当該法律案の国会提出後、公布時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 輸入でん粉等につきこれまで関税割当制度の下で講じられてきた国内産いもでん粉との抱合せ措置に代わり、（独）農畜産業振興機構（以下「機構」）への売渡し義務を課し、徴収された調整金（売買差額）を国内産いもでん粉に対する助成財源に充当することで、国内におけるでん粉の安定的供給を図る。 【内容】 でん粉に係る内外コスト格差の調整を行うため、輸入に係るでん粉及びコーンスターチ用とうもろこしにつき、機構への売渡し及び買戻し義務を課すことにより、調整金（売買差額）を徴収する。	輸入に係るでん粉等から機構による売買差益を徴収するとともに、その差益を原資として、国内の国内産いもでん粉製造事業者に対する交付金を交付することにより、でん粉に係る内外コスト格差が調整されることとなり、国内産いもでん粉の製造事業者の経営の安定を通じて、国内産いもでん粉の安定的な供給の確保を図ることができる。	【事業コスト】 機構への売渡し対象となるでん粉又はコーンスターチ用とうもろこしを輸入する者は、調整金を売買差額として負担することとなる。 なお、この負担は、現行の抱合せ措置が存続すると仮定した場合に生じることとなる経済的負担と同等のものとなる。 【行政コスト】 抱合せ措置等の事務（国が行う関税割当の発給に際しての国内産いもでん粉の購入実績の確認等）が廃止される一方で、改正後の法律第27条に基づき、輸入に係るでん粉又はコーンスターチ用とうもろこしに係る調整金（売買差額）の徴収を新たに行うこととなるため、これに要する事務が発生する。この新たに発生する事務は、食料・農業・農村基本計画に基づく生産者への直接支払いの導入及び国際ルールの強化に対応した、より透明性の高い制度への移行のために必要なものである。	○ 現行の抱合せ措置（及び価格支持政策）の維持。 現行制度の下では、でん粉又はコーンスターチ用とうもろこしを輸入する際に、必ず一定量の国内産いもでん粉を購入する必要があり、関係者の経済的負担が生じることとなるが、新たな価格調整制度の下では、現行の負担（国内産いもでん粉の購入費用）の範囲内で機構に対し調整金（売買差額）を納付し、実際に国内産いもでん粉を引き取る必要なく輸入を行うことが可能となる。このため、新たな制度により生じる負担の方が現行制度に比較して小さいものにとどまると考えられる。	本措置は、学識経験者からなる「砂糖及びでん粉に関する検討会」における議論を踏まえたものであり、食料・農業・農村政策審議会生産分科会甘味資源部会「砂糖及びでん粉に関する新たな政策の展開方向」（平成18年2月）においても、「抱合せを廃止する一方、糖価調整法等を改正して、コーンスターチ用とうもろこし等から新たに調整金を徴収する仕組みを導入し、国際規律の強化に対応し得る透明性の高い制度へ移行」とされている。 また、規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（平	平成24年度

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
								<p>成 18 年 3 月 31 日閣議決定) において、「コーンスターチ用とうもろこしの関税割当に係る国内産いもでん粉との抱き合わせ措置を廃止し、これに代わる調整金制度へ平成 19 年産より移行する。」とされている。</p> <p>【R I A 結果の活用状況】 平成 18 年 2 月 24 日、第 164 回国会に改正法律案提出 平成 18 年 6 月 21 日、公布(平成 18 年法律第 89 号)</p>	
105	農林水産省 水産庁資源管理部 管理課資源管理推進室	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 2 条第 7 項の第 2 種特定海洋生物資源の指定(対象の追加) (規制の追加、強化、拡充) 【R I A の対象とした法令】 ・海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令	平成 17 年 9 月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成 17 年 9 月	<p>【目的】 我が国の排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理のため漁獲努力量の管理に係る所要の措置を講ずることにより、漁業法による措置等と相まって、排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、あわせて海洋法に関する国際連合条約の的確な実施を確保し、もって漁業の発展と水産物の供給の安定に資する。</p> <p>【内容】 変動が大きい水産資源や資源悪化により精度の高い資源予測が困難な水産資源を早急に回復させるために行う漁獲努力量の総量管理制度の対象資源(第 2 種特定海洋生物資源)として、「まこがれい」を新たに指定する。</p>	漁獲努力量の過剰等により状況が悪化している「まこがれい」に投入される漁獲努力量を適正に管理することにより、その維持及び回復を図ることができる。	特定海洋生物資源をとることを目的として採捕活動を行う漁業者は、農林水産大臣又は都道府県知事から漁労作業の停止命令や停泊命令を受ける可能性があるとともに、漁獲努力量を報告する義務が生じる。	代替手段としては、第 1 種特定海洋生物資源に指定し漁獲量を削減する方法が考えられるが、「まこがれい」のように推定資源量が明確になっていない魚種については、推定した資源量と実際の資源量が異なった場合、過剰に漁獲を抑制したり、過剰に漁獲してしまう可能性がある。	<p>—</p> <p>【R I A 結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成 17 年 11 月 24 日、政令改正</p>	平成 22 年 1 月頃

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
106	農林水産省 生産局種 苗課	虚偽の品種登録 表示の禁止 (規制の新設) 【R I Aの対象 とした法令】 種苗法	平成19年5月 (当該法律案の 国会提出後、公 布時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】 —	【目的】 登録品種でない種苗に登録品種である かのような誤認を与える行為を禁止す ることにより、農業者等種苗の利用者 の保護、品種登録制度への信頼の確保 を図ることを目的とするものである。 【内容】 登録品種でない種苗に登録品種である かのような誤認を与える行為として、 次の行為を禁止し、違反者に3年以下 の懲役又は300万円以下の罰金(法人等 については1億円以下の罰金)を科す ものである。 ① 登録品種以外の品種の種苗又はそ の種苗の包装に品種登録表示又はこれ と紛らわしい表示を付する行為 ② 登録品種以外の品種の種苗であつ て、その種苗又はその種苗の包装に品 種登録表示又はこれと紛らわしい表示 を付したものの譲渡又は譲渡のための 展示をする行為 ③ 登録品種以外の品種の種苗を譲渡 するため、広告にその種苗が品種登録 に係る旨を表示し、又はこれと紛らわ しい表示をする行為	登録品種でない種苗に登録品種である かのような誤認を与える行為が減少 し、農業者等種苗の利用者の保護、品 種登録制度への信頼の確保が図られ る。	なし。	現行のまま、虚偽の品種登録表示につ いて特段の禁止規定を設けないことと した場合、登録品種でない種苗に登録 品種であるかのような誤認を与える行 為が放置され、品種登録制度への信頼 が失われる等の不利益が生じることと なる。一方で虚偽の品種登録を表示す る行為のみを罰することとした場合、 不適切な表示が付された種苗の流通 や、広告を通じて不適切な表示が付さ れた種苗が譲渡されることを防止する ことができず、なお品種登録制度への 信頼が失われる等の不利益が生じるこ ととなる。 このため、虚偽の品種登録を表示する 行為、虚偽の表示を付したものの譲 渡又は譲渡のための展示行為、広告を 通じて虚偽の表示をする行為の3類型 について禁止することが適当である。	本措置は、学識 経験者等からな る「植物新品種 の保護の強化及 び活用の促進に 関する検討会」 における議論を 踏まえたもので あり、同検討会 制度分科会報告 には、「種苗法 において、登録 品種以外の品種 の種苗やその包 装等に、虚偽の 品種登録表示 (品種登録表示 と紛らわしい虚 偽の表示を含 む。以下同じ。) を付する等の行 為を禁止すべき である。」とさ れている。 【R I A結果の 活用状況】 平成19年2月 23日、第166回 国会に改正法律 案提出 平成19年5月 18日、公布(平 成19年法律第 49号)	平成24 年度
107	農林水産省 生産局種 苗課	品種登録表示制 度(品種登録表 示の努力義務) (規制の新設) 【R I Aの対象 とした法令】 種苗法	平成19年5月 (当該法律案の 国会提出後、公 布時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】 —	【目的】 種苗を譲渡する際に統一的な品種登録 表示を付すことが広まることで、種苗 が登録品種であることが明確になるこ とを通じて、育成者権の保護を図るこ とを目的とする。 【内容】 登録品種の種苗を業として譲渡する者 は、農林水産省令で定めるところによ り、その譲渡する登録品種の種苗又は その種苗の包装にその種苗が品種登録 に係る旨の表示(以下「品種登録表示」	種苗を譲渡する際に品種登録表示を付 すことが広まり、育成者権の適切な保 護を図ることができる。	【種苗の流通業者の負担】 種苗を譲渡する際に品種登録表示を付 すように務めることが義務付けられ る。	現行のまま、登録品種について特段の 表示義務を課さないこととした場合、 種苗の利用者にとって、その種苗が登 録品種であるか否かが直ちに判別しに くい状況が継続し、育成者権の権利の 意図せぬかたちでの侵害を予防するこ とができない。一方で、表示を義務化 し、違反者に罰則を科すこととした場 合には、種苗の流通コストを著しく引 き上げるおそれがある。また、現在品 種登録表示以外の表示で育成者権の所 在を明らかにしている者にとって過大	本措置は、学識 経験者等からな る「植物新品種 の保護の強化及 び活用の促進に 関する検討会」 における議論を 踏まえたもので あり、同検討会 制度分科会報告 には、「種苗法 において、登録	平成24 年度

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				という。)を付するように努めなければならぬこととする。			な負担となる。 このため、品種登録表示は努力義務とすることが適当である。	品種の種苗を譲渡する場合に、品種登録がされている旨の表示を付することを努力義務として課することを検討すべきである。」とされている。 【R I A結果の活用状況】 平成19年2月23日、第166回国会に改正法律案提出 平成19年5月18日、公布(平成19年法律第49号)	
108	農林水産省 水産庁漁港漁場整備部計画課	行政財産である漁港施設の貸付け対象者の認定(規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 漁港漁場整備法	平成19年5月(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 民間事業者の資金、経営ノウハウ等を活用し、高度な衛生管理、高い水準での鮮度保持等漁港施設の機能の高度化を図る。 【内容】 国又は地方公共団体(漁港管理者を含む。)は、国有財産法及び地方自治法の規定にかかわらず、漁港管理者の認定を受けた民間事業者に、行政財産である漁港施設を貸し付けることができることとする。	構造改革特別区域を設定することなく、国等は、行政財産である漁港施設を漁港管理者の認定を受けた民間事業者に貸し付けることが可能となることから、積極的な民間投資の期待、民間イニシアティブによる漁港施設の機能の高度化が促進される。これにより、国民への安全な水産物の供給に資する。	特になし。	代替手段としては、現状維持があるが、その場合、これまでの特区法に基づき、特区による漁港施設の貸付けについて地方公共団体による特区計画の申請や内閣総理大臣の認定の手続きが規定されており、事務手続き等の煩雑さが伴うが、今般の特区の全国展開に当たっては、これらの手続きの必要が無くなる等、期待される効果の方が大きいと判断される。	- 【R I A結果の活用状況】 平成19年3月9日、第166回国会に改正法律案提出 平成19年6月6日、公布(平成19年法律第77号)	-
109	農林水産省 水産庁漁政部企画課	日本国民が外国船籍の動力漁船を使用して行う漁業の取扱いの見直し(規制の追加・強化・拡充) 【R I Aの対象とした法令】 漁業法	平成19年6月(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 外国船籍の漁船も漁業法の規制対象とすることにより、資源管理上及び漁業調整上必要な管理を行う。 【内容】 漁業法における「動力漁船」の定義について、新たに外国籍船を含んだ動力漁船の定義規定を置きなおすことにより、外国籍船であっても漁業法の規制の範囲内に含まれるようにする。	外国船籍の動力漁船も漁業法の規制対象とすることにより、これまで捕捉できなかった同漁船を使用した漁業についても資源管理上及び漁業調整上必要な管理を行うことが可能になる。	【規制の遵守にかかる負担】 外国船籍の動力漁船を使用して自由漁業を行っている者に、新たに指定漁業や知事許可漁業等の許可等申請をする負担が生じる。 【行政の負担】 特になし	【現行制度の維持】 現行制度を維持した場合、外国籍船を使用した漁業について国が管理を行うことができず、適切な資源管理及び必要な漁業調整を行うことができないという不都合が生じる。 このような不都合解消のため、外国船籍の漁船も漁業法の規制の対象に含める必要がある。	- 【R I A結果の活用状況】 平成19年3月9日、第166回国会に改正法律案提出 平成19年6月6日、公布(平成19年法律第77号)	平成27年
110	農林水産省 水産庁漁政部企画課	指定漁業の許可等における経営状況の勘案(規制の追加・)	平成19年6月(当該法律案の国会提出後、公布時まで)	【目的】 許可の有効期間中に継続的に当該漁業を行うことができる者に指定漁業の許可等を与えることにより、限られた資	限られた資源の範囲で与えられた許可の有効期間中に継続的に当該漁業を行うことができる者に指定漁業の許可等を与えることにより、水面を最大限に	【規制の遵守にかかる負担】 指定漁業の許可等を受けようとする漁業者について、適格性要件に適合するよう財務体質を改善する必要が生じる	【現行制度の維持】 現行制度の資本のみを要件とする制度では、借金等の他人資本でも要件を充足することが可能であるが、この要件	- 【R I A結果の活用状況】	平成27年

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
	課	強化・拡充) 【R I Aの対象とした法令】 漁業法	【パブリック・コメント実施時期】 －	源の範囲で水面を最大限に活用して漁業が行われ、漁業法の目的である漁業生産力の発展を図ることを可能にする。 【内容】 指定漁業者の許可又は起業の認可を受けようとする者が行う申請についての許可又は起業の認可の適格性要件について、現行の「資本要件」に、「その他の経理的基礎」を追加する。	活用して漁業が行われ、漁業法の目的である漁業生産力の発展を図ることができる。	ほか、当該申請時に提出する書類が追加される。 【行政の負担】 特になし。	のままでは慢性的な債務超過、構造的な収益悪化に陥った者を排除できず、限られた資源の中での水面の総合的利用の確保を通じた漁業生産力の発展を図れない事態が生じる。漁業法の目的を達成するためにも、資本要件に「経理的基礎」の要件を加える必要がある。	平成 19 年 3 月 9 日、第 166 回国会に改正法律案提出 平成19年 6 月 6 日、公布(平成19年法律第77号)	
111	農林水産省 水産庁漁政部企画課	試験研究及び新技術の企業化のための手続の新設 (規制の追加・強化・拡充) 【R I Aの対象とした法令】 漁業法	平成19年 6 月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 －	【目的】 試験研究又は新技術の企業化を図る操業を行おうとする漁業者が他の新規参入者に優先して指定漁業の許可等を受けることにより、試験研究又は新技術の企業化を図る操業が行われ、漁業技術の革新による漁業生産力の発展がもたらされる。 【内容】 試験研究又は新技術の企業化を行う漁業者に対して、その許可等に当たり申請の隻数が公示の隻数を上回った場合に、一般の新規参入者より優先して当該新たな指定漁業の許可等を行うこととする。	試験研究又は新技術の企業化を図る操業を行おうとする漁業者が他の新規参入者に優先して指定漁業の許可等を受けることにより、試験研究又は新技術の企業化を図る操業が行われ、漁業技術の革新による漁業生産力の発展がもたらされる。	【規制の遵守にかかる負担】 新技術の企業化等により指定漁業の許可等を受けようとする漁業者は、許可等の申請時に、新技術の企業化等に関する書類を提出する必要がある。 【行政の負担】 特になし	【現行制度の維持】 現行の許可手続でも許可を受けることは可能であるが、この要件のままでは、指定漁業の許可等を有していない者が試験研究や新技術の企業化のための操業を行うためには、他の新規参入者と同様、新たに当該指定漁業の許可等を受けなければならない、確実に許可等を得ることができない。このことが、試験研究又は新技術の企業化を図る操業を行おうとする漁業者にとっては大きな参入障壁となり、漁業技術の革新による漁業生産力の発展が図られにくくなる。	－ 【R I A結果の活用状況】 平成 19 年 3 月 9 日、第 166 回国会に改正法律案提出 平成19年 6 月 8 日、公布(平成19年法律第77号)	平成 27 年
112	農林水産省 水産庁漁政部水産経営課	漁協の事業運営の健全性の向上を図るための措置 (規制の新追加・強化・拡充) 【R I Aの対象とした法令】 水産業協同組合法	平成19年 6 月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 －	【目的】 漁協は、漁業者の経済的社会的地位の向上と漁業生産力の増進を図るための漁業者の共同組織として、漁獲物の販売(販売事業)、必要な物資の供給(購買事業)等を行うことにより、組合員たる漁業者の漁業活動の継続・安定に寄与する役割を果たしてきたところである。 しかしながら、近年の水産資源の減少や魚価の低迷等に伴う販売事業の不振、燃油価格の急騰等に伴う購買事業の不振等により、各漁協の収支状況が悪化している中で、不振事業の赤字が他の事業の黒字により補てんされ、不振事業の運営の改善が進まないため、漁協経営全体に悪影響が生じている例もみられる。したがって、引き続き漁協が組合員の漁業活動の継続・安定に寄与していくために、その経営の健全化を図り、事業運営の適正化を図ることが急務となっている。	組合員資格審査の方法の明記、事業別の損益状況の通常総会への提出や、漁協役員欠格事由の追加により、漁協の自助努力による、早期の業務運営・財務内容改善のための措置等の対応が図られ、漁協の業務運営全般の健全性の向上が図られる。	漁協は、組合員資格審査の方法を定款に記載することが義務付けられることにより、定款の変更等が必要になる。また、事業別の損益状況を明らかにした書面または電磁的記録の作成及び通常総会への提出が義務付けられる。なお、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者については、現行の役員欠格事由への追加であり、漁協に新たな負担が生じるものではない。	近年、一部の漁協において組合員資格審査が適正に行われないことにより、法定要件を満たさない者が正組合員として存在し、健全な漁協運営の維持に支障を来す例が発生しており、現状どおり漁協について組合員審査方法の定款への記載を義務付けないこととした場合には、これを是正することができない。 また、事業別損益状況に関する通常総会への報告を義務付けないこととした場合、不振事業の運営の改善が進まず、結果的に漁協経営全体に悪影響が生じるおそれがあることから、漁協等が組合員に対して事業別の損益状況を自ら開示することを義務付けることは、各事業内容の把握を容易にし、廃止や譲渡も含めた事業実施方法の見直し、ひいては事業・組織の改革に向けた自助努力を促進するために必要な措置であると考えられる。	－ 【R I A結果の活用状況】 平成 19 年 3 月 9 日、第 166 回国会に改正法律案提出 平成19年 6 月 8 日、公布(平成19年法律第78号)	平成 25 年

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				<p>【内容】</p> <p>漁協の事業運営の健全性の向上等を図るため、漁協に対して、</p> <p>① 組合員資格審査の方法を定款に記載することを義務付ける。</p> <p>② 事業別の損益状況を明らかにした書面または電磁的記録を作成し、これを通常総会に提出し、または提供することを義務付ける。</p> <p>③ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者については、漁協役員となることを禁止する。</p>					
113	農林水産省 水産庁漁政部水産経営課	<p>共済事業の健全性の確保及び契約者の保護を図るための措置（規制の新設）</p> <p>【R I Aの対象とした法令】 水産業協同組合法</p>	<p>平成19年6月（当該法律案の国会提出後、公布時まで）</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 －</p>	<p>【目的】</p> <p>共済事業については、これまでは、大幅な組合自治に委ねられ、共済規程の策定等について、行政庁の認可制とすること等必要最小限の規定しか設けられていなかったが、近年、</p> <p>① 契約者のニーズの多様化・高度化に伴い、共済商品の種類、そのカバーする共済事故の範囲等が拡大するとともに、契約1件当たりの平均共済金額が増加していること</p> <p>② 漁協間の合併が進展し、規模の大きい漁協が共済事業を専門的に取り扱う職員を置けるようになったことにより、共済事業の普及を強化していること</p> <p>③ 各漁協において、潜在的市場があると考えられる共済事業の普及を推進した結果、共済事業における組合員以外の利用が増加していることから、共済事故が起こった場合における責任金額が増大している。こうした中で、共済事業の運営が健全に行われなければ、当該事業が破綻し、漁協経営全体が立ち行かなくなる危険性もあるため、共済事業の運営の健全化を図ることが極めて重要となっている。</p> <p>さらに、共済商品の増加・複雑化に伴い、必ずしも十分な商品知識を有しない契約者を保護する必要性が高まっている。</p> <p>【内容】</p> <p>漁協の共済事業については、今後漁協経営におけるウェイトが増していくと考えられるため、漁協の支払能力の充</p>	<p>漁協の共済事業の運営状況について、支払余力比率の導入等早期改善を容易にする仕組みを新たに設けることにより、漁業の経営の健全性の確保が図られる。また、重要事項の説明義務の追加やクーリング・オフ制度の導入等により、共済商品について十分な知識を有していない契約者の保護が図られる。</p>	<p>共済事業を行う漁協は、共済金の支払の最終的な担保となる出資金について、法令で定める額以上となるよう義務付けられる。また、一定規模以上の漁協については更に、経営の健全性を確保するため、第三者的・客観的な立場から監査を行う員外監事や、日常的に監査を行う常勤監事を設置する義務が生じる。</p>	<p>現状どおり、共済事業を行う漁協について、共済規程の行政許可等以上の特段の規制を加えないこととした場合には、共済事業の健全な運営が十分に担保されず、今後漁協における共済事業のウェイトの増大が予想される中、漁協の経営全体の健全性も確保されなくなるおそれがある。また、共済商品の増加・複雑化に伴い、契約者を十分に保護することができないおそれがあることから、運営状況の早期改善を容易にする仕組みや、クーリング・オフ制度の導入等により、その健全性の確保や契約者の保護を図るための措置を講ずることが必要であると考えられる。</p>	<p>－</p> <p>【R I A結果の活用状況】 平成19年3月9日、第166回国会に改正法律案提出 平成19年6月8日、公布(平成19年法律第78号)</p>	平成25年

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				実程度に応じ、あらかじめ命令の発動基準を設定する支払余力比率の導入等、運営状況の早期改善を容易にする仕組みや、クーリング・オフ制度の導入等により、漁協の共済事業の健全性の確保や、契約者の保護を図るための措置を講ずることとする。					
114	農林水産省 水産庁漁政部水産経営課	漁業信用基金協会の経営の健全性の確保を図るための措置 (規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 中小漁業融資保証法	平成19年6月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	<p>【目的】 水産資源の減少、魚価の低迷、燃油価格の高騰、低金利の金融情勢等を背景として、近年の基金協会の経営状況が悪化していることから、基金協会の事業の健全性を確保し、中小漁業者への信用補完を維持するに当たっては、基金協会の業務及び財務状況の改善が必要となってくる。 そのため、①基金協会の保証債務の弁済能力が適正かどうかの基準その他の基準を定め、基金協会の業務・財務の状況により、主務大臣は改善計画の命令等の措置を講ずることとする。 また、②基金協会の業務の適正化な運営の確保を図る観点から第三者たる金融に関する学識を有する者を員外監事に委嘱できるよう措置し、③事業規模が一定の基準を超える基金協会においては、その経営悪化は信用基金への収支や保証保険制度全体への影響も大きいことから、当該基金協会の保証債務や財産等を厳密に評価させるため、公認会計士等による監査制度を導入することとする。</p> <p>【内容】 ① 主務大臣は、基金協会の経営の健全性を判断するための基準を定めることができる(第4条の2)。 ② 主務大臣は、必要があると認めるときは、基金協会に対し、経営改善計画の提出・変更その他の監督上必要な措置を命ずることができる(第66条の2)。 ③ 基金協会の業務運営の内部監査体制を充実するため、員外監事を導入するとともに、一定以上の事業規模を有する基金協会に対しては、公認会計士監査を義務付ける(第24条第4項、第33条の2)。</p>	<p>① 健全性基準の導入により、基金協会の経営の健全性の基準が明らかとなり、基金協会の経営が極度に悪化する前に主務大臣による早期是正措置の命令に係らしめることにより、基金協会の財務状況の破綻を回避し、中小漁業者に対する保証業務を引き続き継続させる。 ② 員外監事の導入により、基金協会の適正な保証業務が期待でき、代位弁済額が少なくなることや、資産評価・運用の適正化が図られることから、財務状況の改善となる。 ③ また、事業規模が大きい基金協会にあっては、公認会計士等監査制度の導入により、保証債務に係る引当金や財務状況が正確に評価されることにより当該基金協会の経営状況が改善することで、保証保険制度全体の安定化が図られる。</p>	<p>① 早期是正措置命令の発動区分ごとに基金協会及びその関係者において、基金協会の健全性の確保に向けた取組みにかかる負担が生じる。 ② 公認会計士監査制度の導入により、一定の経費増しが予想されるが(先に公認会計士等監査を導入した農業信用基金協会では年間約200万円の負担)、基金協会の適正な債務保証業務が期待でき、代位弁済が少なくなることや、基金協会の財産の運用の効率化が図られる。また決算書類においては、保証業務に係る引当金の適正な積立てが担保されることから財務状況が改善されるものである。なお、公認会計士監査については、一定の事業規模を有する基金協会のみ導入を義務づけることから、基金協会全体に対して大きな負担を与えることはない。</p>	公認会計士等の監査制度について、農業信用基金協会においては、すべての基金協会に対して公認会計士等監査を義務づけているが、漁業信用基金協会は農業と比べ事業規模が小さく、すべての基金協会に公認会計士等監査を義務づけることは経営を圧迫することや、小規模な基金協会にあっては員外監事による決算監査によっても適正を確保できることから、漁業においては、一定の事業規模を有する基金協会に対して公認会計士等監査を義務付けるものである。	— 【R I A結果の活用状況】 平成19年3月9日、第166回国会に改正法律案提出 平成19年6月8日、公布(平成19年法律第78号)	平成25年6月頃

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
115	農林水産省 水産庁漁政部水産経営課	漁協の事業の再編に伴う規定の整備 (規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 中小漁業融資保証法	平成19年6月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	<p>【目的】</p> <p>① 現行法上基金協会の基金の運用先については、信漁連等に限定され、信用事業を行う漁協は対象となっていない。しかし、漁協系統の信用事業体制の強化の点から、漁協の信用事業を信漁連に譲渡するだけでなく、信漁連の信用事業を都道府県の1漁協に包括承継するといった事例が見られており、このような場合に基金協会が信漁連に対して有する預金等について漁協に移行する必要がある。</p> <p>② 基金協会の会員資格については、個人の漁業者にあつては漁業を営み又はこれに従事する日数が年間90日以上である者に限られており、当該要件を満たさない者は、その所属する漁協の出資の共同利用を通じてのみ保証を受けることができることとなっている。しかしながら、漁協の事業再編の一環として、漁協が信用事業を譲渡する事例がみられ、こうした漁協では、基金協会への出資を減らしたり基金協会から脱退するものもある。したがって、当該要件を満たさない漁業者が、その所属する漁協の出資の共同利用によることなく、自ら出資して基金協会の会員となり保証を受けられるようにするため、個人の漁業者に課されていた会員資格要件（漁業を営み又はこれに従事する日数が年間90日以上であること）を撤廃する必要がある。</p> <p>③ 業種別基金協会の会員資格については、特定漁業を営む者及び特定漁業を営む者を直接又は間接の構成員とする漁協等に限られている。しかし、漁協等の販売事業のあり方が変化してきていることから、特定漁業の漁獲物の販売を業とする漁協等の子会社等、特定漁業を営む者が主たる構成員又は出資者である団体についても業種別基金協会の会員とする必要がある。</p> <p>【内容】</p> <p>① 基金の運用先として、信用事業を行う漁協で政令で定める規模を有するものを追加する。</p>	<p>① 基金の運用先に信用事業を行う漁協を追加することにより、一県一漁協体制となっている県（6県。平成18年9月現在）や、今後信漁連の信用事業の包括承継を予定している県においても、引き続き漁協系統金融機関への基金の運用が可能となる。</p> <p>② 個人の漁業者に課されていた会員資格要件を廃止することにより、会員数の増加及びそれに伴う保証引受けの増加（数%程度）が見込まれる。</p> <p>③ 業種別基金協会の会員要件を見直すことにより、特定漁業の漁獲物の販売を業とする漁協等の子会社（現在把握しているところで5社（売上計約390億円。平成17年度末））も業種別基金協会の保証対象となる。</p>	特になし。	特になし。	— 【R I A結果の活用状況】 平成19年3月9日、第166回国会に改正法律案提出 平成19年6月8日、公布（平成19年法律第78号）	平成25年

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				<p>② 個人の漁業者にあつては年間90日以上漁業を営み又はこれに従事する者に限られている基金協会の会員資格の日数要件を廃止する。</p> <p>③ 業種別基金協会の会員資格に、特定漁業を行う者が主たる構成員又は出資者となっている団体で、政令で定めるものを追加する。</p>					
116	農林水産省 水産庁漁政部水産経営課	<p>漁業信用基金協会の再編整備を図るための措置（規制の緩和）</p> <p>【R I Aの対象とした法令】 中小漁業融資保証法</p>	<p>平成19年6月（当該法律案の国会提出後、公布時まで）</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 —</p>	<p>【目的及び必要性】 近年の基金協会を取り巻く状況は、①漁業経営の悪化を反映した保証残高の減少・代位弁済の増加や②低金利情勢による運用益の低迷により、経営状況及び財務状況は悪化しており、平成17年度末においては、20基金協会が繰越欠損金を計上している。 今般の法律改正では、基金協会の経営の健全性を確保し、漁業者に対する信用補完を維持することを目的として各措置を講ずることとしているが、地域によっては漁業経営の衰退の度合いが大きく、実際に都道府県単位における基金協会の維持が困難となった場合もある。 このような状況に対して、信用補完の機能を維持するには、場合によっては組織再編による基盤強化が必要であるが、従来の合併の措置では、物的・人的要素を含めた権利義務の包括承継を伴うものであり、基金協会間の財務格差の問題等により、これまで県域を越えた合併は皆無である。 このため、従来の合併に加え、事業譲渡を可能とすることにより、経営が困難となった基金協会からの事業の円滑な承継が図られるようにするものである。 併せて、基金協会から保証事業の全部を譲り受けた者が信用基金と保険契約が締結できる規定を併せて整備するものである。 【内容】 ① 現行では、基金協会の合併が認められているが、今般、事業譲渡を措置することにより、経営が困難となった基金協会からの事業の円滑な承継が図られるようにする。</p>	<p>保証事業のより円滑な承継が行われることにより、基金協会の再編整備及び中小漁業者への信用補完の維持が図られる。</p>	<p>保証事業を譲り受けた者については、中小漁業の振興という法目的から、基金協会の保証事業の全部を譲り受けた者（以下「譲受者」という。）であっても信用基金と保険契約を締結できるようになることから、譲受者にとって負担は生じない。 一方、（独）信用基金側としては、信用基金の保証保険制度は公共性・政策性の高いものであり、また、信用基金の保険リスクを悪化させないという観点から、信用基金との保険契約が締結できる一定要件を定め、その上で主務大臣の認可に係らしめる必要がある（第69条第3項、第4項）。 また、同様の趣旨により、保険締結後にあつても、引き続き譲受者により保証業務が健全に行われているか主務大臣による報告徴求や指導、又は助言できる規定（第69条第5項）や、譲受者が保証保険契約の締結時の要件に適合しないような事例が生じた場合には、信用基金による契約の解除や、主務大臣から信用基金に対して当該保険契約の締結の解除について命令できるように（第75条）それぞれ措置することにより、信用基金は譲受者との保険契約の締結に当たってその負担は増大しないものとしている。</p>	<p>特になし。</p>	<p>—</p> <p>【R I A結果の活用状況】 平成19年3月9日、第166回国会に改正法律案提出 平成19年6月8日、公布（平成19年法律第78号）</p>	<p>平成25年6月頃</p>

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				② 基金協会から事業を譲り受けた者が一定の要件を満たす場合には、その者が行う漁業近代化資金等の保証について、(独)農林漁業信用基金が保険を行うことができる。					
117	農林水産省 総合食料局 食品産業企画課	食品関連事業者による定期報告制度 (規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	平成19年6月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 食品廃棄物等を一定量以上発生させている食品関連事業者に対し、毎年度、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関する定期報告義務を課すこととする。 【内容】 食品廃棄物等を一定量以上発生させている食品関連事業者に対し、毎年度、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関する定期報告義務を課すこととする。	・定期報告を踏まえた要否判断の結果、取組が著しく不十分と認められた事業者については、直ちに食品リサイクル法第23条の報告徴収又は立入検査を行う、勧告等状況の改善のための措置をとることが可能となる。 ・優良な取組事例及び平均的な事例については、業種・業態ごとにその数値や取組内容を公表すること等により、業種全体の取組の促進・深化を促すことが可能となる等の効果も期待できる。	【規制の遵守に係る負担】 今回の改正により、食品廃棄物等を一定量以上(年間100t以上)発生させている食品関連事業者においては、毎年度、食品廃棄物等の発生量、当該年度に実施した再生利用等の方法及び量等について報告する負担が生じる。 【行政の負担】 事業者からの報告の接受・内容把握及び整理等の業務遂行に伴う負担が生じる。 なお、本定期報告制度の創設によって、地方農政事務所が各事業者を訪問し取組状況の把握等を行っていた調査点検業務の負担は軽減されることが見込まれるため、業務量の増加分は相殺されるものと見込まれる。	食品関連事業者の取組状況に関する情報の収集に関して、仮に食品廃棄物等を一定量以上(年間100t以上)発生させている全ての食品関連事業者に対し食品リサイクル法第23条の報告徴収を行うこととした場合、元来、具体的な指導、勧告等を行う事前手続として、その十分な証拠固めや裏づけを行う観点から措置されている、再生利用等の状況全般についての詳細な事項に関する報告の負担を当該事業者に対して一律に課すこととなり、事業者及び行政にとって過大な負担が生じるおそれがあり、妥当でないと考えられる。したがって、毎年度、食品廃棄物等の発生量、当該年度に実施した再生利用等の方法及び量等規定する事項について食品廃棄物等を一定量以上(年間100t以上)発生させている食品関連事業者に対し、報告義務を課すこととする。	— 【R I A結果の活用状況】 平成19年3月2日、第166回国会に改正法律案提出 平成19年6月13日、公布(平成19年法律第83号)	平成23年度 (食品リサイクル法附則に基づく同法の見直し時期:平成24年(改正法の施行から5年を経過した時点))
118	農林水産省 総合食料局 食品産業企画課	再生利用事業計画認定制度の見直し (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	平成19年6月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 食品関連事業者による特定農畜水産物等の一定量以上の利用の確保を義務付けることにより、リサイクルされた製品及びこれを利用して生産された製品の利用まで含めて的確なリサイクルが行われることを確保する。 【内容】 再生利用事業計画の内容として、特定農畜水産物等の食品関連事業者による利用に関する事項を位置づけ、認定の要件として、食品関連事業者による特定農畜水産物等の一定量以上の利用が確保されていることを追加するとともに、認定計画に基づく収集運搬については、個別の収集先店舗のある市町村ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする。	・リサイクルされた製品(肥飼料等)及びこれを利用して生産された製品(農畜水産物等)の利用まで含めて的確なリサイクルを確保するとともに、リサイクルに係る人・モノの全体の流れを通じた処理の適正化及び物流の安定化(リサイクル・ループの構築)が図られる。 ・計画の認定を受けた場合には、計画に位置づけられた収集運搬業者について廃棄物処理法第7条第1項の市町村の許可を不要とする特例を設けることにより、食品関連事業者が行う収集運搬の低コスト化・効率化の取組の円滑化が図られる。	食品関連事業者は、再生利用事業計画の認定を受けようとする場合には新たに、特定農畜水産物等の一定量以上の利用の確保が義務付けられることとなるが、廃棄物処理法の規制緩和と比較してメリットが大きいと判断した食品関連事業者のみが農畜水産物の利用を行い、認定制度を活用する仕組みであることから、食品関連事業者にとって負担となることはないと考えられる。	ほとんど利用されていない現行認定計画の見直しを行わなかった場合、食品循環資源の再生利用を促進するための措置が形骸化する懸念が生じる。	— 【R I A結果の活用状況】 平成19年3月2日、第166回国会に改正法律案提出 平成19年6月13日、公布(平成19年法律第83号)	平成23年度 (食品リサイクル法附則に基づく同法の見直し時期:平成24年(改正法の施行から5年を経過した時点))

表 R I A - 1 1 経済産業省における R I A の実施状況 (5 0 件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
119	経済産業省 原子力安全・保安院電力安全課	MARPOL条約の1997年議定書の締結に伴うディーゼル発電機の窒素酸化物の排出及び使用燃料の品質に係る規制(規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 ・電気事業法施行規則 ・発電用火力設備に関する技術基準を定める省令	平成16年10月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成16年10月	【目的】 船舶による大気汚染等の防止を目的とするMARPOL条約の1997年議定書の締結に伴い、関係省令に所要の改正を行う。 【内容】 鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に属する工作物(海域にあり、定置式のものに限る。)に設置されるディーゼル発電機について、窒素酸化物の排出基準及び燃料油の硫黄分の含有量等の品質の要件を規定する。	【改正案】 環境保全◎ ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【改正案】 行政コスト○ 遵守コスト△ 社会コスト○ ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	代替手段としては、現状維持が考えられるが、想定される効果と負担を比較したところ、改正案の方が妥当と判断された。	— 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年1月6日、省令改正	条約改正時
120	経済産業省 商務情報政策局製品安全課	液化石油ガス器具等(高压ホースカップリング付)の拡充及び規制品目拡充等による技術基準の改正(規制改革推進3か年計画措置にともなう品目拡充)(規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令 ・液化石油ガス器具等の技術上の基準に関する省令	平成16年11月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成16年11月	【目的】 ガス漏えい量を従来方式(ねじ込み式)より格段に減らすことが可能な安全性の高い器具(カップリング付器具)が開発されたことから、今後、需要が見込まれるカップリング付高压ホースを規制対象品目に加えるとともに、技術基準を定める必要がある。 【内容】 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第3条別表第1で規制されている継手金具付高压ホースに、カップリング付高压ホースを規制対象に追加するとともに、これに対応する技術基準を規定する。	【改正案】 保安向上◎ 遵守の確保◎ 保安の確保が図られるまでの迅速性◎ 【民間自主規格】 保安向上◎ 遵守の向上○ 保安の確保が図られるまでの迅速性○ ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【改正案】 行政コスト△ 事業者の遵守コスト△ 社会コスト(機会損失)○ 【民間自主規格】 行政コスト○ 事業者の遵守コスト○ 社会コスト(機会損失)○ ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	代替手段としては、現状維持及び民間自主規格が考えられるが、安全機器を規制の対象として、その安全性の確保を義務化することにより、基準策定や届出に係る行政コストや事業者によるコスト増加が想定されるものの、重大な社会的影響が与え得る質量販売独特の事故の低減が迅速かつ確実に図られる。また、質量販売先における事故防止対策を大きく前進させるだけでなく、体積販売においても容器交換時のヒューマンエラー事故防止、配送の合理化にも寄与する。	— 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年4月1日、省令改正	平成21年

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
121	経済産業省 原子力安全・保安院保安課	冷凍能力算定基準及び冷凍保安責任者選定不要施設等に係る制度の見直し (規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 ・高圧ガス保安法 ・冷凍保安規則	平成16年11月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成16年11月	【目的】 近年、技術の進歩を背景とした冷凍設備の多様化が進んでいる状況を踏まえ、二酸化炭素を冷媒ガスとして使用する冷凍設備の導入に係る環境を整備する。 【内容】 冷凍保安規則第5条第3号に冷媒ガスとして二酸化炭素を使用する自然還流式冷凍設備及び自然循環式冷凍設備、並びに他の製造設備により自然循環式冷凍設備の冷媒ガスを冷凍する製造設備冷凍能力の算定基準を定めるとともに、ユニット型製造設備の範囲拡大につき十分な安全性が確認され、事業者の負担軽減を図る観点から、高圧ガス保安法36条第2項の規定を改正する。	【規制撤廃】 (冷凍能力算定基準の追加) ①保安の確保△ ②機器の普及◎ (選任不要施設の拡大) ①保安の確保△ ②機器の普及◎ 【改正案】 (冷凍能力算定基準の追加) ①保安の確保◎ ②機器の普及◎ (選任不要施設の拡大) ①保安の確保○ ②機器の普及◎ ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【規制撤廃】 (行政負担) 設備の受付・審査◎ (事業者負担) 設備の許可・届出◎ (事業者負担) 冷凍保安責任者の選任◎ (社会的負担) 事故の発生△ 【改正案】 (行政負担) 設備の受付・審査○ (事業者負担) 設備の許可・届出○ (事業者負担) 冷凍保安責任者の選任◎ (社会的負担) 事故の発生◎ ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、改正案により、従来の設備よりも保安面で優れている新たな種類の製造設備の開発が認められることとなり、当該機器の普及が大いに期待されるとともに、事故発生件数の減少にもつなげることができる。また、冷凍保安責任者の選任が不要な設備が拡大することで、製造業者の負担軽減と機器の普及を図ることができる。	－ 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成16年12月17日、省令改正	平成21年度中
122	経済産業省 原子力安全・保安院電力安全課	発電用風力設備のうち、一般用電気工作物に該当するものに関する技術基準の導入 (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 ・発電用風力設備に関する技術基準を定める省令	平成16年11月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成16年11月	【目的】 一般用電気工作物に該当する発電用風力設備が、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにするとともに、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにする。 【内容】 一般用電気工作物に該当する発電用風力設備の技術基準を整備、導入するため、発電用風力設備に関する技術基準を定める省令に所要の改正を行う。	【規制撤廃】 ①保安○ ②機器の普及○ ③環境保全○ 【改正案】 ①保安◎ ②機器の普及○ ③環境保全○ ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【規制撤廃】 ①対象者の負担(費用面)○ 【改正案】 ①対象者の負担(費用面)△ ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、小型の風力発電設備については、地球温暖化防止等の観点から、今後の普及が期待されているが、取扱者が電気に詳しくない一般者であることや、設置環境(住宅近隣)を踏まえると、改正案により一定の技術基準を導入し、保安確保の充実を図ることが不可欠である。なお、技術基準を導入した場合、その対応のための負担増加が予想されるが、技術的に難易度の高い事柄を要求していないことから、設備導入コストへの影響は小さいと考えられ、また、保安規程の届出等、手続が増加することはないため、機器の普及への影響はないと考えられる。	総合資源エネルギー調査会電力安全小委員会中間報告書(平成14年6月) 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年2月29日、省令改正	平成22年4月
123	経済産業省 産業技術環境局基準認証ユニット認証課	J I Sマーク表示制度における登録認証機関の登録有効期間(規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 ・工業標準化法	平成16年11月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】	【目的】 J I Sマーク表示制度を民間の登録認証機関によって実施する制度に改正するに当たって、登録の有効期間を4年とすることにより、登録認証機関の信頼性を確保しつつ、国際的なガイダンスとの整合性を図る。 【内容】 工業標準化法に基づく認定機関等に関	【選択肢1(改正案)】 登録の有効期間:4年 登録認証機関の信頼性○ 国際的なガイダンスとの整合性○ 【選択肢2】 登録の有効期間:3年以上4年未満 登録認証機関の信頼性◎ 国際的なガイダンスとの整合性△	【選択肢1(改正案)】 登録の有効期間:4年 実施に伴う行政の負担増○ 登録認証機関の負担増○ 【選択肢2】 登録の有効期間:3年以上4年未満 実施に伴う行政の負担増△ 登録認証機関の負担増△	代替手段としては、「3年以上4年未満」及び「4年超」が考えられるが、認証機関の基準適合性を認定する機関の国際会議で定めた認証機関の認定に関する要求事項のガイダンスでは、認定の更新期間を4年とすることが推奨されている。これと整合させることにより、この制度の信頼性が国際的にも認知され得るものとなり、国際的なワ	－ 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として	認証機関の基準適合性を認定する機関の国際会議が定めた認

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		に基づく認定機関等に関する政令	平成16年11月	する政令に所要の改正を行う。	【選択肢3】 登録の有効期間：4年超え 登録認証機関の信頼性△ 国際的なガイダンスとの整合性△ ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【選択肢3】 登録の有効期間：4年超え 実施に伴う行政の負担増◎ 登録認証機関の負担増◎ ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	ンストップ・テストの実現を容易にし、ひいては製品認証に関する社会的なコストの低減を図ることが容易になる。	添付 平成16年12月22日、政令改正	証機関の認定に関する要求事項のガイダンスに定める更新期間が改訂されたとき
124	経済産業省 原子力安全・保安院電力安全課	発電用火力設備のうち、一般用電気工作物に該当するものに関する技術基準の導入 (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 ・発電用火力設備に関する技術基準を定める省令	平成16年11月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成16年11月	【目的】 一般用電気工作物に該当する発電用火力設備が、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにするとともに、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにする。 【内容】 一般用電気工作物に該当する発電用火力設備の技術基準を整備、導入するため、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令に所要の改正を行う。	【規制撤廃】 ①保安○ ②機器の普及○ ③環境保全○ 【改正案】 ①保安◎ ②機器の普及○ ③環境保全○ ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【規制撤廃】 ①対象者の負担(費用面)○ 【改正案】 ①対象者の負担(費用面)△ ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、小型の火力(内燃力)発電設備については、排熱(コージェネレーション)の有効利用による省エネルギー等の観点から、今後の普及が期待されているが、取扱者が電気に詳しくない一般者であることや、設置環境(住宅密集地等)を踏まえると、改正案により一定の技術基準を導入し、保安確保の充実を図ることが不可欠である。 なお、技術基準を導入した場合、その対応のための負担増加が予想されるが、技術的に難易度の高い事柄を要求していないことから、設備導入コストへの影響は小さいと考えられ、また、保安規程の届出等、手続が増加することはないため、機器の普及への影響はないと考えられる。	総合資源エネルギー調査会電力安全小委員会中間報告書(平成14年6月) 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年7月22日、省令改正	平成22年4月
125	経済産業省 原子力安全・保安院電力安全課	発電用水力設備のうち、一般用電気工作物に該当するものに関する技術基準の導入 (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 ・発電用水力設備に関する技術基準を定める省令	平成16年11月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成16年11月	【目的】 一般用電気工作物に該当する発電用水力設備が、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにするとともに、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにする。 【内容】 一般用電気工作物に該当する発電用水力設備の技術基準を整備、導入するため、発電用水力設備に関する技術基準を定める省令に所要の改正を行う。	【規制撤廃】 ①保安○ ②機器の普及○ ③環境保全○ 【改正案】 ①保安◎ ②機器の普及○ ③環境保全○ ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【規制撤廃】 ①対象者の負担(費用面)○ 【改正案】 ①対象者の負担(費用面)△ ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、小型の水力発電設備については、地球温暖化防止や溪流・農業用水等の有効利用の観点から、今後の普及が期待されているが、取扱者が電気に詳しくない一般者であることを踏まえると、改正案により一定の技術基準を導入し、保安確保の充実を図ることが不可欠である。 なお、技術基準を導入した場合、その対応のための負担増加が予想されるが、技術的に難易度の高い事柄を要求していないことから、設備導入コストへの影響は小さいと考えられ、また、保安規程の届出等、手続が増加することはないため、機器の普及への影響はないと考えられる。	総合資源エネルギー調査会電力安全小委員会中間報告書(平成14年6月) 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年3月29日、省令改正	平成22年4月

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
							ないと考えられる。		
126	経済産業省 原子力安全・保安院電力安全課	小規模燃料電池発電設備の技術基準の整備及び一定の条件を満たす燃料電池発電設備の一般用電気工作物への位置づけ (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 ・発電用火力設備に関する技術基準を定める省令 ・電気設備に関する技術基準を定める省令 ・電気事業法施行規則	平成16年11月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成16年11月	【目的】 家庭用等に用いられる小規模の燃料電池設備が、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにするとともに、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにする。また、家庭用等に用いられる小規模のもので上記の技術基準に適合するものについては、一般用電気工作物へ位置づけ、保安規程の届出義務等の一部義務を緩和し、燃料電池発電設備の普及を促す。 【内容】 燃料電池発電設備の技術基準を明確化するため、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令及び電気設備に関する技術基準を定める省令に所要の改正を行う。また、保安規程の届出義務等の一部義務を緩和するため、電気事業法施行規則に所要の改正を行う。	【規制撤廃】 技術基準の導入 ①保安△ ②機器の普及○ ③環境保全○ 一部義務の緩和 ①保安△ ②機器の普及○ ③環境保全○ 【改正案】 技術基準の導入 ①保安○ ②機器の普及○ ③環境保全○ 一部義務の緩和 ①保安△ ②機器の普及○ ③環境保全○ ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【規制撤廃】 技術基準の導入 対象者の負担◎ 一部義務の緩和 ①行政の事務処理◎ ②行政の事故時対応△ ③対象者の負担◎ 【改正案】 技術基準の導入 対象者の負担△ 一部義務の緩和 ①行政の事務処理◎ ②行政の事故時対応△ ③対象者の負担◎ ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、燃料電池発電設備については、地球温暖化防止等の観点から今後の普及が期待されている一方、現状では規模(出力)によらず保安規程の届出及び主任技術者の選任が必須である等、設備を設置する者の負担が多く、設備の円滑な導入の障害となっている可能性がある。改正案により、保安規程の届出及び主任技術者の選任が不要となることから、現状に比べて、機器の普及と、それによる環境保全が図られると考えられる。一方、保安の観点からは、マイナス面が生じ得るが、技術基準の導入により、全体として保安が保たれると考えられる。	総合資源エネルギー調査会電力安全小委員会中間報告書(平成14年6月) 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年2月10日、省令改正	平成22年4月
127	経済産業省 原子力安全・保安院液化石油ガス保安課	容器の接続義務免除及び質量による販売範囲の拡大 (規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 ・液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する法律施行規則	平成17年1月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年1月	【目的】 質量販売に係る規制緩和要望(平成15年3月規制改革推進3か年計画として閣議決定)にともない、現行規定に加え、カップリング付きの安全器具等を設置した場合には25L以下の容器まで事業者が配管等に容器を接続する義務を免除し、質量販売範囲を拡大する。 【内容】 上記措置を実施するため、液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する法律施行規則に所要の改正を行う。	【規制撤廃】 保安向上△ 器具の普及△ 取引における選択肢の増大◎ 容器交換時の作業効率◎ 【改正案】 保安向上◎ 器具の普及◎ 取引における選択肢の増大◎ 容器交換時の作業効率◎ ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【規制撤廃】 事業者の負担○ 【改正案】 事業者の負担△ ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	代替手段として、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、改正案により、消費者のLPガス購入方法における選択肢が拡大するとともに、事業者の販売方法の選択肢の拡大になる。また、容器交換時の作業負担が低減され、配送の合理化にも寄与する。さらに、安全器具を用いることにより質量販売独特の事故(容器と調整器の接続部分、調整器とゴム管等の接続部分のガス漏えい)の低減が図られる。負担の面では、事業者において充てん設備及び安全器具等導入に係る新たな負担が生じるものの、質量販売先における事故防止対策を大きく前進させるものである。	— 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年3月1日、省令改正	平成21年

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
128	経済産業省 製造産業局化学物質管理課 化学物質安全室	第一種特定化学物質の追加（製造・輸入の許可制） （規制の追加、強化、拡充） 【R I Aの対象とした法令】 ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令	平成17年1月 （パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年1月	【目的】 第一種特定化学物質を追加指定し、人への安全性確保を図る。 【内容】 「ジコホル」及び「ヘキサクロロブタ－1, 3－ジエン」の2物質を第一種特定化学物質に指定し、その製造、輸入、使用を規制（事実上禁止）する。	【規制撤廃】 環境汚染を通じた人健康被害の防止△ 【改正案】 環境汚染を通じた人健康被害の防止◎ ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【規制撤廃】 実施に伴う行政の負担増○ 規制遵守による事業者の負担増○ 【改正案】 実施に伴う行政の負担増△ 規制遵守による事業者の負担増○ ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、改正案によってこれら2物質の製造・輸入・使用を行っている者は、事実上これらの物質の製造・輸入・使用ができないこととなる。しかし、当省が行った「平成14年度化学物質の製造・輸入に関する実態調査」の結果によれば、これら2物質の製造・輸入が行われているとの報告は無く、製造、輸入、使用を行っている者における経済的負担が生じる可能性は極めて低い。 一方、行政においては、改正案では現状維持に比べ、新たに指定された第一種特定化学物質の製造・輸入・使用が行われていないかどうか、監視する必要があり、負担は増加する。	－ 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年4月1日、政令改正	平成22年3月末
129	経済産業省 原子力安全・保安院電力安全課	定期安全管理検査（検査対象の追加） （規制の追加、強化、拡充） 【R I Aの対象とした法令】 ・電気事業法施行規則	平成17年2月 （パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年2月	【目的】 内燃ガスタービンに係るガス圧縮機においては、定期事業者検査の対象としてガス圧縮機本体のみ定期安全管理検査の対象となっているが、その附属設備についても高圧ガス保安法第2条に定められる高圧ガスを使用する設備であり、かつ、発電用火力設備の技術基準が適用される設備も含まれることから、発電出力1,000kW以上の設備については定期事業者検査の対象として扱う必要がある。 【内容】 当該設備について、定期事業者検査の対象設備として追加するため、電気事業法施行規則に所要の改正を行う。	【規制撤廃】 保安向上△ 【改正案】 保安向上◎ ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【規制撤廃】 事業者の負担（費用面）◎ 【改正案】 事業者の負担（費用面）△ ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、改正案により、高圧ガス保安法第2条に定められる高圧ガスを使用する設備であり、かつ、発電出力1,000kW以上の内燃ガスタービンに係るガス圧縮機の附属設備についても定期事業者検査の対象となり、発電用火力設備の技術基準を満足していることの確認を行う等、電気工作物の安全性を高めることとなる。 一方、定期事業者検査の対象設備となることにより、事業者の遵守コストが生じる。	－ 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年2月20日、省令改正	平成21年
130	経済産業省 原子力安全・保安院保安課	圧縮水素スタンドに関する技術基準及び検査方法の導入等 （規制の追加、強化、拡充） 【R I Aの対象とした法令】 ・一般高圧ガス保安規則 ・コンビナート等保安規則 ・製造施設の位置、構造及び設	平成17年2月 （パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年2月	【目的】 燃料電池の実用化を図るためのインフラ整備の一環として、高圧ガス保安法上の技術基準及び検査方法を圧縮水素スタンド設備の特性に応じた制度とする必要がある。 【内容】 ①保安距離等の見直し、②保安統括者の選任並びに常駐義務の見直し、③水素への付臭規定の見直し、④水素スタンドの保安検査周期の延長の観点から、新たに基準を整備する。また、車両に固定した容器の移動に係る運転要員確保方策の技術基準、及び特定の容	【規制撤廃】 （圧縮水素スタンドに係る技術基準等の作成） ①保安の確保○ ②圧縮水素スタンドの増加○ （移動に係る運転要員確保方策の改正） ①保安の確保△ ②事業者の負担軽減◎ 【改正案】 （圧縮水素スタンドに係る技術基準等の作成） ①保安の確保◎ ②圧縮水素スタンドの増加◎	【規制撤廃】 （社会的負担） 事故の発生△ 行政コスト◎ 【改正案】 （社会的負担） 事故の発生◎ 行政コスト○ ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、 ① 圧縮水素スタンドに係る技術基準等の作成については、改正案により、保安の確保を前提として、圧縮水素スタンドの設置が特に都市部において促進され、燃料電池の普及が想定される一方、規制撤廃の場合は、保安の確保が図れず事故の発生の危険性を増大させること、また、現状維持の場合は、保安の確保のレベルが向上せず、圧縮水素スタンドの普及を図ることができないこと ② 移動に係る運転要員確保方策の改	－ 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年3月24日、省令改正 平成17年3月30日、告示改正	平成22年中

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示		器をフレーム及び車両とを適切に固定するための措置の新設等について改正を行う。	(移動に係る運転要員確保方策の改正) ①保安の確保◎ ②事業者の負担軽減◎ ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。		正については、保安の確保を前提として、移動に係る人的コストの軽減を図ることができる一方で、規制撤廃の場合は、保安の確保が図れないこと、現状維持の場合は、事業者の負担の軽減化が図れないことから、改正案を選択することが望ましい。		
131	経済産業省 産業技術環境局計量行政室	タクシーメーターの検査の一部である頭部検査の廃止(規制の廃止) 【R I Aの対象とした法令】 ・計量法施行規則	平成17年3月(パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年3月	【目的】 タクシーメーターについては、技術進歩により機械式から電子式のメーターへと移行が進み、頭部検査の不合格率も非常に低い数値で推移していることから、頭部検査を廃止することが求められている。また、タクシー料金の多様化の実態に鑑み、料金改定時の装置検査の廃止が求められている。 【内容】 これらの諸問題を解決するため、計量法施行規則に所要の改正を行う。	【改正案】 ユーザーの負担◎ 行政の負担◎ メーターの精度○ ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	—	代替手段としては、現状維持が考えられるが、改正案により、タクシーメーターのユーザー、行政の検定に係る費用、手続き等の負担が軽減される。また、タクシーメーターの定期的な装置検査は1年に1回を義務づけたままであり、精度も現状と変わらないと考えている。	計量行政審議会 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年3月30日、省令改正(公布日) 平成17年10月1日(施行日)	平成22年3月
132	経済産業省 産業技術環境局計量行政室	特定計量器検定検査規則のJ I Sからの技術基準の引用(規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 ・特定計量器検定検査規則	平成17年3月(パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年3月	【目的】 計量法の省令である特定計量器検定検査規則において定めている特定計量器を検定・検査するための技術基準は、計量器の技術進歩等に速やかに対応すること、また、国際技術基準と我が国の技術基準との整合することが求められている。 【内容】 これらの諸問題を解決するため、特定計量器検定検査規則の技術基準にJ I S規格を引用する所要の改正を行う。	【規制撤廃】 国際整合性△ 計量器の技術進歩への迅速な対応△ 【改正案】 国際整合性◎ 計量器の技術進歩への迅速な対応◎ ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【規制撤廃】 事業者の負担◎ 行政の負担◎ 【改正案】 事業者の負担△ 行政の負担○ ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、改正案により、国際規格と国内法の整合をとることができ、輸出入の際の貿易障害を軽減する。また、J I S規格は5年に一度の見直しで法律で求められており、技術進歩への迅速な対応が可能。その対応として事業者は新基準へ対応するためには手続き上、多少の負担を生じるものがある。国際整合による大幅な技術基準はないため、設備コストへの影響は事業者、行政ともに影響はないと考えられる。	計量行政審議会 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年3月30日、省令改正(公布日) 平成17年4月1日より10月1日までの間で品目により段階的に施行 施行日 4月1日 電子式血圧計、 体温計 7月1日	平成22年3月

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
								質量計のうち非自動はかり 10月1日 タクシーメーター、水道メーター、温水メーター	
133	経済産業省 原子力安全・保安院保安課	試験研究に係る 手続簡素化等 (規制の緩和) 【R I Aの対象 とした法令】 ・一般高圧ガス 保安規則 ・冷凍保安規則 ・液化石油ガス 保安規則 ・コンビナート 等保安規則 ・特定設備検査 規則	平成17年3月 (パブリック・コ メント手続にお ける意見の募集 開始時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】 平成17年3月	【目的】 構造改革特別区域において要望が出された事項のうち、構造改革区域推進本部評価委員会において、平成16年度中に全国展開することが適当とされた以下の事項について、全国的に実施するための措置を講じる。 ① ジメチルエーテル等の試験研究設備について、処理量の変更を伴わない変更工事に際して必要となる手続につき、一定の条件を設けた上で許可を届出に、届出を届出不要に簡素化 ② 安全性を確保することを前提に、水素利用技術の試験研究に使用する小規模圧力容器(400ml以下)等については特定設備検査規則検査の対象から除外 また、高圧ガス保安法特定設備検査規則とJ I S B8265(2000)との整合化が図られたが、平成15年9月に当該J I Sのうち、材料の許容曲げ応力に関する規定の一部が改正されたことから、整合化を図る。 【内容】 上記措置を実施するため、一般高圧ガス保安規則、特定設備検査規則等に所要の改正を行う。	【規制撤廃】 保安の確保△ 事業者の負担の軽減◎ 【改正案】 保安の確保○ 事業者の負担の軽減◎ ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【規制撤廃】 行政負担◎ 事故の発生△ 【改正案】 行政負担○ 事故の発生○ ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	代替手段としては、規制撤廃が考えられるが、改正案は、現行と同等の安全性が確保されていることを経済産業大臣が確認した上で、手続の簡素化、特定設備検査の不要化等を行うものであるが、規制の撤廃をした場合、安全性に関して外部からの評価・確認が行われなくなり、保安が確保できず事故の増加につながる。 したがって、改正案を選択することが妥当である。	構造改革区域推進本部評価委員会において、平成16年度中に全国展開することが適当とされた。 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年3月30日、省令改正	平成22 年中
134	経済産業省 原子力安全・保安院保安課	圧縮水素自動車 燃料装置用容器 に関する技術基 準及び検査方法 の導入等 (規制の追加、強 化、拡充) 【R I Aの対象 とした法令】 ・容器保安規則 ・一般高圧ガス 保安規則 ・コンビナート	平成17年2月 (パブリック・コ メント手続にお ける意見の募集 開始時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】 平成17年2月	【目的】 燃料電池の実用化を図るためのインフラ整備の一環として、高圧ガス保安法容器保安規則上の技術基準及び検査方法に関連する諸規定を整備するとともに、再検査方法の新設その他の所要の改正を行う。 【内容】 ①圧縮水素自動車燃料装置用容器等の機能性基準の例示基準化、②圧縮水素自動車燃料装置用容器等の再検査方法の合理化、③圧縮水素自動車燃料装置用容器の再検査期間の見直し、④液化水素運送自動車用容器の充てん率の見	【規制撤廃】 保安の確保△ 事業者の負担◎ 圧縮水素自動車等の増加○ 【改正案】 保安の確保△ 事業者の負担◎ 圧縮水素自動車等の増加○ ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合	【規制撤廃】 事故の発生△ 行政コスト◎ 【改正案】 事故の発生◎ 行政コスト○ ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、改正案では、保安の確保を前提として、事業者の負担の軽減を通じて圧縮水素自動車等の普及を促進することが想定されるが、規制撤廃の場合は、保安の確保が図れず自己の発生の危険性を増大させ、また、現状維持の場合は、保安の確保のレベルが向上せず、圧縮水素自動車の普及を図ることができない。 したがって、改正案を選択することが望ましい。	— 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年3月30日、省令改正、告示改正、例示基準改正	平成22 年中

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		等保安規則 ・容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示 ・容器保安規則の機能性基準の運用について		直し等について改正を行う。	には○を記述。				
135	経済産業省 原子力安全・保安院保安課	保安検査方法を定める告示等(規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 ・保安検査の方法を定める告示 ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示	平成17年2月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年2月	【目的】 平成16年11月に、定期的実施する保安検査の方法について、検査の実効性の担保や検査コストの低減を図る観点から、従来国が専ら定めていた検査の手法について、民間機関からの提案を受け付けることが可能となるよう制度改正を行った。 これまで実際に提案された検査方法について、総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会高圧ガス部会の下に設置された保安検査規格審査小委員会において審査を重ねた結果、6つの民間規格を保安検査の方法として採用することとした。 【内容】 新たに保安検査の方法を定める告示を定め、その他関係告示等の整備を行う。	【規制撤廃】 製造設備の安全性の確保△ 事業者の負担の軽減◎ 【改正案】 製造設備の安全性の確保○ 事業者の負担の軽減◎ ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【規制撤廃】 行政コスト◎ 事業者コスト◎ 社会コスト(事故の発生)△ 【改正案】 行政コスト○ 事業者コスト◎ 社会コスト(事故の発生)○ ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	代替手段としては、規制撤廃が考えられるが、改正案は、最近の技術な知見を反映し、より一層実効的かつ合理的な6つの民間規格を、保安検査の方法として定めるため、高圧ガスに係る保安レベルの向上及び事業者負担の軽減につながることを想定されるが、規制の撤廃をした場合、行政コスト、事業者コストの低減は見込まれるものの、定期的な保安検査(通常1年に1回)を行わなくなることとなり、保安が確保できず事故の増加につながることを想定される。 したがって、改正案を選択することが妥当である。	総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会高圧ガス部会の下に設置された保安検査企画審査小委員会において審査。 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年3月30日、省令改正、告示改正、例示基準改正	平成22年中
136	経済産業省 産業技術環境局基準認証ユニット認証課	鉍工業品等の日本工業規格への適合性の認証(規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 ・日本工業規格への適合性の認証に関する省令	平成17年3月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年3月	【目的】 主務大臣等の認定を受けて鉍工業品等が日本工業規格に適合する旨の特別な表示(J I Sマーク)を付することができる制度を、法律に定める一定の要件に適合するものとして登録を受けた者(登録認証機関)の認証を受けてJ I Sマークを付することができる制度に改めることに伴い、J I Sマークの表示事項、認証機関の登録の手続き、認証の業務の基準等を定める。 【内容】 日本工業規格への適合性の認証に関する省令を制定する。	【制定案】 J I Sマークの信頼性○ 鉍工業品の使用者等の利便性○ 【より厳しい基準】 J I Sマークの信頼性◎ 鉍工業品の使用者等の利便性◎ 【より緩和した基準】 J I Sマークの信頼性△ 鉍工業品の使用者等の利便性△ ※ 制定案より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【制定案】 実施に伴う行政の負担増○ 認証機関の負担○ J I Sマークを付する製造事業者等の負担○ 【より厳しい基準】 実施に伴う行政の負担増△ 認証機関の負担△ J I Sマークを付する製造事業者等の負担△ 【より緩和した基準】 実施に伴う行政の負担増◎ 認証機関の負担◎ J I Sマークを付する製造事業者等の負担◎	代替手段としては、「より厳しい基準」及び「より緩和した基準」が考えられるが、 ① J I Sマークの表示事項等については、規定した事項を削減すると、J I Sマークを付した責任の主体が不明になるなどの支障が生じ、これを追加すると、鉍工業品等に表示し難い。 ② 認証機関の登録申請書の内容については、規定した事項を削減することが困難になり、これを追加すると、申請者及び主務大臣の事務コストが増加 ③ 登録認証機関の認証の業務の基準については、規定した事項を削減すると、認証に当たって行う審査が甘くなるなど、J I Sマークの信頼性や鉍工	ー 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年3月30日、省令制定	国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準の内容が改訂されたとき

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
						※ 制定案より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	業品の使用者等の利便性を損なうおそれがあり、これを追加すると、登録認証機関や製造業者等の事務コストが増加 ④ 登録認証機関による認証の報告事項については、これを削減すると、主務大臣が行う製造業者等に対する立入検査等や違法にJISマークを付した鉱工業品の監視等に支障が生じるおそれがあり、これを追加すると、登録認証機関の事務コストが増加 といった事態が想定されることから、制定案が妥当である。		
137	経済産業省 原子力安全・保安院核燃料管理規制課	金属キャスクを使用した使用済燃料貯蔵施設以外の態様の使用済燃料貯蔵施設に適合した規制体系の整備 (規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 ・使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 ・使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令 ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示	平成17年6月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年6月	【目的】 使用済燃料貯蔵施設における規制体系の明確化及び充実化を図ることにより、当該施設の安全性・信頼性の向上を目指す。 【内容】 気体状の放射性廃棄物の管理を必要とする態様の施設について所要の規定を整備するとともに、他の原子力施設との整合性をとる観点からこれらの施設に共通した最新の規制体系を使用済燃料貯蔵施設においても適用する。	【規制撤廃】 施設の安全性・信頼性の向上△ 【改正案】 施設の安全性・信頼性の向上◎ ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【規制撤廃】 行政負担△ 事業者負担◎ 【改正案】 行政負担△ 事業者負担△ ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	当該規制を撤廃した場合に想定される貯蔵施設に係る事故は、放射性廃棄物等が環境に放出されること等により広範囲に亘り甚大な被害となることが予想され、その被害規模は今般の改正に伴う行政コスト及び事業者負担を大きく上回るものである。	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会核燃料サイクル安全小委員会 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年10月26日、省令制定	施行から5年以内(平成22年)
138	経済産業省 原子力安全・保安院電力安全課	自家用電気工作物であって出力1,000kW未満の内燃力発電所及びガスタービン発電所に係る保安管理業務における点検頻度の延伸 (規制の緩和)	平成17年8月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年8月	【目的】 自家用電気工作物であって出力1,000kW未満の内燃力発電所及びガスタービン発電所の保安管理業務受託者による点検頻度について、保安レベルの維持を前提に合理的に見直し、設置者の不必要な負担を削減する。 【内容】 出力1,000kW未満の内燃力発電所及びガスタービン発電所について、当該発	【規制撤廃】 設置者の点検に係る費用負担の軽減◎ 【改正案】 設置者の点検に係る費用負担の軽減◎ ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合	【規制撤廃】 事故発生による社会負担の増大△ 規制実施に伴う行政負担の増大△ 【改正案】 事故発生による社会負担の増大○ 規制実施に伴う行政負担の増大○ ※ 現状維持より負担が軽減すると考	内燃力発電設備及びガスタービン発電設備の製造技術の進歩等最新の技術的知見を踏まえ、現行の月2回以上の点検頻度を延伸することは、点検に係る設置者の費用負担を低減でき、また保安レベルを現状のまま維持できることから事故発生による社会的負担を増大させないと想定される。 一方、点検頻度による規制を完全撤廃した場合は、長期にわたって点検が行	発電所(自家用電気工作物)点検頻度検討報告書(平成17年3月社団法人日本電気協会発電所(自家用電気工作物)点検頻度検討委員会) 【R I A結果の	平成22年度

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		【R I Aの対象とした法令】 平成15年経済産業省告示第249号		電所の設置者からの委託によりその保安管理業務を行う者による点検頻度を現行月2回以上から1ヶ月に1回（発電機の構造と設備要件によっては、3ヶ月に1回又は6ヶ月に1回）に延伸する。	には○を記述。	える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	われないなど、社会的に必要とされる最小限の保安確保に多大な支障が出る恐れがあるため、一定の点検頻度を定める規制が必要である。なお、点検頻度を延伸しても電気事業法施行規則第52条第2項に基づく国による承認手続きに変化はなく行政負担は増大しないが、規制を撤廃した場合には事故発生リスクが高まることから、必要に応じ報告徴収又は立入検査の実施を行うこと等により行政負担の増大が見込まれる。	活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年11月1日、省令制定	
139	経済産業省 原子力安全・保安院保安課	LNG受入基地に係る保安検査の方法 (規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 ・保安検査方法を定める告示	平成17年7月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年7月	【目的】 従来、専ら国が定めていた、定期的実施する保安検査の方法について、平成16年11月に、民間機関からの提案を受け付けることが可能となるよう制度改正を行った。これを受けて、平成17年5月に提案されたLNG受入基地に係る保安検査方法を定めた民間規格を保安検査の方法として採用することにより、LNG受入基地における検査の合理化を図る。 【内容】 平成17年5月に提案されたLNG受入基地に係る保安検査方法を定めた民間規格を保安検査の方法として採用する。	【規制撤廃】 保安検査の受検に係る事業者の負担の軽減◎ 保安検査の実施に係る行政負担の軽減◎ 【改正案】 保安検査の受検に係る事業者の負担の軽減◎ 保安検査の実施に係る行政負担の軽減◎ ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【規制撤廃】 事故の発生による社会コスト△ 【改正案】 事故の発生による社会コスト○ ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	本改正案は、最新の技術的知見を反映したより一層合理的な民間規格を、LNG受入基地の保安検査の方法として定めるため、現状維持と比べ当該保安検査が合理化され、現状の保安レベルを維持しつつ検査実施等に係る事業者および行政の負担を軽減できる。一方、規制を撤廃した場合は、保安検査の実施等に係る行政コスト、事業者コストの低減は見込まれるものの、定期的（通常1年に1回）な保安検査を行わなくなることとなり、社会的に要請される必要最低限の保安レベルが確保できず重大事故の増加につながるものが想定される。よって、本改正案を選択することが妥当である。	KHK/KLK S 0850-7(2005)保安検査基準 高圧ガス保安協会が策定した規格に関する評価書 (高圧ガス部会保安検査規格審査小委員会作成) 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年9月13日、告示改正・例示基準改正	平成22年度中
140	経済産業省 産業技術環境局リサイクル推進課	事業者による自動車用バッテリーの自主回収・再資源化の実施 (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 ・資源の有効な利用の促進に関する法律施行令 ・自動車用鉛蓄	平成17年8月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年8月	【目的】 自動車用バッテリーについては、平成6年から国内バッテリー製造事業者の自主的な取組により回収・リサイクルする仕組みが構築され、着実に実施されてきたが、近年における輸入製品の増大及び鉛相場下落時における不法投棄の懸念の増大から、現行の事業者による自主的な取組では将来にわたって十分な実効性の確保・維持が難しくなっている。したがって、輸入バッテリーを含め国内に投入される自動車用バッテリーの回収・リサイクルシ	【改正案】 使用済バッテリーに含まれる資源の再利用（四輪車用50%、二輪車用55%）◎ 使用済バッテリーの不法投棄の減少◎（ゼロ） 【回収・リサイクルシステムの廃止】 使用済バッテリーに含まれる資源の再利用（ゼロ）△ 使用済バッテリーの不法投棄の減少△（-）	【改正案】 使用済バッテリーの回収・再資源化に係る経済的負担△（-） 【回収・リサイクルシステムの廃止】 使用済バッテリーの回収・再資源化に係る経済的負担◎（ゼロ） ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を	現行の事業者による自主的取組では、使用済バッテリーの回収・再資源化が法令上要求されておらず、輸入製品の増大や鉛相場下落によって鉛や硫酸を含む使用済バッテリーが適正に処理されず資源の有効利用が確保されないことや環境汚染を招くおそれがある。一方、現行の自主的取組を含め、回収・リサイクルのシステムが廃止された場合には、回収・リサイクルに要する費用負担はなくなるものの、資源の有効利用及び適正処理が行われなくなるこ	産業構造審議会 環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ自動車用バッテリーリサイクル検討会、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車用鉛蓄電池	平成20年(資源有効利用促進法附則に基づく同法のレビュー時期)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		電池の製造等の事業を行う者の使用済自動車用鉛蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（仮称）		<p>テムの実効性を確保し、鉛相場の影響を受けない継続的・安定的なシステムを構築し、持続可能な社会の形成や環境の保全に資する、使用済バッテリーのより良いリサイクルシステムを再構築する。</p> <p>【内容】 現行の事業者による自主的取組から法令による規制的手段に変更し、自動車バッテリーの輸入販売事業者等を回収・リサイクルシステムに組み込むとともに、バッテリー製造等事業者等に使用済バッテリーの自主回収・再資源化の実施に関する必要事項等について定める。</p>	※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。下段のカッコ内には、目標値または想定値等を記載。	記述。下段のカッコ内には、目標値または想定値等を記載。	とが懸念される。 本改正案では、法令による規制的手段によって使用済バッテリーの自主回収・再資源化を輸入販売事業者等を含めたバッテリー製造等事業者等に求めることとなる。新たに構築する回収・リサイクルシステムは、これまで事業者が自主的に取り組んできた回収・リサイクルシステムを可能な限りそのまま引き継ぎ、輸入販売事業者等のより広い関係者に当該システムへの参加を求めるものであるため、新旧の回収・リサイクルシステムにおいて同様の条件下にあるバッテリーの回収・リサイクルに要する適正な単価を大幅に増加させるものではないが、従来の事業者の自主的取組において回収・リサイクルが担保されていなかった輸入バッテリーが対象となること等から、システム全体として回収・リサイクルにかかる費用は一定程度増加することが考えられる。しかし、使用済バッテリーに含まれる資源の安定的な有効利用が確保されること及び不法投棄が減少すること等の効果が得られると考えられることから、本改正案により社会的便益は増大すると想定される。	リサイクル専門委員会 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付	
141	経済産業省 原子力安全・保安院 原子力発電安全審査課	<p>電気事業法第47条又は第48条に基づく工事計画の認可の申請又は届出の本文記載事項及び添付書類の追加（規制の追加、強化、拡充）</p> <p>【R I Aの対象とした法令】 ・電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）</p>	<p>平成17年9月（パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで）</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 平成17年9月</p>	<p>【目的】 事業用電気工作物の設置又は変更の工事を行う場合には、その工事の計画の認可の申請又は届出を行うこととなっている。沸騰水型原子力発電設備の非常用炉心冷却システムストレーナ及び加圧水型原子力発電設備の格納容器再循環サンプスクリーンについて、代替ストレーナ等の設計を行う場合に、当該ストレーナ及びサンプスクリーンをろ過装置として規制対象に追加することにより、原子炉冷却材喪失事故時における閉塞事象の発生を低減することを図る。</p> <p>【内容】 原子力設備のうち原子炉冷却システム設備に記載すべき事項として、非常用炉心冷却設備に係る事項にろ過装置の名称等を追加するとともに、添付書類として非常用炉心冷却設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書を追加し、同様に原子炉格納施設の添付書類として</p>	<p>【改正案】 閉塞事象により炉心損傷に至る確率の低減◎（現状：約2.5×10⁻⁷/炉年→改正案：約1×10⁻⁷/炉年）</p> <p>※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。下段のカッコ内は、計測指標の推定・評価値（行政負担以外は主な沸騰水型原子力発電設備におけるもの）。</p>	<p>【改正案】 代替ストレーナ等の設置工事に係る原子炉設置者の費用負担△（当該工事に係る工事費用5～7億円） 規制実施に伴う行政負担△（認可件数・届出件数約50件）</p> <p>※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。下段のカッコ内は、計測指標の推定・評価値（行政負担以外は主な沸騰水型原子力発電設備におけるもの）。</p>	<p>非常用炉心冷却設備は、原子力発電所の安全上極めて重要な設備に該当することから、法令に基づき、設計から使用前検査に至るまで国による厳格な確認が行われており、非常用炉心冷却設備の一部である当該ろ過装置についても同様に国による統一された確認が必要であるが、現状では当該装置が規制対象外となっており、原子炉設置者により異なる対策が取られる恐れがあることから、十分な機能を有する設備が設置されない可能性がある。 本改正案により、当該ろ過装置の設置工事に係る原子炉設置者への負担として原子炉1機当たり約5～7億円（炉型により異なる）程度の費用負担が生じると想定されるが、当該ろ過装置の設置を義務付けることにより、閉塞事象によって炉心損傷に至る確率（炉型により異なる）は約5分の2に低減できると予想される。</p>	<p>非常用炉心冷却システムストレーナ及び格納容器サンプスクリーン閉塞事象に関する検討について（総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子炉安全小委員会安全評価ワーキンググループ）</p> <p>【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付</p>	平成22年度

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				圧力低減設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書を追加する。			なお、現状において、原子炉設置者は自主的に設備を設置する方針であり、本改正案によって規制対象が追加された場合、事業者における申請書の作成や国おける認可・確認等の作業が若干増加するが、原子炉の安全性向上により事故発生時の莫大な社会的負担が軽減される効果の方が大きいものと想定される。		
142	経済産業省 産業技術環境局リサイクル推進	勧告及び命令の対象となる指定省資源化事業者及び指定再利用促進事業者に輸入販売事業者を追加 (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 ・資源有効利用促進法施行令 ・資源有効利用促進法における指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に係る判断基準省令	平成17年9月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年9月	【目的】 資源の有効利用の確保を促進する観点から、製造事業者又は販売事業者に対して、環境配慮設計措置(製品の設計段階から、予め、使用済物品等の発生を抑制し、再生資源又は再生部品として利用することが容易となるような取組を行うこと。)を取ることを求め、勧告及び命令の対象としている。 一方、近年、家電製品・パソコンについては、生産拠点の海外へのシフトが進み、国内で使用・廃棄される製品の多くが輸入販売製品となっており、資源の有効利用の確保を促進するためには、輸入販売製品についても確実に環境配慮設計措置を進めることが必要となっている。したがって、輸入販売製品についても確実に環境配慮設計措置が実施されるようにする。 【内容】 資源有効利用促進法上、環境配慮設計措置をとることを求めている指定省資源化製品と指定再利用促進製品のうち、家電製品・パソコンについて、現行規定上は勧告及び命令の対象とされていない輸入販売事業者をこれらの措置の対象に加える。	【規制撤廃】 輸入販売製品の環境配慮設計措置の確実な実施△ 資源の有効利廃棄物の発生抑制△ 【改正案】 輸入販売製品の環境配慮設計措置の確実な実施◎ 資源の有効利廃棄物の発生抑制◎ ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【規制撤廃】 輸入販売事業者負担増◎ 【改正案】 輸入販売事業者負担増△ ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	資源の有効利用の確保を促進する観点から環境配慮設計の取組を一層進めるためには、規制撤廃や現状維持と比較して、改正案のとおり輸入販売事業者を措置の対象に加えるのが効果的である。一方、改正案では環境配慮設計措置を新たに輸入販売事業者に求めることから、規制撤廃や現状維持と比較して、輸入販売事業者の負担は増加する。しかし、現在、EUを始めとして世界的に環境配慮設計への取組が進展していることから、輸入販売事業者の負担は対応可能な範囲と考えられる。	産業構造審議会 環境部会廃棄物・リサイクル小委員会製品3Rシステム高度化ワーキンググループ 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成18年3月17日、政令改正 平成18年4月27日、省令改正	平成20年
143	経済産業省 原子力安全・保安院電力安全課	電気さくの工事の作業に従事する者の制限の撤廃(電気工事士でなくても従事できる工事の作業の拡大) (規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 ・電気工事士法	平成18年2月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成18年2月	【目的】 田畑における野獣の侵入防止に資するため、電気さくを施設又は修理する作業について、電気工事士でなくても従事できるものとする。 【内容】 電気さくを施設又は修理する作業について、電気工事士でなくても従事できることとする。	【改正案】 田畑の野獣による被害の減少◎ ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【改正案】 事故発生による社会負担の増大○ ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	改正案により電気さくを設置者自らが施設できるようになることから、現状よりも設置者の負担が減少し、田畑の野獣による被害の減少に寄与するものと考えられる。また、電気さくを施設又は修理する作業は電気工事士でなくてもできる程度のものであることから、当該工事の欠陥による事故の可能性は現状と同程度であると考えられる。	— 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成18年3月17日、省令改正	平成23年

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		施行規則							
144	経済産業省 産業技術環境局リサイクル推進課 製造産業局紙業生活文化用品製造産業局日用品室	事業者による再生資源（古紙／ガラスカレット）の利用に関する利用率目標の見直し（規制の追加、強化、拡充） 【R I Aの対象とした法令】 ・紙製造業に属する事業者を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 ・ガラス容器製造業に属する事業者を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令	平成 18 年 2 月（パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 平成 18 年 2 月	【目的】 古紙、廃ガラス（以下カレット）等の再生資源の利用の促進を図るため、紙製造業、ガラス容器製造業等を「特定再利用業種」として指定するとともに、国内において製造されている紙の古紙利用率、ガラス容器のカレット利用率等の目標値を設定してきた。古紙及びカレットの利用率目標については、平成 17 年度が目標年度となっていることから、新たな利用率、目標年度を設定し、一層の再生資源の利用の促進を図る。 【内容】 ○古紙利用率：平成 17 年度までに古紙利用率を 60%に向上する。→平成 22 年度までに古紙利用率を 62%に向上する。 ○カレット利用率：平成 17 年度までにカレット利用率を 80%に向上する。→平成 22 年度までにカレット利用率を 91%に向上する。	【規制撤廃】 資源の有効利用△（古紙：0%、カレット：0%） 【改正案】 資源の有効利用◎（古紙：62%、カレット：91%） ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。下段のカッコは、現状維持からの増減分等。	【規制撤廃】 再生資源利用率向上のための事業者の負担◎ 【改正案】 再生資源利用率向上のための事業者の負担△ ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	古紙及びカレットの利用率については、資源の有効な利用の促進の観点から、事業者は引き続きより一層の向上を図ることが必要である。このためには、規制撤廃や現状維持と比較して、改正案のとおり古紙及びカレット利用率目標を改正することが効果的である。一方、改正案では、現行利用率以上の再生資源利用率を目標としていることから、事業者は規制撤廃や現状維持と比較して、製品（紙／ガラス容器）品質面の観点からの技術開発、再生資源の品質向上のための消費者、市町村への分別回収に関する普及広報等、負担は増加する。しかし、事業者の再生資源の利用率向上のための取組については、需要者の製品（紙／ガラス容器）の品質に対する要求に対応しつつ、事業者の経済的、技術的に可能な範囲で行うものとしており、また、改正目標についてもその範囲内で設定していることから、負担は対応可能な範囲と考えられるので、その負担を斟酌しても、本改正を行うことは必要である。	産業構造審議会 環境部会廃棄物・リサイクル小委員会 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成 18 年 3 月 30 日、省令改正	平成 22 年度
145	経済産業省 原子力安全・保安院電力安全課	電気事業法第 48 条第 1 項に基づく工事計画の届出を要するものの一部削除（規制の廃止） 【R I Aの対象とした法令】 ・電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）	平成 18 年 2 月（パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 平成 18 年 2 月	【目的】 事業用電気工作物の設置又は変更の工事を行う場合には、その工事計画を経済産業大臣に届け出ることとなっているが、最近の保安実績等を踏まえ、水力発電所に係る制御装置の改造であって制御方式の変更を伴うものについて、工事計画の届出対象から除外する。 【内容】 水力発電所に係る制御装置の改造であって制御方式の変更を伴うものについて、工事計画の届出対象から除外する。	【改正案】 設置者の水力発電所に係る制御方式変更に伴う工事計画届出数の低減◎ 行政の水力発電所に係る制御方式変更に伴う工事計画届出数の減少による業務量低減◎ ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【改正案】 事故発生に伴う設置者の事故報告の増加○ ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	水力発電所に係る制御装置の改造であって制御方式の変更に伴う工事計画の届出件数は年間数件程度で、今後も急激な増加は見込まれない。また、これまでの届出に関する変更命令はないこと、立入検査における技術基準に違反する発電所はないこと、及び過去に制御方式の変更に伴い事故が発生した事例がないことを踏まえると、設置者の自主保安により十分な保安の確保はできると考えられる。さらに、水力発電所への立入検査を通じた技術基準適合性の確認により、引き続き保安の確保が可能である。 本規制撤廃により、事業者の工事計画届出に係る業務の低減、及び行政の工事計画審査業務の低減が図られ、保安についても上記のとおり十分確保できると考えられることから、官民とも得られる効果は大きいと考えられる。	— 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成 18 年 3 月 31 日、省令改正	平成 22 年度
146	経済産業省	火薬類取締法の適用を受けない	平成 18 年 5 月（パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで）	【目的】 事業者より、火薬類取締法の適用を受	【規制撤廃】 事業者負担の軽減◎	【規制撤廃】 事故発生による社会コスト△	本改正案は、当該火薬類の性質、使用目的等に鑑み、災害の発生の防止及び	全国火薬類保安協会火工品安全	平成 23 年度

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
	原子力安全・保安院保安課	火工品を指定する告示 (規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 ・火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示	メント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成18年5月	けない火工品としての指定の要望があったものについて、災害の発生防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、火薬類取締法の適用除外火工品として指定し、科学的合理性に基づいた適正な規制体系とする。 【内容】 以下4件について、火薬類取締法の適用除外火工品として指定する。 (1) 熱電池に用いる火薬類の薬量の拡大 (2) 防犯用視界遮断ガス発生器の薬種及び薬量の拡大 (3) 自動車用横転時乗員保護棒上昇装置に用いるガス発生器 (4) 自動車用ステアリング衝撃緩衝装置に用いるガス発生器	【改正案】 事業者負担の軽減◎ (熱電池:112個、防犯用視界遮断ガス発生器:2000個、自動車用横転時乗員保護棒上昇装置用ガス発生器:1330個、自動車用ステアリング衝撃緩衝装置用ガス発生器:2000個※2) ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。 ※2 当面、規制対象から除かれる火工品の数量(平成18年度見込)	【改正案】 事故発生による社会コスト○ ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	公共の安全の確保に支障を来す恐れのないことを確認したものについて、火薬類取締法の規制対象外とする措置を講じるものであり、科学的合理性に基づき規制を緩和することにより、事業者への過剰な負担を軽減することを目的としている。なお、今回指定される火工品は従来指定品と同等の安全性が担保されることから、当該火工品を利用した製品の事故発生リスクは従来製品と同程度と想定される。また、安全性の確認をせずに火薬類の規制を撤廃した場合、社会的に求められる必要最低限の保安レベルが担保できず、事故が頻発することが想定される。従って本改正案を選択することが妥当である。	性評価申請書 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成18年6月7日、告示制定	中
147	経済産業省 原子力安全・保安院保安課	火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示 (規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 ・火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示	平成18年6月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成18年6月	【目的】 事業者より、火薬類取締法の適用を受けない火工品としての指定の要望があったものについて、災害の発生防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、火薬類取締法の適用除外火工品として指定し、科学的合理性に基づいた適正な規制体系とする。 【内容】 以下2件について、火薬類取締法の適用除外火工品として指定する。 (1) 自動車用ステアリング衝撃緩衝装置に用いるガス発生器の薬種拡大 (2) 自動車用頭部後傾抑止装置に用いるガス発生器	【規制撤廃】 事業者負担の軽減◎ 【改正案】 事業者負担の軽減◎(自動車用ステアリング衝撃緩衝装置に用いるガス発生器:約70個、自動車用頭部後傾抑止装置に用いるガス発生器:約3600個※2) ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。 ※2 当面、規制対象から除かれる火工品の数量(平成18年度見込)	【規制撤廃】 事故発生による社会コスト△ 【改正案】 事故発生による社会コスト○ ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	本改正案は、当該火薬類の性質、使用目的等に鑑み、災害の発生防止及び公共の安全の確保に支障を来すおそれのないことを確認したものについて、火薬類取締法の規制対象外とする措置を講じるものであり、科学的合理性に基づき規制を緩和することにより、事業者への過剰な負担を軽減することを目的としている。なお、今回指定される火工品は従来指定品と同等の安全性が担保されることから、当該火工品を利用した製品の事故発生リスクは従来指定品と同程度と想定される。また、火薬類の規制を撤廃した場合、社会的に求められる必要最低限の保安レベルが担保できず、事故が頻発することが想定される。したがって、本改正案を選択することが妥当である。	全国火薬類保安協会火工品安全性評価申請書 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成18年7月24日、告示制定	平成23年度中
148	経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部石油流通課	バイオディーゼル燃料(BDF)混合軽油に係る燃料品質規制の導入 (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 ・揮発油等の品	平成18年6月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成18年6月	【目的】 現在市場に流通しているディーゼル車にBDF混合軽油を使用する場合における、安全面及び環境面の観点から問題が生じない燃料性状の条件について、軽油規格に反映し、適正な品質の燃料の安定的供給の確保を図る。 【内容】 BDF混合軽油について、BDFの混合上限を規定するとともに、燃料の品質安定性等を確保するために必要な分	【改正案】 自動車部材に対する安全性の確保◎ 環境保全◎ ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【改正案】 規制遵守による事業者の負担増△ ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	平成17年2月に京都議定書が発効されたことにより、地球温暖化対策としてCO2排出削減効果に有効とされているバイオマス由来燃料が注目され、一部の自治体等で利用されている。一方、BDFは、軽油に比べて、ゴム・樹脂を膨脹・劣化させる、また、熱の影響によりスラッジ(固まり)を発生し品質が劣化しやすい、という化学的特徴を有しているにも関わらず、現行の軽油規格では、BDFの混合による	総合資源エネルギー調査会石油分科会石油部会燃料政策小委員会 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの	平成23年度中

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		質の確保等に関する法律施行規則（昭和52年通商産業省令第24号）		析項目を追加する。また、BDFを混合しない軽油については、事業者の負担を鑑み、BDF及びその原料となる油脂（トリグリセリド）が混合されていないことを確認するための必要最低限の分析項目を追加する。			燃料性状の変化に係る項目が規定されていない。そのため、現状維持の場合には、BDF混合軽油の品質の確保が図れないことから、一般のディーゼル車において使用する場合の安全性及び排ガス性状が確保されないことが懸念される。 改正案では、BDFを混合しない軽油については従来どおりの規制水準を維持しつつBDFが含まれないことを確認するための規制項目を追加し、また、BDF混合軽油については、BDFの混合上限（欧州の事例を参考に5%と規定）とともにBDFの品質安定性等を確保するために必要な項目を規定することとしている。これにより、取り扱う軽油にBDFが含まれるか否かに関わらず、軽油の生産業者や販売業者の燃料品質分析コストの増加が想定されるが、BDF混合軽油の規格が導入されることにより自動車用軽油の燃料品質の確保が図られ、一般のディーゼル車において従来の軽油と同様に使用する場合の安全性及び排ガス性状を確保することができることから、社会的便益は増大すると考えられる。	実施に際して、参考資料として添付 平成18年度末までに省令制定予定	
149	経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進	製品に含有される特定の物質の管理及び情報提供に関する規定（規制の追加、強化、拡充） 【R I Aの対象とした法令】 ・資源有効利用促進法における指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に係る判断基準省令	平成17年9月（パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年9月	【目的】 使用済み後のリユース・リサイクル段階における適切な分別管理により、リユース・リサイクルを更に促進するため 【内容】 製品の設計・製造段階で管理すべき物質（要管理物質）を特定し、要管理物質の管理のための措置義務（どの製品のどのような場所に要管理物質が含まれているのか把握する）や要管理物質の含有情報の提供義務等（どの製品のどのような場所に要管理物質が含まれているかという情報を消費者やリサイクラーに提供する）を定める。	【規制撤廃】 リユース・リサイクル工程の効率化△ リユース・リサイクルの促進△ 【改正案】 リユース・リサイクル工程の効率化◎ リユース・リサイクルの促進◎ ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【規制撤廃】 事業者負担増◎ 【改正案】 事業者負担増△ ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	規制撤廃や現状維持と比較して、改正案では、事業者に対し、製品に含有される特定の物質の管理及び含有に係る情報提供を求めることから、事業者及び行政の負担は増加する。一方、改正案は、使用済後のリユース・リサイクル段階において特定の物質を適切に分別管理できるよう、製品含有物質に係る情報を消費者やリサイクラーへ提供するものであり、リユース・リサイクル工程の効率化や再生資源の品質向上が進み、リユース・リサイクルが更に促進されることが考えられる。	産業構造審議会 環境部会 廃棄物・リサイクル小委員会 製品3Rシステム高度化ワーキンググループ 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成18年4月27日、省令改正	平成20年

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
150	経済産業省 製造産業局車両課	本場及び場外車券売場の設置基準の見直し (規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 自動車競技法施行規則(平成14年経済産業省令第97号) 小型自動車競走法施行規則(平成14年経済産業省令第98号) 自動車競技法施行規則第10条第4号の規定に基づき、施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定める件(平成15年経済産業省告示第68号) 自動車競技法施行規則第15条第1項第4号の規定に基づき、場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定める件(平成15年経済産業省告示第69号) 小型自動車競走法施行規則第10条第4号の規定に基づき、施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定める件(平成15年経	平成18年11月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成18年11月13日	【目的】 従来、競輪・オートレース事業の売上金の一部は、先端的な技術開発の推進や福祉施設の整備といった機械振興や公益振興などの事業の用に供されており、競輪・オートレース事業の活性化は広く社会一般の便益につながるものであるが、近年、競輪・オートレース事業の売上金の減少が続いている。こうした状況に鑑みれば、競輪・オートレース事業の活性化に向けた包括的な取組みを行う必要がある。具体的には、昨今の車券販売の電子化による効率化やレース場における騒擾事件の減少といった近時の状況を踏まえつつ、他の公営競技における規制水準も考慮しながら、以下に掲げる事項を内容とした、本場及び場外車券売場の設置基準の見直しを行う。 【内容】 場外車券売場について、より柔軟かつ適切な設置・運用が可能となるよう、その設置基準の見直しを行う。併せて本場の設置基準についても、必要な見直しを行う。 ○場外車券売場の設置基準について ①車券の発売等の用に供する施設について、窓口の間隔等に関する規制を改め、各施設の実情に合わせた施設の設置を可能とする。 ②入場者の用に供する施設のうち、表示設備、駐車場等以外に関する規制を削除し、各施設の実情に合わせた施設の設置を可能とする。 ③設置又は移転の許可を得ているにもかかわらず設置されない場外車券売場が存在する状況に鑑み、許可申請書において当該場外車券売場で確実に車券販売が行われることの説明を求めるとする。 ○本場の設置基準 ①ファンがレースをより観戦しやすくするため、必ずしも、競走路の外側に高さ1.8mの柵を設けなくとも、競走の障害を防止するための十分な措置が講じられていれば足りるものとする。また、ポリカーボネイト等の板を用いる際には、透明性の低下、音の伝達の障害がないものでなければならないこと	【改正案】 公益振興及び機械振興事業の促進◎(対前年度増(平成17年度総売上高8775億円)) 設置者の施設運用の柔軟性等の向上◎(対前年度増(平成17年度までの場外累計許可件数52件))◎ 顧客の利便性の向上◎(対前年度増(平成17年度競輪利用者数6324万人)) ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【改正案】 騒擾事件の発生の危険性◎(対前年度±0(平成17年度までの騒擾事件累計件数約16件)) 行政の手続コスト△(平成17年度までの場外累計許可件数52件) ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	今回の本場及び場外車券売場の設置基準の見直しにあたっては、昨今の車券販売の効率化、騒擾事件の減少という状況を踏まえ、必要最低限の基準のみを規定することとしているため、設置者の一層柔軟な施設運用が可能となる。さらに、顧客の利便性の向上、施設の集客力の向上に繋がることから、売上の向上、施設の集客力の向上に繋がることから、売上の向上、ひいては公益振興事業及び機械振興事業の促進が図られる。 一方、設置基準の緩和により騒擾事件の発生の危険性が懸念されるが、過去10年以上に渡って騒擾事件が発生していない状況を鑑みれば、今般の改正によってその発生の危険性が増すことは想定されない。また、行政の手続コストについては、累計許可件数の増加に伴い、施設に関する審査及び調査の回数が増加することが予測されるが、売上の向上等によって社会一般の便益に繋がる効果の方が大きいと考えられる。 なお、公営競技が刑法の賭博罪の特例であるという性格上、施設の設置に当たっては厳密な審査を行う必要があるため、当該事項に関する制度自体の撤廃については想定され得ない。	「競輪・オートレース事業活性化プラン」(平成18年3月産業構造審議会車両競技分科会車両競技活性化小委員会報告書)より抜粋 2.(1)②専用場外車券売場の整備 経済産業省は、他の公営競技場等における車券販売についての許可基準の緩和や小規模な施設についての許可基準の策定など、専用場外車券売場の設置に関する規制のあり方について、他の公営競技における取扱いも踏まえて再検討し、平成18年度のできる限り早い時期に結論を得て、直ちにその結果を踏まえた見直しを行う。 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付	平成23年度

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		<p>済産業省告示第72号) 小型自動車競走法施行規則第12条第1項第4号の規定に基づき、場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定める件(平成15年経済産業省告示第73号)</p>		<p>とする。 ②場外車券売場と同様の規制の見直しを行う。 ○その他 施設の位置の基準について、周辺の文教施設及び医療施設からの距離のみではなく、周辺環境や道路事情等を含め総合的に判断することが分かるよう、文言の整理を行うほか、所要の改正を行う。</p>					
151	<p>経済産業省 原子力安全・保安員保安課、ガス安全課、液化石油ガス保安課</p>	<p>ガスに関する消費者保安対策(規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号) ガス事業法施行規則(昭和45年通商産業省令第97号) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第77号) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号)</p>	<p>平成18年11月 (パブリック・コメント手続きにおける意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成18年11月14日</p>	<p>【目的】 今般のパロマ工業株式会社製の半密閉式ガス瞬間湯沸器に係る一酸化炭素中毒事故の反省を踏まえ、平成18年8月28日に公表した。「製品安全対策に係る総点検結果とりまとめ」において、同様の事故の再発防止のため、①ガス消費機器に係る事故情報の収集体制の不備の是正、②事故原因の徹底的な究明を行うための体制の整備、③事故事例に係る情報の積極的公開、④安全装置の不正改造や部品の劣化による事故の防止のための制度的対応が必要であるとした。本件は、当該報告書を受けて、次に掲げる措置を講じるものである。 【内容】 (18)半密閉式ガス瞬間湯沸器に係る消費者に対する周知の充実 半密閉式ガス瞬間湯沸器(ただし、不完全燃焼防止装置がそなえられていないものに限る。)について、当該機器を使用している消費者に対する周知を行う頻度を年1回に高める。 (19)ガス消費機器メーカーに対する事故報告の義務づけ L Pガス事業者からの事故報告については、都道府県のほか、直接、経済産業省(産業保安監督部)に対する報告を義務づけることとする。また、事故報告の事項について、メーカー名、型式等を追加することとする。 (24)ガス事業者及びL Pガス事業</p>	<p>【改正案】 欠陥のある湯沸器による死亡者数の減少◎(現状:1人/年→改正案:0人/年) 欠陥のある湯沸器による負傷者数の減少◎(現状:2人/年→改正案:0人/年) ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。</p>	<p>【改正案】 ガス事業者の消費者への周知費用の増加△(現状:3年に1回→改正案:1年に1回) L P販売事業者の事故報告届出費用の増加△(現状:約100件/年→改正案:約150件/年) 事故報告受理の行政コストの増加△(現状:約280件/年→改正案:約330件/年) ガス事業者等による点検費用の増加△(現状:当該点検なし→改正案:+10分/件) ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。 ※ 改正案による「想定される負担」については、本件改正案により発生する義務を履行するために最低限必要な費用の概算を算出したもの。</p>	<p>本改正案(選択肢1)により発生する負担として、(18)半密閉式ガス瞬間湯沸器に係る消費者への周知頻度の増大により、当該機器に係る事業者の周知費用(印刷費、郵送費等)が従来の約3倍になること、(19)ガス消費機器メーカーに特定消費設備に関する重大事故についての国への直接報告が義務付けられることにより、報告に係る通信費用(印刷費、郵送費等)が年間約50件分増加すること、及び(24)ガス事業者及びL Pガス事業者の排気扇の作動点検を義務付けることにより、点検に係る費用(人件費等)の増加が想定される。 しかしながら、本改正案(選択肢1)により、ガス消費機器の安全が確保され、事故の未然防止が徹底されることから、パロマ工業株式会社製半密閉式ガス瞬間湯沸器により、これまでに60名が死傷(年間3名)したことを踏まえると、現状よりもより大きな社会的便益が得られると考えられる。</p>	<p>総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会ガス安全小委員会 総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会液化石油ガス部会 消費経済審議会製品安全部会 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付</p>	<p>平成23年度(ただし、今後の事故の傾向を踏まえ、随時見直す。)</p>

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				<p>者による排気扇の作動点検の実施 半密閉式ガス瞬間湯沸器（強制排気式に限る。）のうち特定の機種について、排気扇が確実に作動することを使用時の技術基準として要求することとし、ガス事業者及びLPガス事業者によるガス消費機器の点検の際の調査事項に、かかる作動点検を追加することとする。</p> <p>（26）ガス消費機器に係る帳簿の保存期間の延長等 ガス消費機器に係る調査に係る帳簿の保存期間について、調査の間隔に応じた期間に改めることとする。また、調査に係る消費機器について、メーカー名、型式、製造年月日等を帳簿に記載させることとする。</p> <p>（27）緊急時におけるガス消費機器調査の実施の義務づけ ガス消費機器を使用する者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると認める場合に、ガス事業者及びLPガス事業者に対し、調査を行うことを求めることができるよう制度を整備することとする。</p> <p>（28）不正な安全装置の改造に係る工事の禁止 不正な安全装置の改造が行われないようにするため、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に係る特定工事に安全装置の変更に係る工事を追加することとする。</p> <p>注：（ ）内は「製品安全対策に係る総点検結果とりまとめ」（平成18年8月28日）にて示された項目番号を指す。</p>					
152	経済産業省 原子力安全・保安員電力安全課	自家用電気工作物であって出力1,000kW未満の太陽電池発電所に係る保安管理業務における点検頻度の延伸及び太陽電池発電所、内燃力発電所及びガスタービン発電所に係る保安管理業務	平成18年10月 （パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 平成18年10月19日	<p>【目的】 電気事業法第43条において、事業用電気工作物の設置者は、その保安の監督をさせるため、電気主任技術者を選任することとしているが、電気事業法施行規則第52条第2項により、一定の自家用電気工作物であって、その保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を委託する契約を同規則第52条の2に定める要件に該当する者と締結し、経済産業大臣の承認を受けたものについては、電気主任技</p>	<p>【規制撤廃】 設置者の点検に係る費用負担の軽減◎ 保安管理業務受託者の受託件数の増加◎</p> <p>【改正案】 設置者の点検に係る費用負担の軽減◎ 保安管理業務受託者の受託件数の増加◎</p>	<p>【規制撤廃】 事故発生による社会負担の増大△ 規制実施に伴う行政負担の増大△</p> <p>【改正案】 事故発生による社会負担の増大○（現状維持） 規制実施に伴う行政負担の増大○（現状維持）</p>	太陽電池発電設備の設備構成や事故状況等を踏まえ、出力100kW以上の当該設備における現行の隔月1回以上の点検頻度を延伸することは、点検に係る設置者の費用負担を低減でき、また保安レベルを現状のまま維持できることから事故発生による社会的負担を増大させないと想定される。一方、点検頻度による規制を完全撤廃した場合は、長期にわたって点検が行われないなど、社会的に必要とされる最小限の保安確保に多大な支障が出るおそれがある	分散型電源保安調査報告書（平成18年3月社団法人電気設備学会） 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、	平成23年度

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		<p>における換算係数の低減 (規制の緩和)</p> <p>【R I Aの対象とした法令】 ・平成15年経済産業省告示第249号</p>		<p>術者を選任しなくてもよいとしている。同規則第52条の2に定める要件の一つにおいて、保安管理業務受託者が当該電気工作物の点検を本告示に定める頻度で行うことが定められている。</p> <p>本件は、当該電気工作物のうち出力1,000kW未満の太陽電池発電所について、保安管理業務受託者による点検頻度を保安レベルの維持を前提に合理的に見直し、設置者の不必要な負担を削減するためのものである。</p> <p>なお、規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)では、随時巡回を行う発電所における委託電気主任技術者による点検頻度について、平成17年度から平成19年度までの委託調査事業の中で優先順位の高い発電所から検討を行い、年度毎の検討結果に基づき、見直しを行うこととされている。</p> <p>【内容】 今回の改正は、出力1,000kW未満の太陽電池発電所について、設備や保安の実態を踏まえ、出力100kW以上の当該発電所の設置者からの委託によりその保安管理業務を行う者による点検頻度を現行隔月1回以上から出力100kW未満の当該発電所と同じ年2回以上に延伸するものである。</p> <p>また、今回の改正及び昨年度の改正による点検頻度の延伸を踏まえ、出力1,000kW未満の太陽電池発電所、内燃力発電所及びガスタービン発電所について、保安管理業務が適確に行える範囲で業務を受託するために設備の種類及び規模に応じて設定された換算係数の低減を併せて行う。</p>	<p>※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。</p>	<p>※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。</p>	<p>るため、一定の点検頻度を定める規制が必要である。なお、点検頻度を延伸しても電気事業法施行規則第52条第2項に基づく国による承認手続きに変化はなく行政負担は増大しないが、規制を撤廃した場合には事故発生リスクが高まることから、必要に応じ電気事業法第106条に基づく報告徴収又は同法第107条に基づく立入検査の実施を行うこと等により行政負担の増大が見込まれる。</p> <p>また、点検頻度の延伸を踏まえ、換算係数を低減することは、保安管理業務受託者の受託件数を増やすことができ、また保安レベルを現状のまま維持できることから事故発生による社会的負担を増大させないと想定される。一方、換算係数による規制を完全撤廃した場合は、点検できる業務量を超えて保安管理業務を受託して点検が行われないなど、社会的に必要とされる最小限の保安確保に多大な支障が出るおそれがあるため、換算係数を定める規制が必要である。なお、換算係数を低減しても電気事業法施行規則第52条第2項に基づく国による承認手続きに変化はなく行政負担は増大しないが、規制を撤廃した場合には事故発生リスクが高まることから、必要に応じ電気事業法第106条に基づく報告徴収又は同法第107条に基づく立入検査の実施を行うこと等により行政負担の増大が見込まれる。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検に係る設置者の負担費用は、国による手数料等の定めがなく各事業者が自由に契約できることから、委託先によって料金が異なり、定量的な想定は不可能。また、点検頻度は、現行隔月1回以上の点検が半年に1回に削減されることが見込まれる。 ・保安管理業務受託者の受託件数は、各事業者が自由に契約できることから、定量的な想定は不可能。また、受託件数は、換算係数が低減される発電所について、倍以上の件数を受託することが見込まれる。 	<p>参考資料として添付</p>	

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
153	経済産業省 原子力安全・保安院 鉱山保安課	海洋施設における有害液体物質の排出等に係る規制の導入 (規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 鉱山保安法施行規則(平成16年経済産業省令第96号) 鉱業上使用する工作物等の基準を定める省令(平成16年経済産業省令第97号)	平成19年2月(パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成19年2月7日	【目的】 従来、油汚染事件に関しては、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」(OPRC条約)において国家的な体制や国際協力の推進等が措置されてきたが、この枠組みの対象を油以外の危険・有害物質にも広げ、油以外の有害危険物質による海洋汚染事故に起因する海洋環境への影響を最小限に抑えることを目的に、2000年に「2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」(以下「OPRC-HNS 議定書」という。)が採択された。 今般、OPRC-HNS 議定書の実施等に伴い、締約国において有害液体物質による海洋汚染に対して迅速かつ効果的に対処し得る体制を確立することが求められていることから、海洋にある鉱山に属する工作物(以下「海洋施設」という。)において管理されている有害液体物質による海洋汚染に対して迅速かつ効果的に対処し得る体制を確立するため、鉱山保安法施行規則及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令について所要の改正を行い、海洋における鉱害の防止(海洋汚染の防止)を図る。 なお、海洋施設は、具体的には、海洋油田・ガス田の探査又は生産に係る大型建造物であり、当該施設における鉱業活動は、厳しい海象、気象条件の下での作業で大きな危険を伴うものであり、また原油流出等による海洋汚染の原因は当該施設での鉱業活動に密接に関係するものであるため、鉱害防止のみならず危害防止の観点からも、鉱山保安法で一元的に管理・監督している。 また、海洋施設以外の海域に設けられる工作物については、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(国土交通省、環境省所管)により対応している。 【内容】 海洋施設における有害液体物質の処理について、次に掲げる措置を講じる。 ①海洋施設から、有害液体物質を排出してはならないとすること。	【改正案】 海洋施設において管理されている有害液体物質の排出による鉱害の防止(海洋汚染の防止)◎(鉱害発生件数:0件) 有害液体物質による海洋汚染に対する迅速かつ効果的な対処◎(鉱害発生件数:0件) ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【改正案】 鉱業権者の負担(有害液体物質の排出による防除資材の整備等)○ 行政の負担増○(2件程度/年) 注) 従来実施している保安規程の審査業務の一環として実施することができるため、大きな負担増とはならない。 ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	現状維持(選択肢1)の場合、海洋施設において管理されている有害液体物質による海洋汚染の対処の体制が確立されないため、海洋施設に起因する海洋汚染事故が発生する可能性があり、また、事故が発生した際に、国として迅速かつ効果的に対処することが困難である。さらに、鉱業権者にとっても、海洋への有害液体物質の排出に関する対応としては、一度排出されると危険が増加し、その除去等海洋汚染防止のための措置の実施には多大な時間と労力を要することとなるため、負担が大きいと考えられる。 改正案(選択肢2)の場合は、海洋施設において管理されている有害液体物質による海洋汚染に対して迅速かつ効果的に対処しうる体制が確立されることとなり、環境保全が図られると考えられる。一方、鉱業権者には防除資材の備え付け等が義務付けされることになるが、当該措置は、環境汚染を防止するために必要なものであり、安全かつ的確に当該措置を実施するためには、当該改正は、過度の負担となるものではないと考えられる。なお、防除の資材は、現在、海洋施設において備え付けている油流出用の資材等でも対応可能なことから過度の負担は生じない。また、鉱業権者が有害液体物質の処理について保安規程に定めることに伴い、保安規程の変更届出を受理する等、行政の負担が増加する。ただし、従来実施している保安規程の審査業務の一環として実施することができるため、大きな負担とはならない。したがって、本改正案を選択することが妥当である。	本件について、鉱山保安法の規定に基づき中央鉱山保安協議会(平成19年1月26日開催)に付議した結果、了承された。 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付	平成23年度

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				<p>②大量の有害液体物質が海洋へ排出されたときは、有害液体物質の防除措置を講じなければならないとすること。</p> <p>③有害液体物質を海洋に排出したときは、その内容について記録及び保存をしなければならないとすること。</p> <p>④海洋施設における有害液体物質の処理について、現況調査を行わなければならないとすること。</p> <p>⑤海洋施設における有害液体物質の処理について、保安規程に定めなければならないとすること。</p> <p>⑥海洋施設から有害液体物質を大量に排出し、又は排出するおそれがあるときは、産業保安監督部長に報告しなければならないとすること。</p> <p>⑦海洋施設に有害液体物質の防除のための資材を備え付けなければならないとすること。</p>					
154	経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギー対策課 新エネルギー等電気利用推進室	<p>RPS 法における中小水力発電・地熱発電の対象範囲の拡大（規制の追加、強化、拡充）</p> <p>【R I A の対象とした法令】 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令ほか関係省令</p>	<p>平成19年2月（パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで）</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 平成19年2月7日</p>	<p>【目的】 RPS 法は、小売電気事業者に、新エネルギー等から発電される電気を一定量以上利用することを義務付けることにより、電力分野における新エネルギー等の更なる導入拡大を促し、もって我が国全体における新エネルギー等の利用拡大の一助とすることを目的としている。</p> <p>法附則第5条に基づき、平成18年5月にとりまとめられた総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会 RPS 法評価検討小委員会・報告書では、水力発電及び地熱発電の対象を拡大すべきとの意見が示される一方、地域偏在性に留意しつつ、新規開発ポテンシャルの賦存状況等について検討することが必要との見解が示され、平成26年度までの利用目標量設定作業に併せて検討することとされた。</p> <p>これを受けて、今般、新たな利用目標（目標期間：平成19年度～平成26年度）を定めるべく設置された、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会RPS法小委員会の審議の過程において、水力発電及び地熱発電の対象範囲のあるべき姿についても検討を行った。その結果、水力発電については、昨今の自治体や市民の関心の高まりに伴う開発可能性の増大、経済性の改善等を踏ま</p>	<p>【改正案】 新エネルギー等導入量の着実な増加◎（+0.7億kWh+α）</p> <p>※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。</p>	<p>【改正案】 認定対象拡大に伴う社会的負担△（+6億円+α）</p> <p>※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。</p>	<p>本改正案に関しては、第4回 RPS 法小委員会資料2によると、今回新たに対象となる水力発電設備からの発電量としては、現状維持ケースと比較して、現時点でさえ新設分として約0.7億kWhが見込まれるとともに、本施策による発電機等の技術開発、量産化によるコストダウンの進展により、更なる拡大が見込まれる。地熱発電については、その賦存量の正確な統計は出ていないが、温泉水を活用することなどは関係者の理解を得やすいため、着実に増えるものと見込まれる（左記では+αとした）。</p> <p>一方、負担面で見た場合、本改正案に関しては、現行 RPS 価値をもとに試算すると、6億円+αの社会的負担増となるが、これは、新規発電設備の拡大効果、コストダウン効果を踏まえると、妥当な範囲内であると考えられる。</p> <p>なお、1,000kW超10,000kW以下の水力発電所については、相当量の開発可能資源量が賦存しているものの、現時点では、これらの開発地点の多くは、経済性等の観点から開発が困難な状況にある。さらに、地域偏在性等による制度全体への影響を踏まえると、このような範囲の水力発電所を本法の対象とすることは適切でないと考え</p>	<p>総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会 RPS 法小委員会報告書（案）（平成19年2月6日）（一部抜粋） 3.（2）中小水力発電・地熱発電の対象範囲の拡大 平成19年度（2007年度）以降は、河川維持用水利用発電や利水放流水発電等についても、1,000キロワット以下のものについては、新たに RPS 法の対象設備として含めることが適当である。 平成19年度（2007年度）以降は、温泉水を活用したもの等であっても、熱水を著しく減少</p>	平成22年

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				<p>え、地熱発電については、温泉水を活用するなどした低温領域での発電方式が今後普及することが期待されていることを踏まえ、下記（内容）のとおり対象範囲を拡大することが適当であると示された。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水力発電： 水路式発電のみならず、河川維持用水利用発電や、利水放流水発電等についても1,000kW以下のものについては、新たにRPS法の対象設備として含める。 ・地熱発電： 平成19年度以降は、温泉水を活用したもの等であっても、熱水を著しく減少させないと認められるものについては、積極的にRPS法の対象設備として認定する。 <p>※新エネルギーとは、風力、太陽光、地熱、水力、バイオマスなどを用いた、再生可能な自然エネルギーをいう。新エネルギーは、CO2の排出が少ないこと等環境へ与える負荷が小さく、資源制限が少ない国産エネルギー、または石油依存度低下に資する石油代替エネルギーとして、エネルギーの安定供給の確保、地球環境問題への対応に資することから、持続可能な経済社会の構築に寄与するとともに、さらに新エネルギーの導入は新規産業・雇用の創出等にも貢献するなど様々な意義を有している。</p>				<p>させないと認められるものについては、積極的にRPS法の対象設備として認定していくことが適当である。</p> <p>【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付</p>	
155	経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギー対策課 新エネルギー等電気利用推進室	<p>RPS法における平成26年度までの利用目標量の設定 (規制の追加、強化、拡充)</p> <p>【R I Aの対象とした法令】 平成19年度以降の8年間についての電気事業者による新エネルギー等電気の利用の目標を定める告示</p>	<p>平成19年2月（パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで）</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 平成19年2月7日</p>	<p>【目的】 RPS法第3条第1項に基づき、経済産業大臣は総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて4年ごとに当該年度以降の8年間についての電気事業者による新エネルギー等電気の利用目標（新エネルギー等電気利用目標）を定めることとなっている。各電力事業者はこの利用目標やその電力供給量などを勘案して算定される一定量を、太陽光や風力などの新エネルギーとして利用することが義務付けられている。</p> <p>今般、先の利用目標を定めてから4年目を迎え、新たな利用目標（目標期間：平成19年度～平成26年度）を定める必要があることから、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会 RPS法小</p>	<p>【規制撤廃】 電気事業者による新エネルギーの導入促進△</p> <p>【改正案】 電気事業者による新エネルギーの導入促進◎（電気事業者による新エネルギーの導入量：+38億kWh）</p> <p>※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。</p>	<p>【規制撤廃】 新エネルギーの導入に伴う事業者負担◎</p> <p>【改正案】 新エネルギーの導入に伴う事業者負担△（+100～300億円程度）</p> <p>※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。</p>	<p>本改正案では、現状維持ケース（122億kWh）と比べ、新エネルギー利用目標を38億kWh増やし、電気事業者による新エネルギーの導入を促進することにより、エネルギーセキュリティの向上や環境保全に望ましいエネルギー需給構造の構築に向けて着実に前進することが可能となるほか、副次的な効果として、より一層の技術革新の進展や関連設備機器の導入を通じて発電コストの低減も期待できる。規制撤廃の場合には、電力事業者による新エネルギーの導入意欲が減退し、将来あるべきエネルギー需給構造が達成できないおそれがある。</p> <p>一方、負担面で見ると、改正案の場合、平成26年度の調達費用は約1100～</p>	<p>総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会 RPS法小委員会報告書（案）（平成19年2月6日）</p> <p>5.平成26年度までの新エネルギー等電気利用目標量 平成26年度の利用目標量については、以上を総合的に勘案し、160億キロワット時とす</p>	平成22年

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				<p>委員会に諮問して審議した。その結果、エネルギー需給の逼迫や地球温暖化問題などを背景に、国際的にも新エネルギー導入促進の動きが活発化しており、新たな利用目標の設定に当たっては、新エネルギー等電気の導入拡大に向けた、現実的かつ意欲的な数値を設定すべきとされた。</p> <p>こうした審議結果を踏まえ、新エネルギーの一層の利用拡大を促進し、エネルギーセキュリティの向上や環境保全に望ましいエネルギー需給構造の構築を図るため、平成19年度から平成26年度までの利用目標を下記【内容】のとおり定める。なお、この目標値はRPS法小委員会における審議を経て同小委員会報告書で示されたものである。</p> <p>【内容】</p> <p>RPS法第3条第1項の規定に基づき、平成19年度から平成26年度までの新エネルギー等電気利用目標を次のように定めるため、平成15年度以降の8年間についての電気事業者による新エネルギー等電気の利用の目標を定める告示を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度から平成22年度まで平成15年度以降の8年間についての電気事業者による新エネルギー等電気の利用の目標を定める告示（平成15年1月27日）に同じ。 ・平成23年度 131.5億kWh ・平成24年度 141.0億kWh ・平成25年度 150.5億kWh ・平成26年度 160.0億kWh <p>※新エネルギーとは、風力、太陽光、地熱、水力、バイオマスなどを用いた、再生可能な自然エネルギーをいう。新エネルギーは、CO2の排出が少ないこと等環境へ与える負荷が小さく、資源制限が少ない国産エネルギー、または石油依存度低下に資する石油代替エネルギーとして、エネルギーの安定供給の確保、地球環境問題への対応に資することから、持続可能な経済社会の構築に寄与するとともに、さらに新エネルギーの導入は新規産業・雇用の創出等にも貢献するなど様々な意義を有している。</p>			<p>1300億円程度と試算され、この金額は、平成22年度の利用目標量（122億kWh）を達成するための費用負担額約1000億円程度（現状維持ケースにほぼ相当）と比較して、大きな違いはなく、また、規制撤廃ケースと比較しても、一世帯あたりの電力料金に換算すると、およそ月30～40円であり、他の先進国と比較しても低いレベルに抑えられている。</p> <p>なお、仮に、改正案よりも更に利用目標量を高く設定した場合には、電気事業者が義務を達成することが困難となるため、制度そのものの安定性・信頼性が失われる可能性があり、また、仮に達成しても、RPS相当量の価格が上昇し、その結果、負担総額が急激に増大するとともに、デッドウェイトロスが増大による経済的非効率性が更に生じることから、現実的な範囲内で意欲的である改正案が適当であると考えられる。</p>	<p>る。</p> <p>また、平成26年度までの各年度の利用目標量については、RPS法評価検討小委員会の評価結果（平成18年5月）を踏まえ、平成22年度までは変更は加えず、平成23年度以降については、順調に導入が進むものと想定し、以下の通りとする。</p> <p>平成23年度 131.5億キロワット時 平成24年度 141.0億キロワット時 平成25年度 150.5億キロワット時 平成26年度 160.0億キロワット時</p> <p>【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付</p>	

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
156	経済産業省 原子力安全・保安院電力安全課	粉じんの多い場所及び可燃性のガス等により爆発する危険のある場所における特別高圧の電気設備の施設禁止の緩和 (規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 電気設備に関する技術基準を定める省令	平成19年2月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成19年2月7日	【目的】 特別高圧(7,000Vを超えるもの)の電気設備は、充電状態で放電を伴うことが多いことから、電気設備に関する技術基準を定める省令(以下「電技省令」という。)第72条の規定により、粉じんの多い場所及び可燃性のガス等により爆発する危険のある場所(以下「危険場所」という。)における特別高圧の電気設備の施設は原則として禁止されている。一方、平成9年以前は特例的な措置として、特別の理由により所轄の通商産業局長(当時)の認可(以下「特認」という。)を受けたものについては施設することができた。したがって、現存するこれらの特認の特別高圧電気設備以外については新たに施設することができず、現存する特認の特別高圧電気設備についても増設や改造を行うことができないため、こうした特別高圧電気設備を使用している石油精製業界等において、円滑な設備の更新や改造ができない状態となっている。 今般、このような特別高圧電気設備に関して、日本電気技術規格委員会(J E S C)等の第三者専門家からなる委員会において火災防止等の安全性の観点から検討した結果、特認時と同等の技術基準が維持され、感電・火災等が起こらないような必要な措置が講じられるのであれば、従前と同等の安全性を確保できると考えられることから、科学的合理性に基づいた適正な規制体系とするため、以下(内容)の改正を行うものである。 なお、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)では、電気設備及び石油精製設備の双方の特性を踏まえ、これら事業上の実態についても把握した上で、日本電気技術規格委員会(J E S C)等の第三者専門家からなる委員会において火災防止等の観点からの安全性が確認され次第、所要の改正等を行うこととされている。 【内容】 電技省令第72条において施設を禁止している電気設備から、同期発電機、	【規制撤廃】 設備の更新等に係る事業者負担の軽減 ◎(更新等が可能となる設備数:72) 【改正案】 設備の更新等に係る事業者負担の軽減 ◎(更新等が可能となる設備数:72) ※現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【規制撤廃】 事故発生による社会コスト△(事故発生のおそれがある設備数:72) 【改正案】 事故発生による社会コスト○(事故発生のおそれがある設備数:0) ※現状維持より負担が軽減すると考 える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	平成9年以前の特認により施設された特別高圧電気設備は72基あるが、現在、これらの設備は電技省令第72条の規定により同等の設備への更新などを行うことができない。 現状維持(選択肢1)の場合には、既存の設備以外の特別高圧電気設備の使用は不可能となり、既存の設備についても更新や改造を行うことができないため、使用電圧が低い脱塩装置等を使用せざるを得なくなりコストが増大することとなる等、事業者に大きな負担となることが予想される。 一方、本改正案(選択肢2)では、脱塩装置、電気凝集装置又は発電機それぞれの現状の技術的安全性を維持することで、特別高圧設備導入のための安全性を確保しつつ、特認の特別高圧電気設備の更新等を適切に実施することができるようになり、事業者負担の軽減を図ることができる。 また、規制を撤廃した場合(選択肢3)も同様に更新等ができるようになるが、防爆等の安全措置を講じるよう安全規制を行わなかった場合、爆発、火災、事故等の発生により社会負担が増大することになる。 したがって、本改正案により、危険場所について引き続き同等の安全性を確保しつつ、事業者負担の軽減を図ることが最も望ましいと考えられる。 なお、設置にあたり要求する技術的安全性の具体的内容については、電技省令の解釈(審査基準)において明確化することとする。	電気設備の技術基準に係わる省令第72条及びそれに関する解釈の改正要請の審議、評価の説明事項(平成18年4月日本電気技術規格委員会) 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付	平成23年度

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				誘導発電機、液体の不純物を電氣的に除去する装置を除外する。					
157	経済産業省 原子力安全・保安院 液化石油ガス保安課	LPガス供給設備等の保安の確保のための液化石油ガス保安法施行規則の一部改正について (規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号)	平成19年4月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成19年4月5日	【目的】 【内容】 近年、一般消費者宅で、エネルギー源を従来の液化石油ガス(以下「LPガス」という。)から他のエネルギー源に切り替える際に、LPガス工事の知見等のない者が、LPガス供給設備等の変更工事を行い、バルブの閉栓や配管の閉止を行わないなど、不適切でかつ重大事故に直結するような工事事例が発生している。 このため、LPガス供給設備等を取り外す工事について、その従事者を液化石油ガス設備士とするとともに、LPガス供給設備等を取り外す工事について技術上の基準を定める。	【供給設備設置に係る規制も含めて撤廃した場合】 取り外しに係る漏えい事故の減少△(現状:1件/年→撤廃案:300件/年) 【改正案】 取り外しに係る漏えい事故の減少◎(現状:1件/年→改正案:0件/年) ※ 現状維持より好ましい効果が増加すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【供給設備設置に係る規制も含めて撤廃した場合】 取り外しの際の工事時間の増加(事業者の負担)◎(現状:漏洩検査等なし→撤廃案:設備士資格及び漏えい検査等が不要)[総件数10万件程度] 取り外しの際の工事費用の増加(消費者の負担)○[エネルギー源変更工事費用1万円程度] 【改正案】 取り外しの際の工事時間の増加[事業者の負担]△(現状:漏洩検査等なし→改正案:漏えい検査等として+30分/件)[総件数10万件程度] 取り外しの際の工事費用の増加(消費者の負担)○[エネルギー源変更工事費用1万円程度] ※ 現状維持より負担が軽減すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	現状では、LPガス供給設備等の取り外しの際の規制は存在しないことから、LPガス供給設備等の取り外しに係るガス漏えい事故として報告されている事例は、年間1件程度であるが、事故には至っていないものの、充てん容器のバルブの閉止や、配管の閉止措置をしていないものなど、重大事故に直結するような状態で放置されているものがあり、事故防止対策が必要である。 本改正案(選択肢1)は、LPガス供給設備等を取り外す工事についての技術上の基準を定め、当該工事のうち特別の知識及び技能を要する作業については、液化石油ガス設備士でなければ従事してはならないこととするものである。この場合、事業者に追加的に発生する主な負担として、閉止されたバルブ等の誤開放の防止措置、漏えい防止のためのキャップを付ける措置、取り外し終了後の漏えい検査等があり、作業時間として、1件当たり約30分の増加が予想される。なお、取り外し工事の総件数は約10万件程度と予想される。 また、硬質管の取り外しの際、作業中に液化石油ガス設備士資格を義務づけるなどの追加行為が発生することから、取り外しの際の消費者の費用負担の増加が想定されるが、事業者からのヒアリングによれば、費用については現状の取り外し作業の際の費用と大きな変化はなく、また、事業者によっては徴収していない場合もあり、消費者の費用負担については現状と同等と考えられる。 本改正案(選択肢1)により期待される効果として、エネルギー源をLPガスから変更する際の工事中及び工事後の安全が確保され、事故の未然防止が徹底される。LPガス販売事業者からの事故報告は年間1件程度であるが、漏えい又は重大事故に繋がる状態で供給設備等が放置されていた事例もあることを踏まえると、安全性が高まるといった観点からは、現状よりもより大きな社会的便益が得られると考えられ	総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会 第4回液化石油ガス部会(平成19年2月15日開催)にて意見照会 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付	平成23年度(ただし、今後の事故の傾向を踏まえ、随時見直す。)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
							る。 LP ガス供給設備等の設置及び取り外しに係る規制を撤廃した場合（選択肢2）は、これまでの規制による事業者の保安業務の経験等から、保安上の一定レベルの作業水準は保たれることが見込まれるものの、事故件数は、供給設備設置の際の漏えい検査実施等の規制の導入以前の水準に戻り、大幅に事故が増加することが想定される。 したがって、本改正案（選択肢1）により、LP ガス供給設備等の取り外しの際の安全性を確保することが望ましい。		
158	経済産業省 原子力安全・保安院 保安課	火薬類取締法施行規則第1条の5第8号の規定に基づき、模型ロケット並びに模型ロケットに用いられる噴射推進器及び点火具を定める件の一部を改正する告示 (規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 火薬類取締法施行規則第1条の5第8号の規定に基づき、模型ロケット並びに模型ロケットに用いられる噴射推進器及び点火具を定める件(告示)	平成19年4月 (パブリック・コメント手続きにおける意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成19年4月25日	【目的】 主に科学教育用の教材として用いられる模型ロケットの点火具に使用できる火薬は、火薬類取締法第2条の規定により黒色火薬に限定されているが、近年、硝酸塩を主とする火薬又は過塩素酸塩を主とする火薬を使用した模型ロケットの点火具が多数生産されるようになった。火薬類取締法では黒色火薬の具体的な成分・配合は厳密には規定されていないが、硝酸塩又は過塩素酸塩を主とする火薬は、化学的にはいわゆる「黒色火薬」とは成分が異なるとの指摘がある。 他方、現在市中にある模型ロケットの点火具は、そのほぼ全てが硝酸塩又は過塩素酸塩を主とする火薬を用いていることから、模型ロケットの点火具に使用できる火薬については、黒色火薬以外のものであっても、黒色火薬を使用した場合と同等の安全性が確保できる場合は、それらも認めることが妥当である。このため、科学的な検討を行ったところ、硝酸塩又は過塩素酸塩を主とする火薬は黒色火薬に比べ爆発力が特に大きいものではなく、また、点火具に使用される量も0.1g以下と微量であることから、黒色火薬を使用した場合に比べ特に危険性が増すものではなく、同等の安全性が確保できることが確認されたことから、硝酸塩又は過塩素酸塩を主とする火薬についても模型ロケットの点火具に使用できる	【改正案】 新たな点火具の販売機会の増加◎ ※ 現状維持より好ましい効果が増加（負担の軽減）すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【改正案】 新たな点火具を使用することによる保安の確保○ ※ 現状維持より好ましい効果が増加（負担の軽減）すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	本改正案に従って、模型ロケットの点火具に使用できる火薬を「黒色火薬その他の硝酸塩を主とする火薬又は過塩素酸塩を主とする火薬」と規定することにより、販売できる火薬の種類が明確になるとともに、新たな商品の輸入・販売が可能になるメリットが見込まれる。また、これらの火薬を使用した模型ロケットは黒色火薬を使用したものと同等の安全性を確保していると認められることから、本改正案は妥当であると考えられる。	- 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付	平成 23 年度中

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				<p>よう、関連規定の明確化等所要の措置を講じる。</p> <p>【内容】 火薬類取締法施行規則第1条の5第8号の規定に基づき、模型ロケット並びに模型ロケットに用いられる噴射推進器及び点火具を定める件について、硝酸塩を主とする火薬又は過塩素酸塩を主とする火薬についても模型ロケットの点火具として使用できるよう、「火薬類取締法施行規則第1条の5第8号の規定に基づき、模型ロケット並びに模型ロケットに用いられる噴射推進器及び点火具を定める件」の告示の一部を改正する。</p>					
159	経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室	<p>第一種特定化学物質（製造・輸入の許可制）及び当該物質を使用した製品（輸入の禁止）の追加（規制の追加、強化、拡充）</p> <p>【R I Aの対象とした法令】 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令</p>	<p>平成19年7月（パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで）</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 平成19年7月2日</p>	<p>【目的】 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）では、化学物質による環境汚染を通じた人の健康被害及び動植物への影響を防止するため、化学物質の有害性を審査し、環境中で分解しにくく、継続して摂取すると人又は動植物への毒性がある化学物質について、その有害性の性状に応じた製造・輸入等の規制を行うこととしている。具体的には、自然的作用による化学的変化を生じにくく（難分解性）、かつ、生体の体内に蓄積されやすく（高蓄積性）、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれ又は高次捕食動物の生息・生育に支障を及ぼすおそれ（長期毒性）がある化学物質を第一種特定化学物質（化審法第2条第2項）として政令で指定し、当該物質の製造・輸入については経済産業大臣の許可を必要とし（化審法第6条、第11条）、当該物質の使用についても制限され（第14条）、また当該物質が使用されている製品の輸入についても規制される（化審法第13条）。2-（2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノールは、化審法が制定された昭和48年当時に使用されていたことから、既存化学物質として既存化学物質名簿に登録されていたものである（化審法第2</p>	<p>【改正案】 人の健康被害の防止◎</p> <p>※ 現状維持より好ましい効果が増加（負担の軽減）すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。</p>	<p>【改正案】 当該化学物質を製造・輸入・使用している者における経済的負担○ 規制実施に伴う行政負担△</p> <p>※ 現状維持より好ましい効果が増加（負担の軽減）すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。</p>	<p>当該物質は日本国内で年間約100トン製造され、そのうち約3割が国内で使用されている。平成17年11月18日に開催された3省合同審議会において「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある」可能性が示されたことを受け、国内製造者は本年1月13日までに製造を停止し、今後当該物質の製造を行わないとの意向を示している。また、当該物質が平成16年9月22日に第一種監視化学物質に指定された後、国内製造・販売者が新規顧客への販売を中止する等供給を絞り始めたこと等を受け、数百Kgの輸入が行われたが、昨年11月18日開催3省合同審議会において長期毒性の可能性が示されたことを受け、輸入者は今後輸入を行わないとの意向を示している。このため、当該物質の製造・輸入については現時点で既に実績がないため、当該物質の製造・輸入・使用を行っている者における経済的負担は生じないものと考えられるが、行政機関においては、現状維持に比べ、新たに指定された第一種特定化学物質の製造・輸入・使用等が行われていかどうか監視する必要がある、行政負担は増大する。例えば、試買検査（国内で流通している製品について当該物質が含有されていないことを確認する検査）を行うこととなるが、当該物質の含有製品の分析費用として、1製品当たり数十万円の費用が見込まれる。</p>	<p>厚生労働省薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会経済産業省化学物質審議会安全対策部会環境省中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会</p> <p>【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付</p>	平成24年度中

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				<p>条第7項第6号)。既存化学物質とは、化審法が制定された昭和48年当時に、我が国に既に存在していた化学物質であり、その物質数は約2万物質である。これら既存化学物質は既に国内で製造や輸入がなされているものの、その毒性は不明であることから、順次、個々の化学物質の安全性点検を実施し、その有害性の性状に応じた規制を行うこととしている。2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノールについては、難分解性及び高蓄積性が確認されたことから、平成16年に第一種監視化学物質(化審法第2条第4項)に指定し、その後、安全性点検を行ってきた。この安全性点検の結果が得られたことから、これを厚生労働省薬事・食品衛生審議会、経済産業省化学物質審議会及び環境省中央環境審議会(以下「関連審議会」という。)において審議したところ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれ(長期毒性)がある旨の結論が得られた。このため、2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノールは「第一種特定化学物質」の要件(難分解性、高蓄積性及び長期毒性)を満たすことから、「第一種特定化学物質」として指定し、所要の規制を講ずることが必要である。</p> <p>第一種特定化学物質の指定に伴って、当該第一種特定化学物質が使用されている製品で国内に輸入されるおそれのあるものについては、海外における使用の状況等を考慮して、当該製品を政令で指定し、輸入を禁止することになる(化審法第13条)。これは、①国内におけるそれまでの第一種特定化学物質の使用状況及び第一種特定化学物質が使用されている製品の輸入状況、②海外における第一種特定化学物質の使用状況、等を踏まえて、我が国に輸入されている(又はその可能性のある)製品中の第一種特定化学物質が、当該製品の使用等を通じて環境中に放出さ</p>			<p>他方、当該物質の危険性として以下のような点が指摘されており、改正案を導入することにより、当該物質による環境汚染を通じた人健康被害を防止することが可能となる。したがって、これらを比較考量した結果、本改正案は妥当と考えられる。</p> <p>(1) 分解性：難分解性(平成9年1月29日化学品審議会試験判定部会において判定)微生物等による化学物質の分解度試験において、酸素消費量(BOD)により測定した分解度が0%、直接定量(HPLC分析)により測定した分解度が0%であるとの結果から自然的作用による化学的变化を生じにくいものであると判断された。(2)蓄積性：高濃縮性(平成10年11月30日化学品審議会試験判定部会において判定)魚介類の体内における化学物質の濃縮度試験において、第2濃度区(1μg/L)で1,380~8,180倍、第3濃度区(0.1μg/L)で2,960~10,000倍の濃縮倍率であることから、生物の体内に蓄積されやすいものであると判断された。(3)長期毒性(平成18年1月13日薬事食品衛生審議会、化学物質審議会及び中央環境審議会において結論)主として、肝臓に対する軽微とは言い難い毒性影響がみとめられており、ラットの52週間経口投与毒性試験におけるNOELは、0.1mg/kg/dayであった。よって継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれ(長期毒性)があるものと考えられる。また、長期毒性の発現の程度は、既存の「第一種特定化学物質」と比較してほぼ同程度であり、第一種特定化学物質に相当する長期毒性を有するものと判断された。</p>		

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				<p>れ、汚染を生ずる可能性がある認められる場合において、当該製品を政令で指定し、第一種特定化学物質が使用されている製品の輸入を禁止するものである。</p> <p>現行の化審法施行令では、9種類の第一種特定化学物質に関し、のべ26の製品について政令で指定しているが、その具体的な製品の選択に当たっては、従来から、第一種特定化学物質が使用されている製品が過去10年間国内外で製造・輸入されていた実績があるかどうか、第一種特定化学物質の使用形態が環境汚染のおそれがあるかどうかを踏まえて、個別に判断されているところである。上記①②を踏まえて、2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノールの製造事業者や輸入事業者、使用者に対して、その製造や輸入、使用の実態調査を行い、その結果についての関連審議会による審議を踏まえ、以下の(2)①~⑪の製品を、第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入できない製品として指定することとした。</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノールを第一種特定化学物質に指定する。(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(以下「化審法施行令」という。)第1条に追加) (2) 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノールが使用されている以下の製品を第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品に指定する。(化審法施行令第3条に追加) ①化粧板、②接着剤(動植物系のものを除く。)、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料、③塗料及び印刷用インキ、④ヘルメット、⑤自動車の部品、⑥照明カバー、⑦保護用眼鏡のレンズ及び眼鏡のフレーム、⑧防臭剤、⑨ワックス、⑩サーフボード、⑪</p>					

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				インキリボン、⑫印画紙、⑬ボタン、⑭プラスチック製品					
160	経済産業省 商務流通グループ 製品安全課 製品安全制度審議室	長期に使用される消費生活用製品に係る事業者による消費者の保守・管理サポート制度の導入（規制の新設） 【R I Aの対象とした法令】 消費生活用製品安全法	平成19年7月（パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 平成19年7月4日	近年、多様な新製品の投入数の増加、国民の安全・安心意識の高まりなどの状況の変化により、市場出荷後も含めた製品ライフサイクル全体での安全確保の強化が強く求められてきているところ、市場出荷後における事故の未然防止を図るため、消費者による保守・管理が難しく、潜在的危険性があると考えられる製品（ガス瞬間湯沸器、F F式石油温風暖房機、電気式浴室換気乾燥暖房機等）について事業者による消費者の保守・管理サポート制度（情報提供と点検応諾等）を導入する。	【代替案1：消費者登録義務や定期点検義務を課す規制】 経年劣化による重大製品事故発生件数の低減◎（135件→0件） 【代替案2：民間の自主的取組による安全対策の促進】 経年劣化による重大製品事故発生件数の低減○（135件→128件） 【改正案】 経年劣化による重大製品事故発生件数の低減◎（135件→30件） ※ 現状維持より好ましい効果が増加（負担の軽減）すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【代替案1：消費者登録義務や定期点検義務を課す規制】 規制遵守による対象者の負担増△（+942億円） 実施に伴う行政の負担増△（+88億円） 【代替案2：民間の自主的取組による安全対策の促進】 規制遵守による対象者の負担増△（+8.5億円） 実施に伴う行政の負担増○（-1億円） 【改正案】 規制遵守による対象者の負担増△（+70億円） 実施に伴う行政の負担増△（+2億円） ※ 現状維持より好ましい効果が増加（負担の軽減）すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	消費者による保守・管理が難しく潜在的危険性のある製品について行う市場出荷後における事故の未然防止対策としては、消費者にいわゆる自動車の車検制度のような公的機関への登録、定期点検（3年毎）受検を義務付けた場合、未然に防止できる事故1件に要する制度実施による負担コストが過大となり社会全体の費用対便益の観点から適切でない。また、民間の自主的取組による対策のみの場合は、必要となるコストも小さいが、未然に防止できる事故件数も他の案に比べ過小となり、本対策の目的である事故を未然に防止する効果が期待できない。一方、製造事業者等による消費者が行う保守・管理サポート制度の場合は、適切な情報提供と点検の実施により、未然に防止できる事故件数及び事故1件あたりに必要なコストとも選択肢の中で最も適当なものとなることが想定される。したがって、本改正案（選択肢2）を選択することが妥当ではないか。	産業構造審議会 消費経済部会製品安全小委員会 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付	平成30年度中
161	経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課	電気事業法施行規則第81条に規定する溶接事業者検査対象の明確化（規制の追加、強化、拡充） 【R I Aの対象とした法令】 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）	平成19年7月（パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 平成19年7月11日	電気事業法第52条に基づき、電気工作物であって溶接をするものを設置する者（以下「設置者」という。）は、溶接事業者検査を行うこととなり、電気事業法施行規則第81条に溶接事業者検査の対象設備が規定されている。対象となる電気工作物のうち、原子力設備の管については、①原子炉本体に属する容器又は原子炉格納容器に取り付けられる管（同条第2号）、②原子炉冷却系統設備等に属する管であって、非常時に安全装置として使用されるもの（同条第3号）、及び③原子炉冷却系統設備等に属する管であって、内包する放射性物質の濃度が高いもの（同条第4号）、についてそれぞれ規定されている。一方、原子炉格納施設に属する管については、現行の規定では、その位置づけがあいまいであるが、安全上確認が必要である設備として実態上は検査対象に含めていることから、規定上明確	【改正案】 より確実な電気工作物の保安確保◎（事案の減少） ※ 現状維持より好ましい効果が増加（負担の軽減）すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【改正案】 溶接事業者検査の実施に伴う設置者の負担○ ※ 現状維持より好ましい効果が増加（負担の軽減）すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	現行の電気事業法施行規則第81条に基づく溶接事業者検査の対象として、原子炉格納容器に属する管の位置づけがあいまいであるが、運用上、設置者は主要な設備として溶接事業者検査を実施している。よって、今般の改正により、原子炉格納容器に属する管を溶接事業者検査の対象としてより明確化することで、溶接事業者検査の実施漏れが起こる可能性が減少すると予想される。一方、設置者は、現行においても原子炉格納容器に属する管について溶接事業者検査を実施していることから、溶接事業者検査の実施に伴う設置者の費用負担の増加はないものと考えられる。	- 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付	平成24年度中

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				に位置づける必要がある。					
162	経済産業省 原子力安全・保安院電力安全課	固体酸化物型燃料電池発電設備を一般用電気工作物へ位置付けること及び技術基準の整備 (規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 電気事業法	平成19年7月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成19年7月11日	【目的】 一定の要件を満たした小出力の固体酸化物型燃料電池発電設備を一般用電気工作物へ位置付けるとともに、必要とされる技術基準を見直す。 【理由】 小出力の燃料電池発電設備のうち、出力10kW未満で最高使用圧力が0.1MPa未満の固体高分子型燃料電池発電設備については、一般用電気工作物として取り扱うことができる。近年、小出力の固体酸化物型燃料電池発電設備の開発が進んでおり、固体高分子型燃料電池発電設備と同様に一般家庭への普及が見込まれている。 委託事業にて設置した小規模燃料電池保安技術検討委員会(平成17年度～平成18年度)にて検討した結果、一定の要件を満たした小出力の固体酸化物型燃料電池発電設備を一般用電気工作物へ位置づけることが可能であるとの結論を得たため、所要の改正を行う必要がある。	【規制撤廃】 機器の普及◎(100台程度) 【改正案】 機器の普及◎(100台程度) ※ 現状維持より好ましい効果が増加(負担の軽減)すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【規制撤廃】 保安△(数%) 【改正案】 保安○ ※ 現状維持より好ましい効果が増加(負担の軽減)すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	規制を撤廃した場合、保安を確保するために必要な機能を備えていない機器が一般家庭に設置され、機器の事故及び公衆への波及事故が増加することが予想される。一方、現状維持の場合、保安規程の届出及び主任技術者の選任が必要となり、機器の円滑な普及が図られない。そのため、本改正案により、保安規程の届出及び主任技術者の選任を不要として、機器の普及を図るとともに、技術基準により保安の確保を図ることができる。	平成18年度新エネルギー等電力市場拡大促進対策基礎調査(小規模燃料電池の保安に係る調査)報告書平成19年3月社団法人日本電気協会 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付	平成24年度中
163	経済産業省 資源エネルギー庁電力・ガス事業部放射性廃棄物等対策	第2種特定放射性廃棄物(使用済燃料の再処理等に伴い、使用済燃料等により汚染された放射性廃棄物のうち、最終処分対象となるもの)の確定 (規制の追加・強化・拡充) 【R I Aの対象とした法令】 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行令	平成19年7月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成19年7月20日	【目的】 現行の特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成12年法律第117号。以下「最終処分法」という。)では、我が国の核燃料サイクル確立のため、原子力発電所から発生する使用済燃料の再処理に伴って発生する高レベル放射性廃棄物について、その計画的かつ確実な処分を行うため、国の認可を得て最終処分を実施する原子力発電環境整備機構(以下「機構」という。)について規定するとともに、発電用原子炉設置者(電気事業者等)に対し、その処分費用に充てる拠出金の拠出義務を課している。 具体的には、有用物質であるウラン・プルトニウムを使用済燃料から回収した後に残る残存物を固型化したもの(高レベル放射性廃棄物)を「特定放射性廃棄物」として規定している(最終処分法第2条第1項)。また、特定放射性廃棄物の処分費用に充てる拠出金の拠出義務を発電用原子炉設置者に	【改正案】 放射性廃棄物処分手続の計画的かつ確実な実施◎ ※ 現状維持より好ましい効果が増加(負担の軽減)すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	【改正案】 発電用原子炉設置者及び再処理施設等設置者に対する拠出義務の発生○ ※ 現状維持より好ましい効果が増加(負担の軽減)すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	本政令改正の対象であるTRU廃棄物については、前述のとおり「放射性廃棄物小委員会報告書」の方針を受け、最終処分法の枠組みにおいて、TRU廃棄物の処分費用と、その処分実施の確実性を担保することとされている。一連の制度改正に伴い、再処理施設等設置者(日本原燃㈱、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。))や電気事業者には、TRU廃棄物に係る拠出金の拠出義務を課することとなるが、日本原燃㈱は電気事業者との再処理役務契約の中で当該廃棄物の処分費用を回収できるため、特段の負担増とはならず、原子力機構についても、拠出金については国の予算措置からの手当が見込まれるとともに、毎年の拠出額が大きくなり過ぎぬよう法的に経過措置をおいているため、その運営に支障をきたすほどの負担が生じることはない。 また、電気事業者については、既に「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に	経済産業省総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力分会放射性廃棄物小委員会 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付	改正法の施行後5年を経過した後、今般の改正内容の施行状況に関する検討を行い、必要がある場合には所要の措置を講ずることとしている。 (改正法附則第11

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				<p>課すこととし（最終処分法第11条）、その処分業務を機構の業務として規定している（最終処分法第56条第1項）。</p> <p>一方、使用済燃料の再処理等に伴い、使用済燃料等によって汚染される廃棄物（長半減期低発熱放射性廃棄物。以下「TRU廃棄物」という。※注1）についても、日本原燃㈱の再処理工場の本格稼働や、海外に委託した再処理に伴い発生したTRU廃棄物の我が国への返還が、今年度以降予定されているため、今後、その発生が本格化することが見込まれており、その処分方法についての検討が進められてきた。</p> <p>このTRU廃棄物については、平成18年6月16日に総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会放射性廃棄物小委員会においてとりまとめられた「放射性廃棄物小委員会報告書」において、「TRU廃棄物地層処分事業は、高レベル放射性廃棄物の地層処分事業と同様に、最終処分法の枠組みの下、国の認可を受けて設立される「原子力発電環境整備機構」が行うこととすることが適切」とされている。このため、平成19年6月に成立し、公布された「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律」（平成19年法律第84号）により、機構の行う最終処分の対象として、新たにTRU廃棄物等が追加され、高レベル放射性廃棄物は「第1種特定放射性廃棄物（改正後の最終処分法第2条第8項）」、TRU廃棄物は「第2種特定放射性廃棄物（改正後の最終処分法第2条第9項）」として定義されることとなった。また、TRU廃棄物の処分費用に充てる拠出金の拠出義務を発電用原子炉設置者及び再処理施設等設置者に課す（改正後の最終処分法第11条の2）とともに、その処分業務を機構の業務に追加することとなった（改正後の最終処分法第56条第1項第2号）。</p> <p>このTRU廃棄物は、その発生工程によって放射能濃度等の性状が大きく異</p>			<p>関する法律（平成17年法律第48号。以下「再処理等積立金法」という。）により、当該廃棄物の処分費用の大半を予め外部の資金管理法人に積み立てることとされているため、今般の改正により大幅な負担増が生じることとはならない。</p> <p>一方、電気料金については、各電気事業者において、その他の費用の動向や経営効率化の進展状況等を総合的に判断した上で決められることとなる。国民負担の観点から検討すると、上述のとおり、TRU廃棄物の処分費用の大半は、既に再処理等積立金法において外部の資金管理法人に積み立てており、その積立額を織り込んだ上で現在の電気料金が設定されている。したがって、今般の政令改正により、電気料金に直ちに影響が出ることはならない。</p> <p>他方、TRU廃棄物について最終処分法による制度措置を行わない場合、再処理施設等設置者等は独力ないし協力して、当該廃棄物の最終処分を確実に行わなければならない。最終処分事業は、処分場候補地の調査・選定、処分施設の建設・管理、閉鎖措置、閉鎖後の監視等まで含めると、数百年単位の超長期に亘り、巨額の費用を必要とする事業である。このような事業を民間企業が行うことは、資金確保、事業の確実性等の面で、非常に困難であり、改正案を導入しないこととすると、当該廃棄物の最終処分が確実に実施されず、我が国の原子力発電に重大な支障を及ぼすおそれが生じる。</p> <p>そのため、改正案を導入し、国が認可する処分実施主体によって、TRU廃棄物の計画的かつ確実な処分を行うことができるようにすることで、当該廃棄物の処分の確実性を担保することが可能となる。</p> <p>以上のように、これらを比較考量した結果、本改正案は妥当であると考えられる。</p>		<p>条)</p>

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				<p>なり、非常に多様な種類を持つ廃棄物であるため、最終処分対象とすべきTRU廃棄物は放射能濃度の高い一部のものであることから、その範囲を確定する必要がある。</p> <p>改正後の最終処分法第2条第9項では、「第2種特定放射性廃棄物（最終処分対象のTRU廃棄物）」を「使用済燃料の再処理等に伴い使用済燃料、分離有用物質又は残存物によって汚染された物を固型化し、又は容器に封入した物であって、長期間にわたり環境に影響を及ぼすおそれがあるもの」として、その範囲を政令に委任している。これを受け、今般、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行令」（平成12年政令第462号）の改正により、第2種特定放射性廃棄物を定めるものであり、今後、発生するTRU廃棄物の計画的かつ確実な最終処分を実施するためにも、この改正が必要である。</p> <p>なお、本政令改正では「長期間にわたり環境に影響を及ぼすおそれがあるもの」として、原子力安全委員会がTRU廃棄物の処分に係る安全規制上必要な措置についての検討をとりまとめた報告書「低レベル放射性固体廃棄物の埋設処分に係る放射能濃度上限値について」（平成19年5月21日原子力安全委員会決定）において示された「基準線量相当濃度」を用いて、最終処分対象となるTRU廃棄物（第2種特定放射性廃棄物）を定めることとしている。（注1）長半減期低発熱放射性廃棄物（TRU廃棄物）：ウランよりも原子番号の大きい元素（Trans-Uranium）を含む廃棄物。具体的には、使用済燃料等によって汚染される再処理施設等の配管・機器や、再処理等に伴い発生する廃液等。高レベル放射性廃棄物よりも放射能レベルは比較的低い、放射能の減衰に長期間を要するため、一部のTRU廃棄物については、最終処分を行うことで人間環境から隔離する必要がある物もある。</p>					

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				<p>【内容】</p> <p>・処分実施主体である機構が行う最終処分の対象として追加されたTRU廃棄物（第2種特定放射性廃棄物）を定める。</p> <p>（改正後の最終処分法施行令第3条）</p>					
164	経済産業省 原子力安全・保安院保安課	陸上における不発弾処理に関する技術基準を制定する省令・特定危険工室等の構造、位置及び設備並びに廃棄の方法に関する技術基準の細目を定める告示（規制の新設）	平成19年8月（パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで）	<p>【目的】</p> <p>不発弾の処分については、これまで自衛隊により海洋投棄されていたが、ロンドン条約（廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約）の「96年議定書」を担保する海洋汚染防止法（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律）及び廃掃法施行令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令）の改正にともない、2007年4月以降は不発弾等の廃火薬類の海洋投棄が禁止されることとなった。このため、これまで自衛隊が海洋投棄により処分していた不発弾は、陸上処理に移行することとされている。しかしながら、海洋投棄されていた全ての不発弾を自衛隊において陸上処理することは困難であることから、今後は民間事業者に当該処理を委託して実施することとなっている。</p> <p>【内容】</p> <p>不発弾は、万一爆発が生じた場合の災害規模は極めて甚大なものと予想されることから、爆発を発生させないよう安全に取り扱うとともに、万一の爆発に際して被害を局小化するための保安距離や爆風圧・重量飛散物への対策等不発弾処理を安全に実施するための技術基準を制定する。</p>	<p>【改正案】民間企業における不発弾の安全な処理◎（事故発生の可能性→0件）</p> <p>※ 現状維持より好ましい効果が増加（負担の軽減）すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。</p>	<p>【改正案】民間企業における処理施設の建設費用○（公費投入により負担無し）</p> <p>行政における負担（検査コスト及び建設費用負担）△（1施設のみ）</p> <p>事故が発生した場合の社会負担◎（被害の極小化）</p> <p>※ 現状維持より好ましい効果が増加（負担の軽減）すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。</p>	<p>本改正案は、民間事業者が陸上において不発弾処理を行う際に用いる施設、設備及び処理方法等の技術基準を規定するものであり、これにより陸上において安全に不発弾を処理できるようになることから、本改正案により民間企業における不発弾の処理に係る事故を未然に防止し、万一の爆発に際して被害を局小化することが可能となる。他方、現状維持の場合には、施設、設備及び処理方法等に係る保安が確保されず、このような状況で処理することになれば事故が発生する可能性がある。民間企業においては一定の基準を満たした施設等の導入に係る費用が発生することが懸念されるが、これらの費用は行政（国）が負担することとしているため、実際には民間企業における費用負担は発生しない。他方、行政においては、一定の基準を満たした施設等であることの検査（火薬類取締法に定める完成検査及び保安検査）等を実施する必要があるため、当該検査等に係る行政コスト及び建設費用負担が発生すると考えられるが、当面、新規に建設される処理施設は1施設と予想されるため、大きな行政コストは発生しない。したがって、これらを比較考量した結果、本改正案は妥当と考えられる。</p>	<p>総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会火薬部会産業火薬保安小委員会（平成19年3月開催）</p> <p>【RIA結果の活用状況】</p> <p>当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付</p>	平成24年度中
165	経済産業省 原子力安全・保安院保安課	実包等の廃棄に関する技術基準を改正する省令（規制の追加、強化、拡充）	平成19年8月（パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで）	<p>【目的】</p> <p>火薬類取締法は、火薬類（火薬、爆薬、火工品）の危険性に着目し、その製造、販売、貯蔵、運搬、消費、廃棄その他の取扱を規制することで、火薬類によ</p>	<p>【規制撤廃】</p> <p>実包等の廃棄時における保安の確保△（事故件数の増加）</p> <p>【改正案】</p> <p>実包等の廃棄時における保安の確保◎</p>	<p>【規制撤廃】</p> <p>燃焼炉の導入コスト（注）（廃棄する者への負担）○（負担無し）</p> <p>【改正案】</p> <p>燃焼炉の導入コスト（注）（廃棄する</p>	<p>本改正案は、実包等の廃棄にあたって危害の生じない燃焼炉を使用することを求めるものである。このような燃焼炉を使用した廃棄により事故が防げることから、現状及び規制撤廃時と比べ、実包等の廃棄時の保安を確保できると</p>	<p>総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会火薬部会産業火薬保安小委員会（平</p>	平成24年度中

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		【R I Aの対象とした法令】 火薬類取締法施行規則	【パブリック・コメント実施時期】 平成19年8月1日	る災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とした法律である。火薬類の廃棄についても、保安上支障の無いように処理が実施されるように基準が定められているところである。これまで、実包等の処分については、自衛隊により海洋投棄されていたが、2007年4月以降、海洋汚染防止法及び廃掃法施行令の施行に伴い、実包等の海洋投棄が禁止された。このため、これまで自衛隊が海洋投棄により処理していた実包等は、陸上処理に移行することとなり、その陸上処理にあたって、保安上支障を及ぼさないように実施することが必要となっている。しかし、現行の実包等の廃棄に関する技術基準は、他の火工品の基準に準じて行うこととしており、実包等の危険性を考慮した規定とはなっていない。したがって、今回の陸上処理への移行にあたって、実包等の廃棄に関する技術基準を、燃焼炉（構造が燃焼中の実包等の構成部品を外部に飛散することを防止するものであって、燃焼室の材質が燃焼中の実包等の構成部品により貫通しないものに限る。）により燃焼処理するものとして改正するものである。 【内容】 実包、空包及び銃用雷管（以下「実包等」という。）は、火薬類であり、着火するとその構成部品が勢いよく飛び跳ねることから、廃棄に際して安全に処理されるよう、実包等の廃棄の基準を改正するもの。	（平成19年度の事故発生件数の見込み：0件） ※ 現状維持より好ましい効果が増加（負担の軽減）すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	者への負担）△（約100万円×6基） 注：燃焼炉の導入コストについては、全国的な処理体制を整える社団法人日本火薬銃砲商組合連合会におけるコストを想定したもの。 ※ 現状維持より好ましい効果が増加（負担の軽減）すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	考えられる。また、本改正案により、燃焼炉の導入コストが発生するが、燃焼炉の基準は、実包等が着火して飛び跳ねたその構成部品が、外部に飛び出さないような構造で、かつ、壁面を貫通しないような材質の燃焼炉となっており、負担は必要最小限と考えられる。なお、現状においてこれまで事故が発生していなかったのは、自衛隊により海洋投棄されており、事故が発生する危険性が事実上無かったためである。しかし、海洋投棄が禁止されたことによって、実包等の廃棄時に事故が発生する危険性が生じてきたことから、実包等の危険性を考慮したものとなっていない現状及び規制を撤廃した場合は、燃焼炉の導入コストこそ発生しないものの、保安が確保されているとは言えない。したがって、本改正案は、実包等の廃棄時の保安が確保されており、燃焼炉の導入コストも必要最小限であることから、本改正案を選択することが妥当である。	成19年3月) 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付	
166	経済産業省 原子力安全・保安院保安課	火薬類取締法第26条の規定に基づき、煙火の消費に関する技術基準を改正する省令 （規制の追加、強化、拡充） 【R I Aの対象とした法令】 火薬類取締法	平成19年8月（パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 平成19年8月1日	【目的】 火薬類取締法は、火薬類（火薬、爆薬、火工品）の危険性に着目し、その製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制することで、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とした法律である。このため、煙火の消費についても、保安上支障の無いように実施されるよう、煙火の消費に関する技術基準が定められているところである。 しかるに、これまでの煙火の消費中の	【規制撤廃】 煙火の打揚時における保安の進展（打揚従事者等への効果）△（筒ばね又は煙火玉の直撃による死亡事故件数の増加） 【改正案】 煙火の打揚時における保安の進展（打揚従事者等への効果）◎（筒ばね又は煙火玉の直撃による死亡事故件数平成18年度1件→平成20年度見込み：0件）	【規制撤廃】 電気点火器等の設備導入の負担増（煙火業者への負担）○（負担無し） 【改正案】 電気点火器等の設備導入の負担増（煙火業者への負担）△（負担無し→電気点火器等の価格：約3万円～） ※ 現状維持より好ましい効果が増加（負担の軽減）すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持	本改正案は、煙火の打揚時における打揚従事者等の被害を抑えるために、煙火を打ち揚げるときは、筒ばねによって生じる飛散物に対する防護措置を講じる場合を除き、遠隔点火を原則とするものである。 これによって、打揚従事者等は、原則として筒から20メートル以上の離隔距離を確保し、又は20メートルより近づく場合であっても防護措置が義務づけられることとなり、筒ばねによる致命的な被害が抑えられることにな	- 【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付	平成24年度中

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		行規則		<p>事故において、煙火玉が上空に打ち揚がらずに打揚筒内で爆発する「筒ばね」又は筒ののぞき込み等による「煙火玉の直撃」は、その全体の約6割（平成元年以降）を占めており、打揚従事者に致命的な被害を及ぼしている。</p> <p>そこで、本件については、筒ばねによる打揚従事者等への致命的な被害を抑え、かつ、打ち揚げ従事者等にとってより安全な遠隔点火を促進するために、煙火の消費に関する技術基準の見直しを実施するものである。</p> <p>【内容】</p> <p>①煙火を打ち揚げるときは、打揚従事者等は、筒から20メートル以上の離隔距離を確保して遠隔点火することを原則とし、一方で20メートル未満の離隔距離とする場合には十分な防護措置を講じることとする。</p> <p>②煙火の電気点火に関する技術基準について、現行の産業火薬の電気発破に関する技術基準を準用することを改め、煙火の電気点火の実態に即した規定とする。</p>	※ 現状維持より好ましい効果が増加（負担の軽減）すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。	持と同等の場合には○を記述。	<p>る。また、筒から一定以上の距離を確保することに伴い、筒ののぞき込み等による煙火玉の直撃が減少するものと考えられる。以上のことから、筒ばね又は煙火玉の直撃による死亡事故は、現状及び規制撤廃時と比べて減少し、安全性が高まることが想定される。</p> <p>しかし、本改正案は遠隔点火の主な方法である電気点火を促進することとなり、煙火業者には電気点火器等の設備導入費用が発生する。もっとも、その設備導入費用については、大きい煙火玉では大半が既に電気点火によって打ち揚げられており、電気点火による打揚が進んでいることから、全ての煙火業者に発生するものではない。</p> <p>一方で、現状及び規制撤廃については、この電気点火等の購入コストこそ発生しないものの、これまで同様に筒ばね又は煙火玉の直撃によって打揚従事者等が致命的な被害を受ける可能性がある。</p> <p>したがって、本改正案については、電気点火器等の購入コストが発生するが、打揚従事者等の安全の方がより重要であることから、妥当であると考えられる。</p>		
167	経済産業省 原子力安全・保安院保安課	<p>火薬類取締法第2条第2項の規定に基づき、がん具として用いられる煙火（以下「がん具煙火」という。）の範囲を規定する省令を改正する省令（規制の追加、強化、拡充）</p> <p>【R I Aの対象とした法令】 火薬類取締法</p>	<p>平成19年8月（パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで）</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 平成19年8月1日</p>	<p>火薬類取締法は、火薬類（火薬、爆薬、火工品）の危険性に着目し、その製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制することで、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とした法律である。</p> <p>がん具煙火は、火工品に該当するが、その消費の実態が、公共の安全に特に支障を及ぼすおそれなく、かつ、消費場所、消費日時等に制限を加えることが困難であることから、その販売及び消費等に関し、法の適用を受けないものとして定められているものである。</p> <p>昭和35年に規定されたがん具煙火の範囲に係る現行規定は、主に商品名により規定されていることから、現在の市場に流通しているがん具煙火の名称と異なっていたり、保安上、合理的な必要性のない形状に係る規定があるなど、実態に即していない部分が見られ</p>	<p>【規制撤廃】 がん具煙火の消費時における保安の進展（消費者への効果）△（事故件数の増加） 新たながん具煙火の開発（製造事業者への効果）◎（種類の増加）</p> <p>【改正案】 がん具煙火の消費時における保安の進展（消費者への効果）◎（現状：平成17年度の事故件数4件→事故件数の減少） 新たながん具煙火の開発（製造事業者への効果）◎（がん具煙火の種類：約1900→種類の増加）</p> <p>※ 現状維持より好ましい効果が増加（負担の軽減）すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。</p>	特段の負担は想定されない。	<p>本改正案は、実態を踏まえ、かつ消費上の保安の観点からがん具煙火の範囲に係る規定を見直すものである。</p> <p>これにより、現在商品名で規定されているがん具煙火の範囲が、がん具煙火の消費の方法や形状又は薬量等による規定に改められることから、現状及び規制撤廃時と比べ、消費時の一層の保安の進展が図られると考えられる。また、保安に関係のない、がん具煙火の形状に係る規定を廃止することにより、保安に支障のない範囲で自由な形状のがん具煙火を製造することができることとなることから、新しいがん具煙火の開発が促進されることが見込まれる。</p> <p>他方、がん具煙火に関する規制を撤廃した場合は、改正案と同様に、新しいがん具煙火の開発が促進されることが見込まれるものの、がん具煙火の消費時の保安が確保できなくなるため、消費時の事故件数の増加が想定される。</p>	<p>総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会火薬部会煙火保安小委員会（平成19年1月）</p> <p>【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付</p>	平成24年度中

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				<p>る。したがって、本改正案により、がん具煙火の範囲に係る規定の見直しを実施する。具体的には、主に以下の点について見直しを実施する。</p> <p>(1) 現在商品名で規定されているものを、消費上の保安の観点から、消費時の現象、消費の方法、形状又は薬量等による規定に改めることとする。</p> <p>(2) 現在市場に流通していないがん具煙火については、規定から除外する。</p> <p>(3) 薬種・薬量については、危険な薬種や過剰な薬量で規定されているものを、現在市場に流通しているものと整合させた形で規定する。</p>			<p>したがって、本改正案は、がん具煙火消費時における保安の進展が図られ、新しいがん具煙火の開発が促進されるという効果があり、一方特段の負担が想定されないことから望ましい。</p>		
168	経済産業省 産業技術環境局リサイクル推進課	<p>塩化ビニル製壁紙に係る表示方法の見直し (規制の緩和)</p> <p>【R I Aの対象とした法令】 資源の有効な利用の促進に関する法律</p>	<p>平成19年9月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで)</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 平成19年9月11日</p>	<p>【目的】 塩化ビニル製壁紙を再生資源として利用することを目的として分別収集を促進するため、塩化ビニル製壁紙を指定表示製品に指定し、国内で製造される又は輸入販売される塩化ビニル製壁紙について、製品の裏面に印刷又はラベルによる一定の表示を求めている。国内製品については壁紙の生産工程において裏面に印刷を行うなど対応が容易であるが、輸入製品は、裏面に粘着材がついた状態で納品されることが多く、それらに国内で改めて裏面に印刷することが容易でないことから、塩化ビニル製壁紙の輸入販売事業者において対応のための負担が生じているところ。また、ラベルによる表示についても、輸入製品は一般的に壁紙の肉厚が薄く、裏面にラベルを貼付すると表面に凹凸が生じるおそれがあることから意匠上実施が容易ではない。今般、輸入製品について、リサイクルの促進という趣旨を損なわない範囲において表示を実施する際の負担を軽減する観点から、輸入塩化ビニル製壁紙への表示について所要の措置を講じる。</p> <p>【内容】 壁紙の表面について、その意匠性を害さない箇所へ表示できることが確認されたこと等から、塩化ビニル製壁紙の表示方法として、「その表面に、居室、廊下その他の区画ごとに、一箇所以上</p>	<p>【規制撤廃】 分別の促進△</p> <p>【改正案】 分別の促進○</p> <p>※ 現状維持より好ましい効果が増加(負担の軽減)すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。</p>	<p>【規制撤廃】 分別促進のための事業者の負担◎</p> <p>【改正案】 分別促進のための事業者の負担◎</p> <p>※ 現状維持より好ましい効果が増加(負担の軽減)すると考える場合には◎を、その逆の場合には△を、現状維持と同等の場合には○を記述。</p>	<p>期待される効果については、改正案の場合、壁紙業界から解体業者等に対して表示方法について周知が行われていることから、現状維持の場合と比較して、輸入される塩化ビニル製壁紙への表示による分別促進効果は変わらない。一方、想定される負担については、改正案は、既存の手法よりも容易な壁紙の表面への一定の表示方法を加える措置であるため、現状維持と比べ壁紙輸入販売事業者の負担が減少すると考えられる。それにより、現在対応が困難である等の理由により輸入を見合わせていた流通業者、施工業者にとって事業機会の拡大も見込まれる。従って、改正案を選択することが妥当である。なお、改正案によって行政機関に新たに特段の対応が必要となることはなく、また、国民一般に対し負担を求めることにもならないため、この点でも改正案を導入することに問題はないと考えられる。</p>	<p>産業構造審議会 環境部会廃棄物・リサイクル小委員会</p> <p>【R I A結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付</p>	平成24年度

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				ラベルをはる方法」を追加する。（なお、表面に印刷・刻印する方法をとった場合、実際に居室の壁面に壁紙を貼る際に目立たないところに当該印刷・刻印箇所を配置することが施工上困難であるため、壁面に壁紙を貼付後、目立たない場所にラベルを貼る方法を採用することとする。）※指定表示製品とは、それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部又は一部を再生資源として利用することを目的として分別回収をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。					

表 R I A - 1 2 国土交通省における R I A の実施状況 (2 7 件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
169	国土交通省 都市・地域整備局 下水道部 下水道企画課	下水道に接続する事業者に対する事故時の措置の義務付け等 (規制の追加、強化、拡充) 【R I A の対象とした法令】 ・下水道法	平成 17 年 6 月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 特定事業場において事故が発生した場合、下水道を経由して公共用水域へ有害物質又は油が流出することを防止し、下水道におけるリスク管理の徹底を図る。 【内容】 特定事業場において有害物質又は油が下水道に流入する事故が発生したときは、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、応急の措置を講ずるとともに、公共下水道管理者に事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければならないこととするため、下水道法に所要の改正を行う。	事業者により応急措置が講じられるとともに、事故の届出がなされることにより、下水道管理者は有害物質又は油の種類や量を終末処理場等に流入する前に把握でき、有害物質又は油の流入状況に応じた適切な終末処理場等の運転、処理を行うことが可能となる。その結果、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある物質又は油の終末処理場から公共用水域への流出を、最小限度に留めることができる。	本施策は、通常時(事故時以外の場合)における下水の排除制限を規定した現行の下水道法第 12 条の 2 を前提として、その実効性を担保するためのものであり、事故が発生しない限り、事業者及び公共下水道管理者に費用の追加負担が生じることはない。また、本施策が実施されず、公共下水道管理者が事故発生を把握できないと、流入物質を特定するための調査及び水質検査費用、下水道から流出した物質等の除去費用など多大な費用が必要となることをかんがみれば、本施策は人の健康に係る被害を未然に防止するために必要最小限のものと言える。	現行制度では、下水道に接続する事業場から事故により異常な水質の下水が下水道に排除された場合でも、当該事業者が下水道管理者への届出義務が無いため、下水道管理者は事故の発生を把握できず、適切な対応を講ずることができない場合がある。(「施策等の必要性」の項目に記載)	平成 15 年 4 月の社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会下水道・流域管理小委員会の答申「今後の下水道の整備と管理及び流域管理のあり方はいかにあるべきか」において、講ずべき施策として「工場等の事業者が水質事故発生時に応急措置を講じ、下水道管理者への報告を義務付ける制度を整備」と記載 【R I A 結果の活用状況】 平成 17 年 6 月 14 日、第 162 回国会において改正法成立	5 年を目途として必要に応じて見直す。
170	国土交通省 海上保安庁交通部 安全課	夜間入港規制の廃止 (規制の廃止) 【R I A の対象とした法令】 ・港則法	平成 17 年 2 月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 規制の必要性が低下している夜間入港規制を廃止し、港湾手続きの簡素化を図り、もって我が国港湾の国際競争力の強化に寄与する。 【内容】 夜間においては、目視による周囲の状況の的確な把握が困難であり、運航者の操船能力が昼間より劣ること等の理由から、夜間における港内での事故を防ぎ、港内の安全を図るため、特に船舶交通が輻輳する港への夜間の入港を港長の許可制度としている。 近年、海難防止指導等を行ったことによる夜間の港内における全国的な要救	夜間入港規制の廃止により、夜間入港の際の許可申請手続きが不要となり、港湾手続きの簡素化の推進につながる。また、申請に係る事務負担が軽減される。	想定される負担なし。	入出港に係る規制を最小限とし、かつ、国際的整合性を確保する観点から、夜間入港規制の廃止が求められている。(「施策等の必要性」の項目に記載)	- 【R I A 結果の活用状況】 平成 17 年 2 月 1 日、第 162 国会に改正法律案提出 平成 17 年 5 月 20 日、公布	当該改正による手続きの簡素化の効果は明確(規制対象船舶 7,286 件 → 0 件/年)であり評価の必要が

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				助海難の減少や、航海計器や船舶性能の向上等による夜間の航行環境が改善されたことにより規制の必要性が低下しているため、夜間入港規制を廃止するため、港則法に所要の改正を行う。					ないこと、今回規制を廃止しても今後、届出も含め規制の復活など見直しはありえないなど、レビュー対象としてはその趣旨・目的等に照らして適当でないため、本改正に伴うレビューを行う予定はない。
171	国土交通省 港湾局港湾経済課	一般港湾運送事業等及び検数事業等の規制緩和対象港湾の拡充(規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 ・港湾運送事業法	平成 17 年 2 月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 先行して規制緩和を実施している特定港湾（以下「主要9港」という。）に加え、港湾運送事業法が適用となる全国の港湾における規制緩和によって、競争の促進を通じた港湾運送事業の効率化や多様なサービスの提供を図ることにより、港湾の活性化を促進することを目的とする。 【内容】 主要9港以外の港湾（以下「地方港」という。）における一般港湾運送事業等及び検数事業等の規制緩和について、先行して規制緩和を実施している主要9港同様の規制緩和（需給調整規制を廃止し事業参入を免許制から許可制に、運賃・料金を認可制から事前届出制に改めること）を実施するため、	地方港におけるコスト高、サービスの画一化は、強固な規制による新規参入抑制により生じている面があり、規制の緩和が直接的に競争促進によるサービスの効率化、多様化の実現につながると考えられる。 先行して規制緩和を行った主要9港では、新規参入や利用者のニーズに対応した運賃・料金の設定が着実に進んでおり、作業の共同化のほか、港湾運送事業者のターミナルオペレーター業への展開が進むなどの事業の拡大が進んでいるところである。また、規制緩和を契機として、港運労使の合意により364日24時間フルオープン化が実現するなど、港湾の活性化による国際競争力の強化が図られつつあり、地域産業競争力の強化にも寄与してい	-	需給調整規制に基づく免許制により新規参入が厳しく制限され、また、運賃・料金について認可制とすることにより、価格が高止まりしている。（「施策等の必要性」の項目に記載）	行政改革委員会最終意見（平成9年12月）、運輸政策審議会海上交通部会答申（平成11年6月）において、港湾運送事業についても規制緩和を実施すべきであるとされた。 【R I A結果の活用状況】 平成 17 年 2 月 1 日、港湾活性化のための港湾	-

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				港湾運送事業法に所要の改正を行う。	る。			法等の一部を改正する法律案を国会提出 平成 17 年 5 月 20 日、同法公布	
172	国土交通省 航空局管制保安部 保安企画課、技術部 運航課、航空機安全課、乗員課	空域の安全かつ効率的な利用のための規制の見直し並びに航空機の設計検査の合理化、操縦士の英語能力証明制度の導入 (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 ・航空法	平成 17 年 3 月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 増加が続く航空需要とこれに伴う航空交通量の増大に対応し、空域の安全かつ効率的な利用並びに航空機及びその航行の安全の一層の向上を図る。 【内容】 航空法の一部を改正し、以下の施策を実施する。 (1) 一定高度以上の空域における航空機の垂直管制間隔を短縮(以下「RVSM」)するため、当該空域における有視界飛行方式による飛行の禁止、及び特別な方式による航行を実施するための航空機に係る許可制度を創設する。 (2) 航空交通情報圏及び民間訓練試験空域の安全対策を強化するため、これらの空域において航行を行う場合、航空機に対し、他の航空機の航行に関する情報を入手することを義務づける。 (3) 今後の航空機の検査の量的拡大及び質的高度化に対応可能な体制を構築するため、民間能力の活用による航空機検査制度の合理化を図る。 (4) 操縦士と管制機関のコミュニケーション能力不足による事故を防止するため、国際航行を行う操縦士に対する英語能力証明制度を導入する。 (5) その他、航空交通の管理の実施、事後監督規定の強化等	(1) RVSMを導入することにより、燃料効率の良い高度を飛行できる航空機が増加する。また、航空機が選択できる高度が増加することから、航空交通容量を拡大することが可能となる。 (2) 航空交通情報圏及び民間訓練試験空域において航行する航空機は、当該空域を航行する他の航空機の情報を入手することが可能となり、航空機の接近を防止することが可能となる。また、訓練試験等計画の承認を義務づけることにより、民間訓練試験空域の利用の重複を排除することができ、当該空域における衝突事故の防止が可能となる。 (3) 一定の能力を有する事業者の能力を活用することにより、官民あわせた国全体の検査の体制の強化及び国の検査の新技术への重点化など、航空機検査制度の合理化が図られる。 (4) 国際航行を行う操縦士の英語能力が確保されることにより、英語でのコミュニケーション能力が一因となる航空機の事故が減少し、航空機の航行の安全性が向上する。また、国際標準に従って証明を行うことにより他のシカゴ条約締約国においても有効な証明と認められるため、乗り入れる外国におけるこれに相当する証明が不要となり、我が国操縦士の負担軽減に資する。	(1) 有視界飛行方式の禁止及び特別な航行の許可制度の創設は、RVSMを導入するためにシカゴ条約に基づく国際標準に規定されている要件である。RVSMの導入により、燃料効率の良い高度を飛行できる航空機が増加し、燃料費削減等の効果がある。一方、29,000 f t以上の高さの空域を有視界飛行方式で飛行する民間の航空機は実際にはほとんどなく、やむを得ず有視界飛行方式で飛行する必要がある場合は管制機関の許可を得れば飛行することが可能であることから、当該規制による社会的費用はほとんど発生しない。 (2) 他の航空機の航行に関する情報提供は既存の施設を用いて実施するため、新たな整備費用が発生するものではなく、また、航空機は飛行場の情報提供機関等に連絡して情報を入手するのみであることから、社会的費用は必要最小限のものである。また、民間訓練試験空域における訓練飛行等の承認についても、新たな施設整備を要するものではなく、訓練飛行等を行おうとする者が国土交通省令に規定する事項を通報するのみであり、社会的費用は必要最小限のものである。 (3) 認定事業場が行った設計及び設計後の検査によって国の検査の一部又は全部の省略を受けることを可能にすることにより、より迅速な航空機の検査が可能となり、開発費用を削減する効果がある。一方、事業場の認定に際して必要となる手続きとしては、当該事業場が法律で定める要件に適合するものである旨の申請をするだけで足り、申請者に係る負担は必要最小限のものである。 (4) 航空英語能力証明制度では、国際標準で定められた最低基準に適合していれば証明を行うこととしており、申請	(1) 航空機が希望する高度で飛行することができないケースも多い。燃料効率の向上を図ることができず、また、航空交通容量を拡大することができない。 (2) 地方空港や離島の空港周辺の空域において航空機が接近する事例が増加している。 (3) 今後見込まれる新技术に係る設計の検査や、詳細かつ厳しい検査が必要となるジェット旅客機の開発の検査による航空機設計検査の量的拡大・質的高度化に対して人員が不十分であり、対応することが困難となっている。 (4) 我が国における英語能力判定の基準が新たに制定された国際標準に対応しておらず、また、定期的に評価する制度となっていない。(「施策等の必要性」の項目に記載)	— 【R I A結果の活用状況】 平成 17 年 3 月 1 日、第 162 回国会に改正法律案提出 平成 17 年 7 月 6 日公布 平成 17 年 10 月 1 日施行(但し、一部は平成 17 年 8 月 4 日、平成 17 年 9 月 30 日及び平成 18 年 4 月 1 日施行)	—

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
						者の負担は必要最小限のものである。			
173	国土交通省 住宅局市街地建築課	水素供給スタンドに係る建築制限の見直し (規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 ・建築基準法施行令	平成 17 年 3 月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成 17 年 3 月	【目的】 燃料電池自動車に充てんするための圧縮水素の製造を行う施設（以下「水素供給スタンド」という。）の普及を促進し、もって燃料電池自動車の円滑な導入を図ること。 【内容】 燃料電池又は内燃機関の燃料として自動車に充てんするための圧縮水素の製造を、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する製造設備を用いて行う場合には、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域における圧縮ガスの製造に係る用途規制を適用しないこととする。 本措置の対象は、火災発生危険性等の観点から、一定の技術基準に適合する製造設備を用いて圧縮水素の製造を行う場合に限定することとし、また、住居専用地域においては原則として工場の建築が制限されていることを踏まえ、第一種住居地域から準工業地域までの用途地域に区域を限定することとする。	水素供給スタンドの増設により、燃料電池自動車の円滑な導入・普及が促進されるものと考えられる。	水素供給スタンドの建築は、原則として、工業地域及び工業専用地域に限定されていたが、当該施設の建築可能地域を拡充することにより、水素供給スタンドの普及が促進されるものと考えられる。	水素供給スタンドの建築は、原則として、工業地域及び工業専用地域に限定されている。（「施策等の必要性」の項目に記載）	－ 【R I A結果の活用状況】 平成 17 年 3 月 22 日、政令改正 平成 17 年 3 月 25 日、施行	－
174	国土交通省 総合政策局環境・海洋課、住宅局住宅生産課、建築指導課	運輸部門及び民生部門におけるエネルギー使用の合理化 (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 ・エネルギーの使用の合理化に関する法律	平成 17 年 3 月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 －	【目的】 運輸部門及び民生部門におけるエネルギー起源の二酸化炭素排出の削減を目指すことにより、地球温暖化対策を推進し、京都議定書目標達成計画に掲げる我が国の温室効果ガス削減目標の達成に寄与する。 【内容】 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）を改正し、経済産業省と連携して、一定規模以上の貨物輸送事業者、旅客輸送事業者、荷主に対し省エネルギー計画の策定、エネルギー使用量の報告を義務付けるとともに、省エネルギーの取組が著しく不十分な場合に勧告、公表、命令を行う等運輸分野における対策を導入する。また、一定規模（2,000 m ² ）以上の非住宅建築物を新築・増改築する場合	運輸部門については、国は、各事業者 に省エネ目標を示し、それに基づいて各一定規模以上の事業者が自らの事業の実態に即した省エネ計画を作成することから、効果的な省エネが各事業者によって進められることとなる。当該事業者が取り組みにおいて著しく不十分な場合には、勧告等を行うことによりその取り組みの改善を促すこととし、計画の実効性を確保することとする。 住宅・建築物部門については、省エネ措置の届出等を義務付ける対象を拡大することにより、所管行政庁による指示等による機会を捉えた省エネ措置の促進が可能となる。これにより、比較的耐用年数が長い大規模な住宅・建築物に省エネ措置が実施されない場合の長期間にわたる余分なエネルギー消費	運輸部門については、全ての輸送事業者、荷主に対して、省エネのために必要な判断基準、省エネ目標を示すことで、効率的な輸送を進めるための自主的な取り組みを促進することが可能である。また、一定規模以上の事業者に計画作成等の義務を課すことになるが、事業者は判断基準を参考にして、自社の状況に応じた最適な計画を自らの判断で作成することができる。 住宅・建築物部門については、省エネ措置の届出等を義務付ける対象を拡大することにより、申請者の届出等及び所管行政庁の受理に係る費用負担は多少増すものの、届出の対象を大規模なものに限定しているため、比較的少数の届出により相当程度の床面積をカバーでき、結果として、効率的に住宅・建築物の省エネ措置が実施される。	運輸部門については、各輸送事業者ごとの省エネ取り組みがまだ不十分であること、積載率が減少しており、特に、営業用貨物自動車に比べて自家用貨物自動車の積載効率が小さいこと、トラックから効率の良い鉄道・船舶へ輸送モードを転換するモーダルシフトが進んでおらず、モーダルシフト化率は近年横ばいである。民生部門については、新築に比べて省エネ性能が劣る、築年数が一定程度経過した既存の住宅・建築物が相当程度存在すること、届出が義務付けられている非住宅建築物に比べ、新築住宅の省エネ基準達成率は伸びが緩やかであること、という現状が改善されない。（「施策等の必要性」の項目に記載）	【運輸部門】 交通政策審議会交通体系分科会環境部会 の中間取りまとめ（平成 16 年 5 月）、総合資源エネルギー調査会需給部会（平成 16 年 10 月中間とりまとめ）において、荷主と物流事業者の連携について指摘。 【住宅・建築物部門】 社会資本整備審議会環境部会 の中間とりまとめ	【法附則第 2 項（検討）】 内外のエネルギー事情その他の経済的社会的環境の変化に応じ、検討を行う予定である。 【改正法附則

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				の所管行政庁への届出に、大規模修繕等を行う場合を追加する等の措置を講ずるとともに、一定規模(2,000㎡)以上の住宅においても非住宅建築物と同様の措置を講ずる。	を抑制する効果がある。 エネルギーの使用を効率化することにより、エネルギー起源CO2の増加を抑制し、地球温暖化対策を推進することができる。	このように、本施策は、国は、事業者等の自主的な取り組みを促し、地球温暖化対策を推進するための必要最小限のものである。		(平成16年6月)、総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会中間とりまとめ「今後の省エネルギー対策のあり方について」(平成16年7月)において指摘。 【RIA結果の活用状況】 平成17年3月15日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年8月10日公布 平成18年4月1日施行	第13条(検討)】 法施行後5年経過後、新法の状況を勘案し、必要があると認めるときは、検討を行う予定である。
175	国土交通省 総合政策局観光地域振興課、観光資源課	通訳案内業に係る参入規制の緩和を通じた通訳ガイドの数の増加、民間組織が創意工夫を生かして行う魅力ある観光地の整備の促進等 (規制の緩和) (規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律	平成17年2月(当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	①通訳案内業法 【目的】 多様化、細分化が進む外国人旅行者のニーズに対応した有資格通訳ガイドの効率的な育成・確保、及びサービス内容の多様化・適正化を図り、外客接遇の一層の向上を通じた国際観光の振興を図る。 【内容】 「通訳案内業」に係る事業免許制について、最も重要な参入要件である通訳案内士試験の実施基準を法定し、試験の内容・レベルの適正化、試験の一部免除等を図った上で、「通訳案内士」に係る登録制に改め、有資格通訳ガイドの効率的な育成・確保を図る。併せて、有資格通訳ガイドによる業務の適正な実施を確保するための措置を講じる。さらに都道府県の区域においてのみ通訳ガイドの資格が認められる「地域限定通訳案内士」制度を創設する。 ②外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律 【目的】	①通訳案内業法 左記の通り、今般の制度の抜本的見直しと、通訳ガイド市場の活性化に向けた諸施策を同時に講じることにより、量の面、質の面双方で大幅な改善が図られることから、有資格通訳ガイドの一層の活用の促進を通じて、有資格通訳ガイドの就業機会の増大を図りつつ、国・地域の双方において外客接遇が一層向上することが期待。 以上により、我が国や地域の魅力についての正確な理解と良好な印象の形成促進、外国人旅行者による訪日観光の質の向上、日本へのリピーターの増加による訪日外国人旅行者の増加、地域経済の活性化等がもたらされるものである。 ②外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律 外国語等による情報の提供に関する基準を示し、公共交通機関等に一定の義務を課すことにより、事業者間における案内表示のバラツキや交通結節部分における不十分な案内が解消されるな	①通訳案内業法 — ②外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律 本制度は、外国人旅行者が我が国を旅行する際の言語面の障壁を早急かつ計画的に取り除くといった大きな便益をもたらすことが期待される。一方で、情報提供促進措置の義務が課される公共交通事業者等については、外国語等による案内表示の設置などが必要となるが、これは、大規模な設備を一律に整備するといった性質のものではなく、個々の施設の個別事情に合わせ、シールの貼付やパンフレットの配備など、事業者が自ら工夫し、選択することによって、目標となるレベルを達成することが可能であることや、設備投資(更新)の際に併せて表示の統一を計画的に行うなど、追加的なコストを極力抑えて、目標となるレベルを達成することができると思われることなどの理由から、本制度における社会的費用は必要最小限である。	—	通訳案内業の在り方検討分科会報告書(平成16年11月16日国土交通省総合政策局観光部門) 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月8日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年6月10日、公布	5年以内に必要な検討を行う旨を法律に規定している。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				外国人観光旅客が我が国の観光地に支障なく到達できるための環境整備を進めることにより、その来訪の促進を図る。 【内容】 公共交通事業者等は、国土交通大臣が定める基準に従い、外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するために必要と認められる外国語等による情報の提供を促進するための措置(以下「情報提供促進措置」という。)を講ずるよう努めなければならないこととする。また、外国語等による情報の提供の促進を図ることが特に必要と認められるときは、国土交通大臣は情報提供促進措置を講ずべき区間を指定することができることとする。	ど、外国人旅行者の受入環境の整備を促進することができる。				
176	国土交通省 住宅局建築指導課	建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正 (規制の追加・強化・拡充) 【R I Aの対象とした法令】 建築物の耐震改修の促進に関する法律	平成18年3月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 建築物の耐震改修を促進するための措置を講ずることにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図る。 【内容】 建築物の耐震改修の一層の促進を図るため、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画の策定、所管行政庁による指導及び助言等の対象となる特定建築物の範囲の拡大、所管行政庁の認定を受けた計画に係る特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けに係る耐震改修支援センターによる債務保証の実施等の措置を講ずる。	基本方針及び都道府県耐震改修促進計画の策定、所管行政庁による指導及び助言等の対象となる特定建築物の範囲の拡大、所管行政庁の認定を受けた計画に係る特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けに係る耐震改修支援センターによる債務保証の実施等、耐震改修を促進するための多様な措置を講ずることにより、施策全体の実効性が高まる。	耐震化率の向上のためには、建築物の耐震改修が不可欠である。耐震改修の指示対象の範囲の拡大や特定優良賃貸住宅への入居促進、耐震改修支援センターによる債務保証等は、既存制度の有効活用や必要最小限の規制の実施・拡大により耐震改修の促進を図るものであり、効率的である。	—	— 【R I A結果の活用状況】 平成18年1月25日、政令、省令改正 平成18年1月25日、告示制定	5年以内に必要な検討を行う旨を法律に規定している。
177	国土交通省 総合政策局政策課、交通消費者行政課 住宅局建築指導課	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定 (規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	平成18年2月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用を確保し、一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。 【内容】 高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。	①高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる施設についてより幅広くバリアフリー化が促進されることで、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用が確保される。 ②移動等円滑化の必要な一定の地区について、既存の施設をも含めた一体的かつ連続的なバリアフリー化を促進することで、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用がより一層確保される。 ③施設間の境界線部分の段差が無くなることや地下から地上までの垂直移動が確保されること等が期待でき、一体的かつ連続的なバリアフリー化された経路が安定的・永続的に確保される。	①公共交通事業者及び建築主等については、従来からハートビル法及び交通バリアフリー法により新設等に際し基準適合義務が課されていたところ。一方、民間事業者に対する負担としては、新たに路外駐車場管理者に対し基準適合義務が課されることとなるが、全ての路外駐車場に対してではなく、移動等円滑化が必要なものに限って課されるものであるから、負担は必要最小限のものである。 ②公共交通事業者については従来から交通バリアフリー法において同様の基本構想制度に基づく特定事業の実施が求められていたところ。また、市町村が基本構想を作成する際には、特定事業を行うこととなる者が参加する協議会における協議を経るか、又は、これらの者と個別に協議を行わなければならない	①現行の交通バリアフリー法及びハートビル法においても公共交通事業者及び建築主等に対する基準適合義務を規定している。 ②現行の交通バリアフリー法においても基本構想が定められた場合には、公共交通事業者等は特定事業を実施することとされている。 ③行政による認可制度により当事者間の協定に特別な効力を付与する類似の制度として、建築協定(建築基準法)、緑地協定(都市緑地法)、景観協定(景観法)がある	— 【R I A結果の活用状況】 平成18年2月28日、第164回国会に法律案提出。平成18年6月21日、公布	5年以内に必要な検討を行う旨を法律に規定している。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
						いこととされており、協議が調った事項についてのみ基本構想に定められることとなるので、施設設置管理者に一方的な負担を課すものではない。 ③協定の締結は義務ではなく当事者間の合意によるものであり、また、協定内容についても一定の要件を満たしていれば市町村長は認可しなければならないこととされていることから、負担は必要最小限のものである。			
178	国土交通省 都市・地域整備局 街路課	駐車場法の一部改正 (規制の追加・強化・拡充) 【R I Aの対象とした法令】 駐車場法	平成 18 年 2 月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与する。 【内容】 駐車場法第 2 条第 4 号の「自動車」の定義に大型自動二輪車及び普通自動二輪車（以下両者をあわせ「自動二輪車」という。）を加える。	駐車場整備地区の都市計画決定及び市町村による駐車場整備計画の策定に当たり、自動二輪車の駐車需要を加味することができるようになること、駐車施設の附置義務（一定の建築物の新築等について駐車施設を附置する義務。地方公共団体が条例で課することができる。）の対象車種に自動二輪車を加えることができるようになること等により、自動二輪車の駐車場の整備が促進され、都市機能の快適性、利便性の向上が図られる。	駐車場管理者に対して、駐車場の設置に係る必要事項、業務運営に係る管理規定等について、都道府県知事への届出義務等が生じるが、これらは、自動二輪車以外の自動車の駐車場には従前から適用されていたものである。地方公共団体が定める条例に基づき、自動二輪車を含めた駐車施設の附置義務が課されるが、駐車需要を生じさせる程度の大きい一定の建築物の新設等をする者に限定し、かつ、発生が予想される駐車需要の範囲内で必要最小限の規制が実施されるものであり、負担は最小限のものである。	—	— 【R I A結果の活用状況】 平成 1 8 年 5 月、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律公布	—
179	国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課、公園緑地課 住宅局市街地建築課	都市機能の適正立地 (規制の追加・強化・拡充) 【R I Aの対象とした法令】 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律	平成 18 年 2 月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 今後、人口減少・超高齢社会を迎えるなかで、都市の拡大成長から、既存ストックを有効活用し、都市機能を集約するコンパクトなまちづくりを目指す方向へ、都市政策の理念・制度を転換する。 このため、大規模集客施設について、商業地域等を除き、その立地を一旦制限し、立地しようとする場合には都市計画の変更手続を要することとし、当該手続を通じて地域の判断によって適正な立地を確保する。 【内容】 都市の秩序ある整備を図るため、準都市計画区域制度の見直し、都市計画区域等の区域内における大規模集客施設の立地に係る規制の見直し、開発許可制度の見直しその他都市計画に関する制度の整備を行う。 具体的には、広域にわたり都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設の立地に当たっては都市計画手続を経る	過去の分析結果によれば、都市機能の適正立地等に積極的に取り組んできた鹿児島市、旧静岡市で、公共交通機関を活用したコンパクトなまちづくりと中心市街地の活性化が実現しており、目指すべき政策目標実現に向けて、上記の方策が有効であるといえる。 イギリス等諸外国でも同様の方策により、効果をあげている。	—	政策転換を行わず、現状の都市の拡大成長を前提としてきたまちづくりでは、都市が無秩序に拡散し、自動車依存が進行し、高齢者等の利便性の低下や環境負荷の増大、後追的なインフラの整備・維持管理コストの増大、各種公共的サービスの効率性の低下等の様々な問題が生じるなど、都市経営コストが増大するおそれがある。 よって、これからのまちづくりにおいては、都市機能の無秩序な拡散を防止し、都市の既存ストックを有効活用したコンパクトなまちづくりを推進することが重要であり、そのためには、様々な都市機能の適正な立地を確保するための仕組みが必要である。	都市再生ビジョン」(H15.12.24 社会資本整備審議会答申)において、環境と共生した持続可能な(サステイナブル)な都市の構築が今後の基本的な方向であるとされ、拡散型都市構造から、超高齢化に対応したコンパクトな集約・修復保存型都市構造への転換の必要があるとされている。 「中心市街地再生のためのまち	施行後 5 年以内に必要の検討を行う旨を法律に規定している。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				<p>こととし、地域の判断を反映した適切な立地を確保するため、以下の施策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域、用途地域における大規模集客施設の立地規制 ・非線引き白地地域等における大規模集客施設の立地規制 ・用途を緩和する地区計画制度の創設 ・準都市計画区域制度の拡充 ・都市計画手続等の円滑化、広域調整手続の充実 ・開発許可制度の見直し ・準都市計画区域における緑地保全地域等の指定 				<p>づくりのあり方に関する研究アドバイザリー会議」の報告（平成17年8月10日公表）で、上記の方向性が提示されている。</p> <p>社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会（「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか」）及び建築分科会（「人口減少等社会における市街地の再編に対応した建築物整備のあり方」）答申（それぞれ、平成18年2月1日）において、上記の方向性が提示されている。</p> <p>【RIA結果の活用状況】 平成18年5月、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律公布 ※平成19年11月末までに全面施行。</p>	
180	国土交通省 自動車交通局旅客課、自動車交通局技術安全部管理	道路運送法等の一部改正 (規制の新設) (規制の緩和) (規制の廃止) 【RIAの対象とした法令】	平成18年2月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】	<p>【目的】 自家用自動車による有償旅客運送制度の創設等により、少子高齢化等を背景とした運送形態の多様化に柔軟に対応し、ニーズに応じた安全・安心な旅客輸送サービスの普及を促進するとともに、二輪の小型自動車に係る自動車検査証の有効期間の延長、電子化に対応</p>	<p>①自家用自動車による有償旅客運送制度の創設 自家用自動車による有償旅客運送制度の創設により、過疎地の住民や要介護者等の移動制約者の安全・安心な移動手段の確保が図られる。</p> <p>②乗合旅客の運送に係る規制の適正化 コミュニティバス、乗合タクシーなど、</p>	<p>①自家用自動車による有償旅客運送制度の創設 自家用自動車による有償旅客運送は例外的な許可制とされているところ、今回の改正により、地域住民の移動手段の確保のため、市町村バスやNPO等によるボランティア有償運送については、安全の確保等最低限必要な客観的</p>	<p>①～④の施策を導入することにより、現状を維持した場合と比べて、地域の実情や利用者のニーズに応じた安全・安心な旅客輸送サービスの普及、安全対策の適切な推進、車両情報の適切な利活用を図ることが可能となる。</p>	<p>－</p> <p>【RIA結果の活用状況】 ①、②について平成18年10月1日施行 ③について、平</p>	<p>施行後5年目で検討と必要な措置を講じることを規</p>

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
	課、自動車交通局技術安全部審査課、自動車交通局技術安全部整備課	道路運送法、道路運送車両法	—	した自動車登録制度の見直し等により、安全対策の適切な推進、車両情報の適切な利活用等を図り、自動車交通の利便性及び安全性の向上を図る。 【内容】 ①自家用自動車による有償旅客運送制度の創設（道路運送法の一部改正） ②乗合旅客の運送に係る規制の適正化（道路運送法の一部改正） ③二輪の小型自動車に係る自動車検査証の有効期間の延長（道路運送車両法の一部改正） ④電子化に対応した自動車登録制度の見直し（道路運送車両法の一部改正）	地域のニーズに応じた多様な形態の乗合旅客輸送サービスの導入・普及が促進され、生活交通の確保、旅客の利便の増進が図られる。 ③二輪の小型自動車に係る自動車検査証の有効期間の延長 初めて自動車検査証の交付を受けた時点から継続検査までの期間が従来よりも1年延長され、国民負担の軽減が図られる。 ④電子化に対応した自動車登録制度の見直し 書面により登録情報の提供を行っていたものを、電子的手段による提供を可能とすることで、登録情報の簡便な確認・利用を可能とし、自動車の登録情報の適切な利活用が図られる。	要件を満たせばこれを可能とする登録制としたところである。 ②乗合旅客の運送に係る規制の適正化 現行においては、定期路線以外の乗合旅客の運送については、貸切事業の許可を受けた上で、さらに乗合旅客の運送許可を必要としているところ、今回の改正により、乗合事業の許可を受ければ、こうした運送が行えることとなる。また、コミュニティバスや乗合タクシー等の導入にあたり、地域の関係者の合意がある場合には、乗合事業の運賃・料金を上限認可制から事前届出制に緩和することとしている。 ③二輪の小型自動車に係る自動車検査証の有効期間の延長 自動車検査証の有効期間の延長により、自動車ユーザーの一層の負担の軽減が図られている。 ④電子化に対応した自動車登録制度の見直し 一般ユーザーに特段の負担を課すものではなく、また、登録情報提供機関の登録には、申請者が電子計算機及び情報提供業務に必要なプログラムを有するという必要最小限の条件を求めている。		成19年4月1日施行 ④について、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行	定している。
181	国土交通省大臣官房運輸安全監理官	運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案（規制の新設）（規制の追加、強化、拡充） 【R I Aの対象とした法令】（事業法関係） 鉄道事業法第18条の3、第25条第3項、19条の4、第55条第2項、第56条第2項、軌道法第26条道路運送法第2	平成18年1月（当該法律案の国会提出時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 運輸事業者における輸送の安全を確保するための取組みの強化、踏切道の安全性の向上及び運輸の安全に関する国の機能強化により、運輸の安全性の向上を図る。 【内容】 各事業法を改正して運輸事業者に安全管理規程の作成・届出、安全統括管理者等の選任・届出等を義務付けることにより運輸事業者における輸送の安全を確保するための取組みを強化するとともに、踏切道改良促進法改正による踏切道の安全性の向上や、航空・鉄道事故調査委員会設置法等の改正による運輸の安全に関する国の機能強化を図る。 （事業法関係） ○運輸事業者に対し、安全管理規程の作成・届出義務付け、安全統括管理者	【事業法関係】 ○運輸事業者に対する安全管理規程の作成・届出義務付け、安全統括管理者等の選任・届出義務付け等により、安全管理体制が構築され、運輸事業者内部における安全意識の浸透、安全風土の構築が図られる。 ○運輸事業者に対する情報の公表義務付けにより、利用者からの監視が強化され、ひいては、運輸事業者の輸送の安全確保に対する意識を向上させる。 ○鉄道事業者等から業務の管理の委託を受けた者に対する改善命令、受委託の許可取消し、鉄道事業者から業務の委託を受けた者に対する報告徴収・立入検査の規定を整備することにより、委託先も含めた安全管理体制が適切に機能するようになり、輸送の安全が確保される。 ○大型事業用航空機について、認定事	【事業法関係】 ○運輸事業者は、各事業法及びそれに基づく国土交通省令に規定する事項を記載した安全管理規程と安全統括管理者等の選任の届出を行う必要が生ずる。 ○運輸事業者は、公表のため必要な文書作成やホームページへの掲載作業等を行う必要が生ずる。 ○鉄道事業者等から業務の管理の委託を受けた者に対する改善命令、受委託の許可取消し、鉄道事業者から業務の委託を受けた者に対する報告徴収・立入検査の規定を整備することにより、委託先も含めた安全管理体制が適切に機能するようになり、輸送の安全が確保される。一方、鉄道事業者等から業務の委託を受けた者は、国土交通大臣が行う報告の徴収、立入検査を受ける必要が生ずる。	【事業法関係】 ○運輸事業者に対する安全管理規程の作成・届出義務付け、安全統括管理者等の選任・届出義務付け等により、安全管理体制が構築され、運輸事業者内部における安全意識の浸透、安全風土の構築が図られる。 ○運輸事業者に対する情報の公表義務付けにより、義務付けを行わない場合と比べ、利用者からの監視が強化され、ひいては、運輸事業者の輸送の安全確保に対する意識を向上させる。 ○鉄道事業者等から業務の管理の委託を受けた者に対する改善命令、受委託の許可取消し、鉄道事業者から業務の委託を受けた者に対する報告徴収・立入検査の規定を整備することにより、規定を設けない場合と比べ、委託先も含めた安全管理体制が適切に機能する	外部有識者を含む「公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会」の中間とりまとめにおける安全マネジメント態勢の構築と国による「安全マネジメント評価」によるチェック体制の重要性が述べられている。 【R I A結果の活用状況】 平成18年1月31日、第16	施行後5年目途で検討と必要な措置を講じることを規定している。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		<p>0条の2、第29条の3、貨物自動車運送事業法第16条、第24条の3、海上運送法第10条の3、第19条の2の3、内航海運業法第9条、第25条の3、航空法第19条第1項、第103条の2、第111条の4、第111条の6、第113条の2第3項等</p> <p>(踏切道改良促進法関係) 踏切道改良促進法第11条)</p> <p>(海難審判法関係) 海難審判法第63条第2項</p> <p>(航空・鉄道事故調査委員会関係) 航空・鉄道事故調査委員会設置法第15条の2第2項</p>		<p>等の選任・届出義務付けを行うとともに、安全管理規程の変更命令、安全統括管理者等の解任命令を設ける。</p> <p>○運輸事業者に対し、安全に関する自らの取組状況等についての公表を義務付ける。</p> <p>○鉄道事業者等及び本邦航空運送事業者から業務の管理の委託を受けた者に対する改善命令、受委託の許可取消しを行えるようにする。</p> <p>○鉄道事業者等から業務の委託を受けた者に対し、報告徴収・立入検査を行えるようにする。</p> <p>○大型事業用航空機について、認定事業場における整備等を義務付ける。</p> <p>○本邦航空運送事業者等に対し、航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態についての国土交通大臣への報告を義務付ける。</p> <p>(踏切道改良促進法関係) 国土交通大臣は、鉄道事業者又は国土交通大臣以外の道路管理者に対し、踏切道の改良の実施状況等について報告を求めることができることとする。</p> <p>(海難審判法関係) 勧告を受けた者に対して、理事官が主体となって報告徴収制度を設ける。</p> <p>(航空・鉄道事故調査委員会関係) 委託事務に関して知り得た秘密について守秘義務を課す。</p>	<p>業場における整備等を義務付けることにより、適確な品質管理の下での作業の実施が担保され、航空輸送の安全性の向上が図られる。</p> <p>○航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態についての国土交通大臣への報告を義務付けることで、これを受けた国が所要の安全対策を講じることが可能になり、航空輸送の安全性の向上が図られる。一方、本邦航空運送事業者等は、航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態について、国土交通大臣に報告する必要が生ずる。</p> <p>【踏切道改良促進法関係】 国土交通大臣が鉄道事業者又は国土交通大臣以外の道路管理者に対し、踏切道の改良の実施状況等について報告を求めることにより、立体交差化計画等の協議・作成や実施に係る状況等を的確に把握し、実施の勧告等の必要な措置を講じることにより、早急かつ確実な踏切道の改良が図られる。</p> <p>【海難審判法関係】 理事官が必要と認める場合に、勧告を受けた者に対し、当該勧告を受けて執った措置について報告を求めることにより、当該勧告の実効性がより一層高まり、ひいては海難の防止に資することになる。一方、勧告裁決を受けた者は、理事官が行う報告徴収を受ける必要が生ずる。</p> <p>【航空・鉄道事故調査委員会設置法関係】 調査情報の秘匿性に関する関係者の信頼が高まることにより、関係者の任意協力を基礎とする事故等調査業務の円滑化が図られ、その結果、事故等調査が充実し、ひいては航空・鉄道事故防止施策への反映を通じた航空・鉄道事故の防止に資することになる。</p>	<p>○大型事業用航空機を使用する事業者は、当該航空機の使用にあたっては、認定事業場による航空機の整備等を受ける必要が生ずる。</p> <p>○本邦航空運送事業者等は、航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態について、国土交通大臣に報告する必要が生ずる。</p> <p>【踏切道改良促進法関係】 鉄道事業者又は国土交通大臣以外の道路管理者は、国土交通大臣が行う踏切道の改良の実施状況等についての報告の徴収を受ける必要が生ずる。</p> <p>【海難審判法関係】 勧告裁決を受けた者は、理事官が行う報告徴収を受ける必要が生ずる。</p>	<p>ようになる。</p> <p>○大型事業用航空機について、認定事業場における整備等を義務付けることにより、義務付けを行わない場合と比べ、適確な品質管理の下での整備の実施が担保され、航空輸送の安全性の向上が図られる。</p> <p>○航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態についての国土交通大臣への報告を義務付けることにより、義務付けを行わない場合と比べ、これを受けた国が所要の安全対策を講じることが可能になり、航空輸送の安全性の向上が図られる。</p> <p>【踏切道改良促進法関係】 国土交通大臣が立体交差化計画等の協議・作成や実施に係る状況等を的確に把握し、実施の勧告等の必要な措置を講じることにより、当該措置を講じない場合と比べ、早急かつ確実な踏切道の改良が図られることとなる。</p> <p>【海難審判法関係】 理事官が必要と認める場合に、勧告を受けた者に対し、当該勧告を受けて執った措置について報告を求めることができるようにすることにより、報告制度を設けない場合と比べ、当該勧告の実効性がより一層高まることとなる。</p> <p>【航空・鉄道事故調査委員会設置法関係】 調査情報の秘匿性に関する関係者の信頼が高まることにより、守秘義務を課さない場合と比べ、関係者の任意協力を基礎とする事故等調査業務の円滑化が図られる。</p>	<p>4回国会に改正法律案提出 平成18年3月31日、公布</p>	
182	国土交通省 港湾局総務課、港湾経済課 海事局海技資格課	海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案(規制の新設) (規制の追加、強化、拡充)	平成18年2月 【RIAの実施時期の別】 (当該法律案の国会提出時まで)	<p>【目的】 港湾機能の強化、特定外貿埠頭の管理運営の効率化、水先制度の充実・強化等により、港湾の国際競争力の強化並びに海運の効率化及び安全性の向上を図る。</p> <p>【内容】</p>	<p>【港湾法】 (1)陸域における船舶等の放置等の禁止 本施策により、津波等災害時の被害拡大の防止、保安対策の強化、良好な景観の創出等が図られる。</p> <p>(2)特定埠頭の運営者の認定</p>	<p>【港湾法】 (1)陸域における船舶等の放置等の禁止 本施策により、港湾法上、船舶等の放置等が禁止されることとなるが、自己の管理下でない場所への物件の放置等はそもそも何らかの権原に基づくもの</p>	<p>【港湾法】 (1)港湾法では、港湾管理者が放置物件に対して監督処分を行う権限は港湾区域において港湾管理者が指定した放置等禁止区域内の放置物件に対するものに限られており、陸域においては港湾の管理運営のために港湾管理者が所要</p>	<p>交通政策審議会 答申「地震に強い港湾のあり方」(平成17年3月22日港湾分科会) ・交通政策審議</p>	<p>法律施行後7年以内に必要な検討を行う旨を法</p>

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		(規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 港湾法 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律 水先法	【パブリック・コメント実施時期】 —	(港湾法) (1)陸域における船舶等の放置等の禁止：津波等災害時の被害拡大の防止、保安対策の強化、良好な景観の創出等の観点から、臨港地区等の陸域においても船舶等の放置等を禁止する。 (2)特定埠頭の運営者の認定：重要港湾において民間事業者による長期・安定的な埠頭運営を図るため、特定埠頭の運営の事業を行う者に対して当該埠頭を構成する行政財産の貸付けを行う制度の創設に際し、この支援措置を適用すべき特定埠頭の運営者を認定する。 (3)技術基準の性能規定化と適合性確認：コスト縮減を図る観点から、技術基準を性能規定化するとともに、標準的でない設計方法の技術基準との適合性確認を、国又は登録確認機関が実施するための枠組みを整備する。 (外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律) 特定外貿埠頭の管理運営の効率化を図るため、特定外貿埠頭の管理運営主体である埠頭公社（財団法人）を株式会社化するとともに、管理運営主体に対する規制緩和（岸壁等の貸付けに係る規制の緩和や整備計画の認可制の廃止等）を実施する。 (水先法) (1)水先人の免許の要件を、船長経験を有しない者にも緩和し、一級から三級までの三段階の等級制とするとともに、国土交通大臣の登録を受けた養成施設の課程の修了を免許の要件とする。 (2)国土交通大臣の登録を受けた更新講習の課程の修了を免許更新の要件とするとともに、海難事故等により危険が生じた水域等において一定の船舶に対し水先人の乗船を義務付ける。 (3)水先料金について、省令で一律に定める料金制度を上限認可制に緩和するほか、水先人会を法人化するとともに、全国の水先人会からなる日本水先人会連合会に係る規定を設ける。	特定埠頭を構成する行政財産の貸付けにより、特定埠頭の運営の効率化が図られ、港湾機能の強化・国際競争力の強化に資する。 (3)技術基準の性能規定化と適合性確認 安全性を維持しつつ、施設の設計の自由度の向上による建設コスト等の低減が図られる。 【外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律】 岸壁等の貸付先や貸付料設定の自由化により、効率的なターミナル運営が期待できる。埠頭公社ターミナルの管理運営の効率化によって、既存のコンテナターミナルのコスト・サービス水準の向上を図ることが可能となるとともに、次世代高規格コンテナターミナルの形成等の施策の総合的な推進により、スーパー中枢港湾の国内ハブ機能の向上を誘導し、中継コンテナ貨物の誘致や基幹航路の寄港頻度の維持等、我が国港湾の国際競争力の底上げを図ることができる。 【水先法】 免許要件の緩和、等級別免許制度の導入及び水先人養成施設の登録に係る制度の導入により質の高い水先人の安定的かつ継続的な供給が図られるとともに、料金規制の緩和及び水先人会の法人化等により水先業務運営の効率化・適確化が図られ、併せて免許更新要件の追加及び臨時的な場合の強制水先の適用により船舶交通の安全が確保される。	として認められたものではなく、実質的には負担となるものではない。 (2)特定埠頭の運営者の認定 今般の認定制度は、特定埠頭の運営の事業を行う者が特定埠頭を構成する行政財産の貸付けを受けるためのものであるところ、認定に際して必要となる手続としては、当該事業が国土交通省令で定める要件に該当するものである旨の申請をするだけで足り、負担は必要最小限のものである。 (3)技術基準の性能規定化と適合性確認 期待される建設コスト等の低減に照らせば、過度の負担となるものではない。また、登録確認機関の登録申請に際して必要となる手続は、申請者が登録機関として適正に業務を行うことができるかどうかの必要最低限の資料等の提出に限られ、他法においても採用されている登録制度と比べても同様のものである。 【外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律】 岸壁等の貸付けに係る規制の緩和により、貸付業務に係る負担が軽減される。整備計画や事業計画に係る規制の緩和により、当該申請に係る負担が軽減されるとともに、他の申請手続についても負担は必要最小限のものとしている。 【水先法】 今回の改正による規制緩和により国民の負担が軽減されるものもあり、また、新設される手続は、改正の趣旨に鑑みて必要最小限とすることとしており、改正により国民の負担が過度に増えることはない。	の措置をとることができないことが原因として考えられる。 (2)特定埠頭の運営者の認定 現状では、埠頭の利用者である民間事業者は、港湾管理者から使用許可を受け、施設の使用頻度に応じて条例で定められた料金を港湾管理者に支払うこととなっている。しかしながら、埠頭を一体的に利用することによって効率的な運営が期待できる場合には、埠頭の利用者である民間事業者にとって集荷のインセンティブが働きにくいという問題がある (3)技術基準の性能規定化と適合性確認 技術基準を性能規定化すると、設計の自由度が高まり、創意工夫を活かした様々な設計方法が生み出されるが、一方で、技術基準との適合性確認に高度な技術力を要する設計方法も同時に生み出される可能性がある。そのため、そのような高度な設計方法の安全性を確認する手段が講じられていない現状を踏まえると、技術基準を性能規定化することは困難である。 【外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律】 港湾の国際競争力強化については、これまでも船舶の大型化に対応した大水深コンテナターミナルの整備やターミナルの24時間フルオープン化、港湾諸手続のワンストップサービス化といった施策を展開してきたが、韓国等での国家戦略によるコンテナ港湾の整備や、世界的な港湾ネットワーク展開を進めつつある海外メガオペレーターの台頭等による海外主要港の成長により、コスト・サービスの面において我が国港湾は世界水準に達していない。 【水先法】 (1)水先人の養成・確保 船舶交通の安全確保を図るために不可欠な水先業務を円滑に遂行するためには、質の高い水先人を養成・確保することが必要であるが、現在の水先人の主な供給源である外航日本人船長の減少に伴って、数年後には水先人の供給	会答申「今後の港湾環境政策の基本的な方向」（平成17年3月29日港湾分科会環境部会） ・津波対策検討委員会提言（平成17年3月津波対策検討委員会） 交通政策審議会答申「安全で経済的な港湾施設の整備・維持管理システムのあり方について」（平成17年12月26日港湾分科会安全・維持管理部会） 【外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律】 スーパー中枢港湾選定委員会港湾の管理・運営のあり方に関する検討部会報告（平成17年4月スーパー中枢港湾選定委員会） 【水先法】 交通政策審議会答申「水先制度の抜本改革のあり方について」（平成17年11月28日海事分科会水先制度部会） 「水先制度のあり方に関する懇	律に規定している。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
							源が枯渇するおそれがある。 (2)船舶交通の安全確保 現行制度においては、水先人の免許を取得した後は特段の知識技能の確認は行われていない。また、強制水先の対象となる船舶及び区域は、総トン数を基準に政令で定められ、固定的なものとなっており、緊急時の対応ができない。 (3)水先業務運営の効率化・適確化 水先料金については、国が一律の基準により定めることに起因して、水先人の業務効率化へのインセンティブが働きにくい状況にある。また、より適正かつ円滑な水先業務の実施及び水先業務の透明性を確保する必要性がある。	談会報告」（平成 17 年 6 月 24 日） 【R I A 結果の活用状況】 平成 18 年 2 月 10 日、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案を国会提出 平成 18 年 5 月 17 日、同法公布	
183	国土交通省 総合政策局環境・海洋課海洋室、港湾局環境・技術課環境整備計画室、海上保安庁警備救難部環境防災課	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（規制の新設（規制の内容欄 1 (1) 関連））（規制の追加・強化・拡充（規制の内容欄 1 (2) ~ (5) 及び 2 関連）） 【R I A の対象とした法令】 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	平成 18 年 2 月 【R I A の実施時期の別】 （当該法律案の国会提出時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 平成 17 年 12 月 ~ 平成 18 年 1 月	【目的】 OPRC-HNS 議定書の実施等に伴い、有害液体物質及び危険物並びに特定油以外の油による海洋汚染及び海上災害に対して迅速かつ効果的に対処し得る体制の確立等を図る。 【内容】 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」という。）の一部を改正する。（以下、概要） 1 海洋汚染の防止 (1) 未査定液体物質の輸送の禁止 (2) 海洋施設からの有害液体物質の排出の規制 (3) 海洋施設等から有害液体物質の排出があった場合等の通報の義務付け (4) 大量の油（特定油を除く）又は有害液体物質の排出があった場合の防除措置の義務付け等 (5) 有害液体物質汚染防止緊急措置手引書の備置きの義務付け 2 海上災害の防止 (1) 海上保安庁長官による排出された危険物の火災の発生防止等の措置命令 (2) 海上保安庁長官による消火、延焼の防止等の措置命令 (3) 危険物の排出が生ずるおそれがある場合の通報の義務付け及び海上保安庁長官による当該危険物の抜取	【規制の内容欄 1 (2) 関連】 未査定液体物質の輸送の禁止により、その排出による海洋汚染の危険性が低減される。（規制の内容欄 1 (1) 関連） 海洋施設において管理されている有害液体物質の排出による海洋汚染の危険性が低減される。 【規制の内容欄 2 (1) ~ (3) 関連】 OPRC-HNS 議定書の担保並びに特定油以外の油及び有害液体物質による海洋汚染に迅速かつ効果的に対処する体制の確立が図られる。 【規制の内容欄 1 (3) ~ (5) 関連】 OPRC-HNS 議定書の担保及び危険物による海上災害に迅速かつ効果的に対処する体制の確立が図られる。	【規制の内容欄 1 (1) 関連】 現行法においても、未査定液体物質を輸送しようとする者は、国土交通大臣に届け出る必要があり、実態として環境大臣による査定が行われた後に当該液体物質を輸送していることから、実質的な負担増となるものではない。 【規制の内容欄 1 (2) 関連】 有害液体物質記録簿を新たに備え付ける必要があるが、負担は必要最小限である。 【規制の内容欄 1 (3) 及び 2 (3) 関連】 海上保安庁の事務所への通報義務であり、実質的な負担となるものではない。 【規制の内容欄 1 (4) 関連】 海洋汚染発生時の応急措置、防除措置を義務付けるものであるが、今までは状況に応じた海上保安庁長官による命令により防除措置を実施していたものであり、その措置があらかじめ義務付けられたとしても過度の負担となるものではない。 【規制の内容欄 1 (4) 関連】 油又は有害液体物質の排出のおそれがある場合に必要な措置の実施を命ずるものであるが、油及び有害液体物質への対応としては、その有害性等の観点から、一度排出されると危険が増加し、その除去等海洋汚染及び海上災害の防止のための措置の実施には多大な時間と労力を要することとなり、より安全	船長、船舶所有者等に対する防除措置の義務付け等を行うことにより、義務付け等を行わない場合（現状維持）と比べ、有害液体物質及び危険物並びに特定油以外の油による海洋汚染及び海上災害に対して迅速かつ効果的に対処し得ることができる。	「HNS 汚染事故への準備及び対応に関する調査と研究委員会（委員長藤野正隆東京大学名誉教授）」による平成 17 年 10 月の提言を踏まえた施策 【R I A 結果の活用状況】 平成 18 年 2 月 28 日、第 164 回国会に改正法律案提出 平成 18 年 6 月 14 日、公布	施行後 5 年を目途として、状況を勘案して検討を行う予定（規制の内容欄 1 (2) 関連）

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				り等の措置命令		<p>かつ適確に当該措置を実施するためには、いまだ流出していない段階における措置が最も効果的であることから過度の負担となるものではない。</p> <p>【規制の内容欄 1 (4) 関連】 船舶の沈没又は乗揚げに起因して海洋が著しく汚染され、又は汚染されるおそれがある場合に当該船舶の撤去等を命ずるものであるが、海難により有害液体物質を積載したまま沈没等した船舶についてはその状況により貨物の通常の抜取り作業が困難な場合があり、安全かつ適確に防除措置を実施するには船体と一緒に引き揚げるのが適当であるとともに、現在日本に入港する100トンの以上の外航船舶には船体撤去に係る費用を担保したPI保険等に加入することが義務付けられていることから過度の負担となるものではない。</p> <p>【規制の内容欄 1 (4) 関連】 海洋汚染発生に備え、防除資材の備付け等を求めるものであり、負担は増加するが、海洋汚染を防止するために必要なものであり、今後学識経験者に加え規制を受ける当事者等を交えた委員会を開催し、その整備のあり方を検討することとしており、その結果を踏まえ決定することとしていることから適正な負担となるものと考えている。</p> <p>【規制の内容欄 1 (5) 関連】 有害液体汚染防止緊急措置手引書を新たに備え置く必要があるが、同手引書は現在消防法等で規定される「予防規程」等と矛盾抵触するものではなく、既存の規程の記載内容を修正して同手引書の記載事項を盛り込むことにより、本法に基づく同手引書としても扱うことができるため、負担は必要最小限である。</p> <p>【規制の内容欄 2 (1)～(3) 関連】 危険物の排出のおそれがある場合等に必要な措置の実施を求めるものであるが、危険物への対応としては、その引火性の観点から流出した場合には、その除去等海上災害の防止のための措置の実施には多大な時間と労力を要することから、より安全かつ適確に当該措</p>			

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
						置を実施するためには、いまだ流出していない段階における措置が最も効果的であること等から過度の負担となるものではない。			
184	国土交通省 住宅局建築指導課 総合政策局建設業課、不動産業課	建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（規制の新設） （規制の追加、強化、拡充） 【R I Aの対象とした法令】 建築基準法第6条第5項、第6条の2第3項、第18条の2、第77条の35の2～第77条の35の15、第7条の3第1項第1号、第18条の3、第77条の19、20、第77条の29の2、第77条の31、建築士法第7条、第23条の4、第20条第2項、第21条の2、第21条の3、第24条の2、第23条の6、第23条の9、建設業法第19条第1項第12号、宅地建物取引業法第35条第1項第13号、第37条第1項第11号	平成18年3月 【R I Aの実施時期の別】 （当該法律案の国会提出時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 平成18年2月 （社会資本整備審議会中間報告（案）についてパブリック・コメントの手続を行っている。）	【目的】 今般の構造計算書偽装問題の再発を防止し、法令遵守を徹底することにより、建築物の安全性の確保を図る。 【内容】 建築基準法等の一部を改正し、都道府県知事による構造計算適合性判定の実施、指定確認検査機関の欠格事由の拡充、建築物の構造耐力に関する建築基準法の規定に違反する建築物の設計者等に対する罰則の強化、建築士が構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合における証明書の交付等の措置を講ずる。 以下、個別の措置（①措置の概要）（建築基準法関係） ○ 構造計算適合性判定制度及び指定構造計算適合性判定機関制度の創設 ① 建築主事や指定確認検査機関が、一定規模以上の建築物について建築確認の審査を行う場合には、都道府県知事又は都道府県知事の指定する者（指定構造計算適合性判定機関）が行う構造計算適合性判定を求めることを義務づける（改正建築基準法第6条第5項、第6条の2第3項、第18条の2、第77条の35の2～第77条の35の15）。 ○ 3階建て以上の共同住宅に対する中間検査の義務づけ ① 3階建て以上の共同住宅の一定の工程について、全国一律に中間検査を義務づける（改正建築基準法第7条の3第1項第1号）。 ○ 確認・検査等に係る指針の策定 ① 建築主事、指定確認検査機関等に対して、国土交通大臣が定めた指針に従って、建築確認、中間検査等を実施することを義務づける（改正建築基準法第18条の3）。 ○ 指定確認検査機関の欠格事由の拡充及び指定要件の強化 ① 指定確認検査機関の指定を取り消	今回の構造計算偽装事件を踏まえ、本法律案においては、一定規模以上の建築物についての第三者機関による構造計算適合性判定の義務づけ、特定行政庁による立入検査の導入など指定確認検査機関に対する指導監督の強化、危険な建築物を設計した建築士等に対する罰則の大幅な強化等の措置を講ずることとしており、これらの施策を通じ、事件の再発防止と法令遵守の徹底を図ることにより、効果的に建築物の安全性の確保を図ることができる。	個別の措置（②措置の効率性） 【建築基準法関係】 ○ 構造計算適合性判定制度及び指定構造計算適合性判定機関制度の創設 ② 構造計算書の偽装を確実に見抜き、構造計算の法規適合性を完全なものとするためには、建築主事や指定確認検査機関が行う審査とは別途、一定の技術力を有する第三者が構造計算の過程等の審査や再計算を実施することにより、その適法性のチェックを複層的に行う体制を整備することが効率的である。 ○ 3階建て以上の共同住宅に対する中間検査の義務づけ ② 今回の事件を通じ、建築物の安全性に対する懸念が増大しているところであり、倒壊等の事態が生じた際の人的被害や社会的影響が大きい建築物については、安全性の確保が特に求められるところである。このため、今回の偽装事件において問題が発生した共同住宅については、全国一律に中間検査を実施し、完了検査以前の段階で違反建築物の出現を未然に防ぐ措置を強化することが効率的である。 ○ 確認・検査等に係る指針の策定 ② 今回の事件においては、建築主事及び指定確認検査機関における審査の過程で偽装が見過されたことから、今回の偽装事件の再発や更なる不正事案の発生を未然に防止するためには、建築確認や中間検査等を行うに当たって抛るべき方法を予め一律かつ厳密に定めておき、これに従わせることが必要であるとともに、建築主事又は指定確認検査機関に対し、この指針に基づいて事務を行わせることが効率的である。 ○ 指定確認検査機関の欠格事由の拡充及び指定要件の強化 ② 今般の事件においては、指定確認検査機関が偽装を見抜けず、指定確認	個別の措置（③代替手段（措置をしなかった場合）） 【建築基準法関係】 ○ 構造計算適合性判定制度及び指定構造計算適合性判定機関制度の創設 ③ 仮にこの措置を行わない場合、構造計算書の偽装の有無を水漏れなくチェックするためには、現在の審査に加え、構造計算の過程等の詳細な審査や再計算を、建築主事や指定確認検査機関が単独で行うことになる。しかし、これは、人員・技術力も限られ、かつ、可能な限り迅速な審査が求められている中で、実質的に不可能であるため、第三者機関による構造計算のチェックを行うことが適切である。 ○ 3階建て以上の共同住宅に対する中間検査の義務づけ ③ 仮に措置を行わない場合、現行の中間検査制度に従うことになるが、倒壊等の事態が生じた際の人的被害や社会的影響が大きい建築物について、地域によって中間検査に係る取扱いが異なることは適切でない。このため、共同住宅については中間検査を義務づけることが適切である。 ○ 確認・検査等に係る指針の策定 ③ 仮にこの措置を行わない場合、現行の建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第23条に規定する確認検査の方法に依拠することになるが、これは指定確認検査機関の確認検査員のみを対象としたものとなっている。このため、今回これを見直した上で、新たに国が一律に確認・検査等に係る指針を策定することが適切である。 ○ 指定確認検査機関の欠格事由の拡充及び指定要件の強化 ③ 仮にこれらの措置を行わない場合、現行法では、指定を取り消された者について当該事実があった日から2年を経過するのみで再び指定を受けら	社会資本整備審議会建築分科会の中間報告「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」平成18年2月24日 社会資本整備審議会建築分科会の中間報告 【R I A結果の活用状況】 平成18年6月21日改正法公布、公布から1年以内に施行。	施行から5年後に、施行状況を踏まえ、必要な見直しを行うこととしている。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				<p>された者等が指定を受けることができない期間を2年から5年へ延長するなど欠格事由を拡充するとともに、経理的基礎、親会社等の兼業制限等の指定要件を強化する（改正建築基準法第77条の19、第77条の20）。</p> <p>○ 指定確認検査機関の業務実績等に係る書類の閲覧制度の創設</p> <p>① 指定確認検査機関は、その事務所に、業務の実績や損害賠償保険に入っている場合の保険内容等を記載した書類を備え置き、確認を受けようとする者等の求めに応じ、これを閲覧させなければならないこととする（改正建築基準法第77条の29の2）</p> <p>○ 特定行政庁の指定確認検査機関に対する立入検査等の監督権限の強化</p> <p>① 特定行政庁は、管内の建築物に係る確認検査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、指定確認検査機関の事務所に立入検査させること等ができることとする（改正建築基準法第77条の31）。（建築士法関係）</p> <p>○ 建築士免許の欠格事由及び建築士事務所登録の登録拒否事由の拡充</p> <p>① 建築士の免許や建築士事務所の登録を取り消された者が免許や登録を受けることができない期間を2年から5年へ延長すること等とする（改正建築士法第7条、第23条の4）。</p> <p>○ 建築士・建築士事務所に対する禁止行為等の追加</p> <p>◇ 建築士に対する構造安全性の証明の義務づけ</p> <p>① 建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合には、設計の委託者に対して、その旨の証明書の交付を義務づける（改正建築士法第20条第2項）</p> <p>◇ 名義貸しの禁止</p> <p>① 建築士は、非建築士等に自己の名義を利用させてはならないこととするほか、建築士事務所の開設者は、自己の名義をもって、他人に建築士事務所の業務を営ませてはならないこととする（改正建築士法第21条の2、第2</p>		<p>検査機関制度の信頼が失墜したところである。事件の再発防止と指定確認検査機関の業務適正化を図るためには、確認検査の業務の公共的な性質にも鑑み、指定の取消しを受けた者等の不適格者を長期にわたり排除すること等とともに、業務の運転や損害賠償に必要な資金額の確保、建築関連業務を行う親会社等による不当な支配の排除等の措置を講ずることが効率的である。</p> <p>○ 指定確認検査機関の業務実績等に係る書類の閲覧制度の創設</p> <p>② 今般の事件においては、一部の指定確認検査機関の不十分な審査により、本来法令に適合しない建築物に対し確認済証が交付され、建築主等に被害が生じたところである。違反建築物について故意のない建築主等をこのような被害から守るためには、建築主が、公正で技術的能力が高く、かつ、万が一不適確な確認審査が原因となって建築主等に被害が生じた場合であっても相当の賠償を行える指定確認検査機関を選択できるようにするためには、指定確認検査機関に関する十分な情報を得られる制度を構築することが効率的である。</p> <p>○ 特定行政庁の指定確認検査機関に対する立入検査等の監督権限の強化</p> <p>② 今般の事件においては、一部の指定確認検査機関の不十分な審査により、本来法令に適合しない建築物に対し確認済証が交付され、建築主等に被害が生じたところであり、指定確認検査機関が確認・検査を行った管内の建築物については是正命令権等を有している特定行政庁に対して、十分な監督権限を付与することが事件の再発防止を図る上で効率的である。</p> <p>【建築士法関係】</p> <p>○ 建築士免許の欠格事由及び建築士事務所登録の登録拒否事由の拡充</p> <p>② 今回の事件の再発防止を図り、建築士制度の信頼を回復するには、建築士の免許や建築士事務所の登録に当たって、建築士の免許の取消しを受けた者や建築士事務所の登録の取消しを受</p>	<p>れることになるほか、指定確認検査機関において違反が見過された場合の確認検査を受けた者に対する財政的な保護が十分に図られないおそれがあるなどの課題がある。このため、今回の偽装事件の再発防止を徹底する上で、指定確認検査機関の欠格事由及び指定要件の強化を措置することが適切である。</p> <p>○ 指定確認検査機関の業務実績等に係る書類の閲覧制度の創設</p> <p>③ 仮にこの措置を行わない場合、現行法の情報公開制度では、指定確認検査機関の所在、取り扱う業務等の基本的な情報当該機関の業務・財務に関する情報は含まれていないため、建築主においては、確認検査の依頼をし得る機関の存在は把握できたとしても、どの指定確認検査機関に依頼をすることが適切かという判断する際に有用なものとはなっていない。このため、指定確認検査機関に対して業務実績等に係る書類の閲覧を義務づけることが適切である。</p> <p>○ 特定行政庁の指定確認検査機関に対する立入検査等の監督権限の強化</p> <p>③ 仮にこの措置を行わない場合、現行法では、特定行政庁は、指定確認検査機関の行った確認検査の適確性を監督する立場にありながら、報告徴収や指示権のみしか有しておらず、指定確認検査機関に対する指定権者の行政処分にも何ら関与できないことから、その監督権限は実効性に欠けるところがある。このため、迅速かつ即地的な監督を行うために、特定行政庁の指定確認検査機関に対する監督権限を強化することが適切である。</p> <p>【建築士法関係】</p> <p>○ 建築士免許の欠格事由及び建築士事務所登録の登録拒否事由の拡充</p> <p>③ 仮にこの措置を行わない場合、現行法では、免許権者の裁量次第で、建築士の免許や建築士事務所の登録を取り消された者が当該事実があった日からわずか2年を経過したのみで再び免許や事務所の登録を受けられる場合が</p>		

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				<p>4条の2)</p> <p>◇ 違反行為の指示等の禁止</p> <p>① 建築士は、建築基準法の定める基準に適合しない建築物の建築等の違反行為について指示・相談等の行為をしてはならないこととする（改正建築士法第21条の3）。</p> <p>◇ 建築士事務所に係る定期的な業務報告書の作成・提出及び閲覧の義務づけ</p> <p>① 建築士事務所の開設者に対し、事業年度ごとに、業務の実績の概要等を記載した業務報告書の作成・提出を義務づけるとともに、当該書類等を、都道府県知事が一般の閲覧に供しなければならない書類に追加する（改正建築士法第23条の6、第23条の9）。（建設業法関係）</p> <p>○ 建設業者の瑕疵担保責任の履行に関する情報開示の義務づけ</p> <p>① 建設工事の請負契約の当事者が瑕疵担保責任等に関する定めをするときについて、その内容の請負契約への記載を義務づける（改正建設業法第19条第1項第12号）。（宅地建物取引業法関係）</p> <p>○ 宅地建物取引業者の瑕疵担保責任の履行に関する情報開示の義務づけ</p> <p>① 宅地建物取引業者に対し、宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に関する保証保険契約等の措置の有無等の説明及び当該措置の内容を記載した書面の交付を義務づける。（改正宅地建物取引業法第35条第1項第13号、第37条第1項第11号）</p>		<p>けた者などの不適格者を適確かつ長期にわたり排除する措置を講じることが効率的である。</p> <p>○ 建築士・建築士事務所に対する禁止行為等の追加</p> <p>◇ 建築士に対する構造安全性の証明の義務づけ</p> <p>② 今回の事件の再発を防止する上で、建築士から設計の委託者に対し、その安全性が適確に示される制度を設けることが効率的である。</p> <p>◇ 名義貸しの禁止</p> <p>② 無資格者等による違反行為の防止を図り、建築士制度の社会的な信頼の回復・維持を図るため、建築士は、非建築士等に自己の名義を利用させてはならないこととするのが効率的である。</p> <p>◇ 違反行為の指示等の禁止</p> <p>② 建築士は違反建築物の建築など違反行為についての指示・相談等を容易に行い得る立場にあることから、こうした行為を防止するために違反行為の指示等を法律上明確に禁止することが効率的である。</p> <p>◇ 建築士事務所に係る定期的な業務報告書の作成・提出及び閲覧の義務づけ</p> <p>② 事件の再発防止を図る上で、国民の情報開示に係るニーズに応えるとともに、建築士及び建築士事務所に対しても適正な業務を行うインセンティブを与えるためには、建築主や住宅の購入者等に対して、建築士の氏名や実務経験等に関する情報を幅広く公開することが効率的である。</p> <p>【建設業法関係】</p> <p>○ 建設業者の瑕疵担保責任の履行に関する情報開示の義務づけ</p> <p>② 今回の事件を契機として、同様の事件の再発を防止する観点から、請負人が瑕疵担保責任の内容を意識した施工を行うようにする等のため、保険加入に関する情報開示を義務づけることが効率的である。</p> <p>【宅地建物取引業法関係】</p>	<p>ある等の課題がある。このため、建築士免許の欠格事由及び建築士事務所登録の登録拒否事由を拡充することが適切である。</p> <p>○ 建築士・建築士事務所に対する禁止行為等の追加</p> <p>◇ 建築士に対する構造安全性の証明の義務づけ</p> <p>③ 仮にこの措置を行わない場合、現行法では構造安全性の証明制度が位置づけられていないため、法律上明確に位置づけることが適切である。</p> <p>◇ 名義貸しの禁止</p> <p>③ 仮にこの措置を行わない場合、現行法ではこうした行為を明確に禁止する規定がない。このため、無資格者による違反行為の防止等を図る上で、名義貸しの禁止を明確に規定することが適切である。</p> <p>◇ 違反行為の指示等の禁止</p> <p>③ 仮にこの措置を行わない場合、現行法ではこうした指示等を明確に禁止する規定がないため、違反行為の指示等を法律上明確に位置づけることが適切である。</p> <p>◇ 建築士事務所に係る定期的な業務報告書の作成・提出及び閲覧の義務づけ</p> <p>③ 仮にこの措置を行われない場合、現行法では、都道府県における閲覧については、建築士事務所の名称や管理建築士の実務経験等は閲覧することができても、管理建築士以外の所属建築士の実務経験等は知ることができない状況にある。このため、都道府県に対する定期報告及び都道府県における閲覧対象の拡充により情報公開の充実を図ることが適切である。</p> <p>【建設業法関係】</p> <p>○ 建設業者の瑕疵担保責任の履行に関する情報開示の義務づけ</p> <p>③ 仮にこの措置を行わない場合、現行の建設業法第19条において施工業者の瑕疵担保に関する責任関係は請負契約の必要的記載事項とされており</p>		

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
						<p>○ 宅地建物取引業者の瑕疵担保責任の履行に関する情報開示の義務付け</p> <p>② 今般の事件で、消費者は分譲業者の瑕疵担保責任の履行に関して大きな関心と不安を抱くようになっている状況を踏まえ、消費者保護の観点から、消費者が事後に不測の損害を被ることを防ぐため、契約締結前に重要事項として保証保険契約の締結の有無等を説明すること等により、瑕疵担保責任の履行に関する情報を消費者に開示することが効率的である。</p>	<p>ず、瑕疵担保責任を明確化できない場合が生じ、消費者の保護に欠けることとなってしまふ。このため、保険加入に関する情報開示の義務づけを行うことが適切である。</p> <p>【宅地建物取引業法関係】</p> <p>○ 宅地建物取引業者の瑕疵担保責任の履行に関する情報開示の義務付け</p> <p>③ 仮に義務付けを行わない場合、現行法では、契約締結前に瑕疵担保責任の履行に関する情報を消費者への開示することとされていないため、消費者の購入時の適切な意志決定を確保することや、事後の不測の損害を防止することは困難である。このため、宅地建物取引業者の瑕疵担保責任の履行に関する情報開示の義務づけを行うことが適切である。</p>		
185	国土交通省 都市・地域整備局 まちづくり推進課	都市再生特別措置法の一部改正 (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律	平成19年2月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	<p>【目的】 民間の資金やノウハウを活用した優良な都市開発事業を促進するとともに、全国の都市において地域の実情に応じたまちづくりを推進することにより、都市再生の一層の推進を図る。</p> <p>【内容】 国土交通大臣による民間都市再生事業計画の認定を申請することができる期限の延長、都市再生整備推進法人の指定制度の創設等を行う。(都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案において措置)</p>	<p>国(国土交通大臣)による認定制度を通じて、税制特例や金融支援等を行うことで、より短期的・集中的に民間等の資金やノウハウ等を振り向けることができる。</p> <p>国土交通大臣による民間都市再生事業計画の認定を受けた民間都市開発事業に対する金融支援措置等の継続や、市町村長による都市再生整備推進法人の指定に伴う支援等により、都市再生に資する各種事業の促進が図られ、都市の再生が一層推進される。</p>	—	—	<p>平成18年7月4日に「都市再生の担い手」、平成19年1月16日に「都市再生の一層の推進及びまちづくりの担い手の裾野の拡大について」が、それぞれ都市再生本部において本部決定された。</p> <p>【R I A結果の活用状況】 平成19年2月6日、第166回国会に法律案提出 平成19年3月31日、同法公布</p>	<p>都市再生特別措置法は施行後10年以内に検討を加え、必要な措置を講ずることとしている。(同法は平成14年に施行)</p>
186	国土交通省 住宅局建築指導課 総合政策局建設業課	建築士法等の一部を改正する法律 (規制の新設) (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象	平成18年10月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】	<p>【目的】 事件の再発を防止し、建築士等による適正な建築活動の確保を図り、国民が安心して住宅の取得や建築物の利用ができるよう、早急に建築士制度等の見直しを行う。</p> <p>【内容】 建築物の安全性の確保を図るため、一</p>	<p>今般の事件を踏まえ、本法律案においては、一定の規模の建築物の構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士による構造関係規定又は設備関係規定への適合性の確認の実施、建築士事務所に属する建築士等に対する講習の受講の義務付け、建築士事務所の開設者が委託を受けた設計又は工事監理の業務</p>	<p>【建築士法関係】</p> <p>○ 建築士及び建築士事務所の登録等に係る指定登録機関制度の創設</p> <p>② 現行法では建築士・建築士事務所登録事務は国土交通大臣・都道府県知事の事務とされているが、これらの事務は、基本的に裁量の余地なく実施す</p>	<p>【建築士法関係】</p> <p>○ 建築士及び建築士事務所の登録等に係る指定登録機関制度の創設</p> <p>③ 措置を講じない場合、行政としては、指定確認検査機関に対する監督強化や違反建築物対策など、本来行政機関でしかできない事務の執行に集中し、建築行政全体の体制の強化を図つ</p>	<p>平成18年8月31日、社会資本整備審議会より「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」答申。</p>	<p>政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、</p>

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		<p>【とした法令】 改正建築士法第10条の4、第10条の20、第26条の3、第14条、第15条、第20条の2、第20条の3、第22条の2、第24条第2項、24条の3、第24条の7 第24条の6、第27条の2～第27条の5 改正建築基準法第5条の4第2項・第3項、第6条第3項 改正建設業法第22条第3項、第23条の2、第26条、第40条の3</p>	—	<p>定の規模の建築物の構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士による構造関係規定又は設備関係規定への適合性の確認の実施、建築士事務所に属する建築士等に対する講習の受講の義務付け、建築士事務所の開設者が委託を受けた設計又は工事監理の業務の再委託の制限、建設業者が請け負った多数の者が利用する一定の重要な施設等の工事の一括下請負の禁止等の措置を講ずる。</p>	<p>の再委託の制限、建設業者が請け負った多数の者が利用する一定の重要な施設等の工事の一括下請負の禁止等の措置を講ずることとしており、これらの施策を通じ、事件の再発防止と建築士等による適正な建築活動の確保が図られ、国民が安心して住宅の取得や建築物の利用ができるようになる。</p>	<p>ることができるものであることから、その実施について行政以外の主体を活用するため、措置を講じることにより、行政事務の効率化が図られるとともに、指定を受けた者による適正かつ確実な登録等事務の実施が図られることが期待される。さらに、統一的な情報の管理や提供等により、建築主等の消費者による適切な選択に効率的に寄与することができる。</p> <p>○ 建築士試験の受験資格の見直し ② 構造計算書偽装問題など昨今の事案等を踏まえ、建築士の資格の付与段階において、設計及び工事監理に必要な能力を有しているかどうかを的確に検証すること求められているところであり、措置を講じることが効率的である。</p> <p>○ 構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士による法規適合性の確認の実施等 ② 近年の建築技術の高度化に伴う建築物の高層化・大規模化・複雑化の進展を反映し、意匠・構造・設備等の分野別に建築設計が専門分化し、それぞれ設計技術の進歩改善が進んでいるところであり、各々の建築士の得意分野にも、自ずと偏りが見られるようになってきていることから、これに適切に対応するためには措置を講じることが効率的である。</p> <p>○ 建築士事務所に所属する建築士等に対する定期講習の義務付け ② 各々の建築士が建築技術の高度化や建築基準法令の改正等に的確に対応できるようにし、適切な設計等が行われることを担保するため、措置を講じることが効率的である。</p> <p>○ 管理建築士の要件強化 ② 今日の建築設計では、専門分化を背景に、事務所内の分担や他事務所への再委託等、重層的な分業体制が常態化している。技術的事項を総括する立場にある管理建築士としても、設計等を担当する建築士の選定、所属建築士に対する技術上の指導監督、再委託する業務内容の決定、再委託に係る成果</p>	<p>ていくという目的を達成すること困難である。また、今回の改正では、建築士名簿の閲覧、構造設計一級建築士証等の交付など、建築士の登録に関連し新たな事務が発生することになり、これら新たな事務の実施についても、行政事務の効率化等の観点から、行政以外の主体に実施させることが適切である。</p> <p>○ 建築士試験の受験資格の見直し ③ この措置を講じない場合、現行法では、建築士試験の受験資格は、建築又は土木に関する課程を卒業していること（学歴要件）、建築に関する一定年数以上の実務経験を有していること（実務要件）を基本的な要件とされているが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学歴要件については、土木課程の卒業生も認めていること、また、建築課程であっても、昨今、大学等において学生に配慮したカリキュラム編成が行われていること等により、十分な建築科目の履修がなされていない者まで受験資格者たり得ること ・ 実務要件については、建築に関する実務経験であれば認められるため、設計や工事監理に係る経験がない場合であっても、受験資格者たり得ること <p>といった問題があり、措置を講じなければ資格付与段階で建築士の能力の的確な検証を行うことができない。</p> <p>○ 構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士による法規適合性の確認の実施等 ③ 構造設計を専門としない建築士は、一定規模以上の建築物の構造設計に必要な高度な構造計算や、制震・免震構造等の新技術に対し、適切に対応することが困難となっている。大規模な建築物の設備設計についても、同様の問題が顕在化しており、環境問題、省エネルギー問題等への対応から建築設備自体が複雑化、多様化し、設計技術が高度化する中、専門外の建築士にとっては、こうした技術への対応が十分に出来ていない状況にある。したがって、措置を講じない場合、現行制度</p>	<p>平成18年9月25日、建設産業政策研究会において中間とりまとめ（「建設生産システム改革の方向について」</p> <p>【RIA結果の活用状況】 平成18年10月24日、第165回国会に法律案提出 平成18年12月20日同法公布</p>	<p>改正後の規定の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている(改正法附則第8条)。</p>

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
						<p>物の内容確認、事務所を代表しての顧客への設計等の内容の説明など、行うべき業務内容が増加しており、求められる能力は年々高度化していることから、建築士事務所の業務の適正化を確保するため、措置を講じることが効率的である。</p> <p>○設計又は工事監理の再委託の制限</p> <p>② 設計・工事監理に関する不適切な委託契約を排除し、住宅購入者等の建築物の最終的な利用者の保護を図るため、共同住宅等多数の者が利用する建築物については、委託者の承諾の有無を問わず、措置を講じることが効率的である。</p> <p>○管理建築士等による設計受託契約等に関する重要事項の説明の実施</p> <p>② 建築主が設計や工事監理の委託をするに当たっては、その具体的な内容や履行条件について十分に理解をし、確認をした上で契約を締結することが望ましいが、一般消費者である建築主は、設計等に関する十分な知識を持ち合わせていないことが多く、また、宅地建物取引業者など業の一環で設計等を委託する建築主であっても、今日の建築設計における専門分化を背景に重層的な分業体制が常態化している中、設計等の詳細な内容や業務体制について適切な把握をすることは困難な状況にあることから、契約に関する紛争を防止するためには、措置を講じることが効率的である。</p> <p>○建築士事務所協会に係る規定の整備</p> <p>② 現在、建築士等の各団体において、各種の指導、研修等を通じた品位・倫理意識の涵養、知識・技能の向上促進、消費者からの苦情の解決など様々な取り組みが行われ、その活動の裾野が拡大しており、建築士の資質・能力の向上や建築士事務所の業務の適正化のためには、このような建築士の団体、建築士事務所の団体が広く活用され、その自主的な活動が一層促進されるためには、措置を講じることが効率的である。</p> <p>【建築基準法関係】</p> <p>○構造設計一級建築士及び設備設計一</p>	<p>下では、構造設計や設備設計の高度化に対応できるような専門的知識・技能を有していない建築士によって、建築基準法の定める構造関係規定や設備関係規定に違反するような建築物の設計が行われてしまうおそれがある。</p> <p>○ 建築士事務所に所属する建築士等に対する定期講習の義務付け</p> <p>③ 設計及び工事監理の業務独占権限が付与されている建築士は、その業務に従事するに足る十分な知識及び技能を有している必要があるにもかかわらず、近年の建築技術の高度化に伴い建築物の高層化、大規模化、複雑化等が進展し、建築基準法令の改正等も頻繁に行われるなど、これにあわせて常にその知識を更新していかななくては、業務の適正な実施を担保し得ない状況となっており、措置を講じない場合、現行法では資格取得後の建築士の能力の向上を担保できない。</p> <p>○管理建築士の要件強化</p> <p>③ 現行法では、建築士事務所の開設者は、建築士事務所を管理する専任の建築士（管理建築士）を置かなければならないこととされ、管理建築士は、建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、開設者に対して、技術的観点から、建築事務所の業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べることとされているにもかかわらず、管理建築士の要件についての定めがなく、建築士であれば誰でも管理建築士になることができるとされているため、措置を講じない場合、上述したような技術的観点からの管理業務を期待どおりに遂行することが困難である。</p> <p>○設計又は工事監理の再委託の制限</p> <p>③ 設計又は工事監理の委託契約は、民法上の準委任契約の一種であると解されている。準委任については、受任者への高度の信頼を基礎とするものであるから、受任者が再委任を行うことは原則としてできないものの、委任者の承諾を得れば可能であると解されており（復代理について規定する民法第104条の類推適用）、これによれば、</p>		

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
						<p>級建築士による法規適合性の確認の実効性担保</p> <p>② 規制の考え方については【建築士法関係】「構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士による法規適合性の確認の実施等」に同じ。</p> <p>【建設業法関係】</p> <p>○一定の民間工事における一括下請負の禁止</p> <p>② 建設工事の適切な施工に対するエンドユーザーの信頼の保護を図るため、分譲マンションのように、発注者とエンドユーザーが異なる場合で、一括下請負によって裏切られるエンドユーザーの信頼が法律による保護を要するほどに重い場合には、発注者の承諾の有無を問わず、措置をとることが効率的である。</p> <p>○請負人から発注者に対して行う工事監理に関する報告</p> <p>② 工事が設計図書どおりに実施されていない場合に、①の措置を講じて施工者の実際の対応状況について施工者からも報告をさせることが、発注者の保護を図る上で効率的である。</p> <p>○監理技術者資格者証制度及び監理技術者講習制度の民間工事への適用</p> <p>② 工事現場に専任配置される監理技術者の能力・質の向上を図るため、専任配置される監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したものの中から選任することが効率的である。</p> <p>○図書の保存の義務付け</p> <p>② 建設業者が適正な経営を行っていく上で、自ら締結した請負契約の内容を適切に整理・保存して、その進行管理を行っていくためには、建設工事の施工過程における書類や現場におけるやり取りを残すことが効率的である。</p>	<p>設計等についても、委託者の承諾がある限り、何ら関与をしないで他者に再委託を行うこと（一括再委託）が許容されることになる。しかし、このような場合、設計等の一連の過程において、本来は不必要であるはずの者が介在していることになるから、コストアップや手抜きを招き、設計等の質が低下するのが通常である。こうした点について設計等の委託者が承諾し、その者のみに不利益が及んでいる限りにおいては、民法の考え方に則り一括再委託を許容しても問題はないが、共同住宅等多数の者が利用する建築物については、仮に委託者の承諾があったとしても、これを許容することは適当ではない。すなわち、措置を講じない場合、共同住宅等多数の者が利用する建築物については、設計等の委託者（例えば、宅地建物取引業者等）とその最終的な利用者（例えば、分譲マンションの購入者等）とが異なるものであるが、設計等の一括再委託による不利益を直接被るのは利用者側であり、さらに、設計等の手抜き等に起因して欠陥のある建築物が建築されてしまうと、その被害が広範に及び、社会的影響が甚大になってしまう。</p> <p>○管理建築士等による設計受託契約等に関する重要事項の説明の実施</p> <p>③ 建築主が契約の内容や履行条件等について十分に理解しないまま契約を締結してしまうと、後になって紛争の要因となったり、予期せぬ損害が発生するおそれがあり、現に、設計等の契約に関連する多くのトラブル事例が報告されているところである（国民生活センター、日本建築士事務所協会連合会等による）。例えば、設計等の業務内容を確定させず、曖昧なまま契約が締結された結果、後に、一方的な設計内容の変更、当初と大幅に乖離した設計内容・見積額、不十分な工事監理等をめぐってトラブルが発生した事例や、これに際して予想外の解約料や割高な報酬を要求されるといったケースが報告されている。また、設計等の業</p>		

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
							<p>務体制が重層化しているために、実際の設計者等を建築主が把握できない等の問題も発生している。したがって措置を講じない場合、現行法の契約締結時の書面交付制度（第24条の6）のみでは目的を十分に達成しているとはいえない。</p> <p>○建築士事務所協会に係る規定の整備</p> <p>③ 現行法第27条の2では、建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする建築士事務所の団体を国土交通大臣が指定することとされているが、上述した団体活動の活発化の実態、団体活動の必要性等を踏まえ、現行のいわばトップダウン的な指定法人制度は適当ではないが、①の措置を講じない場合、ボトムアップ的な団体の設立の促進を図ることができない</p> <p>○構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士による法規適合性の確認の実効性担保</p> <p>② 規制の考え方については【建築士法関係】「構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士による法規適合性の確認の実施等」に同じ。</p> <p>【建設業法関係】</p> <p>○一定の民間工事における一括下請負の禁止</p> <p>③ 現行法は一括下請負を原則として禁止した上で、元請負人があらかじめ発注者自身の書面による承諾を得た場合には、一括下請負の禁止を適用しないこととしている。しかしながら、発注者とエンドユーザーである工事目的物の所有者・利用者が異なる場合には、発注者が書面による承諾をしても、一括下請負による直接の不利益を被るエンドユーザーの承諾は得られておらず、措置を講じない場合、エンドユーザーの信頼を保護できない。</p> <p>○請負人から発注者に対して行う工事監理に関する報告</p> <p>③ 工事が設計図書のとおり実施されることを確保するため、現行の建築士法第18条では、工事が設計図書のとおり実施されていないと工事監理者（建築士）が判断した場合には、当</p>		

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
							<p>該工事監理者が施工者に注意を与えた上で、施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならないこととされており、工事監理者の判断が正しいか否かに関わらず、建築主に対しては、工事監理者の意見のみが伝わる制度となっている。他方、施工に当たる建設業者は設計図書に従って建設工事を行う責務を有しており、設計図書どおりの施工であるか否かについて工事監理者と見解の相違を生じた場合には、施工者の方が正しい可能性もある。また、工事監理者の悪意や怠慢により、施工者が従わない場合の報告を建築主に行わないことも考えられる。こうしたことから、施工者の実際の対応状況については、施工者からも報告をさせることが必要であるが、措置を講じない場合、上述の不都合を回避できず、発注者が適切な判断をすることができない。</p> <p>○監理技術者資格者証制度及び監理技術者講習制度の民間工事への適用</p> <p>③ 現行法は、監理技術者の専任配置を求める工事のうち、特に適正な施工が求められる公共工事（国、地方公共団体等が発注者であるもの）については、監理技術者は、監理技術者資格者証を交付され、かつ国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから選任しなければならないこととしている。しかしながら、監理技術者の専任配置が求められる工事は、民間工事であっても、特に品質の確保を図る必要の高い工事であり、過剰供給構造の深刻化やダンピング受注の横行等を背景に、建設工事の品質と安全の確保について懸念が高まる中、また、建設業者の経営環境が悪化する中では、技術者の工事現場への専任配置に当たって、より一層、適正な技術者の配置を図ることが必要となっており、①の措置を講じない場合、工事現場における技術者の質を保てず、建設工事の適正な施工体制、安心・安全な建築物の構築を確保することができない。</p> <p>○図書の保存の義務付け</p>		

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
187	国土交通省 住宅局建築指導課	建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 (規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 新建築基準法施行令第11条・第12条、第36条の2、第136条の2の14、第139条から第144条	平成19年1月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成19年1月	【目的】 今般の構造計算書偽装問題の再発を防止し、法令遵守を徹底することにより、建築物の安全性の確保を図る。 【内容】 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴い、工事を終えたときに中間検査を申請しなければならない工程、構造方法に関する技術的基準及び指定構造計算適合性判定機関の指定に係る指定の有効期間を定める等関係政令について所要の規定の整備を行う。	【新建築基準法施行令第11条・第12条】 ○ 特定工程の対象を2階以上とすれば、次に掲げるような効果が期待でき、中間検査による実効性を確保できる。 ・ 建築施工当初の段階において、適正な工事監理、適切な部材使用等についての検査が可能となる。 ・ 2階の床及びはりの配筋工事を指定することは、最下階の壁及び柱の配筋も検査することになり、違反建築物に対する予防効果が高い。 ・ 仮に検査の段階で問題点が発見されたとしても、違反是正、工事の手直しが施工当初であれば比較的容易に対応可能である。 【新建築基準法施行令第36条の2】 ○ 階数、高さ又は構造方法の観点から不確定要素が多くなり、より高度な構造計算によって構造安全性をチェックすべき建築物を構造計算適合性判定の義務付け対象として定めることにより、適確に構造計算適合性判定を実施することが可能となる。 【新建築基準法施行令第136条の2の14】 ○ 指定確認検査機関の親会社等の要件を総株主の議決権の3分の1を超える数を有している者等とし、建築関連事業者が指定確認検査機関に対し大きな支配力を持つことを排除し、建築確認・検査の適確な実施を担保することにより、国民の生命・財産の保護に万全を期することができるものである。 【新建築基準法施行令第139条から第144条まで】	【新建築基準法施行令第11条・第12条】 多くの特定工程が指定されることは望ましいが、一方で、一部の特定行政庁においては中間検査を実施する建築主事等の体制が追従できない懸念があることから、政令では1種類のみを特定工程を指定することとしている。この点、法第7条の3第1項第2号の規定では、法律上義務付けの対象とされる特定工程以外の工程についても、引き続き地域の実情に応じて特定行政庁の判断により指定することができるよう規定している。したがって、今回の政令案により設定される規制対象の範囲は最小限度のものであると考えられる。 【新建築基準法施行令第36条の2】 建築主事等が行う審査とは別途、第三者で一定の技術力を有する者が構造計算の過程等の審査や再計算を実施することが必要であることから、改正法では、高度な構造計算を要する一定規模以上の建築物について、構造計算適合性判定を求めることとしている。改正法第20条第2号において、 ・ 高さが13m又は軒の高さが9mを超える木造の建築物 ・ 地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物 ・ 高さが20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物 が規定されており、これらの建築物に準ずるものとして、構造計算適合性判定を要する建築物を政令で規定してい	【新建築基準法施行令第136条の2の14】 会社法上、監査役解任、定款の変更、組織変更などの重要事項に関する決議(特別決議)については、総株主の議決権の過半数を有する株主が株主総会に出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行うこととされている(会社法第309条第2項)。このため、総株主の議決権の3分の1を超える議決権を保有する株主は、株主総会の出席率にかかわらず、特別決議において常に拒否権を行使することができることになる。仮に、指定確認検査機関の親会社たる建築関連事業者が3分の1を超える議決権を保有することを認めるとすると、監査役解任、定款の変更等の特別決議の内容が指定確認検査機関に対する影響力を持続させる上で不都合なものである場合には、当該事業者がその決議に拒否権を行使することも想定され、むしろ不適切である。	— 【R I A結果の活用状況】 「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」 平成19年3月16日公布	改正法は施行から5年後に、施行状況を踏まえ、必要な見直しを行うこととしている(改正法附則第8条)。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
					<p>① 工作物のうち60mを超えるものについても、特にその振動性状を考慮して構造安全性を検証する必要があることから、大臣認定の取得を義務付けることにより、これらの工作物の構造安全性を確保することが可能となる。</p>	<p>る。</p> <p>【新建築基準法施行令第136条の2の14】</p> <p>① 改正法第77条の19では、指定確認検査機関の指定に係る欠格条項として、指定の申請者自身が該当する場合のみならず、指定の申請者の親会社等当該申請者を実質的に支配することが可能な関係にある者が欠格条項に該当する場合も追加された。この「親会社等」は、申請者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとされ、具体的な定義は政令で定めるとされている。</p> <p>② そこで、政令案においては、親会社等とは、指定確認検査機関若しくは指定構造計算適合性判定機関又はこれらの機関として指定を受けようとする者に対して、次のいずれかの関係（以下「特定支配関係」という。）を有する者とする事としている。</p> <p>（i）総株主又は総出資者の議決権の3分の1を超える数を有していること。</p> <p>（ii）役員に占める自己の役員又は職員の割合が3分の1を超えていること。</p> <p>（iii）代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。</p> <p>このほか、ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者は、その者に対して特定支配関係を有する者とみなして、この条の規定を適用することとしている</p> <p>【新建築基準法施行令第139条から第144条まで】</p> <p>① 煙突、鉄筋コンクリートの柱等、広告塔又は高架水槽等、乗用エレベーター又はエスカレーター及び遊戯施設等の工作物の準用規定を定めた法第88条第1項では、法第20条を準用しているが、工作物については、建築物に求められる基準とは異なることから、政令で定める技術的基準に適合することを求める事としている。</p> <p>② そこで、政令案においては、以下</p>			

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
						<p>の建築物を構造計算適合性判定を要する建築物として規定することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地階を除く階数が4以上である組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物 ・ 地階を除く階数が3以下である鉄骨造の建築物であって、高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの ・ 鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であって、高さが20mを超えるもの ・ 木造、組積造、補強コンクリートブロック造若しくは鉄骨造のうち2以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち1以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であって、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> (i) 地階を除く階数が4以上である建築物 (ii) 高さが13m又は軒の高さが9mを超える建築物 ・ 上記のほか、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物 <p>③ その考え方は、次のとおりである。すなわち、高さが60mを超える建築物については、高次モードの影響が大きくなること等により地震による建築物の挙動が複雑であることから、従来から超高層建築物として大臣認定の取得を義務付けてきたところである。これと同様に、工作物のうち60mを超えるものについても、特にその振動性状を考慮して構造安全性を検証する必要があることから、大事認定の取得を義務付けることとする。また、高さが60mを超える工作物の確認件数は建築物に比してわずかであり、大臣認定の対象となる件数としても過大な負担とはならず適切であると考えられる。</p>			

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
188	国土交通省 住宅局市街地建築課 住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 都市・地域整備局 都市計画課 都市・地域整備局市街地整備課	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正 (規制の新設) (規制の追加、強化、拡充) (規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	平成19年2月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 地震等が発生すれば被害が甚大となるおそれのある密集市街地について、その安全性を早期に確保することが必要であることから、道路等の公共施設の整備及び老朽化した建築物の除却や建替えを一層推進する。 【内容】 密集市街地において道路等の基盤整備を推進しつつ、老朽化した建築物の建替えを推進するため、防災街区整備地区計画の区域内において容積を配分できる制度の創設、防災街区整備事業の地区要件の緩和等の措置を講じる。	首都圏直下地震の被害想定において、最大で死者約13000人、全壊・焼失棟数約85万戸、経済損失約112兆円とされているように、ひとたび災害が発生すると多大な人的・経済的被害が発生することが想定される。密集市街地における公共施設の整備と建築物の自律的建替えを促進する本施策は、現行の制度等の積極的活用を促すことによりこれらの多大な被害を軽減するものであることから、効率的である。 上記施策により受け皿住宅等への容積移転等を活用した建替えの促進、受け皿住宅整備等による危険な老朽住宅の除却の促進、面的整備事業による基盤整備と建替えの一体的な推進等の対策を総合的に講ずることにより、密集市街地の早期解消に向けた取組みを加速し、密集市街地における早期の安全性確保に寄与する(業績指標(地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合)の目標値:約3割(平成19年度))。	—	【行政の関与】 防災上危険な密集市街地における安全性の向上は喫緊の課題であり、行政の関与が不可欠。密集市街地においては、関係権利者が多く権利関係が複雑であること等事業上の隘路を抱えていることから、民間のみによる早急な自力更新が困難。 【国の関与】 国民の安心と安全の確保は国の最も重要な責務であり、大地震の切迫性が指摘される中、国として密集市街地における安全性の向上を強力に推進する必要がある。なお、都市再生プロジェクト(第三次決定及び第十二次決定)においても、国家的課題として位置付けられている。	— 【R I A結果の活用状況】 平成19年2月6日、第166回国会に法律案提出 平成19年3月31日、同法公布。	政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている(改正法附則第8条。)
189	国土交通省 自動車交通局旅客課	タクシー業務適正化特別措置法の一部改正 (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 タクシー業務適正化特別措置法	平成19年3月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 タクシー事業については、近年、特に、タクシーによる運送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われている地域(流し営業中心地域)において、輸送の安全性及び利用者の利便性の低下が懸念されている状況にあることから、タクシー事業の業務の一層の適正化を図り、輸送の安全及び利用者の利便の確保を図る。 【内容】 タクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保する観点から、 ①指定地域制度の見直し ②タクシー運転者の登録制度の見直し ③タクシー事業者に対する登録運転者	タクシー事業は、実際の安全性・サービスの水準が個々のドライバーの瞬時の判断や対応に任せられ、運転者の質が安全性・サービスの質に直結するという特性を有していることから、タクシー運転者の登録要件として講習の修了を求め、登録運転者の登録の取消し要件に重大な事故を引き起こしたとき等を追加し、また、業務の取扱いの改善を図る必要があると認められる登録運転者に対する講習受講命令制度を設けることにより、運転者の質の確保・向上を図ることが、安全・安心なタクシーサービスの提供を促進するためには有効である。	運転者登録に当たっては、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する一定の講習の修了を必要とするなど、一定の負担が生ずる。	運転者の質の確保・向上を図るために必要最低限の措置であり、運転者登録制度の見直し等を行わない場合と比べ、輸送の安全及び利用者の利便のより確実な確保が図られることとなるものである。	平成18年7月に、交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会タクシーサービス将来ビジョン小委員会において報告書がとりまとめられ、タクシー業務適正化特別措置法における運転者登録制度について、「運転者登録の要件、地理試験の内	改正法の附則において、施行後5年を目途として、改正後の実施状況を勘案して、必要があると認めるとき

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				の講習受講命令制度の創設等の措置を講ずる。(タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案において措置)				容、指定地域の範囲、登録の取消要件等についても見直しを行い、輸送の安全及び利用者利便を確保・向上する上で実効性の高い仕組みとする」こと等が提言されたところである。 【R I A結果の活用状況】 平成19年3月6日、第166回国会に法律案提出 平成19年6月15日、同法公布	は検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしている。
190	国土交通省 道路局路政課	道路法の一部改正 (規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 道路法第33条	平成19年2月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 道路交通環境の向上を図る活動等を行うNPO等による並木、街灯等の道路の占用について、特例を認めることとし、道路交通環境の向上や沿道における良好な生活環境の確保を図る。 【内容】 道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とするNPO等による並木、街灯等の道路の占用について、特例を設けることを目的とする。(都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案において措置)	民間の協力を得て道路交通環境の向上が図られることから、道路管理上効率的である。 現行法では許可できないものが改正により許可できるようになる効果を有し、NPO等に道路交通環境の向上や沿道における良好な生活環境の確保を実現するような並木、街灯等の物件の設置させるインセンティブを付与することとなり、有効である。	道路法に基づき、指定区間内国道については国が占用を許可し、指定区間外国道や地方道については地方公共団体が占用を許可することが必要である。	現行法では許可できないものが改正により許可できるようになり、民間の協力を得て道路交通環境の向上が図られることとなる。	— 【R I A結果の活用状況】 平成19年2月6日、第166回国会に法律案提出 平成19年3月31日、同法公布	政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされて

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
191	国土交通省 総合政策局交通計画課	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案(規制の新設) (規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	平成19年2月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	<p>【目的】 地域の公共交通は、地域の経済社会活動の基盤であり、その活性化及び再生によるモビリティ確保は少子高齢化、地球温暖化をはじめとする環境問題等のためにも必要不可欠なものである。一方で、公共交通の利用者は長期的に減少傾向にあり、地域によっては事業者の不採算路線からの撤退等により交通空白地域が出現する等、公共交通サービスの低下も散見される状況になっている。</p> <p>上記の現状を踏まえ、地域の公共交通に関し、市町村、公共交通事業者等が連携して実施する事業を総合的かつ一体的に推進するための計画の作成、新たな輸送形態による事業の円滑化の措置等を通じて地域の公共交通の活性化及び再生を図る。</p> <p>【内容】 地域公共交通の活性化及び再生を総合的、一体的かつ効率的に推進するため「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案」を国会に提出する。法案の骨子は次の通りである。 ○主務大臣は、地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針を策定する。 ○地域の関係者による地域公共交通の活性化・再生の総合的・一体的推進を図るため、地域の関係者の協議を踏まえた市町村による地域公共交通総合連携計画の作成、地域公共交通総合連携計画に基づく地域公共交通特定事業の実施、関係法律の特例を定める。 ○DMV等、複数の事業形態に該当し、一貫した輸送サービスとして扱うべき新たな輸送形態の導入円滑化を図るため、関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化を図る特例を定める。等</p>	<p>○協議会制度の法定化等により、協議を行う際の労力が軽減される。 ○実施計画の認定を受けた場合に、軌道の整備及び運送の分離を可能とすること、道路運送法及び海上運送法に基づく事業の許可等を受けたものとみなすこと、道路運送法等の運行計画の変更について事前届出制を事後届出制とすること、共通乗車船券に係る運賃等について一括届出を認めること、鉄道事業法による事業の廃止の届出について、廃止予定日を延期することができることとすることが規制の内容及び、公共交通事業者等の負担を軽減している。</p> <p>○実施計画の認定を受けた場合に、鉄道事業の許可、軌道事業の特許、道路運送事業の許可、海上運送事業の許可等を受けたものとみなすこと等が規制の内容及び、公共交通事業者等の負担を軽減している。</p> <p>○協議会制度の法定化により、各地域が地域公共交通の問題の解決を図るスキームが構築され、公共交通に対する顕在的・潜在的ニーズの把握、検討、合意形成が可能となる。</p> <p>○協議会参加者の協議結果尊重義務、法律上の特例措置、予算措置により、合意に基づき各主体が責任を持って推進することが可能になる。</p> <p>○関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化等により、複数の輸送モードにまたがる新たな輸送サービスの導入円滑化を図ることが可能になる。</p>	<p>○協議会の参加要請に対する応諾義務に関しては、市町村が必要と思われる構成員を自ら考えることが前提であり、最初から構成員を法定化することに比較して社会的負担は少ない。</p> <p>○協議会での協議結果に対する尊重義務に関しては、協議会での合意が前提であり、地域の自主性を尊重した社会的負担の少ないものである。</p>	<p>地域のモビリティ確保、少子高齢化、地域の自立・活性化、地球温暖化をはじめとする環境問題等、昨今の我が国の重要な諸課題への的確な対応のためにも、地域公共交通の活性化・再生の必要性はますます大きくなっている。しかしながら、長期的に公共交通の利用者は減少傾向にあり、規制緩和による利便性向上の一方で、民間事業者の不採算路線からの撤退等により交通空白地域が発生し、自家用乗用車を自由に使えない人にとっては極めて不便な状況も散見される。</p> <p>このような状況下、多くの交通事業者の経営状況は悪化し、交通事業者の努力だけで新たな施策を講じ、諸課題を克服することは困難な状況にあり、かつ地方公共団体等の財政状況も厳しい状況にある。</p>	<p>交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会において、次の通り中間とりまとめが行われた。(平成18年12月) 少子高齢化、地域の自立・活性化、地球温暖化をはじめとする環境問題等の重要な諸課題への的確な対応のために、地域の公共交通サービスの活性化・再生が不可欠。そのためには、地方公共団体を中心に地域の関係者が一丸となって取り組むことが重要。頑張る地域に対して、国が積極的に支援。</p> <p>【R I A結果の活用状況】 平成19年2月13日、第166回国会に法律案提出 平成19年5月25日、同法公布</p>	<p>いる。 (改正法附則第6条)</p> <p>法案の附則第2条において、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」としている。</p>

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
192	国土交通省 国土計画局総務課 都市・地域整備局 まちづくり推進課	広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案 (規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律	平成19年2月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 民間事業者による拠点施設及び公共施設の整備を促進することを通じ、広域的な経済活動等の促進を図る。 【内容】 広域的地域活性化のための基盤整備を推進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画に基づく民間拠点施設整備事業計画の認定制度の創設等の措置を講ずる。	一定の基準に基づき民間拠点施設整備事業計画を認定した場合に、拠点施設整備を公共施設整備と併せて行う都市計画的見地から優良と認められる事業に対して金融支援を受けられることとすることで、地域自立・活性化交付金による都道府県の公共施設等の整備と相まって、地方公共団体と民間事業者が適切な役割分担の下、重点地区の整備の速やかな進捗が図られることとなる。 国土交通大臣による民間拠点施設整備事業計画の認定を受けた民間事業者に対する金融支援や都市計画の提案等のインセンティブを与えることにより、民間事業者による広域的地域活性化のための拠点施設の整備が推進される。	—	人口構造の変化、経済社会生活圏の広域化、国際化の進展等の経済社会情勢の変化の中で、全国各地域において広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化（広域的な地域活性化）を図ることが重要となっている。しかしながら、広域的な地域活性化に不可欠である民間の資金やノウハウを活用した良好な都市開発事業が促進されていない。 大規模な都市開発プロジェクトについては、その実施に多額の資金を要するとともに、事業期間が長期に及び、民間事業者が事業を立ち上げ、実施していく上において開発リスクが大きい。特に地方部においては、地域経済や地価動向等のいわゆる地方リスクの存在により、開発リスクを分担する投資家が少ないため資金調達課題となっており、民間事業者による都市開発事業が促進されていないと考えられる。	「地域活性化に関する政府の取組について」(平成18年11月24日地域活性化策に関する政府の取組に関する関係閣僚による会合了承)において、「民間プロジェクト中心(民主導)の地域戦略プロジェクトに対する総合的な支援制度の創設」とされている。 「国土審議会計画部会中間とりまとめ」(平成18年11月16日)において、「多様で自立的な複数の広域ブロックからなる国土構造の構築」のため、「広域地方計画に基づく国際競争力の強化等を目指した重点施策や官民による地域戦略を支え効率的・効果的に実現するため」、「国としての支援の枠組みについて検討し、その実現を図ることが求められる」とされている。 【R I A結果の活用状況】 平成19年2月13日、第166回国会に法律案提	附則第2条において、法律の施行後十年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとなっている。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
								出 平成19年5月18日、同法公布	
193	国土交通省 海事局総務課	モーターボート競走法の一部を改正する法律案(規制の新設) (規制の追加、強化、拡充) (規制の緩和) 【R I Aの対象とした法令】 モーターボート競走法	平成19年2月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成19年3月	【目的】 近年のモーターボート競走を取り巻く環境の変化に対応して、その公正かつ円滑な実施を確保しつつモーターボート競走の振興を図るとともに、公営競技関係法人の在り方の見直しを行うため、競走の実施に関する事務の委託に係る規制の緩和等競走の実施に関する規定を整備するほか、日本船舶振興会への交付金制度並びに関係法人の組織形態及び業務内容を改める等所要の措置を講ずる。 【内容】 モーターボート競走の公正かつ安全な実施を確保しつつモーターボート競走の振興を図るため、競技の実施に関する規制の整備、関係法人の組織形態及び業務内容の見直し等の所要の制度改正を行う。	競走の実施に関する事務の一部を私人等に委託できることとすることにより、弾力的な施行者の事業運営が可能となり、事業の効率化が図られ、施行者の経営基盤の強化が図られる。また、場外発売場の設置を許可制度とすることにより、場外発売場設置者の法的義務の明確化、設置者に対する国土交通大臣の命令権限の創設等、場外発売場に関する国土交通大臣の監督権限の強化を図ることが可能となる。さらに、日本船舶振興会に対する交付金制度を見直すことにより、施行者の経営基盤の強化が図られる。 モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会の統合化を図ることにより、管理部門等の重複業務の合理化、意志決定の迅速化等が促進される。また、より適正に業務を実施できる者を国土交通大臣が指定し、当該者に業務を行わせることにより、指定の取消を含め、国土交通大臣の監督権限の強化が図られ、モーターボート競走の公正かつ安全な実施を確保に資することができる。 助成金の適正な使用に関する義務を日本船舶振興会に課すとともに、日本船舶振興会から助成を受けた者に対し誠実に事業を実施すべき義務を課すことにより、助成事業のより効率的な事業の実施を確保することができる。また、より適正かつ効率的に業務を実施できる者を国土交通大臣が指定し、当該者に業務を行わせることにより、指定の取消を含め、国土交通大臣の監督権限の強化が図られ、助成事業の適正な実施の確保に資することができる。	新設される規制は場外発売場の設置許可及び関係法人の組織の見直しであるが、このうち場外発売場の設置については、現在、モーターボート競走法施行規則において、場外発売場の位置、構造及び設備が国土交通省告示で定める基準を満たしていることについて国土交通大臣の確認を受けなければならないこととされており、場外発売場を設置しようとする者にとって、許可制度への移行によるコストの増加にはつながらない。 また、モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会及び日本船舶振興会の組織の見直しについては、より効率的かつ効果的なモーターボート競走の実施を目的として行うものであり、コストの増加にはつながらない。	モーターボート競走の売上額は、平成3年度の2兆2千億円をピークに、平成17年度には9千7百億円と56%減少している。競走の売上の低迷に伴い、施行者の収益は大幅に悪化しており、地方財政の改善という法の趣旨が損なわれるおそれがある。 また、売上の減少により、審判、検査等の事務を実施している全国の18のモーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会の収入も減少しており、競走の公正性・安全性に支障をきたすおそれがある。 さらに、日本船舶振興会への交付金の規模も縮小しており、幅広い公益への寄与という法の趣旨を損なうおそれがある。今後、より効率的かつ効果的な事業の実施が求められるとともに、その透明性の一層の向上が求められている。	モーターボート競走事業活性化検討委員会 平成18年2月、モーターボート競走事業の健全な発展を図るため、今後のモーターボート競走事業のあり方について検討することを目的として、国土交通省海事局長の私的懇談会である「モーターボート競走事業活性化検討委員会」を設置。その後7回にわたる開催のち、同年7月、委員会報告書「モーターボート競走事業の未来を拓く-KYOTEI・ルネッサンス・プラン-」を取りまとめた。 【R I A結果の活用状況】 平成19年2月27日、第166回国会に法律案提出 平成19年3月31日、同法公布	モーターボート競走について、モーターボート競走法の一部を改正する法律の施行後5年以内に検討を加え、必要な措置を講ずることとしている。
194	国土交通省 住宅局住宅生産課 総合政策局建設業	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 (規制の新設)	平成19年2月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・	【目的】 住宅を新築する建設工事の発注者及び新築住宅の買主の利益の保護並びに円滑な住宅の供給を図る。 【内容】 国民の健康で文化的な生活にとって不	新築住宅の売主等である建設業者及び宅地建物取引業者に、保証金の供託又は保険契約の締結のいずれかの方法による資力の確保を義務付けることにより、新築住宅の売主等による瑕疵担保責任の履行の実効を確保できる。	売主等は供託、保険のいずれか適当な方法を選択でき、供託額や保険料は、新築住宅の買主等の救済を図る上で必要な適切な額として設定されることから、本制度が企業活動に対し過大な制約を課しているとはいえない。	新築住宅の売主等は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、住宅の構造耐力上主要な部分等について、10年間の瑕疵担保責任を負うこととされているが、本措置を講じない場合、安全性に関する不安は解消されないま	平成18年8月31日、社会資本整備審議会より「建築物の安全性確保のための建築行政のあり	政府は、この法律の施行後5年を経過した

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
	課 総合政策 局不動産 業課	【R I Aの対象 とした法令】 特定住宅瑕疵担 保責任の履行の 確保等に関する 法律	コメント実施時 期】 —	可欠な基盤である住宅の備えるべき安 全性その他の品質又は性能を確保する ためには、住宅の瑕疵の発生の防止が 図られるとともに、住宅に瑕疵があっ た場合においてはその瑕疵担保責任が 履行されることが重要であることに かんがみ、建設業者による住宅建設瑕疵 担保保証金の供託、宅地建物取引業者 による住宅販売瑕疵担保保証金の供 託、住宅に係る瑕疵担保責任の履行に よって生ずる損害をてん補する一定の 保険の引受けを行う住宅瑕疵担保責任 保険法人の指定等の措置を講ずる。	本法律案において、新築住宅の売主等 である建設業者及び宅地建物取引業者 に、保証金の供託又は保険契約の締結 のいずれかの方法による資力の確保を 義務付けることとしており、これによ って、新築住宅の売主等による瑕疵担 保責任の履行の実効が確保され、新築 住宅の買主等の利益の保護及び円滑な 住宅の供給を図ることができる。		まとなってしまうため、本措置により、 瑕疵担保責任の履行の実効を確保する 必要がある。売主等に対し一律に資力 確保の義務付けを行うためには、法制 度による措置以外では不可能である。	方について」答 申。 「新築住宅の売 主等が瑕疵担保 責任履行の実効 を確保するため に住宅の売主等 に必要とされる 相応の資力の確 保に関して、保 険や、供託、信 託等の仕組みに ついて、具体的 な制度設計の検 討を進めるべき である。(中略) こうした検討を 行った上で、瑕 疵担保責任履行 の実効を確保す るための相応の 資力確保措置を 新築住宅の売主 等に対し義務付 けるべきである。」(抜 粋) 【R I A結果の 活用状況】 平成19年3月6 日、第166回国会 に法律案提出 平成19年5月30 日、同法公布	場合に おいて、 この法 律の施 行の状 況につ いて検 討を加 え、必要 がある と認め るとき は、その 結果に 基づい て所要 の措置 を講ず ること とされ ている。
195	国土交通 省 国土地理 院総務部	測量法の一部を 改正する法律案 (規制の追加、強 化、拡充) (規制の緩和) 【R I Aの対象 とした法令】 測量法の一部を 改正する法律案	平成19年3月 (当該法律案の 国会提出時ま で) 【パブリック・ コメント実施時 期】 —	【目的】 地図等の基本測量の測量成果をより迅速・簡便に提供することにより、その活用を一層促進させる。 【内容】 測量において得られた成果の活用を一層促進するため、地図等の基本測量の測量成果を電磁的方法により提供すること、また、複製・使用承認の手続をインターネット上でワンストップサービスで行うことができること、さらに、既存の公共測量の永久標識及び一時標識の利用が促進されることから、測量成果である地図等や永久標識等の利用の一層の促進が図られる効果が期待される。	これらの施策により、国土地理院による基本測量の測量成果である地図等がインターネット上で迅速に提供されるとともに、基本測量及び公共測量の測量成果である地図等の利用が円滑に行われ、また、複製・使用承認の手続をインターネット上でワンストップサービスで行うことができること、さらに、既存の公共測量の永久標識及び一時標識の利用が促進されることから、測量成果である地図等や永久標識等の利用の一層の促進が図られる効果が期待される。	これらの施策により、行政及び民間分野において特段新たな負担は想定されない。	(1) 現行法では、国土交通大臣に課された地図等の提供の義務が「刊行」に限られており、インターネットにより地図等を提供することを前提とした規定になっていない。 (2) 現行法では、測量成果を複製しようとするときには目的によらず国土地理院の長又は測量計画機関の長の承認を得なければならないこととしているが、複製が測量目的以外の内部利用に限られる場合など国土地理院の長がその複製の正確さを確認する必要性が	測量行政懇談会 の報告書「測量 新時代に対応し た測量行政のあ るべき姿につい て」が平成19年3 月に提出された。 【R I A結果の 活用状況】 平成19年3月6	政府は、 この法 律の施 行後五 年を経 過した 場合に おいて、 新法の 施行の 状況に ついて

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
					れる。 測量成果の複製承認に係る規制の合理化、測量標に関する情報の充実により、地図等が国民により迅速・簡便に提供され、その活用が一層図られる。		低いものもある。また、紙地図を念頭に置いていた規制であるため、近年普及してきたGISソフトやハンディナビの背景図などの新しい使用形態に即した対応が十分できていない。 (3) 現行法では、国土地理院及び各測量計画機関が作成した測量成果である地図等を複製・使用承認により利用しようとした場合、各々の作成主体に対して承認申請の手続を行わなければならない。利用者の利便性が十分に確保されていない。 (4) 現行法では、永久標識及び一時標識の設置状況を把握できる仕組みが担保されておらず、公共測量の適切な実施が行えないおそれがある。	日、第166回国会に法律案提出 平成19年5月23日、同法公布	検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

表 R I A - 1 3 環境省における R I A の実施状況 (5 2 件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
196	環境省 自然環境 局野生生 物課	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国際希少野生動植物種の追加、削除等 (規制の追加、強化、拡充) (規制の廃止) 【 R I A の対象とした法令】 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令	平成 16 年 12 月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成 16 年 12 月	【目的】 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (ワシントン条約) に基づく野生動植物種の国際取引の規制の実効性を高めるため、必要に応じ国内での譲渡し等を規制し、我が国として条約で求められている事項の確実な実施を図る。 【内容】 ワシントン条約附属書改正にともない、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法) に基づく国際希少野生動植物種 5 種を追加し、国内での当該種の個体等又は器官及び加工品の譲渡し等を禁止する。また、国際希少野生動植物種 3 種を削除し、国内での当該種の譲渡し等の禁止を解除する。さらに、条約附属書改正にともない輸出入が可能となった種の一部地域の個体群等について、国内での譲渡し等が可能となるよう登録対象個体群に加える。	ワシントン条約附属書 I に掲載され、新たに国際取引が原則禁止されることとなった野生動植物に関し、輸出入の規制のみならず、国内での譲渡し等 (売買等) を規制することにより、国際取引により過度に動植物の利用がなされることのないように保護するという条約の目的を我が国として確実に達成することができる。 また、今般、条約での厳しい規制が適用されなくなる種又は種の一部個体群について、国内での譲渡し等の規制の対象から除外すること、又は、国内での譲渡し等が可能となる登録制度の対象とすることにより、条約が行う規制に沿った国内規制を行うことができる。	新たにワシントン条約附属書 I に掲載され、国際希少野生動植物種として指定される動植物の譲渡し等を実施している者は、原則国内での当該種の譲渡し等ができないこととなる。 国際希少野生動植物種としての指定が解除される動植物の譲渡し等を実施しようとする者は、当該種の国内での譲渡し等ができるようになる。 ワシントン条約附属書 II の個体群とされた動植物の譲渡し等を実施しようとする者は、これまで譲渡し等が禁止されていたが、今後は個体等の登録手続を経ること等により譲渡し等を行うことができるようになる。 新たに指定された種について国内で譲渡し等がなされていないかどうか、行政において監視する必要がある。また、国内での譲渡し等の規制が解除されるものについては、監視の負担が軽減される。 一部の個体群がワシントン条約附属書 I から II に移行された種の国内での譲渡し等について、法第 23 条第 1 項に基づき環境大臣の登録を受けた機関において登録事務が発生する。	ワシントン条約の実効性を担保するためには、国内においても法制度による附属書 I 掲載種の譲渡規制が必要であり、他の代替手段は想定されない。	中央環境審議会において国際希少野生動植物種として指定又は指定を解除することについて諮問し、答申を受ける予定 【 R I A 結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成 17 年 1 月 6 日、政令改正	平成 21 年 12 月 末
197	環境省 環境保健 部化学物 質審査室	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく第一種特定化学物質の指定 (規制の追加、強化、拡充) 【 R I A の対象とした法令】 ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令	平成 17 年 1 月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成 17 年 1 月	【目的】 難分解性、高濃縮性かつ人への長期毒性を有する 2 物質による環境汚染の防止。 【内容】 2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス (4-クロロフェニル) エタノール (別名: ジコホル又はケルセン) 及びヘキサクロロブター-1, 3-ジエンの 2 物質を第一種特定化学物質に指定し、その製造、輸入、使用を規制 (事実上禁止) する。	難分解性、高濃縮性かつ人への長期毒性を有する 2 物質の製造、輸入、使用が規制 (事実上禁止) されることとなり、これらの物質による環境汚染及び人の健康被害が未然に防止される。	これら 2 物質の製造、輸入、使用を行っている者は、事実上これらの物質の製造、輸入、使用ができないこととなる。しかし、経済産業省が行った「平成 14 年度化学物質の製造・輸入に関する実態調査」の結果によれば、これら 2 物質の製造・輸入が行われていると報告は無く、製造、輸入、使用を行っている者における経済的負担が生じる可能性は低い。 新たに指定された第一種特定化学物質について、その製造、輸入、使用が行われていないかどうか、行政において監視する必要がある。	代替手段として、製造・輸入を認めつつ、使用、廃棄段階で環境中への排出を一定量以下に規制する方法も考えられる。しかし、本件化学物質は難分解性、高濃縮性かつ人への長期毒性を有し、一旦環境中に放出された場合には長期間にわたって環境を汚染し人の健康を損なうおそれがある一方、現時点では製造、輸入が行われていないと考えられることから、製造、輸入を規制 (事実上禁止) することが効果的かつ効率的と考えられる。	中央環境審議会においてこれら 2 物質を第一種特定化学物質に指定することについて諮問し、答申を得る予定。 【 R I A 結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成 17 年 4 月 1 日、政令改正	平成 22 年 3 月 末

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
198	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 企画課産業廃棄物課	産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者に対する産業廃棄物管理票保存の義務付け (規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律	平成 17 年 3 月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 産業廃棄物の適正処理を確保するとともに、不適正処理がなされたときの排出事業者責任の追及を進め、もって生活環境の保全を図る。 【内容】 運搬受託者は、処分受託者がいないときは、管理票交付者に当該管理票の写しを送付した日から、当該管理票を環境省令で定める期間保存しなければならない。 運搬受託者は、処分受託者があるときは、処分受託者から当該管理票の写しの送付を受けた日から、当該管理票の写しを環境省令で定める期間保存しなければならない。 処分受託者は、管理票の写しを送付した日から、当該管理票を環境省令で定める期間保存しなければならない。	既に法律で義務付けられている排出事業者に対する保存義務と併せて、産業廃棄物処理の一連の流れを把握することが可能となり、不適正処理事案における排出事業者責任等の効果的かつ適切な追及により、不適正処理の未然防止及び不適正処理がされた場合の速やかな原状回復等の措置が図られる。	これまでも施行規則で産業廃棄物管理票の保存が義務付けられていたところであり、追加的な事務負担は見込まれないが、今後は違反した業者に罰則が科されることとなる。他方、排出事業者の責任が追及され、産業廃棄物処理の適正化が図られることで、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び社会的コストが減少する。	代替手段として、行政指導又は普及啓発等により、処理業者に対し産業廃棄物管理票の保存を奨励することが考えられるが、処理業者が保存することにより不利益を生ずると判断した場合は、意図的に産業廃棄物管理票を処分するおそれがあり、その場合は排出事業者責任の追及が困難になる。従って、処理業者の事務負担の増加も見込まれないため、当該規制は代替手段に比べ効率的かつ効果的なものであると考えられる。	中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会「廃棄物の適正処理に係る課題への制度的対応について」(平成 17 年 1 月)において、「不適正処理事案における排出事業者責任をより効果的かつ適正に追及するため、運搬又は処分を受託した処理業者に対し、マニフェスト(又はその写し)を保存する義務を課すとともに、義務に違反した場合は措置命令の対象者として追加し、直罰を科すべきである。」とされている。 【R I A結果の活用状況】 平成 17 年 3 月 8 日、第 162 国会に改正法律案提出	平成 22 年 3 月末
199	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 企画課産業廃棄物課	産業廃棄物管理票制度違反に係る勧告に従わない者についての公表・措置命令の導入 (規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律	平成 17 年 3 月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 産業廃棄物管理票制度の実効性を確保し、産業廃棄物処理の適正化を推進し、もって生活環境の保全を図る。 【内容】 排出事業者、運搬受託者及び処分受託者が産業廃棄物管理票制度違反に係る勧告に従わなかったときは、都道府県知事はその旨を公表することができ、公表されてもなお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、都道府県知事はその勧告に係る措置をとることを命ずることができ	環境法令違反について勧告され、さらには措置命令の対象となることで、排出事業者や処理業者が産業廃棄物管理票制度を遵守することにより、産業廃棄物の適正な処理が確保される。また、環境に配慮の欠けた処理業者が措置命令の対象となることにより、そのような業者が社会的に淘汰されることとなる。	産業廃棄物管理票制度の違反事実について勧告され、さらには措置命令の対象となることで、当該者は不利益を被るが、他方で、産業廃棄物管理票の遵守及び優良業者の選別が進むことで、産業廃棄物処理の適正化が図られ、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び社会的コストが減少する。	代替手段として、既存の勧告制度及び罰則を積極的に適用することが考えられるが、勧告のみでは実効性に欠けること及び罰則の適用がなじまない軽微な違反行為が多いことから、代替手段では勧告制度の実効性を確保することが困難であり、公表・措置命令制度を導入することが望ましいと考えられる。	中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会「廃棄物の適正処理に係る課題への制度的対応について」(平成 17 年 1 月)において、「勧告の実効性を確保し、マニフェスト制度の遵守を徹底するため、違反行為	平成 22 年 3 月末

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				る。				<p>に対する勧告に従わなかった者に対し、都道府県知事等が公表等の措置をとることができることとし、あわせてマニフェスト違反に係る罰則を強化すべきである。」とされている。</p> <p>【R I A結果の活用状況】 平成 17 年 3 月 8 日、第 162 国会に改正法律案提出</p>	
200	環境省 大臣官房 廃棄物・ リサイクル 対策部 廃棄物対 策課、産 業廃棄物 課	<p>欠格要件に該当した許可業者・施設設置者について届出の義務付け (規制の新設)</p> <p>【R I Aの対象とした法令】 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p>	<p>平成 17 年 3 月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで)</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 -</p>	<p>【目的】 欠格要件に該当した許可業者・施設設置者を確実に許可取消処分とし、廃棄物処理業・施設設置から排除し、廃棄物処理の適正化を推進し、もって生活環境の保全を図る。</p> <p>【内容】 許可業者又は施設設置者は、欠格要件(第 7 条第 5 項第 4 号ト(その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある者)及び同号トに係るもの並びに産業廃棄物処理業者及び施設設置者については第 14 条第 5 項第 2 号ロ(暴力団員等)及び同号ロに係るもの並びにへ(暴力団員等がその事業活動を支配する者)を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、一般廃棄物処理業者にあつては市町村長、一般廃棄物処理施設設置者並びに産業廃棄物処理業者及び施設設置者にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p>	<p>欠格要件に該当した者を行政が直ちに把握し、速やかに排除することにより、許可制度への信頼性を確保するとともに、これらの業者による不適正な処理を未然に防止することができる。全国で迅速で画一的な処分がなされることにより、処分の不均衡が是正される。</p>	<p>欠格要件に該当する場合には、業者に届出を行う負担が生ずる。他方で、欠格要件を把握するための調査が基本的に不要となるので、行政コストが減少する。さらに、廃棄物の適正処理が促進されることで、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び社会的コストが減少する。</p>	<p>代替手段として、一定期間ごとに許可業者・施設設置者が欠格要件に該当しているかを行政が確認することが考えられるが、業者・施設設置者の役員や政令で定める使用人等について、網羅的に犯歴照会等を行う必要があり、行政の負担が大きく、非効率である。従って、当該規制は代替手段に比べ実効的かつ効率的なものであると考えられる。</p>	<p>中央環境審議会 廃棄物・リサイ クル部会におい て、「許可制度に 係る課題につ いては、次の措 置を講ずるべき である。(略) ○許可業者等が 欠格要件に該当 するに至ったと きは都道府県知 事等へ届け出る ことを義務付け るとともに、義 務違反に対して 直罰を科すこ と。」とされて いる。</p> <p>【R I A結果の活用状況】 平成 17 年 3 月 8 日、第 162 国会に改正法律案提出</p>	平成 22 年 3 月 末

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
201	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課、産業廃棄物課	不正の手段により廃棄物処理業・施設の許可を受けた場合の許可の取消事由への追加 (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律	平成17年3月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 本来許可を受けるべきでない廃棄物処理業者・施設設置者を排除し、廃棄物処理の適正化を推進し、もって生活環境の保全を図る。 【内容】 許可申請の際に虚偽の記載をしたり、見せ金を用意して経理的基礎を偽る等不正の手段により廃棄物処理業又は施設施設の許可を受けた者について、廃棄物処理法に基づく取消処分(講学上の撤回)の対象とする。	廃棄物を不適正に処理する蓋然性が高い、不正の手段により許可を受けた者について、当該許可を直ちに取消すことにより、許可制度への信頼性を確保するとともに、不適正処理の未然防止が図られる。	不正の手段により許可を受けた業者は、許可を取り消されることにより5年間廃棄物処理業から排除される。他方で、廃棄物の適正処理が促進されることで、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び社会的コストが減少する。	代替手段として、現行制度を維持することが考えられるが、その場合不正の手段により取得した許可については、本来許可に値しない申請について行政を欺罔して取得したものであり、瑕疵ある行政処分の結果として得た許可であるから講学上の「取消し」の対象となる。しかし、講学上の「取消し」の場合、廃棄物処理法に基づく取消しと異なり、許可を取り消されても新たに許可要件を具備することにより、許可を再度得ることが可能であることから、不正の手段により許可を受ける業者を排除できない。また、罰則がないため不正の手段に対する抑止力が働かない。従って、当該新設規制は代替手段に比べ、より実効的なものであると考えられる。	中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会において、「許可制度に係る課題については、次の措置を講ずるべきである。○不正の手段により許可を受けた者については、廃棄物処理法に基づく許可取消処分の対象にするるとともに、直罰の対象とすること。」とされている。 【R I A結果の活用状況】 平成17年3月8日、第162国会に改正法律案提出	平成22年3月末
202	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課	暴力団員等がその事業活動を支配する個人事業者について、産業廃棄物処理業・施設の許可に係る欠格要件への追加 (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律	平成17年3月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 産業廃棄物処理に係る営業・施設操業から暴力団を排除し、廃棄物処理の適正化を推進し、もって生活環境の保全を図る。 【内容】 法人に対してのみ設けられている欠格要件である、「暴力団員等がその事業活動を支配する者」を個人事業者にも適用する。	暴力団員等がその事業活動を支配している疑いのある個人事業者について排除することにより、産業廃棄物処理業から暴力団勢力を排除し、廃棄物処理業界の優良化、廃棄物の不適正処理の防止、反社会的勢力の社会からの追放が図られる。	暴力団員等がその事業活動を支配している疑いのある個人事業者について許可が取り消されることとなる。他方で、廃棄物処理業界の適正化が図られることで、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び社会的コストが減少する。	代替手段として現行制度を維持することが考えられるが、その場合暴力団員等がその事業活動を支配する個人事業者については、「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある者」に該当する者として取消しを行うしかなく、その要件認定において行政に多大な負担が生ずること、迅速な対応が困難であることをかんがみると、本規制を導入することが有効であると考えられる。	中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会において、「許可制度に係る課題については、次の措置を講ずるべきである。(略) ○現在、法人に対してのみ設けられている暴力団員等の事業活動支配に係る欠格要件を、個人事業者に対しても適用すること。」とされている。 【R I A結果の活用状況】 平成17年3月	平成22年3月末

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
								8日、第162国会に改正法律案提出	
203	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課、産業廃棄物課	維持管理積立金制度の対象外となっている平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場の当該制度の対象への追加(規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律	平成17年3月(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 すべての許可処分場(国又は地方公共団体が設置したものを除く。)について適正な維持管理を確保することによって、廃棄物処理の適正化を推進し、もって生活環境の保全を図る。 【内容】 維持管理積立金制度の対象外となっている平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場(国又は地方公共団体が設置したものを除く。)について、当該制度の対象に追加し、維持管理積立金の積立てを義務付ける。	これまで維持管理積立金制度の対象外であった処分場についてもその維持管理が適切に行われることで、廃棄物の最終処分場の適正な管理が図られるとともに、周辺住民の当該処分場に対する信頼性が高まることが期待される。	許可処分場の設置者はすべて維持管理のための積立金が義務付けられる。他方で、最終処分場の管理の適正化が図られ、さらに、最終処分場に対する信頼が回復し、必要な施設設置が進むことで、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び社会的コストが減少する。	代替手段として、行政指導又は普及啓発等により、処理業者に対し積立金を奨励することが考えられるが、廃棄物の最終処分業は、収益が発生する時期(埋め立てている時期)と専ら費用が発生する時期(埋め立て終了後の管理期間)にギャップがあることから、行政指導又は普及啓発等では、専ら費用が発生する時期に十分な積立てがなされないおそれが高い。従って、当該規制は代替手段に比べ実効的かつ効率的なものであると考えられる。	中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会「廃棄物の適正処理に係る課題への制度的対応について」(平成17年1月)において、「現在、維持管理積立金制度の対象となっていない旧処分場についても維持管理積立金制度の対象とし、埋立処分を継続している旧処分場については積立てを義務付けるべきである。」とされている。 【R I A結果の活用状況】 平成17年3月8日、第162国会に改正法律案提出	平成22年3月末
204	環境省 水・大気 環境局自動車環境対策課	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく特定原動機の型式指定(規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	平成17年3月(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)について、特定原動機の型式指定を行い、基準に適合している特定原動機であることの確認を合理化する。 【内容】 特定原動機の製作又は輸入を行う事業者の申請により、同一型式の特定原動機のすべてが環境保全の観点から必要な排出ガス性能基準(特定原動機技術基準)に適合することについて、主務大臣の指定を受けることができるもの。	特定原動機の性能を判定することにより、同一型式の原動機を搭載する特定特殊自動車の排出ガス性能が確定され、基準に適合する車両を明確化できる。これにより、使用者の義務履行が容易になり、効果的に規制が実施される。	特定原動機の製作又は輸入を行う事業者は、型式指定の申請を行うことができる。申請は義務ではないが、申請を行った場合、その特定原動機が特定原動機技術基準に適合し、かつ、均一性を有していることが必要となる。これによらない型式指定特定原動機の表示は禁止される。	代替手段として、型式を指定せず個別の確認を求めることも考えられるが、特定原動機技術基準を満たしているかどうかを特定特殊自動車製作等事業者及び使用者が判断することが困難になることが考えられ、型式を指定する方が効果的かつ効率的と考えられる。また、型式指定を義務付けることも考えられるが、技術基準を満たしていないものの使用を禁止していることから、製作者及び輸入者に対する過剰規制となると考えられる。	中央環境審議会 「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第6次答申)」で、公道を走行しない特殊自動車に対する排出ガス規制の導入を検討する必要があるとされている。 【R I A結果の活用状況】 平成17年3月	この法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは検討を行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
								8日、第162国会に法律案提出	
205	環境省 水・大気 環境局自 動車環境 対策課	特定特殊自動車 排出ガスの規制 等に関する法律 に基づく特定特 殊自動車の型式 届出 (規制の新設) 【R I Aの対象 とした法令】 ・特定特殊自動 車排出ガスの規 制等に関する法 律	平成17年3月 (当該法律案の 国会提出後、公 布時まで) 【パブリック・ コメン実施時 期】 —	【目的】 公道を走行しない特殊自動車(特定特 殊自動車)について、特定特殊自動車 の型式届出を行い、型式指定された特 定原動機が搭載され、同一の型式に属 する特定特殊自動車のいずれもが排出 ガスによる大気汚染の防止を図るた め必要な技術上の基準(特定特殊自動 車技術基準)に適合することの確認を 合理化する。 【内容】 特定特殊自動車の製作又は輸入を行 う事業者が、型式指定特定原動機を搭 載し、かつ、同一型式の特定特殊自動 車のすべてが特定特殊自動車技術基準 に適合することについて、主務大臣に届 け出て自己確認できるもの。	型式の届出がされた特定特殊自動車 であれば、その排出ガス性能は確保され ていることから、使用者が特定特殊自 動車技術基準に適合した特殊自動車を 選定することが容易になる。	特定特殊自動車の製作又は輸入を行 う事業者は、型式の届出を行うことが できる。届出は義務ではないが、届出を した場合は、届出に係る特定特殊自動 車の製作又は輸入をする場合には、特 定特殊自動車技術基準に適合するよ うにしなければならず、検査を行い、そ の記録を作成・保存しなければならない。 これによらない基準適合表示等は 禁止される。	代替手段として、型式の指定を行うこ とも考えられるが、事業者が自ら基準 に適合していることを検査し、確認す る型式届出よりも事業者の負担が重く なる。 型式の届出もせず個別の確認を求め ることも考えられるが、特定特殊自動車 技術基準を満たしているかどうかを使 用者が判断することが困難になること が考えられる。	中央環境審議会 「今後の自動車 排出ガス低減対 策のあり方につ いて(第6次答 申)」で、公道 を走行しない特 殊自動車に対す る排出ガス規制 の導入を検討す る必要があると されている。 【R I A結果の 活用状況】 平成17年3月 8日、第162国 会に法律案提出	この法 律の施 行後5 年を経 過した 場合に おいて、 施行状 況を勘 案し、必 要があ ると認 めると きは検 討を行 う。
206	環境省 水・大気 環境局自 動車環境 対策課	特定特殊自動車 排出ガスの規制 等に関する法律 に基づく特定特 殊自動車の使用 の制限 (規制の新設) 【R I Aの対象 とした法令】 ・特定特殊自動 車排出ガスの規 制等に関する法 律	平成17年3月 (当該法律案の 国会提出後、公 布時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】 —	【目的】 公道を走行しない特殊自動車(特定特 殊自動車)について、基準に適合しな いものの使用の規制の措置等を講ず ることにより、大気汚染の防止を図る。 【内容】 基準適合の表示が付されていない特定 特殊自動車の使用の制限	大気汚染の防止を図るために必要な 技術上の基準に適合する特定特殊自動 車を使用されることとなり、大気汚 染の防止が図られる。	基準適合表示又は少数特例表示が付さ れている特定特殊自動車でなければ使 用することができなくなる。基準適合 表示又は少数特例表示が付されてい ない特定特殊自動車は、使用開始前 に主務大臣の検査を受けて基準に合 格することの確認を受けなければ使 用できない。 技術基準に適合しなくなった特定特 殊自動車について、主務大臣が、使 用者に技術基準に適合させるため 必要な整備を命じることがある。	代替手段として、基準に適合しない特 定特殊自動車の販売を禁止する販 売規制とすることも考えられる。 しかし、販売規制とした場合、 経済活動を直接に規制すること になる上、販売された後の不正改 造、故障等に対応できない。ま た、公道を走行する(オンロード) の特殊自動車は使用規制とな っていることから、同一の特 殊自動車であっても公道の走行 の有無によって規制手法が異 なることとなり、法的安定性を 害する。このため本法律のよ うな使用規制の方が合理的であ る。	中央環境審議会 「今後の自動車 排出ガス低減対 策のあり方につ いて(第6次答 申)」で、公道 を走行しない特 殊自動車に対す る排出ガス規制 の導入を検討す る必要があると されている。 【R I A結果の 活用状況】 平成17年3月 8日、第162国 会に法律案提出	この法 律の施 行後5 年を経 過した 場合に おいて、 施行状 況を勘 案し、必 要があ ると認 めると きは検 討を行 う。
207	環境省 水・大気 環境局自 動車環境 対策課	特定特殊自動車 排出ガスの規制 等に関する法律 に基づく特定原 動機検査機関の 登録 (規制の新設)	平成17年3月 (当該法律案の 国会提出後、公 布時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】	【目的】 公道を走行しない特殊自動車(特定特 殊自動車)について、効率的に型式指 定を行う。 【内容】 特定原動機検査機関の登録、財務諸 表等の備置、帳簿の保存、秘密保 持等の義務づけ	特定原動機検査機関に関する検査を 登録機関が行うことができること により、公正・中立な検査が実 施されるとともに、行政コストが 削減される。	特定原動機検査事務を行おうとする 場合に登録の申請を行う必要があ る。また、登録の更新申請、変更 届出等の手続きが必要であるほ か、財務諸表等の備置、帳簿の 保存、秘密保持等の義務が課せ られる。	代替手段として、何らの制限なく特 定原動機検査を行うことができると することや、特定の法人を指定し て行わせることが考えられる。 しかし、前者の場合、真に特定原 動機技術基準を満たしているか どうかの検査を行う能力を有す る者が、公正・中立な立場で 検査を行っているかどうか	中央環境審議会 「今後の自動車 排出ガス低減対 策のあり方につ いて(第6次答 申)」で、公道 を走行しない特 殊自動車に対す	この法 律の施 行後5 年を経 過した 場合に おいて、 施行状

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		【R I Aの対象とした法令】 ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	—				を担保できない。また、後者の場合、「直ちに事業者の自己確認・自主保安のみに委ねることが国際ルールや消費者保護等の観点から必ずしも適当でないときは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関による検査・検定等の実施とする。」とした「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の趣旨に反する。	る排出ガス規制の導入を検討する必要があるとされている。 【R I A結果の活用状況】 平成 17 年 3 月 8 日、第 162 国会に法律案提出	況を勘案し、必要があると認めるときは検討を行う。
208	環境省 水・大気 環境局自動車環境 対策課	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく特定特殊自動車検査機関の登録（規制の新設） 【R I Aの対象とした法令】 ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	平成 17 年 3 月（当該法律案の国会提出後、公布時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 公道を走行しない特殊自動車（特定特殊自動車）について、技術基準に適合していることの確認を効率的に行う。 【内容】 特定特殊自動車検査機関の登録、財務諸表等の備置、帳簿の保存、秘密保持等の義務づけ	特定特殊自動車の技術基準に適合していることを確認するための検査を登録機関が行うことができることにすることにより、公正・中立な検査が実施されるとともに、行政コストが削減される。	特定特殊自動車検査事務を行おうとする場合に登録の申請を行う必要がある。また、登録の更新申請、変更届出等の手続きが必要であるほか、財務諸表等の備置、帳簿の保存、秘密保持等の義務が課せられる。	代替手段として、何らの制限なく特定特殊自動車検査を行うことができることや、特定の法人を指定して行わせることが考えられる。しかし、前者の場合、真に特定特殊自動車技術基準を満たしているかどうかの検査を行う能力を有する者が、公正・中立な立場で検査を行っているかどうかを担保できない。また、後者の場合、「直ちに事業者の自己確認・自主保安のみに委ねることが国際ルールや消費者保護等の観点から必ずしも適当でないときは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関による検査・検定等の実施とする。」とした「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の趣旨に反する。	中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第 6 次答申）」で、公道を走行しない特殊自動車に対する排出ガス規制の導入を検討する必要があるとされている。 【R I A結果の活用状況】 平成 17 年 3 月 8 日、第 162 国会に法律案提出	この法律の施行後 5 年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは検討を行う。
209	環境省 水・大気 環境局水環境課	ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設（水質基準対象施設）の追加（規制の追加、強化、拡充） 【R I Aの対象とした法令】 ・ダイオキシン類対策特別措置法施行令	平成 17 年 5 月（パブリック・コメント手続きにおける意見の募集開始時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 平成 17 年 6 月	【目的】 工場・事業場からの排水規制を行うことにより、ダイオキシン類による水環境の汚染の防止を図る。 【内容】 ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する ①担体付き触媒の製造の用に供する施設 ②使用済みの担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設 ③フロン類の破壊の用に供する施設を特定施設（水質基準対象施設）に追加し、特定施設を設置する際に届出を義務化する。 また工場・事業場からの排水の測定	①担体付き触媒の製造の用に供する施設 ②使用済みの担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設 ③フロン類の破壊の用に供する施設からのダイオキシン類の排出が削減され、環境汚染の防止につながる。	追加する特定施設を設置しようとする者は特定施設を設置する際の届出義務があり、届出をした日から 60 日間の着手制限を受ける。さらに、特定施設を設置する事業場は排水を排水基準に適合させ、毎年 1 回以上排水の測定を行わなければならない。行政においては、特定事業場が排水基準を遵守しているか等について監視する必要がある。	事業者が自主的に防止手段を図ることも考えられるが、ダイオキシン類は非意図的に生成されるものであるため、ダイオキシン類による環境汚染を防止するためには、法に基づく監視及び規制を行うことが最も効率的・効果的な手段である。	平成 16 年度ダイオキシン類未規制発生源調査検討会（平成 17 年 2 月）において、左記①から③の施設において、ダイオキシン類が非意図的に生成されることが指摘されている。 【R I A結果の活用状況】 パブリック・コ	平成 22 年 3 月末まで

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				を行うことを義務付け、ダイオキシン類の排出の制限を行う。				メントの資料として活用 平成17年8月15日、政令改正	
210	環境省 水・大気 環境局水 環境課	湖辺環境保護地区の指定制度の新設 (規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 湖沼水質保全特別措置法	平成17年3月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 水質改善に資する湖辺の自然環境を保護することにより、湖沼水質の改善を図る。 【内容】 都道府県知事は、指定湖沼の水質の保全のために特に必要があると認めるときは、指定地域の区域内に湖辺環境保護地区を指定することができることとし、湖辺環境保護地区内において植物の伐採・採取等の行為を行おうとする者に対して、都道府県知事への届出を義務づける。	湖沼の水質の保全に資する湖辺の自然環境を適正に保護することにより、湖沼の水質の改善につながる。	湖辺環境保護地区内において、規制対象行為を行おうとする者は、届出義務及び届出をした日から30日間の着手制限がかかる。また、都道府県知事が湖辺環境を保全するために必要があると認めるときは、当該行為を禁止・制限し、又は必要な措置を執るべき旨の命令が発出される。 行政は、届出がなされた行為の内容が湖辺環境を保護する上で問題ないものであるか等について監視する必要がある。	代替手段としては、「関係者による自主管理という手段」も想定されるが、私的な目的のために部外者が無断で植物の採取等を行う事態も想定されることから、水質改善に資する湖沼周辺の環境の保護を実効性をもって進めるには、法律に基づく行為規制の実施が効率的・効果的である。	中央環境審議会 答申「湖沼環境保全制度の在り方について」(平成17年1月)において、「湖沼の水環境の保全の観点からは(略)湖辺の植生を保全する必要がある地区を指定し、(中略)自然浄化機能を損なうおそののある行為を制限する措置を講ずることが適切である。」という指摘がなされている。 【R I A結果の活用状況】 平成17年3月8日、第162国会に法律案提出	平成22年3月末まで
211	環境省 水・大気 環境局水 環境課	負荷量規制の適用事業場の拡大 (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 湖沼水質保全特別措置法	平成17年3月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 湖沼に流入する汚濁負荷を削減することにより、湖沼水質の改善を図る。 【内容】 湖沼水質保全特別措置法では、これまでに指定地域内の新增設の工場・事業場のみ負荷量規制を実施し、既設事業場を適用除外としてきたが、今後は既設事業場についても負荷量規制を適用する。	これまで負荷量規制が適用されていなかった既設事業場に負荷量規制を適用することで、湖沼に流入する汚濁負荷を削減し、湖沼水質の改善を図ることができる。湖沼によって差があるが、既設事業場に負荷量規制を適用することにより、湖沼に流入する汚濁負荷量全体の1%から2%を削減することができるの見込んでいる。	既設事業場を設置している事業者は、負荷量規制の基準値を遵守することが新たに求められる。ただし、都道府県知事が定める負荷量規制の基準値は、既設事業場を設置している事業者の実態等を踏まえ、排水処理施設の適切な維持管理を行うことで達成可能な水準に設定することを想定しており、規制が適用される事業者にとって過度の経済的負担にはならないものと考えられる。なお、これらの既設事業場は既に水質汚濁防止法の特定施設として届出をしていることから、負荷量規制の適用による追加的な届出等は発生しない。 行政は、事業場が負荷量規制を遵守し	代替手段としては、「新增設の事業場に適用される現行の負荷量規制をさらに強化すること」が考えられるが、この場合は強化後の基準値が排水処理施設の適切な維持管理により対応できる水準より厳しくなる可能性があり、全体として基準値を満たすために過大なコストを要する可能性があることから、これまで未規制であった既設事業場に新たに負荷量規制を適用することがより効率的・効果的であると考えられる。	中央環境審議会 答申「湖沼環境保全制度の在り方について」(平成17年1月)において、「現在でも湖沼法に基づく負荷量規制を受けていない既設の特定事業場が多数存在している。そのような事業場に対しても(中略)、負荷量の規制を行っていくこと	平成22年3月末まで

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
						ているか等について監視する必要がある。		が適切である。」という指摘がなされている。 【R I A 結果の活用状況】 平成 17 年 3 月 8 日、第 162 国会に法律案提出	
212	環境省 地球環境局地球温暖化対策課	温室効果ガス排出量算定・報告・公表の制度の導入（規制の新設） 【R I A の対象とした法令】 地球温暖化対策の推進に関する法律	平成 17 年 3 月 15 日（当該法律案の国会提出後、公布時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 我が国の温室効果ガスの排出量の実態を踏まえ、国、地方公共団体、事業者及び国民が総力を挙げて地球温暖化対策を一層推進していくための基盤を整備する 【内容】 温室効果ガスを相当程度多く排出する者に、毎年度、温室効果ガスの排出量を報告することを義務付けるとともに、国において排出量の情報を集計し公表する。	温室効果ガスを相当程度多く排出する者自らが排出量を算定することにより、自主的取組のための基盤が整備される。また、排出量情報の公表により、国民・事業者全般の自主的取組の促進へのインセンティブ・気運を高めることができる。	事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する者は、毎年、温室効果ガスの排出量を算定し、事業所管大臣に報告しなければならない。ただし、温室効果ガス排出量の太宗を占める二酸化炭素については、事業者が把握している燃料種別の消費量に係数を乗じて温室効果ガス排出量を算出することができ、また「エネルギーの使用の合理化に関する法律」第 11 条の規定による報告があったときには、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 の 2 の規定による報告とみなすことにより、事業者の負担を軽減するよう配慮している。	代替手段として排出者が自主的に算定・公表する場合に比べ、本制度では、①一定の算定方法により算定が維持されること、②国が集計して公表することにより、一覧性・正確性を担保することができる。これにより、事業者の自主的取組を促進するとともに、消費者や事業者等の地球温暖化対策への理解を一層増進することができる。	中央環境審議会「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえた新たな地球温暖化対策の方向性について（第 2 次答申）」、「我が国の現状を踏まえて、排出量の算定・報告・公表制度を導入することが適切」とされている。 【R I A 結果の活用状況】 平成 17 年 3 月 15 日、第 162 国会に法律案提出	平成 20 年までに、この法律の施行状況についての検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする
213	環境省 自然環境局国立公園課、自然環境計画課	国立・国定公園特別保護地区及び原生自然環境保全地域における動植物の放出等の規制（規制の追加、強化、拡充） 【R I A の対象とした法令】 自然公園法 自然環境保全法	平成 17 年 10 月 6 日（パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 平成 17 年 10 月	【目的】 国立・国定公園特別保護地区及び原生自然環境保全地域における優れた景観及び原生の自然保護の維持を図るため、必要に応じ当該地域における景観や自然環境の維持に影響を及ぼすおそれのある行為を制限し、もって国民の健康で文化的な生活の確保等に寄与する。 【内容】 国立・国定公園特別保護地区内において木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと並びに動物を放つこと（家畜の放牧を除く。）を要許可行為として追加する。また、原生自然環境保全地域内において動物を放つこと（家畜の放牧を除く。）を要許可行為	許可を要する行為に動物の放出等を加えることにより、人為的に放出された動植物による景観や自然環境への被害を未然に防止することができる。	新たに国立・国定公園特別保護地区内において木竹以外の植物を植栽し、または植物の種子をまくこと並びに動物を放つこと（家畜の放牧を除く。）が原則としてできないこととなる。（家畜の放牧及び木竹の植栽については、自然公園法第 14 条において既に規制されている。） 国民が生活の維持のために国立・国定公園特別保護地区内において木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと並びに動物を放つこと（家畜の放牧を除く。）、原生自然環境保全地域内において動物を放つこと（家畜の放牧を除く。）を行うことは通常想定されないが、学術研究等の目的で実施する場合は、許可のためのコストが生	代替手段としては、人為的に放たれた動植物による被害が生じてないが常時モニタリングを実施し、被害が生じた場合には防除を実施する手段があるが、これらに要するコストは非常に膨大なものとなる。また優れた景観や自然環境への外来生物による被害を未然に防止するためには、侵入を予防することが最も効果的であり、許可を要する行為に動物の放出等を加える本規則の追加が最も効果的である。	・自然公園の一部を改正する法律案に対する付帯決議（平成 14 年 4 月衆議院環境委員会） ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案に対する付帯決議（平成 16 年 6 月衆議院環境委員会） ・外来生物問題に関する総合的な取組について	平成 22 年 12 月末までに行う

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				として追加する。		<p>じる。</p> <p>外来生物対策は、①侵入の予防、②早期発見早期対応、③まん延した種の防除の3段階の対策があるが、①が最もコストがかからないと言われている。</p> <p>国立・国定公園の特別保護地区等における規制は現に国や都道府県によって実施されており、本気性が追加されることによる行政コストの増加はほとんどないものと考えられる。</p>		<p>(平成16年9月中央環境審議会外来生物対策小委員会委員長講話)</p> <p>【R I A結果の活用状況】</p> <p>平成17年11月16日、政令改正</p>	
214	環境省 地球環境局地球温暖化対策課	<p>温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(規制の新設)</p> <p>【R I Aの対象とした法令】</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令</p>	<p>平成17年11月22日</p> <p>(パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで)</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】</p> <p>平成17年11月</p>	<p>【目的】</p> <p>我が国の温室効果ガスの排出量の実態を踏まえ、国、地方公共団体、事業者及び国民が総力を挙げて地球温暖化対策を一層促進していくための基盤として地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律により、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度が導入されたところ、本制度の対象となる排出活動及び算定方法を定めるもの</p> <p>【内容】</p> <p>温室効果ガス算定排出量の報告を行う「相当程度多い温室効果ガスの排出をする者」について、エネルギー起源二酸化炭素に係る温室効果ガス算定排出量を報告する特定排出者は、エネルギーのしよりの合理化に関する法律の第一種エネルギー管理指定工場。第二種エネルギー管理指定工場を設置している者、特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客輸送事業者及び特定航空輸送事業者らし、エネルギー起源二酸化炭素以外の二酸化炭素以外の温室効果ガスに係る温室効果ガス算定排出量を報告する特定排出者は、「温室効果ガスの種類ごとに定める当該温室効果ガスの排出に伴う活動(排出活動)が行われ、かつ、当該排出活動に伴う排出量の合計量が当該温室効果ガスの種類ごとに二酸化炭素で3,000トン以上である事業所を設置していること」「常時仕様する従業員の数が21人以上であること」の条件を満たすものとする。</p> <p>特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定の対象となる排出</p>	<p>温室効果ガスを相当程度多く排出する者自らが排出量を算定することにより、自主的取組のための基盤が整備される。また、排出量情報の公表により、国民・事業者全般の自主的取組の促進へのインセンティブ・気運を高めることができる。</p>	<p>事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する者は、毎年、温室効果ガスの排出量を算定し、事業所管大臣に報告しなければならない。ただし、温室効果ガス排出量の大宗を占める二酸化炭素については、事業者が把握している燃料種別の消費量に係数を乗じて温室効果ガス排出量を算出することができ、また「エネルギーの使用の合理化に関する法律」第11条の規定による報告があったときには、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21の2の規定による報告とみなすことにより、事業者の負担を軽減するよう配慮している。</p>	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法第93号)における委任事項を定めるものであり、代替手段は想定されない。</p>	<p>—</p> <p>【R I A結果の活用状況】</p> <p>平成18年3月24日、政令改正</p>	<p>平成20年までに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとされているところ。</p>

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				活動及び算定方法は、温室効果ガスの種類ごとに、気象変動に関する国際連合枠組条約に基づき、締約国が毎年度条約事務局に対して行っている温室効果ガス排出量の報告の際に用いられている排出活動及び算定方法をベースとして定める。また、温室効果ガス算定排出量の報告については、デフォルトとして別途に定める算定方法と異なる算定方法を用いることができることとする。					
215	環境省 水・大気 環境局大 気環境課	特定建築材料を使用している建築物の解体等における規模要件等の撤廃 (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 大気汚染防止法施行令	平成 18 年 3 月 31 日 (当該規制措置決定後) 【パブリック・コメント実施時期】 平成 17 年 11 月	【目的】 石綿が使用されている建築物の解体等作業における特定粉じんの飛散を防止する措置の強化 【内容】 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）に規定する耐火建築物又は準耐火建築物のうち、一定規模（延べ面積 5 0 0 m ² かつ特定建築材料の使用面積の合計 5 0 m ² ）以上の解体等作業を規制対象としていたものから、建築物の類型や規模要件の制限を撤廃し、特定建築材用が使用されている建築物を解体、改造又は補修する作業を規制対象とする。	規制対象の規模要件等を撤廃することにより大気環境への石綿の飛散防止の強化が図られることが期待できる。また、大気汚染防止の規制対象と、既に労働者のばく露防止の観点から規制を実施している労働安全衛生法及び石綿障害予防規則の規制対象との間でほぼ整合が図られることになる。	特定建築材用を使用している建築物の解体、改造又は補修する際、事業者は、規模要件等に関わらず大気汚染防止法の届出義務及び作業基準の遵守義務を負うことになる。ただし、労働者ばく露防止の観点から労働安全衛生法及び石綿障害予防規制により、届出及び作業基準の遵守が規模要件等に関わらず、既に義務づけられていることから、事業者の負担はそれほど大きなものにならないと考えられる。 また、行政においては、届出の審査業務が増えるほか、事業者が作業遵守しているか等について指導する必要がある。	代替案として、規制ではなく、大気環境への飛散防止についてガイドラインを示して事業者や業界の自主的な対応を促す施策も考えられるが、この場合は、規制に比べて実効性に欠ける。また、規制要件未滿等の建築物において、石綿障害予防規則では、規制対象とならないという不整合な状態が継続することになる。 いったん飛散した石綿による環境汚染対応や近隣住民の健康被害対応への社会的コストは膨大なものになるため、大気環境への飛散を未然防止する観点並びに労働安全衛生法及び石綿障害予防規則と整合させる観点から、事前届出、作業基準の遵守といった規制の対象に追加することが効果的であると考えられる。	建築物の解体等における石綿飛散防止検討会の報告書（平成 1 7 年 1 1 月） 【R I A結果の活用状況】 平成 17 年 12 月 21 日に公布され、平成 18 年 3 月 1 日より施行	平成 23 年 2 月 末 まで に行う。
216	環境省 水・大気 環境局大 気環境課	大気汚染防止法の特定建築材料の追加 (規制の追加、強化、拡充) 【R I Aの対象とした法令】 耐汚染防止法施行令	平成 18 年 3 月 31 日 (当該規制措置決定後) 【パブリック・コメント実施時期】 平成 17 年 11 月	【目的】 石綿が使用されている建築物の解体等作業における特定粉じんの飛散を防止する措置の拡充 【内容】 大気汚染防止法において、特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料として、既に指定されていた吹付け石綿に加え、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を追加指定する。	石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に当たって機械による破砕等が行われた場合には、吹付け石綿と同じような飛散が生じるとされている。これらの石綿を含有する建築材料を規制対象とすることにより、大気汚染への石綿の飛散防止拡充が図られることが期待できる。また、大気汚染防止の規制対象と、既に労働者のばく露防止の観点から規制を実施している労働安全衛生法及び石綿障害予防規則の規制対象との間でほぼ整合が図られることになる。	石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を使用している建築物を解体、改造又は補修する際、事業者は、大気汚染防止法の届出義務及び作業基準の遵守義務を負うことになる。ただし、労働者ばく露防止の観点から労働安全衛生法及び石綿障害予防規制により、届出義務及び作業基準の遵守義務が既に義務づけられていることから、事業者の負担はそれほど大きなものにならないと考えられる。 また、行政においては、届出の審査業務が増えるほか、事業者が作業遵守しているか等について指導する必要がある。	代替案として、規制ではなく、大気環境への飛散防止についてガイドラインを示して事業者や業界の自主的な対応を促す施策も考えられるが、この場合は、規制に比べて実効性に欠ける。また、同様な建築材料において、石綿障害予防規則では、規制対象となり、大気汚染防止法では規制対象とならないという不整合な状態が継続することになる。 いったん飛散した石綿による環境汚染対応や近隣住民の健康被害対応への社会的コストは膨大なものになるため、大気環境への飛散を未然防止する観点並びに労働安全衛生法及び石綿障害予防規則と整合させる観点から、事前届出、作業基準の遵守といった規制の対	建築物の解体等における石綿飛散防止検討会の報告書（平成 1 7 年 1 1 月） 【R I A結果の活用状況】 平成 17 年 12 月 21 日に公布され、平成 18 年 3 月 1 日より施行	平成 23 年 2 月 末 まで に行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
							象に追加することが効果的であると考えられる。		
217	環境省 総合環境 政策局環境 保健部 企画課	石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく事業者からの一般拠出及び特別拠出金の徴収(規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 石綿による健康被害の救済に関する法律	平成 18 年 3 月 27 日 (当該法律公布後) 【パブリック・コメント実施時期】 平成 18 年 10 月 (政令、予定)	【目的】 石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、事業者、国及び地方公共団体が全てで費用負担を行い、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害者の間に隙間を生じさせないよう迅速かつ安定した救済制度を実現する。 【内容】 労災保険の保険関係が成立している事業の事業主(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第8条第1項又は第2項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては当該請負人。以下「労災保険適用事業主」という。)は、毎年度、救済給付の支給に要する費用に充てるため、一般拠出金を拠出する。独立行政法人環境再生保全機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事業を勘案して、政令で定める要件に該当する事業主から、毎年度、特別拠出金を徴収する。	事業者、国及び地方公共団体が全てで費用負担を行うことにより、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講じ、石綿による健康被害者の間に隙間が生じないよう迅速かつ安定した救済制度が実現される。	事業主は、平成19年以降の給付費用を拠出することとし、その詳細については、有識者等による検討を経た後、平成19年度からの徴収に支障が生じないよう平成18年度の前半のできるだけ早い時期に決定する。	石綿が長期間にわたって我が国の経済活動全般に幅広く、かつ、大量に使用されてきた結果、多数の健康被害が発生してきている一方で、石綿に起因する健康被害については長期にわたる潜伏期間があつて因果関係の特定が難しく現状では救済が困難であるという特殊性がある。 このため、法制度による救済が必要であり、合理的な手法としては他の代替手段は考えられない。	— 【R I A結果の活用状況】 パブリック・コメント(平成18年10月予定)の資料として活用	平成 23 年 3 月 26 日までに行う。
218	環境省 地球環境 局環境保 全対策課 フロン等 対策推進 室	フロン類の引渡し等の委託等を書面で管理する制度(フロン類引渡行程管理制度)の創設(規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	平成 18 年 4 月 28 日 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成 17 年 12 月	【目的】 業務用冷凍空調機器の廃棄時においてフロン類引渡行程管理制度を導入することで業務用冷凍空調機器の廃棄等を行うおとする者(廃棄等実施者)からフロン類の回収業者までの引渡しを確実にすることにより、フロン類の大気中への放出を抑制し、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止を図る。 【内容】 廃棄等実施者は、フロン類を自らフロン類回収業者に引き渡す場合には、当該フロン類回収業者に必要事項を記載した書面を交付し、フロン類のフロン類回収業者への引渡しを他の者に委託する場合には、その業務を受託する者(受託者)に、委託確認書を交付しなければならない。これらの場合におい	廃棄等実施者が第三者にフロン類回収業者へのフロン類引渡しを委託する場合、書面を交付することにより、委託関係が当事者間で明確となり、フロン類回収に関し、しばしば生じていると言われる「委託されたか否かが曖昧」「関係者の間で認識の齟齬がある」といった状態を防ぐことができる。廃棄等実施者及び受託者に委託確認書等の保存義務を課すことにより、廃棄等実施者がフロン類の引渡しを第三者に委託したものの、適切に回収が行われなかった場合、どこで回収が滞ったのかを保存されている書面から確認することが可能となり、都道府県知事による行政指導が行いやすくなるとともに、関係者への抑止効果が働く。	廃棄等実施者は書面を交付するとともに写しを保管する義務、フロン類の引渡しを受託した者は書面を回付するとともに写しを保存する義務、フロン類回収業者はフロン類を引き取ったときには引取証明書(又は写し)を交付するとともに写しを一定期間保存する義務等が生ずる。また、廃棄等実施者は一定期間経過後も引取証明書が交付されなかった場合等には、都道府県知事に報告する義務が生ずる。	代替手段として、機器の廃棄時に事前に都道府県知事に届け出ることと考えられる。しかしながら、機器の年間廃棄台数は百数十万台であり、一度に複数の機器を廃棄する場合を考慮しても、毎年、数十万件程度の届出がなされることが想定される。これら全について都道府県知事が確認すると、都道府県に、過重な負担が生ずることをかんがみると、廃棄前届出制を導入することは困難であり、改正案の制度が、より合理的である。	中央環境審議会 答申「今後のフロン類等の排出抑制対策の在り方について」において、「フロン類の回収が適正に完了し、廃棄者が責任をきちんと果たしたことを確認できるよう、また、回収が適切に行われなかった場合において事後に廃棄者又は行政がその原因を究明し、必要な	平成 24 年 9 月 末 まで に行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				<p>ては、廃棄等実施者はそれらの書面の写しを一定期間保存することとし、受託者は、委託確認書をフロン類回収業者に回付するとともに写しを一定期間保存しなければならない。</p> <p>・フロン類回収業者は、フロン類を引き取ったときは、業務用冷凍空調機器の廃棄等実施者及び受託者に対し、引取証明書（又は写し）を交付するとともに、写しを一定期間保存しなければならない。廃棄等実施者及び受託者は受け取った引取証明書（又は写し）を保存しなければならない。</p>				<p>措置を講ずることができるよう、廃棄から回収に至る経路について管理する制度（例えば、フロン類回収管理票（マニフェスト）制度）を導入することが必要である。」と指摘されている。</p> <p>【R I A結果の活用状況】 平成 18 年 6 月 8 日、改正法公布</p>	
219	環境省 地球環境局地球温暖化対策課	<p>京都メカニズムのための割当量口座簿制度の法定（規制の新設）</p> <p>【R I Aの対象とした法令】 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律</p>	<p>平成 18 年 4 月 14 日（当該法律案の国会提出後、公布時まで）</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 -</p>	<p>【目的】 算定割当量の取得、保有及び移転（以下「算定割当量の管理」という。）を記録する口座簿（以下「割当量口座簿」という。）を法制化することにより、京都メカニズムの基盤を整備する。</p> <p>【内容】 算定割当量の管理を行おうとする法人に、管理口座の開設を受けることを義務付ける。 口座名義人に、管理口座に係る記録事項の変更の届出を義務付ける。 算定割当量の取得及び移転（以下「振替」という。）を行おうとする口座名義人に、振替の申請を義務付ける。</p>	<p>割当量口座簿を法制化することにより、算定割当量の取引の安全が確保され、民間事業者等による算定割当量の取引が活発化することが期待される。これにより、国による算定割当量の調達が可能となり、我が国の京都議定書の約束が達成されることとなる。</p>	<p>算定割当量の管理を行おうとする法人は、管理口座の開設の申請、管理口座に係る記録事項の変更の届出及び算定割当量の振替の申請を行わなければならない。</p>	<p>代替手段として、現在のように、法律による規定を設けず単に割当量口座簿を設けるのみで、算定割当量の管理を民間事業者等の自由に委ねることが考えられる。しかし、その場合でも、①国が割当量口座簿を運用する以上、民間事業者等は、算定割当量の管理を行うためには、割当量口座簿を法定化した際に負担としてあげられている手続と同様の手続を行う必要がある。②算定割当量の管理に係る法的効力を有するルールが存在しない場合には、民間事業者等が算定割当量の取引等を行う際のリスクが非常に大きくなり、算定割当量の取引が活発に行われなくなるおそれがある。その場合、国による算定割当量の調達が困難となり、我が国の京都議定書の約束の達成も困難となるおそれがある。</p>	<p>中央環境審議会答申「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえた新たな地球温暖化対策の方向性について（第2次答申）」において、「1.6%分のクレジットを確保するためには、（中略）我が国においても、「政府によるクレジット調達制度」を可能な限りの早期、すなわち2006年度から導入することが不可欠であり、（中略）政府一体となって、必要な量のクレジットを取得するための制度を確実に整備し、計画的にクレジットを</p>	平成 20 年までに行う

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
								<p>取得していくべきである。」と指摘している。</p> <p>京都議定書目標達成計画においても、「クレジットの円滑な取得のための具体的な仕組みを第2ステップの可能な限り早期に検討・構築することが必要であり、2006年度からの実施を目指して、関係府省で連携して検討し、必要な措置を速やかに講ずるものとする。」と指摘している。</p> <p>【R I A結果の活用状況】 平成 18 年 5 月 31 日成立、6 月 7 日公布</p>	
220	環境省 大臣官房 廃棄物・ リサイクル 対策部 企画課 リサイクル 推進室	判断の基準となるべき事項を定めること等による、容器包装を用いる事業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進に係る自主的取組を促進するための措置の導入 (規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	平成 18 年 6 月 9 日 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	<p>【目的】 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 主務大臣は容器包装を用いる事業者の判断の基準となるべき事項を定めるとともに、事業者容器包装廃棄物の排出の抑制のための取組が著しく不十分な容器包装多量利用事業者に対しては、主務大臣が指導・助言、勧告・公表・命令の行うこととし、事業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進に係る自主的取組を促進する。</p>	事業者による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための取組の実施を担保・促進し、容器包装廃棄物の排出を抑制することができる。	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための自主的な取組を実施することで、事業者は負担を担うことになるが、当該取組は自主的なものであるから、過剰な負担にはならないと考えている。また、当該取組の結果として、事業者が負担する再商品化義務負担も低減するほか、排出の抑制が進むことで、社会的コストは減少すると考えられる。	代替手段として、行政指導又は普及啓発等により、事業者に容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための取組を促すことが考えられるが、事業者の取組の担保手段に欠けることから、十分に政策目的を達成することができないと考えられる。したがって、当該規制は代替手段に比べ効果的なものである上、判断基準により一律に事業者の取組を促すことが可能であり効率的なものであると考えられる。	中央環境審議会廃棄物リサイクル部会意見具申(平成 18 年 2 月)において「…事業者の自主的な取組の裾野を広げていくことが必要であり、さらに、事業者が漏れなく取組に参加することを担保するためには、法的な枠組みの下でこうした取組の促進を図ることが必要である。…容器包装	平成 25 年 3 月末までに行う

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
								<p>の利用量等の観点から対策を特に講ずることが必要だと考えられる特定事業者に対して、…発生抑制等が著しく不十分な特定事業者に対しての勧告・公表・命令等の措置を講ずることが必要である」となっている。</p> <p>【R I A結果の活用状況】 平成 18 年 6 月 15 日に改正法公布</p>	
221	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室	<p>容器包装多量利用事業者に、事業活動に伴う容器包装廃棄物の排出抑制のために必要な措置の実施状況に係る報告を義務付け(規制の新設)</p> <p>【R I Aの対象とした法令】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律</p>	平成 18 年 6 月 9 日 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	<p>【目的】 容器包装多量利用事業者の容器包装の使用状況を的確に把握することで、容器包装の使用の合理化が著しく不十分であるときは、勧告を行うことができる状況を確保しておくことにより、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 容器包装多量利用事業者に、毎年度、容器包装を用いた量及び容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施の状況に関し、主務大臣への報告を義務付ける。</p>	容器包装多量利用事業者の容器包装の使用状況を的確に把握し、容器包装の使用の合理化が著しく不十分であるときは、勧告を行うことができる状況を確保しておくことにより、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出抑制を促進する。	容器包装多量利用事業者は、容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための取組の実施状況を把握し、主務大臣に報告する必要が生ずる。 報告徴収に係る行政コストが生じる。	代替手段として、行政が必要に応じ報告徴収、立入検査を行うことにより、実施状況を把握することが考えられるが、この場合一律に行政が実施状況を把握することは困難であり、行政の指導等の措置に偏りが生ずる。また、各事業者が、自らの取組の進捗状況を把握する機会が失われる。したがって、当該規制は代替手段に比べ効率的かつ効果的なものであると考えられる。	<p>中央環境審議会 廃棄物リサイクル部会意見具申 (平成 18 年 2 月)において「容器包装の利用量等の観点から対策を特に講ずることが必要だと考えられる特定事業者に対して、発生抑制等の取組の実施状況に関する報告を求めるとともに…」となっている。</p> <p>【R I A結果の活用状況】 平成 18 年 6 月 15 日に改正法公布</p>	平成 25 年 3 月末まで に行う
222	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイク	事業者等に対する、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案し	平成 18 年 6 月 9 日 (当該法律案の国会提出後、公	【目的】 市町村による分別収集の質を高め、再商品化の質的向上を促進するとともに、容器包装廃棄物のリサイクルに係	市町村による分別収集の質が高まり、再商品化の質的向上が促進されるとともに、容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストの効率化が図られ	事業者に費用負担を求めることになるが、その負担額は、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定することとしていることから、事業者が負担	代替手段として、行政指導又は普及啓発等により、市町村による分別収集の質を高め、再商品化の質的向上を促進するとともに、容器包装廃棄物のリサ	中央環境審議会 廃棄物リサイクル部会意見具申 (平成 18 年 2	平成 25 年 3 月末まで に行う

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
	ル対策部 企画課リ サイクル 推進室	て算定される額 の資金の市町村 への抛の義務 付け (規制の新設) 【R I Aの対象 とした法令】 容器包装に係る 分別収集及び再 商品化の促進等 に関する法律	布時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】 —	る社会的コストの効率化を図ることにより、容器包装リサイクルを一層促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 【内容】 市町村から特定分別基準適合物の引渡しを受けた指定法人又は認定特定事業者に対して、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額の資金を、当該市町村に対して支払うことを義務付ける。	る。	する再商品化費用の効率化と併せて考えれば、当該規制の導入前と比較して事業者の負担が増えることにはならない。 事業者からの金銭徴収、市町村への配分に係る行政コストが生じるが、現行制度における再商品化費用の管理と併せて行うことで、必要最低限に抑えることが可能。	イクルに係る社会的コストの効率化を図ることが考えられるが、関係者の取組を誘導する担保手段に欠けることから、十分に政策目的を達成することができないと考えられる。また、一律に行政が状況を把握することは困難であり、行政の指導等の措置に偏りが生ずる。したがって、当該規制は代替手段に比べ効果的である上、「想定される負担」において示したように、事業者の負担を単純に増加させるものでもないことから、効率的なものであると考えられる。	月)において「法律上、事業者と市町村の位置付けを踏まえ、再商品化の合理化の程度等を勘案して、事業者が市町村に資金を抛出するという仕組みを創設することを検討すべき」となっている。 【R I A結果の活用状況】 平成 18 年 6 月 15 日に改正法公布	
223	環境省 自然環境 局野生生 物課、野 生生物課 鳥獣保護 業務室	猟具の設置者の 氏名等の表示の 義務付け (規制の新設) 【R I Aの対象 とした法令】 鳥獣の保護及び 狩猟の適正化に 関する法律	平成 18 年 4 月 21 日 (当該法律案の 国会提出後、公 布時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】 平成 17 年 12 月	【目的】 網及びわなの違法な設置を防止し、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るもの。 【内容】 違法に仕掛けられたわな等の撤去等を進めるため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。)第 9 条第 1 項の許可を受けて捕獲等をする場合、環境省令で定めるわな等の猟具に、その架設者の住所、氏名等の表示を義務付ける。	適法に設置された網・わなと違法なものとの判別が容易になるとともに、架設者への連絡が一層円滑になるため、行政による違法な網・わなの迅速な撤去が可能となる。	法第 9 条第 1 項の許可を受けて捕獲等をする者に、猟具に氏名等を表示する負担が生じる。	行政指導又は普及啓発により、猟具への氏名等の表示を奨励することが考えられるが、わな等の違法な設置を確実に防止する観点からは、奨励のみでは十分な効果を得ることは困難であると思われる。一方、本措置は、狩猟者登録を受けて狩猟をする者に対しては既に同内容の義務づけがなされていること(法第 62 条第 3 項)、及び、違法なわなの設置を防止し、猟具の使用に係る危険を予防する必要性にかんがみれば、過重な負担とはいえない。	— 【R I A結果の活用状況】 平成 18 年 3 月 7 日、第 164 国会に改正法律案提出	平成 24 年 3 月 末までに行う
224	環境省 自然環境 局野生生 物課、野 生生物課 鳥獣保護 業務室	捕獲等の許可の 適用除外となる 行為の追加 (規制の緩和) 【R I Aの対象 とした法令】 鳥獣の保護及び 狩猟の適正化に 関する法律	平成 18 年 4 月 21 日 (当該法律案の 国会提出後、公 布時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】 平成 17 年 12 月	【目的】 鳥獣の捕獲に係る手続を簡略化することによって申請者の負担を軽減し、適正な鳥獣の保護を図るもの。 【内容】 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。)第 47 条第 2 項に定める認定保護増殖事業等の実施に係る捕獲については、法第 9 条第 1 項の捕獲許可を不要とする。	認定保護増殖事業等の実施に係る捕獲等について、鳥獣法に基づく捕獲許可を別途受ける必要がなくなり、事業実施者の負担軽減に資する。(本来許可の際に勘案すべき項目については、認定保護増殖事業等の認定等の際に既に審査しており、鳥獣の保護の観点からも特段の問題は生じない。)	認定保護増殖事業等の実施に係る捕獲等について、法に基づく捕獲等の許可を別途受ける必要がなくなり、事業実施者の負担軽減に資する。	鳥獣の捕獲等に係る許可をすべて不要とすることは、鳥獣の適切な保護に支障をもたらす、不適當である。本措置は、鳥獣の保護の観点から問題の生じない捕獲等に限って許可を不要とするものであり、合理的な手法である。	— 【R I A結果の活用状況】 平成 18 年 3 月 7 日、第 164 国会に改正法律案提出	平成 24 年 3 月 末までに行う

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
225	環境省 自然環境 局野生生 物課、野 生生物課 鳥獣保護 業務室	捕獲数制限のた めの入猟者承認 制度の創設 (規制の新設) 【R I Aの対象 とした法令】 鳥獣の保護及び 狩猟の適正化に 関する法律	平成 18 年 4 月 21 日 (当該法律案の 国会提出後、公 布時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】 平成 17 年 12 月	【目的】 狩猟を活用した農林業被害対策を進め るとともに、鳥獣の適正な生息数を維 持を図ることにより、鳥獣の保護及び 狩猟の適正化を図るもの。 【内容】 第 12 条第 1 項第 2 号の規定により、区 域等を定めて、狩猟鳥獣の捕獲等を禁 止することができることとされている が、このような区域においても特定鳥 獣による農林業被害が生じており、当 該禁止の解除を求められる場合があ る。しかし、単に禁止を解除するのみ では、狩猟者が当該区域に集中し、過 剰に捕獲されてしまうおそれがある。 このように、入猟者数を制限するため 特に必要があると認められるときは は、環境大臣又は都道府県知事は、承 認を受けることができる者の数の上限 等を定めた上で、狩猟鳥獣の捕獲等 につきあらかじめ環境大臣又は都道府 県知事の承認を受けるべき旨を定める ことができることとする。	当該地域の鳥獣の生息状況を踏まえ、 特定の鳥獣の捕獲に関しわば総量規 制を行うことにより、きめ細かな狩猟 規制を行うことが可能となる。(本制 度を活用することにより、現在狩猟を 禁止している区域について、入猟者数 の制限区域に緩和し、狩猟による鳥獣 の捕獲等を推進することで、農林水産 業被害の低減を図ることが可能とな る。)	環境大臣又は都道府県知事が定めた区 域において狩猟を行おうとする者に、 環境大臣又は都道府県知事の承認を受 ける負担が生じる。	代替措置として、狩猟鳥獣の捕獲等の 禁止を解除しつつ、狩猟者が当該区域 に集中しないよう行政指導等によって 誘導することが考えられるが、行政指 導のみでは違法の捕獲を十分に取り締 まることができず、過度に捕獲等がな される危険があり、対象とする鳥獣の 保護が十分に図られないものと思われ る。本措置は、地域の狩猟鳥獣の保護 の見地から特に必要があると認めると きに、特定区域・期間の入猟につき環 境大臣又は都道府県知事の承認を要す ることとできることとするものであ り、その目的・趣旨に照らして、過重 な負担とまではいえない。	－ 【R I A結果の 活用状況】 平成 18 年 3 月 7 日、第 164 国 会に改正法律案 提出	平成 24 年 3 月 末まで に行う
226	環境省 自然環境 局野生生 物課、野 生生物課 鳥獣保護 業務室	休猟区における 特定鳥獣の捕獲 等の特例制度の 創設 (規制の緩和) 【R I Aの対象 とした法令】 鳥獣の保護及び 狩猟の適正化に 関する法律	平成 18 年 4 月 21 日 (当該法律案の 国会提出後、公 布時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】 平成 17 年 12 月	【目的】 農林業被害の防止及び鳥獣の適切な個 体数の管理を推進することにより、鳥 獣の保護等を図るもの。 【内容】 特定鳥獣による農林業被害等が深刻化 する中で、すべての狩猟鳥獣について 狩猟が一時的に禁止されている休猟区 がこれらの特定鳥獣の避難場所となっ ており、休猟区を含む地域全体の特定 鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣の 個体数調整が円滑に進まないという問 題が生じている。このため、都道府県 知事は、第 7 条の特定鳥獣保護管理計 画の達成のため特に必要があると認め るときは、休猟区の区域の全部又は一 部を当該計画に係る特定鳥獣に限り捕 獲等を行うことができる区域として指 定することができることとする。	休猟区内においても狩猟によって農林 水産業被害等を及ぼしている特定鳥獣 の捕獲等を進めることができるように なり、特定鳥獣保護管理計画に基づく 鳥獣の個体数調整が容易となる。	休猟区のうち都道府県知事が指定した 地域については、法第 9 条第 1 項の捕 獲の許可を受けずに特定鳥獣の捕獲が 可能となり、特定鳥獣保護管理計画の 達成に資する鳥獣の捕獲等を行おうと する者の負担軽減となる。	狩猟により減少した狩猟鳥獣の数を増 加させ、鳥獣の適切な保護を図るため には、休猟区の制度は引き続き必要で あり、当該制度を維持しつつ、特定鳥 獣に限って捕獲を可能とすることが、 鳥獣の保護と農林業被害の防止を両立 させる観点から、最も合理的である。	－ 【R I A結果の 活用状況】 平成 18 年 3 月 7 日、第 164 国 会に改正法律案 提出	平成 24 年 3 月 末まで に行う
227	環境省 自然環境 局野生生 物課、野	使用禁止猟具の 所持規制の適用 除外の追加 (規制の緩和)	平成 18 年 4 月 21 日 (当該法律案の 国会提出後、公	【目的】 鳥獣の捕獲に係る手続を簡略化するこ とによって申請者の負担を軽減し、適 正な鳥獣の保護を図るもの。	種の保存法第 10 条第 1 項の捕獲許可を 受けた者で、使用禁止猟具を所持等し ようとする者について、別途法第 9 条 第 1 項の許可が不要となり、事業実施	種の保存法第 10 条第 1 項の許可を受け た者で、使用禁止猟具を所持等しよ うとする者について、別途法第 9 条第 1 項の許可が不要となり、事業実施者の	鳥獣の適切な保護を図る観点から、使 用禁止猟具の所持禁止を一律に撤廃す ることは不適当であり、本措置は鳥獣 の保護に支障を及ぼさないと認められ	－ 【R I A結果の 活用状況】	平成 24 年 3 月 末まで に行う

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
	生生物課 鳥獣保護 業務室	【R I Aの対象 とした法令】鳥 獣の保護及び狩 猟の適正化に関 する法律	布時まで 【パブリック・ コメント実施時 期】 平成 17 年 12 月	【内容】 種の保存法第 10 条第 1 項の捕獲許可等 を受けている場合には、法第 16 条第 1 項に規定する使用禁止猟具(かすみ網) の所持等を認めることとする。	者の負担軽減に資する。(本来鳥獣保 護法の許可の際に勘案すべき項目につ いては、種の保存法に基づく許可の際 に既に勘案しており、種の保存の観点 からも特段の問題は生じない。)	負担軽減に資する。	る場合に例外的に除外するものであ り、妥当である。	平成 18 年 3 月 7 日、第 164 国 会に改正法律案 提出	
228	環境省 自然環境 局野生生 物課、野 生生物課 鳥獣保護 業務室	特定輸入鳥獣に 関する標識の装 着の義務付け (規制の新設) 【R I Aの対象 とした法令】 鳥獣の保護及び 狩猟の適正化に 関する法律	平成 18 年 4 月 21 日 (当該法律案の 国会提出後、公 布時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】 平成 17 年 12 月	【目的】 適法に輸入された鳥獣と違法に捕獲・ 輸入された鳥獣との識別を容易にし、 鳥獣の違法な輸入及び国内における違 法な捕獲を防止することにより、鳥獣 の保護を図るもの。 【内容】 違法に捕獲され、又は輸入された鳥獣 について、適法な鳥獣であると偽って 飼養等される事犯が増加しており、そ の取締りの徹底が求められている。こ のため、環境省令で定める鳥獣を輸入 した者は、環境大臣によって交付され る当該鳥獣が第 26 条の規定に違反して 輸入されたものでないことを表示する 標識を着けなければならないこととす るとともに、当該鳥獣に着けられた標 識の取り外しを禁止する。	本制度の導入に伴い、適法に輸入され た鳥獣と違法に捕獲・輸入された鳥獣 とを容易に識別することが可能となる ため、違法な輸入及び国内における違 法な捕獲に対する取締りをより実効的 に行うことができる。(脚環のない鳥獣 は、輸入・国内捕獲を問わず、違法な 流通と判断されることとなるため。)	特定の鳥獣を輸入する際に、標識の交 付申請を行い、標識の装着を受ける必 要が生じる。(なお、法第 19 条に基づ く飼養登録の場合と同様、実費を勘案 して定める手数料を徴収することとす る。)	外見上での識別が困難な鳥獣につい て、その個体の識別を容易にするため には、何らかの実効性ある識別措置を 実施することが必要であり、合理的な 手法として他の代替手段は考えられな い。本措置による負担は、国内におけ るメジロ等の違法捕獲を防止し、鳥獣 の保護を図る目的から、過重な負担と はいえない。	－ 【R I A結果の 活用状況】 平成 18 年 3 月 7 日、第 164 国 会に改正法律案 提出	平成 24 年 3 月 末まで に行う
229	環境省 自然環境 局野生生 物課、野 生生物課 鳥獣保護 業務室	わなの使用を禁 止又は制限する 区域の指定制度 の創設 (規制の追加、強 化、拡充) 【R I Aの対象 とした法令】 鳥獣の保護及び 狩猟の適正化に 関する法律	平成 18 年 4 月 21 日 (当該法律案の 国会提出後、公 布時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】 平成 17 年 12 月	【目的】 わな猟に伴う人の生命及び身体への危 険を防止し、狩猟の適正化を図るもの。 【内容】 近年、イノシシ等が住宅地に比較的近 い田畑等においても出没し、これらの 地域でわなを仕掛けることが増えてお り、子供がわなに閉じこめられる等の 事案が生じている。このため、都道府 県知事は、銃器に加え、危険性の高い わなについても、危険の予防等の観点 からその使用を禁止し、又は制限する 区域を指定することができることとす る。	住宅地等、特定の区域において、わな の設置に伴う事故の防止を図ることが できる。	禁止区域においては、危険性の高いわ なを用いることができないこととな る。また、制限区域においては、これ を用いるために都道府県知事の承認を 受ける負担が生じる。	代替措置として住宅地に近い場所等、 人への危険が発生する可能性の高い地 域には危険なわなを設置しないよう行 政指導や啓発を行うことが考えられる が、人の生命及び身体への危険を确实 に防止する観点からは、指導若しくは 奨励のみでは十分な効果を得ることは 困難であると思われる。本措置は、人 への危険予防等の観点から、都道府県 知事が、とらばさみやほこわな等の特 定のわなについても銃と同様の使用規 制を行うことができることとするもの であり、上述の必要性を踏まえれば、 過大な制限とまではいえない。	－ 【R I A結果の 活用状況】 平成 18 年 3 月 7 日、第 164 国 会に改正法律案 提出	平成 24 年 3 月 末まで に行う
230	環境省 自然環境 局野生生 物課、野 生生物課 鳥獣保護 業務室	狩猟免許区分の 見直し (規制の緩和) 【R I Aの対象 とした法令】 鳥獣の保護及び 狩猟の適正化に	平成 18 年 4 月 21 日 (当該法律案の 国会提出後、公 布時まで) 【パブリック・ コメント実施時	【目的】 鳥獣による農林業被害の対応として、 農家自らによるわなを用いた鳥獣の捕 獲を適切に進め、鳥獣の保護及び狩猟 の適正化を図るもの。 【内容】 近年、農家がイノシシ等による農業被 害を自ら防ぐため、狩猟免許を取得し	近年のわな猟に係る狩猟免許取得の需 要に応じ、これまでの網・わな免許を 区分し、わなのみの免許取得を可能と することで、免許を受けようとする者 の負担軽減及び狩猟人口の確保が図ら れる。(なお、平成 17 年に措置された 特区要望の効果として、島根県等の 5 県におけるわな猟免許の受験者数は前	近年の狩猟免許取得のニーズに応じ、 必要な範囲での免許取得を可能とす るものであり、狩猟者の負担軽減が図ら れる。	代替措置として「網・わな猟免許」の 合格基準の見直し等も考えられるが、 安全の確保の観点から、猟具の適正な 使用方法等に係る知識・技術の習得は 必須であり、免許を区分することによ り、試験等における専門性の向上も見 込めることから、免許区分の見直しが 最も合理的であると考えられる。	－ 【R I A結果の 活用状況】 平成 18 年 3 月 7 日、第 164 国 会に改正法律案 提出	平成 24 年 3 月 末まで に行う

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		関する法律	期】 平成 17 年 12 月	てわな猟を行う事例が増加している。しかし、現在の狩猟免許区分は「網・わな猟免許」となっており、網とわなの両方に係る知識等が必要であることから、専らわな猟を行おうとする者にとって、免許の取得に過剰な負担を課す結果になっている。このため、現行の「網・わな猟免許」を「網猟免許」と「わな猟免許」とに区分し、「わな猟免許」のみの取得も可能とする。	年比約 2 倍となっている。)				
231	環境省 地球環境 局環境保 全対策課 フロン等 対策推進 室	フロン類の回収 が必要な場合の 拡大 (規制の追加、強 化、拡充) 【R I Aの対象 とした法令】 特定製品に係る フロン類の回収 及び破壊の実施 の確保等に関する 法律	平成 18 年 4 月 28 日 (当該法律案の 国会提出後、公 布時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】 平成 17 年 12 月	【目的】 フロン類の回収が必要な特定製品の対 象を拡大することでフロン類の回収及 び破壊を促進することにより、フロン 類の大气中への放出を抑制し、オゾン 層の保護及び地球温暖化の防止を図 る。 【内容】 業務用冷凍空調機器を廃棄する場合に 加え、機器中の部品等のリサイクルを 目的としてリサイクル業者等に譲渡す る場合についても、機器の廃棄又はリ サイクルを目的とした譲渡を行おうと する者は、フロン類回収業者へフロン 類を引渡さなければならない。	機器中の部品等のリサイクルを目的と してリサイクル業者等に譲渡する場合 についても、譲渡を行おうとする者は、 フロン類回収業者へフロン類の引渡し を義務化することにより、フロン類の 適正な回収及び破壊が行われる。また、 悪意を持った業者が形だけの譲渡を装 うことにより、容易に脱法行為を行う ことを防ぐ効果がある。	機器中の部品等のリサイクルを目的と してリサイクル業者等に譲渡する場合 について、譲渡を行おうとする者はフ ロン類回収業者へフロン類の引渡しを 行う負担が生ずる。また、その際に書 面を交付する負担が生ずる。	代替手段として、行政指導又は普及啓 発等により、リサイクル業者等に対し、 フロン類回収業者へのフロン類の引渡 しを奨励することが考えられる。しか し、フロン類回収業者へのフロン類の 引渡しには費用が発生することから、 そのような奨励措置だけで、十分な効 果を得ることは困難。	中央環境審議会 答申「今後のフ ロン類等の排出 抑制対策の在り 方について」に おいて、「有価か 否かにかかわら ず使用を終えた 機器をスクラッ プ業者等に譲渡 するすべての者 に対し、フロン 類の回収を義務 づけるべきであ る。これは、中 古販売業者等が リユース目的で 引き取った機器 をスクラップ業 者等に譲渡する 場合についても 含むものとする 。」と指摘され ている。 【R I A結果の 活用状況】 平成 18 年 6 月 8 日、改正法公 布	平成 24 年 9 月 末まで に行う。
232	環境省 地球環境 局環境保 全対策課 フロン等 対策推進	業務用冷凍空調 機器を整備する 際の対策の強化 (規制の追加、強 化、拡充)	平成 18 年 4 月 28 日 (当該法律案の 国会提出後、公 布時まで)	【目的】 業務用冷凍空調機器の整備時における フロン類の回収及び破壊を促進するこ とにより、フロン類の大气中への放出 を抑制し、オゾン層の保護及び地球温 暖化の防止を図る。	業務用冷凍空調機器の整備時について も、都道府県知事の登録を受けたフロ ン類回収業者へのフロン類の回収を委 託することにより、フロン類の適正な 回収及び破壊が行われる。また、悪意 の者が「廃棄」を「整備」と偽って、	業務用冷凍空調機器の整備を行う者 は、フロン類の回収作業をフロン類回 収業者に委託する負担が生ずる。また、 機器の整備時にフロン類の回収作業を 行おうとする者は都道府県知事の登録 を受けるとともに回収量に関し記録を	代替手段として、行政指導又は普及啓 発等により、整備業者等に対し、回収 業者へのフロン類の引渡しを奨励す ることが考えられる。しかし、回収業者 へのフロン類の引渡しには費用が発生 することから、そのような奨励措置だ	中央環境審議会 答申「今後のフ ロン類等の排出 抑制対策の在り 方について」に おいて、「機器の	平成 24 年 9 月 末まで に行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
	室	【R I Aの対象とした法令】 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	【パブリック・コメント実施時期】 平成 17 年 12 月	【内容】 ・業務用冷凍空調機器の整備を行う者は、フロン類の回収作業をフロン類回収業者に委託しなければならない。 ・機器整備時のフロン類回収を行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けるとともに回収量に関し記録を作成し、事業所に保存し、都道府県知事に報告しなければならない。	回収業者への委託を行わないといった脱法行為を防ぐ効果がある。	作成し、事業所に保存し、都道府県知事に報告する負担が生ずる。ただし、実態上は、機器整備を業として行っている者のほとんどは、既に回収業者の登録を受けている。	けで、十分な効果を得ることは困難。	修理・整備時における作業の特性に配慮しつつ、機器の修理・整備時についても廃棄時の措置のうち、以下のような仕組みを導入することがまず必要と考えられる。これにより、機器の修理・整備時についてもフロン類の回収が義務化され、回収量等の実態が把握されることとなる。 ①修理・整備時におけるフロン類の回収義務（中略） ②都道府県知事の登録を受けた回収業者による回収の実施（中略） ③修理・整備時における回収量の報告等（略）」と指摘されている。 【R I A結果の活用状況】 平成 18 年 6 月 8 日、改正法公布	

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
233	環境省 地球環境 局環境保 全対策課 フロン等 対策推進 室	解体される建物 中における業務 用冷凍空調機器 の設置の有無の 確認及び説明 (規制の新設) 【R I Aの対象 とした法令】 特定製品に係る フロン類の回収 及び破壊の実施 の確保等に関する法律	平成 18 年 4 月 28 日 (当該法律案の 国会提出後、公 布時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】 平成 17 年 12 月	【目的】 建物解体工事時における業務用冷凍空 調機器中のフロン類の回収を促進する ことにより、フロン類の大気中への放 出を抑制し、オゾン層の保護及び地球 温暖化の防止を図る。 【内容】 建物解体工事の元請業者は、その建物 内に、冷媒としてフロン類が充てんさ れている業務用冷凍空調機器が設置さ れていないかどうかを確認し、その結 果について書面により工事発注者に説 明することを義務化することにより、 建物解体工事の発注者は、フロン回収 破壊法に課されている自らの義務を確 実に認識することとなり、その結果、 フロン類の適正な回収及び破壊が促進 される。	建物解体工事の元請業者が、その建物 内に、冷媒としてフロン類が充てんさ れている業務用冷凍空調機器が設置さ れていないかどうかを確認し、その結 果について書面により工事発注者に説 明することを義務が生ずる。また、工事発注者 には、その確認作業に協力する義務が 生ずる。ただし、現行法においても、「フ ロン類のみだり放出禁止」の規定(第 38条)は、すべての者に対してかか っており、これを遵守するためには、 解体工事を行う者は、工事の対象とな る建物中の第一種特定製品の設置状況 を確認せざるを得ないので、実質的は 負担増にはならない。	建物解体工事の元請業者は、その建物 内に、冷媒としてフロン類が充てんさ れている業務用冷凍空調機器が設置さ れていないかどうかを確認し、その結 果について書面により工事発注者に説 明することを義務が生ずる。また、工事発注者 には、その確認作業に協力する義務が 生ずる。ただし、現行法においても、「フ ロン類のみだり放出禁止」の規定(第 38条)は、すべての者に対してかか っており、これを遵守するためには、 解体工事を行う者は、工事の対象とな る建物中の第一種特定製品の設置状況 を確認せざるを得ないので、実質的は 負担増にはならない。	代替手段として、現行制度を維持する ことが考えられる。しかし、建物解体 に伴って空調機器等を廃棄する場合の 廃棄者(即ち、建物解体工事の発注者) は、通常、建物解体に関する手続に不 慣れな上に、建築物の構造等への知見 が乏しいため、フロン類回収の発注を 怠るおそれが高く、その場合、フロン 類が大気中に放出されることとなる。 このような状況を改善するためには、 本規制を導入する必要がある。	中央環境審議会 答申「今後のフ ロン類等の排出 抑制対策の在り 方について」に おいて、「廃棄者 が確実に責任を 果たすことがで きるよう、解体 工事を請け負う 者が、解体対象 建築物に残存し ている機器に関 する情報を施主 に対して提供す る仕組みを設け ることが必要で ある。」と指摘さ れている。 【R I A結果の 活用状況】 平成 18 年 6 月 8 日、改正法公 布	平成 24 年 9 月 末まで に行う。
234	環境省 大臣官房 廃棄物・ リサイク ル対策部 産業廃棄 物課	特別管理型産業 廃棄物である 「廃石綿等」の 対象範囲の拡大 (規制の追加、強 化、拡充) 【R I Aの対象 とした法令】 廃棄物の処理及 び清掃に関する 法律施行令	平成 18 年 6 月 2 日 (パブリック・コ メント手続にお ける意見の募集 開始時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】 平成 18 年 6 月	【目的】 特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」 の対象範囲を明確化することにより、 適正な処理が確実に行われることを担 保し、もって人の健康に深刻な悪影響 を及ぼす事態を防ぐ。 【内容】 廃石綿等の発生源を「建築物」から「建 築物その他の工作物」に拡大する。	建築物以外の工作物に使用されている 飛散性の石綿を含む廃棄物について も、特別管理産業廃棄物の基準が適用 されることとなり、適切な処理を確保 することができる。	今回、「廃石綿等」に含まれるものと して規定する「その他の工作物」に係 る「廃石綿等」については、従来から 特別管理型産業廃棄物に含まれるもの として運用されてきたところ。したが って、運用上の扱いが変わることには ならないため、新たな負担の増加はな いものと考えられる。	代替手段として、法令の規定は従来の ままとし、運用において行政指導又は 普及啓発により事業者の自主的な取組 を推進することが考えられるが、建築 物以外の工作物に使用されている飛散 性の石綿を含む廃棄物の適正な処理が 確実に担保されず、石綿の飛散によ る人の健康等への影響が懸念されるこ とから、建築物以外の工作物に使用さ れている飛散性の石綿を含む廃棄物に 対しては、特別管理産業廃棄物の基準 を適用させることが望ましいと考えら れる。	— 【R I A結果の 活用状況】 平成 18 年 7 月 26 日政令改正	平成 23 年 5 月 末まで に行う。
235	環境省 大臣官房 廃棄物・ リサイク ル対策部 産業廃棄	通常の状態であ れば飛散性を有 しない石綿を含 む廃棄物(以下 「石綿含有廃棄 物」という。)	平成 18 年 6 月 2 日 (パブリック・コ メント手続にお ける意見の募集 開始時まで)	【目的】 石綿含有廃棄物を収集又は運搬する場 合における基準を新設することによ り、石綿含有廃棄物の飛散を防止し、 もって人の健康等に深刻な悪影響を及 ぼす事態を防ぐ。また、積替え又は保	石綿含有廃棄物の収集又は運搬におい ては、当該石綿含有廃棄物を破損しな いよう取り扱うことにより、収集又は 運搬時の石綿の飛散防止を確保するこ とができる。 また石綿含有廃棄物以外の物と混合し	石綿含有廃棄物を破損することのない ような方法で収集又は運搬を行わな ければならないことから、種々の廃棄物 をまとめて扱うパッカー車を用いるよ うな収集又は運搬が行えなくなるとい う事態が考えられる。しかしながら、	代替手段として、行政指導又は普及啓 発により事業者の自主的な取組を推進 することが考えられるが、石綿含有廃 棄物の適正な処理が確実に担保され ず、石綿の飛散による人の健康等への 影響が懸念されることから、石綿含有	— 【R I A結果の 活用状況】 平成 18 年 7 月 26 日政令改正	平成 23 年 5 月 末まで に行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
	物課	の収集又は運搬の基準の新設(規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	【パブリック・コメント実施時期】 平成18年6月	管を行う場合においても、同様の目的を達成するため、基準を新設する。 【内容】 石綿含有廃棄物を収集又は運搬する場合には、破損することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して収集又は運搬することとする。また、積替え又は保管を行う場合には、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずることとする。	ないように収集又は運搬することにより、石綿含有廃棄物を確実に管理し、その適正な処理を確保することができる。また、積替え又は保管の場合も同様である。	パッカー車での収集又は運搬は実際には例を見ないことから、このことが負担になるとは考えられない。 また、石綿含有廃棄物以外の物と混合しないように収集又は運搬する必要が生じることから、仕切り等を設けるといった軽微な負担が生じるが、これにより石綿含有廃棄物の適正な処理が確保されることから、石綿含有廃棄物の不適正処理に伴う健康被害が生じた場合に比べて社会的なコストは極めて小さいものと考えられる。	廃棄物を収集又は運搬、積替え又は保管する場合における基準を新設することが望ましいと考えられる。		
236	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課	石綿含有廃棄物の処分又は再生の基準の新設(規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	平成18年6月2日 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成18年6月	【目的】 石綿含有廃棄物を処分(「中間処理」を含む。以下同じ。)又は再生する場合における基準を新設することにより、石綿含有廃棄物の飛散を防止し、もって人の健康に深刻な悪影響を及ぼす事態を防ぐ。 【内容】 石綿含有廃棄物の処分又は再生の方法を、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれのない方法(溶融処理等)により行うこととする。	石綿含有廃棄物の処分又は再生の方法を、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれのない方法(溶融処理等)に限ることで、石綿含有廃棄物の適正処理を確保することができる。	石綿含有廃棄物を処分又は再生する場合においては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれのない方法(溶融処理等)により行わなければならないことから、溶融処理等を行うための費用負担(溶融処理業者に支払う処理料金等)が生じる。しかし、石綿含有廃棄物の適正な処理が確保されることから、石綿含有廃棄物の不適正処理に伴う健康被害が生じた場合に比べて社会的なコストは極めて小さいものと考えられる。	代替手段として、行政指導又は普及啓発により事業者の自主的な取組を推進することが考えられるが、適正な処理が確実に担保されず、石綿の飛散による人の健康等への影響が懸念されることから、そのような影響が生じないよう石綿含有廃棄物の処分又は再生の基準を新設することが望ましいと考えられる。	－ 【R I A結果の活用状況】 平成18年7月26日政令改正	平成23年5月末までに行う。
237	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課	石綿含有廃棄物の埋立ての基準の新設(規制の新設) 【R I Aの対象とした法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	平成18年6月2日 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成18年6月	【目的】 石綿含有廃棄物埋立処分を行う場合における基準を新設することにより、石綿含有廃棄物の飛散及び流出を防止し、もって人の健康に深刻な悪影響を及ぼす事態を防ぐ。 【内容】 石綿含有廃棄物の埋立処分については、一定の場所において、かつ、石綿含有廃棄物が分散しないよう行うこととし、埋立地の外へ飛散及び流出しないよう表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずることとする。また、石綿含有廃棄物を人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれをなくする方法(溶融処理等)により処理したものの埋立処分については、環境大臣が定める一定の基準に適合させることとする。	石綿含有廃棄物の飛散を防止し、もって人の健康等に深刻な悪影響を及ぼす事態を防止することができる。	石綿含有廃棄物の飛散を防止するために、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずる等の軽微な負担が生じる。また、石綿含有廃棄物を人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれをなくする方法(溶融処理等)により処理したものの埋立てについては環境大臣が定める一定の基準に適合させるための負担が生じる。しかし、石綿含有廃棄物の適正な処理が確保されることから、石綿含有廃棄物の不適正処理に伴う健康被害が生じた場合に比べて社会的なコストは極めて小さいものと考えられる。	代替手段として、行政指導又は普及啓発により事業者の自主的な取組を推進することが考えられるが、適正な処理が確実に担保されず、石綿の飛散による健康被害が懸念されることから、石綿含有廃棄物の埋立ての基準を新設することが望ましいと考えられる。	－ 【R I A結果の活用状況】 平成18年7月26日政令改正	平成23年5月末までに行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
238	環境省 大臣官房 廃棄物・ リサイクル 対策部 産業廃棄 物課	無害化処理認定 に係る休廃止等 の届出 (規制の新設) 【R I Aの対象 とした法令】 廃棄物の処理及 び清掃に関する 法律施行令	平成18年6月2 日 (パブリック・コ メント手続にお ける意見の募集 開始時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】 平成18年6月	【目的】 石綿を含む廃棄物の無害化処理認定を 受けた者が、当該認定に係る収集若し くは運搬若しくは処分の事業の全部若 しくは一部を廃止したとき、又は当該 認定に係る無害化処理の用に供する施 設を廃止し、若しくは休止し、若しく は休止した当該施設を再開した場合等 を環境大臣が確実に把握することで、 適切な施設管理を担保する。 【内容】 石綿を含む廃棄物の無害化処理認定を 受けた者は、当該認定に係る収集若し くは運搬若しくは処分の事業の全部若 しくは一部を廃止したとき、又は当該 認定に係る無害化処理の用に供する施 設を廃止し、若しくは休止し、若しく は休止した当該施設を再開したとき は、環境大臣に届け出なければならない こととする。	石綿を含む廃棄物の無害化処理認定を 受けた者が、当該認定に係る収集若し くは運搬若しくは処分の事業の全部若 しくは一部を廃止したとき、又は当該 認定に係る無害化処理の用に供する施 設を廃止し、若しくは休止し、若しく は休止した当該施設を再開した場合等 について、環境大臣が事業者からの届出 により把握することで、適切な施設管 理ができる。	石綿を含む廃棄物の無害化処理認定を 受けた者が、当該認定に係る収集若し くは運搬若しくは処分の事業の全部若 しくは一部を廃止したとき、又は当該 認定に係る無害化処理の用に供する施 設を廃止し、若しくは休止し、若しく は休止した当該施設を再開した場合等 において、環境大臣に対して届出を行 う負担が生じる。	代替手段として、行政指導又は普及啓 発により事業者の自主的な取組を推進 することが考えられるが、代替手段に よっては、石綿を含む廃棄物の無害化 処理認定を受けた者の当該行為を環境 大臣が把握し適切な施設管理をする という政策目的を達成できないことか ら、届出制を導入することが望ましい と考えられる。	－ 【R I A結果の 活用状況】 平成18年7月 26日政令改正	平成23 年5月 末まで に行う。
239	環境省 大臣官房 廃棄物・ リサイクル 対策部 産業廃棄 物課	廃石綿等又は石 綿含有産業廃棄 物の溶融施設の 産業廃棄物処理 施設への追加 (規制の追加、強 化、拡充) 【R I Aの対象 とした法令】 廃棄物の処理及 び清掃に関する 法律施行令	平成18年6月2 日 (パブリック・コ メント手続にお ける意見の募集 開始時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】 平成18年6月	【目的】 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶 融施設について、廃石綿等又は石綿含 有産業廃棄物を適正に処理できる構造 を有していることや飛散防止が徹底さ れていることを担保し、もって人の健 康に深刻な悪影響を及ぼす事態を防 ぐ。 【内容】 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶 融施設を廃棄物の処理及び清掃に関 する法律(以下「法」という。)第15 条第1項の設置の許可を要する「産業 廃棄物処理施設」とする。	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶 融施設について、法第15条の許可の 対象とすることにより、廃石綿等又は 石綿含有産業廃棄物を適正に処理でき る構造を有していることや飛散防止が 徹底されることを担保することができる。	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶 融施設が法第15条の施設となること で、法第15条に規定する一連の手続を 行う負担及び基準に従った施設の維持 管理の負担が生じるが、適正処理や飛 散防止が徹底されることにより石綿含 有廃棄物の不適正処理に伴う健康被害 が生じた場合に比べて社会的なコスト は結果として減少する。	代替手段として、行政指導又は普及啓 発により事業者の自主的な取組を推進 することが考えられるが、廃石綿等又 は石綿含有産業廃棄物の溶融施設の適 切な管理運営を確実に担保することは 困難となるため、廃石綿等又は石綿含 有産業廃棄物の溶融施設の設置につ いては、許可制として適切な管理運営 を担保することが必要と考えられる。	－ 【R I A結果の 活用状況】 平成18年7月 26日政令改正	平成23 年5月 末まで に行う。
240	環境省 大臣官房 廃棄物・ リサイクル 対策部 産業廃棄 物課	廃石綿等又は石 綿含有産業廃棄 物の溶融施設に 係る生活環境ア セス手続 (規制の新設) 【R I Aの対象 とした法令】 廃棄物の処理及 び清掃に関する 法律施行令	平成18年6月2 日 (パブリック・コ メント手続にお ける意見の募集 開始時まで) 【パブリック・ コメント実施時 期】 平成18年6月	【目的】 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶 融施設の設置の際に、市町村長からの 意見聴取等の生活環境アセス手続(法 第15条第3項から第6項までに規定す る手続をいう。)を義務づけることで、 施設設置手続における利害関係者の参 加を促進すること。 【内容】 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶 融施設を生活環境アセス手続(法第15 条第3項から第6項までに規定する手 続をいう。)を要する施設とする。	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶 融施設の設置者に生活環境アセス手続 を義務づけることで、施設設置手続に おける利害関係者の参加を促進し、円 滑な施設整備及び生活環境保全上より 適切な施設整備が行われることが可能 となる。	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶 融施設の設置者には生活環境アセス手 続(書類の準備等の負担)を行う必要 が生じるが、施設設置手続における利 害関係者の参加が促進され、円滑な施 設整備及びより生活環境保全上適切な 施設整備が行われることで、石綿含有 廃棄物の不適正処理に伴う健康被害が 生じた場合に比べて社会的なコストは 結果として減少する。	代替手段として、廃石綿等又は石綿含 有産業廃棄物の溶融施設の設置の際に 行政指導又は普及啓発によって任意に 生活環境アセス手続を行わせることが 考えられるが、生活環境アセス手続は 産業廃棄物処理施設の設置における重 要な手続であり、代替手段によっては 生活環境アセス手続の実施を担保する ことはできないことから、法令によ って廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物 の溶融施設の設置の際における生活環 境アセス手続を導入することが望まし いと考えられる。	－ 【R I A結果の 活用状況】 平成18年7月 26日政令改正	平成23 年5月 末まで に行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
241	環境省 自然環境局自然環境整備担当参事官室	掘削等の許可への条件の付加及び条件違反の際の許可の取消し規定等の新設（規制の追加、強化、拡充） 【R I Aの対象とした法令】 温泉法	平成 19 年 3 月 20 日 （当該法律案の国会提出以降。公布まで） 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 温泉の掘削、増掘、動力の設置、温泉の利用（以下「温泉の掘削等」という。）の許可に、許可後の事業実施中に温泉の保護や公衆衛生のため事業者が遵守すべき条件を付すことができることとすることにより、よりきめ細やかな許可の運用を行う。 【内容】 温泉の掘削等を行おうとする際には都道府県知事の許可を受けなければならないが、新たに、これらの許可の際に、都道府県知事は温泉の保護や公衆衛生のための条件を付すことができる旨を規定する。また、条件への違反があった場合には、都道府県知事は許可の取消し又は措置命令を行うことができることとする。	温泉の掘削等を行う者に対し、許可の際に付した条件を遵守させることができることとなり、事業の実施中の状況に応じた、温泉資源の保護、公衆衛生上の問題の防止等の公益侵害の防止を図ることができることとなる。	許可に付された条件に違反した者は、許可の取消し又は措置命令を受けることとなる。	条件に違反した場合の許可の取消し及び措置命令を導入しない場合、許可に付された条件を遵守させる手段がなく、温泉資源の保護等の公益侵害の防止を十分に図ることができない可能性がある。また、他法令においても、条件違反の際の許可の取消し及び措置命令を定めている例が多く、本措置が過度な負担であるとは言えない。	中央環境審議会答申において、掘削等の許可に当たっては、温泉保護のために必要な条件を付け、温泉資源への影響のモニタリング結果や条件の遵守状況等に基づいて、必要に応じ許可の取消しや事業者への指導を行うといった対応が重要であり、そのために必要な法制度の見直し等を行うべきである、とされている。 【R I A結果の活用状況】 平成 19 年 4 月 25 日改正法公布	平成 24 年 9 月 末 まで に行 う。
242	環境省 自然環境局自然環境整備担当参事官室	温泉の掘削等についての承継規定の新設（規制の緩和） 【R I Aの対象とした法令】 温泉法	平成 19 年 3 月 20 日 （当該法律案の国会提出以降。公布まで） 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 温泉の掘削、増掘、動力の設置、公共の浴用又は飲用（以下「温泉の掘削等」という。）の許可を受けた者について、相続、合併又は分割が行われた際に、相続人等及び都道府県に生ずる事務負担を軽減するため。 【内容】 温泉の掘削等の許可を受けた者について、相続、合併又は分割が行われた際、現行法では再び都道府県知事の許可を得ることを必要としていたが、より簡略な手続による都道府県知事の承認を得ることにより、相続人等が被相続人等の地位を承継できることとする。	許可に当たっては、温泉の掘削等の事業の内容、人的な欠格要件に該当しない旨が審査されるが、承認に当たっては、人的な欠格要件に該当しない旨のみが審査される。また、許可のうち掘削、増掘又は動力の設置に対するものについては、都道府県の審議会への諮問が必要であるが、承認に際しては審議会への諮問は不要となる。その結果、相続、合併又は分割の際は、通常の許可に比べ、①申請書の量の削減、②審査手続の迅速化、③手数料の低廉化の 3 つの効果が生ずる。①申請書の量の削減については、温泉の掘削等の事業の内容や、温泉の成分についての申請書が削減される。なお、これは環境省令の改正をもって措置される予定である。②審査手続の迅速化については、年数回しか開催されない審議会への諮問が不要となることで、いつでも迅速に手	温泉の掘削等を行う者の地位を承継しようとする者に、都道府県の承認を得るための事務手続及び手数料の負担が生じる。ただし、これらの負担は、現行法により再び許可を得るために必要な事務手続及び手数料の負担よりも軽くなるものと考えられる。	承認も要せず、届出のみで地位を承継できることとすることも考えられる。しかし、温泉の掘削等の許可要件には人的な欠格要件が含まれており、相続、合併又は分割により欠格要件に該当することとなる可能性があるため、その確認のための承認手続は必要である。また、他法令においても、相続、合併又は分割に当たり、欠格要件に該当しないことを確認するための承認手続を置いている例があり、この承認手続は他法令と比べて過度な負担とは言えない。	中央環境審議会答申において、温泉の掘削等の許可について、相続、合併又は分割があった場合、相続人等が改めて許可を受けることとされているが、温泉利用事業者及び都道府県の負担を軽減するため、許可を受けた者の地位を承継できるようにすべきであるとされている。 【R I A結果の活用状況】	平成 24 年 9 月 末 まで に行 う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
					<p>続を進めることができるようになる。</p> <p>③手数料の低廉化については、現在、掘削は約12～13万円、増掘及び動力の装置は約11万円、公共の浴用又は飲用への提供は約3万5千円の手数料が徴収されているが、審査内容の削減と審議会への諮問を経ないことに伴い、低廉化が図られる見込みである。なお、これは都道府県が条例改正により行うものである。</p>			平成19年4月25日改正法公布	
243	環境省 自然環境局自然環境整備担当参事官室	<p>揭示項目の追加（規制の追加、強化、拡充）</p> <p>【R I Aの対象とした法令】 温泉法</p>	平成19年3月20日 （当該法律案の国会提出以降。公布まで） 【パブリック・コメント実施時期】 —	<p>【目的】 温泉の入浴者等に対し、温泉に関するより充実した情報を提供するため。</p> <p>【内容】 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者が、温泉施設内への揭示を義務付けられる事項として、「入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの」を追加する。</p>	入浴者等に対して温泉に関するより充実した情報を提供する必要が生じた際に、迅速に揭示項目の追加を行うことができることとなる。	改正法の施行時点では、新たな揭示項目を環境省令で追加することは想定していないため、何ら負担は発生しない。環境省令を改正し、新たな揭示項目を追加した際に、温泉利用事業者に掲示看板の付け替え等の費用負担が生じる。	①温泉の成分、②禁忌症、③入浴又は飲用上の注意の3項目には含まれない項目を、揭示項目として追加が必要が生じた際に、法律改正を行って追加することや、自主的な揭示を行政指導することが考えられる。しかし、揭示項目の追加のみを法律改正で対応するのは現実的ではなく、また、困難である。よって、今回の改正内容のとおり、環境省令で揭示項目を追加できるようなことが適当である。	— 【R I A結果の活用状況】 平成19年4月25日改正法公布	平成24年9月末までに行う。
244	環境省 自然環境局自然環境整備担当参事官室	<p>温泉成分の定期的な分析の義務付け（規制の追加、強化、拡充）</p> <p>【R I Aの対象とした法令】 温泉法</p>	平成19年3月20日 （当該法律案の国会提出以降。公布まで） 【パブリック・コメント実施時期】 —	<p>【目的】 温泉の入浴者等に対し、温泉の成分について正確な情報を提供するため。</p> <p>【内容】 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、政令で定める期間ごとに登録分析機関による温泉成分分析を受け、その結果に基づき温泉成分等の揭示の内容を変更しなければならないこととする。なお、揭示内容を変更しようとするときは、現行法で既に、その内容を都道府県知事に届け出なければならないこととなっている。</p>	入浴者等に対して、現時点での温泉成分により近い情報が提供されることとなる。 入浴者等にとって、それほど古くない分析結果が揭示されていることで、温泉に関する情報提供に対する信頼が高まる。	<p>【温泉利用事業者の負担】 分析に要する費用は10万円程度であり、これが温泉利用事業者（旅館、公衆浴場等）の負担となる。なお、定期的な分析の期間は政令で10年ごとと定めることを想定しており、1年間当たりになると1万円程度の負担となる。また、揭示の件数は全国で約3万4千件、同一の分析結果を複数の揭示で共有しているケースもあることから、再分析の件数は10年間で2～3万件と想定される。したがって、全国の温泉利用事業者の負担の総額で見ると、10年間で20～30億円、1年当たり2～3億円と推定される。 これに加え、分析結果に沿った揭示内容の変更及びその都道府県への届出の負担が生ずるが、分析結果として分析機関から受領した紙そのものを揭示し、届け出ることにより、負担は僅少と考えられる。</p> <p>【行政の負担】 都道府県及び保健所を設置している市（実務を行っているのは保健所）に、揭示内容の変更届出の受理事務、その</p>	従来から行ってきた、法律による義務付けをせず、行政指導により分析の実施を促す手法では、再分析の徹底を図ることができなかった。また、温泉利用の許可を一定期間ごとの更新制とすることで、更新の際に分りを実施させる手法も考えられる。この手法によっても分析の徹底を図ることはできるが、都道府県に申請内容を審査する事務が生じ、それに伴い、都道府県は温泉利用事業者へ手数料の負担を求めることが予測される。これらの都道府県及び温泉利用事業者の負担は、温泉成分について正確な情報を提供するという観点からは不必要なものである。よって、今回の改正内容のとおり、成分の定期的な分析及びその結果の揭示及び届出の義務付けにより対応することが適当である。	「温泉行政の諸課題に関する懇談会」報告書及び中央環境審議会答申において、温泉成分の定期分析及びその分析結果に基づく揭示を義務付けるべきであるとされている。 【R I A結果の活用状況】 平成19年4月25日改正法公布	平成24年9月末までに行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
						届出を行うよう温泉利用事業者を指導する事務が生ずる。 なお、保健所と温泉利用事業者の間では、通常より旅館業法や公衆浴場法に基づく指導がある程度の頻度で行われる関係にあり、温泉法に基づく指導をこれと同時にを行うことで、追加的な負担は小さいものとする事が可能と考えられる。			
245	環境省 水・大気 環境局自 動車環境 対策課	一定の事業者に対する周辺地域内自動車から排出される窒素酸化物等の抑制に関する計画作成等の義務付け（規制の新設） 【R I Aの対象とした法令】 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	平成 19 年 3 月 8 日 （当該法律案の国会提出時まで） 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 対策地域外の周辺の地域に使用の本拠の位置を有し、対策地域内で運行される自動車（以下「周辺地域内自動車」という。）から排出される窒素酸化物及び粒子状物質（以下「窒素酸化物等」という。）を抑制することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。 【内容】 都道府県知事が大気の汚染が特に著しい地区として指定した地区において、周辺地域内自動車を一定回数以上運行する等の条件を満たす事業者は、都道府県知事又は国土交通大臣に対し、周辺地域内自動車から排出される窒素酸化物等の抑制に関する計画の提出及び定期の報告を行わなければならないこととするとともに、当該事業者に対し、都道府県知事又は国土交通大臣が指導・勧告等を行うことができることとする。	事業者による周辺地域内自動車から排出される窒素酸化物等の抑制に関する取組の実施を担保・促進することにより、周辺地域内自動車から排出される窒素酸化物等を抑制することができる。	義務付けの対象となる事業者に、計画の提出や定期の報告を行う負担、計画に基づき取組を行う負担が生じる。	代替手段として、行政指導及び普及啓発等により、事業者が周辺地域内自動車から排出される窒素酸化物等の抑制に関する取組を行うよう促すことが考えられるが、この場合、事業者による取組の実施を担保する手段がないことから、十分な効果を得ることが困難である。	中央環境審議会意見具申「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」（平成 19 年 2 月 23 日）において「流入車対策については、…（中略）…特に問題となる局地においては対策地域全体よりも流入車の割合が高いこと…（中略）…等から、…（中略）…対策地域において共通して適用される自動車 NOx・PM法においても流入車に対し一定の対策を講じるべきである。…（中略）…対策地域外から対策地域内に輸送を行うような自動車輸送事業者…（中略）…については、排出量の抑制のために必要な取組を行うべきである」とされている。	平成 24 年 12 月末までに行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
								【R I A結果の活用状況】 平成 19 年 5 月 18 日改正法公布	
246	環境省 水・大気 環境局自 動車環境 対策課	窒素酸化物重点 対策地区内及び 粒子状物質重点 対策地区内にお ける建物の新設 等に係る届出制 度の創設 (規制の新設) 【R I Aの対象 とした法令】 自動車から排出 される窒素酸化 物及び粒子状物 質の特定地域に おける総量の削 減等に関する特 別措置法	平成 19 年 3 月 8 日 (当該法律案の 国会提出時ま で) 【パブリック・ コメント実施時 期】 —	【目的】 自動車の交通需要を生じさせる程度の大 きい建物に自動車が集まることにより 引き起こされる、局地における大 気汚染の防止を図ることにより、二 酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大 気環境基準を確保し、国民の健康を保 護するとともに生活環境を保全するこ とを目的とする。 【内容】 都道府県知事が、大気汚染が特に著 しい地区として指定した「窒素酸化物 重点対策地区」及び「粒子状物質重点 対策地区」(以下「重点対策地区」と 総称する。)において、自動車の交通 需要を生じさせる程度の大きい建物の 新設をする者は、事業活動に伴う自動 車排出窒素酸化物等の排出の抑制のた めの配慮事項等を都道府県知事に届け 出なければならないこととするとも に、当該届出者に対し、都道府県知事 が意見・勧告等を行うことができるこ ととする。	建物設置者による自動車排出窒素酸化 物等の排出の抑制のための環境配慮に 関する取組を担保・促進することによ り、重点対策地区内の建物における事 業活動に伴う自動車から排出される窒 素酸化物及び粒子状物質を抑制するこ とができる。	重点対策地区内において自動車の交通 需要を生じさせる程度の大きい建物の 新設をする者に、届出の負担が生じる とともに、当該届出をした日から 8 ヶ 月間、当該行為の着手が制限される。	代替手段として、行政指導又は普及啓 発等により、重点対策地区内において 自動車の交通需要を生じさせる程度の大 きい建物の新設をする者に対し、事 業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等 の排出の抑制のための配慮を行うよう 促すことが考えられるが、この場合、 事業者による取組の実施を担保する手 段がないことから、十分な効果を得る ことが困難である。	中央環境審議会 意見具申「今後 の自動車排出ガ ス総合対策のあ り方について」 (平成 19 年 2 月 23 日)において 「街区や建築物 の形状や交通量 を発生させる施 設等が大気環境 の質に影響を与 えることを認識 し、新たな土地 利用や施設整備 については、大 気汚染防止の観 点から適切な配 慮を行う等中長 期的な視点に立 って、都市構造 対策を進めるこ とが重要である 。このような施 設の新規立地 については、都 市計画及び地方 環境影響評価条 例において環境 の保全上支障が ないように配慮 されているが、 これらとの調和 を図りつつ、特 に局地近傍にお いて、局地の大 気汚染状況に直 接影響を及ぼす 可能性のある新 たな施設整備を 行おうとする際 に、早い段階で 大気環境を含め	平成 24 年 12 月 末まで に行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
								<p>た影響の事前確認を行う等の一般的な配慮を制度化することについても、地域の実情に応じた対策として考慮する必要がある。」とされている。</p> <p>【R I A結果の活用状況】 平成 19 年 5 月 18 日改正法公布</p>	
247	環境省 環境保健 部化学物 質審査室	<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく第一種特定化学物質の指定 (規制の追加、強化、拡充)</p> <p>【R I Aの対象とした法令】 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令</p>	<p>平成 19 年 6 月 20 日 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで)</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 平成 19 年 7 月</p>	<p>【目的】 難分解性、高濃縮性かつ人への長期毒性を有する化学物質による環境汚染の防止</p> <p>【内容】 2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ tert-ブチルフェノール (以下「当該物質」という。) を第一種特定化学物質に指定し、その製造、輸入、使用を規制 (事実上禁止) するとともに、当該物質を含有する製品の輸入を規制する。</p>	<p>当該物質の危険性として以下のような点が指摘されており、改正案を導入することにより、当該物質による環境汚染を通じた人健康被害を防止することが可能となる。</p> <p>(1) 分解性：難分解性 (平成 9 年 1 月 29 日化学品審議会試験判定部会において判定) 微生物等による化学物質の分解度試験において、酸素消費量 (BOD) により測定した分解度が 0%、直接定量 (HPLC 分析) により測定した分解度が 0% であるとの結果から自然的作用による化学的変化を生じにくいものであると判断された。</p> <p>(2) 蓄積性：高濃縮性 (平成 10 年 1 月 30 日化学品審議会試験判定部会において判定) 魚介類の体内における化学物質の濃縮度試験において、第 2 濃度区 (1 μg/L) で 1,380~8,180 倍、第 3 濃度区 (0.1 μg/L) で 2,960~10,000 倍の濃縮倍率であることから、生物の体内に蓄積されやすいものであると判断された。</p> <p>(3) 長期毒性 (平成 18 年 1 月 13 日薬事食品衛生審議会、化学物質審議会及び中央環境審議会において結論) 主として、肝臓に対する軽微とはいえない毒性影響が認められており、ラットの 5 週間経口投与毒性試験における NOEL (無影響量) は、0.1mg/kg/day であった。</p>	<p>当該物質は日本国内で年間約 100 トン製造され、そのうち約 3 割が国内で使用されている。平成 17 年 1 月 18 日に開催された 3 省合同審議会において「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある」可能性が示されたことを受け、国内製造者は本年 1 月 13 日までに製造を停止し、今後当該物質の製造を行わないとの意向を示している。また、当該物質が平成 16 年 9 月 22 日に第一種監視化学物質に指定された後、国内製造・販売者が新規顧客への販売を中止する等供給を絞り始めたこと等を受け、数百 Kg の輸入が行われたが、昨年 1 月 18 日開催 3 省合同審議会において長期毒性の可能性が示されたことを踏まえ、輸入者は今後輸入を行わないとの意向を示している。このため、当該物質の製造・輸入については現時点で既に実績がないため、当該物質の製造・輸入・使用を行っている者における経済的負担は生じないものと考えられるが、行政機関においては、現状維持に比べ、新たに指定された第一種特定化学物質の製造・輸入・使用等が行われていかどうか監視する必要がある、行政負担は増大する。例えば、試買検査 (国内で流通している製品について当該物質が含有されていないことを確認する検査) を行うこととなるが、当該物質の含有製品の分析費用として、1 製品</p>	<p>代替手段として、製造・輸入を認めつつ、使用、廃棄段階で環境中への排出を一定量以下に規制する方法等も考えられる。しかし、①当該物質は難分解性、高濃縮性かつ人への長期毒性を有し、一旦環境中に放出された場合には長期にわたって環境を汚染し人の健康を損なうおそれがあること、②現時点では当該物質の製造、輸入が行われていないと考えられることから、製造、輸入の規制 (事実上禁止) が最も効果的かつ効率的手段と考えられる。</p>	<p>当該物質を第一種特定化学物質に指定し、また当該物質を含有する製品の輸入を制限することについては、これを適当とする旨の中央環境審議会からの答申が平成 18 年 1 月 16 日付け及び平成 18 年 7 月 6 日付けで得られている。</p> <p>【R I A結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成 19 年 11 月上旬、政令改正予定</p>	平成 25 年 3 月末まで に行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
					よって継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれ（長期毒性）があるものと考えられる。また、長期毒性の発現の程度は、既存の「第一種特定化学物質」と比較してほぼ同程度であり、第一種特定化学物質に相当する長期毒性を有するものと判断された。	当たり数十万円の費用が見込まれる。			